

会 議 録 目 次

令和 4 年第 1 回曾於市議會臨時会

会期日程	1
○ 5 月 9 日（月）	
議事日程第 1 号	3
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
承認案第 2 号～承認案第 5 号	5
議案第 40 号、議案第 41 号	19
閉 会	32

会 議 録 目 次

令和4年第2回曾於市議会定例会

会期日程	33
------------	----

○6月10日（金）

議事日程第1号	35
開 会	38
開 議	38
会議録署名議員の指名	38
会期の決定	38
議長諸般の報告	38
市長の一般行政報告	38
報告第1号、報告第2号	39
承認案第6号	49
議案第49号、議案第50号	55
議案第42号～議案第44号	61
議案第45号～議案第48号	78
議案第51号	81
議案第52号	82
議案第55号	95
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	97
散 会	99

○6月13日（月）

議事日程第2号	101
開 議	103
一般質問	
重久 昌樹 議員	103
徳峰 一成 議員	118
渡辺 利治 議員	138
上村 龍生 議員	150
散 会	167

○6月14日（火）

議事日程第3号	169
開 議	171

一般質問

迫 杉雄 議員	171
片田 洋志 議員	192
矢上 弘幸 議員	208
今鶴 治信 議員	223
散 会	238

○6月15日（水）

議事日程第4号	239
開 議	241
一般質問	
山中 雅人 議員	241
岩水 豊 議員	266
瀬戸口恵理 議員	286
散 会	305

○6月24日（金）

議事日程第5号	307
開 議	310
議案第43号、議案第44号	310
議案第45号～議案第48号	312
議案第51号	314
議案第52号	315
議案第55号	320
議案第53号、議案第54号、議案第56号～議案第58号	322
発議第6号	326
閉会中の継続審査申出について	327
閉会中の継続調査申出について	327
議員派遣の件	327
閉 会	328

令和4年第1回曾於市議會臨時會

會 期 日 程

令和4年第1回曾於市議會臨時會會期日程

會期 1 日間

月	日	曜	會 議	摘 要
5	9	月	本 會 議	○開會 ○會議錄署名議員の指名 ○會期の決定 ○議案の上程・審議・表決 ○閉會

令和4年第1回曾於市議會臨時会

令和4年5月9日

(第1日目)

令和4年第1回曾於市議会臨時会会議録（第1号）

令和4年5月9日（月曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

（以下4件一括議題）

第3 承認案第2号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市税条例等の一部改正）

第4 承認案第3号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市国民健康保険税条例の一部改正）

第5 承認案第4号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市介護保険条例の一部改正）

第6 承認案第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度曾於市一般会計補正予算（第12号））

（以下2件一括議題）

第7 議案第40号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第8 議案第41号 令和4年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	8番	上村龍生	9番	岩水豊
10番	渕合昌昭	11番	今鶴治信	12番	九日克典
13番	土屋健一	14番	原田賢一郎	15番	山田義盛
16番	大川内富男	17番	渡辺利治	18番	迫杉雄
19番	徳峰一成	20番	久長登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 吉田竜大 総務係長 梅木康

主 任 富 永 大 介

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	鶴 田 洋 一
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	平 千 力
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	安 藤 誠	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸一郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	園 田 浩 美
市 民 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会計管理者・会計課長	新澤津 友 子
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	森 岡 雄 三
福祉事務所長兼福祉課長	笠 野 満	農 業 委 員 会 長	山 口 裕 之
		農業委員会事務局長	中 山 純 一

開会 午前10時00分

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、令和4年第1回曾於市議会臨時会を開会します。

○議長（久長登良男）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久長登良男）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において徳峰一成議員及び山中雅人議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（久長登良男）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月9日の1日限りといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 承認案第2号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市税条例等の一部改正）

日程第4 承認案第3号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市国民健康保険条例の一部改正）

日程第5 承認案第4号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市介護保険条例の一部改正）

日程第6 承認案第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度曾於市一般会計補正予算（第12号））

○議長（久長登良男）

次に、日程第3、承認案第2号、専決処分の承認を求めることについて（曾於市税条例等の一部改正）から日程第6、承認案第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度曾於市一般会計補正予算（第12号））までの以上4件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第3、承認案第2号から日程第6、承認案第5号まで一括して説明をいたします。

日程第3、承認案第2号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、それぞれ令和4年3月31日に公布されたことに伴い、関連する規定を改正する必要が生じ、その既定の施行の日との関係上、専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

主な内容の1点目は、省エネ改修を行った既存住宅に係る固定資産税の減免措置の拡充及び適用期限を2年延長するものです。

2点目は、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするものです。

その他については、引用法令の字句の整理及び条項ずれに伴い、規定を整備するものです。

次に、日程第4、承認案第3号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、それぞれ令和4年3月31日に公布されたこと、また、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響による国民健康保険税の減免について、令和4年度分も財政支援の対象とされたことに伴い、関連する規定を改正する必要が生じ、その規定の施行の日との関係上、専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

主な内容の1点目は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円に引き上げるものです。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、期限を1年延長するものです。

次に、日程第5、承認案第4号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定

程度収入が減少した被保険者に係る介護保険料の減免について、令和4年度も財政支援の対象とされたことに伴い、減免対象となる介護保険料の年度及び納期限が1年延長されたことに対応するため、関連する規定を改正する必要がある、その規定の施行の日との関係上、専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

次に、日程第6、承認案第5号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

本案は、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第12号）を、令和4年3月31日付けで専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の専決処分であります、歳入については、交付決定による地方交付税や地方消費税交付金の増、事業費確定による国県支出金や繰入金、市債等の増減が主なものです。

歳出については、総務基金管理費の増、生活保護扶助費や新型コロナウイルス感染症対策事業の減が主なものです。

この結果、歳入歳出予算の補正額は、2,059万1,000円増額し、予算総額は歳入歳出それぞれ316億6,755万円となりました。

以上で、日程第3、承認案第2号から日程第6、承認案第5号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御承認くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議長、マスク外していいですか。眼鏡が曇って。

ただいま市長から専決3件についての説明がありましたけども、順を追って質問いたします。

まず、専決3号の市税条例の一部改正でございます。

質問に入る前に、課長の質問になろうかと思いますが、土地についての固定資産税は、原則として前年度評価額の70%を課税標準額といたしておりますが、この課税標準額に税率の1.4%を掛けるのが、これが原則だと考えております。この確認をまず答弁の中でさせてください。

その中で、今、市長からも提案がありましたけれども、1つは固定資産税の中で、附則の第10号の3第9項の中、熱損失防止改修を今回の条例改正で「等」というのが新たに入りました。「等」というのが、具体的に添付資料にもありませんので、市長説明では拡充っていう表現で答弁がありましたけれども、こういった点で「等」が加えられて、拡充となったのか。また、その4年度の本市のこのことによ

っての影響額をどれだけ試算してるか、これが質問、第1点であります。

それから、第2点目は、同じく固定資産税のこの改正部分で、附則第12条第1項中の100分の5も市長答弁でありましたように、商業地域を対象として100分の2.5と4年度改定するっていうことでありますが、このことによって4年度の影響額がいくらであると考えられるかですね、説明してください。

次に、専決の4号の国民健康保険税条例の一部改正でございますが、1つは限度額の省令改正に伴う引き上げでございますが、質問であります、国保税の医療分63万円が2万円引き上げられて65万円であります、この影響する世帯とその額についてですね。

ちなみに、前年度では試算した場合にその金額はいくらになるか。合わせてこの後期高齢分についても19万円が1万上がりまして20万円であります、このことによつての対象となる世帯と影響額について説明してください。

3点目は、専決の5号の介護保険条例の改定でございますが、これも国保税と同じように、そしてこの専決4号についてももう1つですね、コロナ感染の減免規定をこの延長するとなっております。単純な質問であります、コロナ感染で影響を受けた場合に、これ、収入が減った方に対しての減免規定だと思うんですが、その確認をさせてください。

なぜかと言いますと、曾於市の国民健康保険の条例の中の附則の中に、感染症にかかった場合、罹患と言ってます、罹患した場合についても一応、見舞金を支給するという項目があります。それとの関連があるのかどうかを含めて、コロナ感染によってこういったケースの場合に減免規定となるのかですね。その影響額を含めて。実際、3年度実績がどれだけあったのか、併せて交付税措置が3年度は何%であったのか、お聞きします。

同じく専決の5号の介護保険条例改正につきましても、収入減となった場合が適用と思うんですが、これは前年度対比3割以上収入が減った場合が対象となるのか、確認を含めて説明してください。

そして、令和3年度の減免の対象者となった方がどれだけあるのか。これ、1号被保険者でありますんで、65歳以上、もう年金生活者が中心でありますと、ほとんどないと思うんですけども、実際、事例があったら報告してください。

あと、この専決4号と5号、両方言えることで、なお質問なんですが、なぜ1回、1回、今回も令和4年度を含めて延長になったということで改正なのか、その年度の規定はもう外したほうがいいのか。このコロナ感染というのは、いつ収束するか、まだ定かでない、まだ定かでない中においては何年待っても次元的にこの条例改正を、昨年もそうありますけど、するのじゃなくて、その時期はもう

外して、年度はですね、そして条例改正を行ったほうがいいのかという感じもいたしますが、これについて検討されたのかどうか、これはもう交付税措置とは関係ないと思うんですよね。そういった大きな観点からの議論がされてるのかどうか、報告してください。

最後に、以上専決4号、5号に合わせた影響額についてのどれぐらいの影響額になるのか。これは補正予算に計上されてないですけども、計上しなくてもよいほどのわずかな影響額であったということで計上されてないのかどうか、最後の質問でありますけども、答弁をしてください。

以上です。

○税務課長（山中竜也）

それでは、承認案第2号について、今、ありました質問について回答いたします。

まず、土地の課税についてですが、一応評価額の70%で1.4%が税額かということですが、評価額と課税標準額というのは原則イコールでございますが、その中で負担調整措置としまして、税額の急激な上昇を抑える措置等がございます。その措置の関係で、評価額とこの課税標準額との差が出ているところがあるところでございます。

次に、影響額についてでございますが、こちらにつきましては、土地に係る固定資産税の負担調整措置については景気回復、また激変緩和の観点から、商業地等で課税標準の評価額に対する割合である負担水準が60%未満の土地に係る課税標準額を令和4年度に限り、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額に2.5%を加算した額とし、課税標準額の上昇を抑えるものでございます。

措置につきましては、この負担水準が60%未満の土地が107地点あるところでございます。そのうち令和4年度の特例措置を適用したほうがいい土地につきましては、2地点あるところでございます。影響額につきましては、2地点合わせて3,100円となるところでございます。

次に、国民健康保険税の承認案第3号について。

（何ごとか言う者あり）

○税務課長（山中竜也）

失礼いたしました。附則第10条の3第9項、第11項についてでございます。

省エネ改修を行った既存住宅に係る固定資産税の減免措置の拡充についてでございます。拡充につきましては、まず1点目が、対象住宅を平成20年1月1日以前から所在する住宅から平成26年4月1日以前へ拡充するものでございます。

工事の要件としましては、窓・床・天井・壁の断熱工事のみの対象だったところが、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器等も対象となったところでござ

います。

次に、承認案第3号について。

(何ごとか言う者あり)

○税務課長(山中竜也)

影響額につきましては、今現在、申請がないところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○税務課長(山中竜也)

試算については行ってないところでございます。

次に、承認案第3号でございます。国民健康保険税の限度額の引上げに係る影響額でございますが、令和3年度ベースの試算でございますが、医療分が限度額が63万円の場合が85世帯が対象でしたが、引き上げ後は79世帯が65万円となり、2万円の増となります。6世帯が2万円未満の増となり、合計しますと163万7,200円の増となるところでございます。

また、後期高齢者支援分では限度額が19万円の場合が44世帯が対象でしたが、引き上げ後は35世帯が20万円となり1万円の増となります。9世帯が1万円未満の増となり、合計しますと40万7,100円の増となるところでございます。

医療分と後期分の増額の合計としましては、204万4,300円となったところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○税務課長(山中竜也)

補正予算のほうには入れておりません。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険の減免についてでございますが、令和3年度の申請状況についてですが、8件の申請に対しまして8件が減免対象となり、減免額は100万2,600円となったところでございます。

それと、コロナ以外の減免申請もあったところでございますが、こちらにつきましては10件の申請に対し10件が対象となり、減免額は55万3,300円となったところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○税務課長(山中竜也)

収入のほうで3割以上減少した世帯が対象となるところでございます。

以上でございます。

(何ごとか言う者あり)

○税務課長(山中竜也)

一応、こちらにつきましては、調整交付金のほうで、一応、曾於市の場合が今現

在でありますと10分の4が対象となるところでございます。

以上でございます。

○介護福祉課長（福重 弥）

それじゃあ、私のほうから、承認案第4号の介護保険料について、御説明を申し上げます。

収入の減につきましては、同じく3割以上の減少した方が対象となってるところでございます。

また、令和3年度の減免の実績につきましては、4世帯6人の方が減免をされたところでございます。減免額にいたしまして22万4,000円でございます。

また、この22万4,000円につきましては、国のほうから全て措置があったところでございます。

（「全額ですか」と言う者あり）

○介護福祉課長（福重 弥）

全額です。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に移ります。

特に、この市税関係は課長、説明がありましたけど、非常に分かりづらいと言いますか、恐らく同僚議員も私だけじゃないと思うんですよ。私も何回も、この質問のために例規集を読み直したんですけども、非常に分かりにくいというか。ですから、分かりやすい形で答弁をしていただきたいと思います。課長、いいですね、今後ですね。いろいろ、もともとの土台が非常に分かりにくい構造になっていますので、限界は、制約はあるかと思いますが。

質問でありますけど、例えば、この平成20年から26年まで家を建てた場合に、この熱損失防止関係の減免の対象となるのが今後、枠が広がったって、恐らく全市民このことは承知してないと思うんですよ。だから、試算ができない。影響額もですね。課長、そうですね。

ですから、やはり税金は払うのが国民の義務であると同時に、分かりやすく、もし対象となる市民がおられたら、やはりこの改正に伴って市民に分かりやすい形で周知を図っていくというか、これがやはり市の務めだと思うんですよ。その点、どういった形で分かりやすい形で、特に若い世代が建物を建てるってということで、対象になる方が多いと思うんですけども、周知を図る予定であるのか。それについての予算措置はされていますか、周知に予算措置が。この点で答弁をしてください。これが質問の第1点であります。

あと、このコロナ感染の国民健康保険の減免ですね。前年度に比べて3割以上が収入減になった場合が対象となるという答弁だったんですよね。それは、具体的にこの条例の中に3割ということで明記されていますかね。ちょうど私も何回も読み直したんだけど、介護保険の場合は明記されていました。国保の場合は明記されてるかどうか、コロナ感染で罹患された場合は、ついでの見舞金の規定はありますよ、ありますけどね。一般的に、課長、国民健康保険の減免というのは、私も何回もこれ取り上げてるんですけど、前年度に比べて5割以上収入が少なくなった方々が基本的には減免の対象ですよ。課長、そうですね。一般的な、例えば災害だけじゃなくて、失業、あるいは経営困難含めて、前年度に比べて半分以上収入が落ち込んだ場合は全額、あるいは50%、2分の1減免という規定があります。これが曾於市の国保の減免の柱であります。

ところが、今の課長、例外的に感染の場合は3割以上。その3割以上っていうのが具体的に条例の中にあるのでしょうか、これを説明してください。ちょっと私の勉強不足で見当たらなかったものですから。

それと、これは介護保険についても言える部分ですけども、1回目の質問ですね。1回、1回、この3年から4年、4年から5年ということで、条例改正、わざわざ時間を弄してやる必要があるのかどうか。単純な疑問なんです。もう3年とか4年というの外して、もうコロナ感染の規定だけ残しておったら、これはもう交付税に関係ないですよ、交付税措置はなくてもコロナ感染があったら曾於市の場合、独自に、やはりその条例は残すという、そうした地方自治の原則のありようから見て、そうした規定の在り方がよりベターじゃないかと思うんですけど、議論はされなくても答弁はできると思いますね。答弁をしてください。

次に、介護保険について質問をいたします。

一応、3割以上というのはありました。そして4世帯6人ということで、これは国保と違って全額減免ですね、これも確認いたします。国保の場合が令和2年度から3年度比べて構成数が少なくなっております。そして4年度は課長答弁にありましたように、4割が対象となっております。その点で違いがあるようでありますけども、答弁上、間違いがないかどうか、含めて答弁してください。

○税務課長（山中竜也）

それでは、お答えいたします。

まず、市税条例の省エネ改修の場合の周知の件でございますが、市民の周知につきましては、増改築を含むようなリフォームであれば、当然、家屋調査に行きますので、その時点で対象の改修を行っていた場合は、その時点で説明をさせていただくということになります。ただ、サッシだけ交換したとか、あと断熱材だけを行

ったという場合は、当然、家屋調査がありませんので、そういった方につきましてはホームページ等で周知を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、コロナ減免の条例上の3割についてでございますが、こちらにつきましては、今、条例のほう調べておりますので、しばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

○介護福祉課長（福重 弥）

それでは私のほうから、毎年度改正する必要はないのではないかというところでございますが、今現在、この減免につきましては、国の財政支援が毎年度延長されております。これに伴いまして、市のほうの条例も適用できるように今、改正しているところでございます。

以上、そういう毎年度の国の延長に伴いまして、市もそれに準じて改正しているところでございます。

それから減免の3割以下についてですが、これにつきましては3割以下でありまして、また前年の所得合計額が400万円以下でありまして、またその中で合計所得金額が210万円以下の場合はまた減免割合が10分の10、210万円を超える家庭については10分の8というのは2段階に分かれるところでございます。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○議長（久長登良男）

暫時休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前10時30分
再開 午前10時31分
—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長（山中竜也）

大変失礼いたしました。それでは、お答えいたします。

コロナの減免について、収入3割減の部分がどこかというところでございますが、こちらにつきましては、国民健康保険税条例の附則の中の14の中のアの部分に該当するところでございます。

事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上と定められているところでございます。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○税務課長（山中竜也）

令和3年度につきましては、10割だったところですが、令和4年度につきましては、今のところ4割というところで、通知が来ているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目の質問でありますけども、税の公平性という点で、市長かあるいは、これは大休寺副市長になりますか、どちらかでもいいですので答弁してください。

ただいまお二人の課長が答弁ありましたように、新型コロナに感染の場合は、一応減免の基本的な考え方というのが、前年度に比べて収入が3割以上減った場合、減収した場合が、一応、基本的には対象となるということですよね、3割以上です。ところが、曾於市の国民健康保険税等の場合は、一般的に災害だけじゃなくて、営業が不振あるいは失業等を含めて、生活が苦しいために減免を行う場合の基本的な考え方は3割じゃなくて5割以上でしょう、この条例を見ますと。だから、感染症だけとなぜ特別扱いするのか。同じ市民でありますから、やはり生活が苦しくて、収入が少なくなったら3割以上でもいいんじゃないかと、税の公平性あるいは整合性から見てという考え方でありまして、その立場で、この条例や規則を3割に見直すべきではないかと思うんですけれども、もう3回目でありまして、答弁してください。

○市長（五位塚剛）

今回の提案につきましては、国からのコロナ対策での条例改正の提案であります。

今言われますように、コロナにかかっている方、また、かからない方、コロナの影響によって収入が落ち込んだ方々、いろんな状況があります。

この間、収入が落ち込んだ方々についても、いろんな形で支援をしてまいりました。また、今後、市としてどういう形ができるかということも含めて、いろいろと勉強させていただきたいというふうに思います。

また、市民については、基本的にはいろんな相談事を受けながら、対応もまたしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（岩水 豊議員）

承認案第5号についてお伺いいたします。

委員会説明資料にのっとして順次お伺いしたいんですが、36ページの子育て世帯等臨時特別支援事業補助金、これが大きく約1,900万円、歳入で減額になっておりますが、交付金の兼ね合いとしては、対象者世帯数等を鑑みてるはずではないかと思いますが、これに至った減の要因を説明してください。

次に、同じく44ページの1の5、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金が、大きく8,800万円減額になっておりますが、これの減の要因を説明を求めます。

次に、65ページの学校施設整備基金繰入金の大幅な減額に至った要因を説明してください。

次に、歳出の75ページ、ふるさと開発基金とまちづくり基金が5億4,000万円、積み増しされている、この積み増しに至った経緯、そして、今の専決でここになった、額として大きいので、それと基金の目的、これは計画どおりなのか、それについて説明をしてください。

次に、97ページ、これはワクチン接種で先ほどと一緒にですね、歳出のほうですね。

最後に、112ページの図書費、図書購入基金積立金、これへの財源はどこからか、これについて、そして今後の活用、それと基金残高について説明をしてください。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（笠野 満）

それでは、御質問の35ページの子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の減額について御説明いたします。

こちらは非課税世帯の臨時特別給付金の事業費の予算減額、こちらが7億8,940万円となっておりますが、これにつきまして、課税世帯の被扶養者と思われる878世帯、非課税世帯であっても該当しない分、こちらの方が878世帯いらっしゃいます。その分を今回の事業費の補正後予算額7億160万円のうち、3年度の3月31日現在の支払済額が5億9,380万円になりますので、4月以降支払分の残りの1億780万円を4年度に繰り越すということで計上しております。

以上です。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、44ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金、歳入の分ですが、8,812万9,000円の減の要因ということで、これについては、ワクチン接種の委託料で医療機関に払う分ですが、その分の実績による減でございます。後で歳出のほうで出てくる、先ほど質問にありました97ページの歳出のほうになります。全部で1億97万3,000円の減ですが、一番下、委託料のところのワクチン接種委託料8,812万9,000円、これの分が減になったものでございます。

そのほか、報償費、通信運搬費も減にしておりますが、これについても実績によ

る減でございます。

以上です。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

予算委員会説明資料の65ページでございます。

曾於市立学校施設整備基金繰入金の減額の理由といたしまして、当初、2億円組んでおりました繰入金でございましたけれども、最終的に4,700万円となったところでございます。

理由につきましては、国庫補助金並びに地方債、いわゆる過疎債ですけれども、この繰入れが予定よりも大きく伸びたために、一般財源分に当たる、この基金が少なくて済んだというものでございます。

以上でございます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、議員のほうからありました75ページの部分でございます。

ふるさと開発基金に3億円、それとまちづくり基金に2億4,000万円を積み立てているけどもということで、その理由についてということでございました。

今回の専決予算におきましては、特別交付税等の決定に伴う増や歳出の最終的な決定及び見込みによる減額等があったところでございます。

ふるさと開発基金につきましては、市の施設整備事業や公共用地取得事業又は地域づくり事業の財源に充てることを目的として積み立てられている基金でございます。

基金積立につきましては、そのほかの基金につきましてもですが、最終的な予算額を見込み、市長、副市長と協議を行ったところでございます。

ふるさと開発基金につきましては、今後、老朽化し出します公共施設等の改修等が多額の財源が見込まれることから、今回、3億円の積立てを行ったところでございます。

その結果、令和3年度の基金残高は、15億400万円ほどとなる見込みでございます。

続きまして、まちづくり基金の基金でございます。

この基金につきましては、市民の連携の強化及び地域振興を図ることを目的として積み立てているものでございます。

まちづくり基金につきましては、平成21年度から積立てを行っております。

30年度が最高でございまして、基金の残高は20億8,000万円でございました。このうち19億5,100万円につきましては、合併特例債を借り入れて積み立てた分でございます。

まちづくり基金につきましては、令和元年度より取崩しを行っております。

令和3年度末までに8億1,270万円を繰入れしておりますが、積立てを実際しておりませんでした。そこで今回、2億4,000万円の積立てを行ったところでございます。

最終的な令和3年度末の基金残高見込額は、16億5,791万円となる予定でございます。

この計画どおりかということでございますが、先ほども申しましたとおり、最終的な予算額、それを見込んだ結果、三役と相談をいたしまして、各種基金に積立てを行ったところでございます。

以上でございます。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

それでは、先ほどありました112ページの図書の購入基金の財源でございます。

図書購入基金につきましても、先ほどありましたとおり、予算の最終的な額を見越して、それで基金積立てを行ったところでございます。

基金の目的につきましては、曾於市立図書館の充実を図ることを目的に積立てを行っている基金でありまして、図書の購入に充てるため、近年、毎年800万円ずつを繰り入れて、図書購入の財源としていたところでございます。

平成30年度以降、一般財源からの積立てを実施しておりませんでした。そこで今回、4,000万円の積立てを行い、最終的な令和3年度末の基金残高見込額は、1億4,740万2,000円となったところでございます。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

ワクチン接種関係についてお伺いしたいんですけど、実績によるということではありますが、減額になったりとかいうことであれば、予定よりワクチン接種が進まないとかいうことなのか、それとも100%計画として、当初予算が計上されていたのかを確認させてください。

次に、75ページの基金についてであります。基金自体を積むことに関して異論はないところでありますが、議会の議決を必要としない、承認案として上げる専決処分ですらであれば、議会側としては、できれば3月議会に今回の合わせた5億4,000万円、これ等についても幾らかの額が計上されていて、そして、それが1割なり2割なりが増額された分について専決するということであれば理解しやすいんですが、いかんせん5億円という金をこう動かすことに対して、議会の議決が必要でないやり方ということについて、少し疑問があるところでありますので、

執行部のほうの見解を求めます。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、ワクチンの接種率は見込みがどうだったのかということでございます。

12月の補正でお願いしたときには、3万人で当初予算の計上をしたところでした。それで、3回目接種の方々は、100%で見ておりしましたけれども、3月末で50%ちょっとでありました。それにまた3月接種分の支払いを4月で支払う、新年度で払うようにということで、国からの指示もありましたので、この接種の委託料については8,000万円ほど減になったということでございます。

○市長（五位塚剛）

3月の議会中に、いろんな形での変更があった場合は、なるべく議会に報告しながら、基金の積立てをしたいというふうに思っておりますが、今回の場合は、議会終了後に国からの特別交付税が市に歳入されまして、そのために、このような形での提案ということになりました。

引き続き、いろんな形で、全協でも状況については、お知らせをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認案4件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、承認案4件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより承認案4件について討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより承認案４件を一括して採決いたします。

お諮りします。承認案４件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、承認案４件は、承認することに決しました。

日程第７ 議案第40号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第８ 議案第41号 令和４年度曾於市一般会計補正予算（第１号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第７、議案第40号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び日程第８、議案第41号、令和４年度曾於市一般会計補正予算（第１号）についての２件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第７、議案第40号及び日程第８、議案第41号を一括して説明をいたします。

日程第７、議案第40号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について説明いたします。

まず、今回、市職員が飲酒運転による物損事故を起こしたことに對しまして、市民の皆様と関係機関の皆様に深くおわびをいたします。

今回の条例改正は、管理監督者としての責任を明確にするため、令和４年６月１日から同年６月30日までの１か月間、市長の給料を100分の10減額し、副市長の給料を100分の５減額するものです。

また、附則第２項において、曾於市特別職等の給料の特例に関する条例については、適用期間を経過していることに伴い廃止するものです。

次に、日程第８、議案第41号、令和４年度曾於市一般会計補正予算（第１号）について説明いたします。

まず、一般会計補正予算書の２ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額に7,259万3,000円を追加し、総額を260億6,236万9,000円とするものです。

それでは、予算の概要を配付いたしました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、２ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明しますと、国庫支出金は、衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金を4,554万円、総務費国庫補

助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を2,400万円それぞれ追加するものが主なものです。

繰入金は、財政調整基金繰入金を104万4,000円減額しております。

歳出については、ワクチン接種委託料等の追加により新型コロナウイルス感染症対策事業を7,668万2,000円、事務補助員報酬等の追加により農業委員会事務局費を30万9,000円それぞれ追加し、特別職給の減額により一般管理職員給を14万9,000円、一般職給等の減額により農業委員会事務局職員給を424万9,000円、それぞれ減額するものが主なものです。

以上で、日程第7、議案第40号及び日程第8、議案第41号を一括して説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

最初に、議案の40号の特別職の給与に関する条例の改正と関連いたしまして、それに伴う一般会計の補正予算について質問をいたします。

まず、今回のこの条例改正と補正予算については、市職員の今年1月14日の酒気帯び運転及び物損事故についてが一応発端となっております。

単純な質問でありますけども、全員協議会でも市の文書で酒気帯び運転ということで表現がなされておりますが、市の職員の交通違反行為に関する懲戒処分の規定では、交通事故についての大きいのでは、酒酔い運転と酒気帯び運転に分けて、この規定があります。

質問であります、酒酔い運転と酒気帯び運転の違いについて説明してください。なぜ、今回の場合は、酒酔いではなくて酒気帯び運転になったのか、これを見る限り、その分け方が書かれていないようでありますので、何をこの根拠として、今回の場合、酒気帯びとなったのか、単純な質問であります、これが第1であります。

質問の第2点目でありますけども、大隅簡易裁判所の決定は、罰金50万円であります。これは鹿屋区検察庁の処分とも関係がありますが、交通違反の罰則は、今回は何点であったのか、一応答弁してください。

基本的には、曾於市の場合は、鹿児島県内の市町村も違いはありますけども、この交通違反の場合は、罰則の点数が基本となっております、今回は何点であったのか、2点目の質問であります。

それから、3点目。職員の交通事故の場合、市は内部規定で処分、基本的には点数により処分となっております。今のと重なりますけども、この確認をさせていただきます。

そして、4点目。ほかの自治体も同様であるようですが、若干違います。

鹿児島市の場合は、酒気帯び運転で懲戒免職の事例も2年前ありますけども、本市の規定は、近隣の地方自治体では、どの自治体を一様に合わせているのか答弁してください。

それから、ロードミラーの損害についてはもう請求されたのか、であります。

あと、職員の交通事故を含む懲戒処分は、年間何件ほど上るのであるか、最後に、今回の提案は市長報告にありましたけども、監督の不行き届きということでの三役の給料の1か月分の減額であります。

質問であります、こうした職員が懲戒処分となるような、いわゆる不祥事を起こした場合に、監督不行き届きということで給料の減額も含めての、この処分については内部の規定があるのかどうか、なかったらやっぱりこれはそれなりにつくるべきだと思うんですね。ケース、ケースで対応する。ほかの市町村も参考にするといいのではなくて、それなりの、やはり文書化された、第三者機関を含んで分かる形での市のトップの処分についてもつくるべきだと思うんですが、その点を含めて答弁してください。

それから、それに伴う質問とならざるを得ないんですが、今回1か月としたことについての考え方、2か月とかあるいは3か月ではなくて、あるいは賞与は入れないということを含めて、何を根拠として1か月としたのかどうか。

最後に、この職員は、農業委員会に所属いたしております。農業委員会の局長も課長も一応訓告処分があったという報告がありましたけども、全員協議会で。

農業委員会の職員でありますから、例えば、この会長などの監督責任については、新三役とはあえて協議していないのかどうか。

例えば、翻って、ちょっと事例が悪いですけども、議会で職員が問題を起こした場合は、当然、議長を含めて、議会のトップの責任といいますか、監督のありようについても議論が恐らくされると思うんですね。その点で協議はしていないのかどうか。これがこの懲戒処分についての質問であります。

次に、それ以外の議案41号の一般会計補正予算の1号について、質問をいたします。

今回の一般会計の予算では、9ページでありますけども、ワクチン接種関係が7,668万2,000円と国庫支出金を中心でありますけども、予算計上が新たにされておりまして、その専決処分であります。

質問でありますけれども、説明書では、これは課長の答弁がよろしいと思うんですが、課長、委員会説明資料の支出の内訳を見ますと、訂正すべき箇所が2か所あるように思います。

まず1つは、ワクチン接種の委託料4,554万円とありますが、その内訳の中で、2,070円を5万人分とありますでしょう。この5万人というのは当初予算で計上された3万人を含めて、全体で5万人ということだと思うんですね。ですから、全体だと私の計算では、ワクチン接種の委託料が全額で1億3,359万5,000円になりますので、これは訂正して答弁してください。

併せて、単純な質問であります。当初予算では、このワクチン接種委託料の3万人が中心でありますけれども、当然のことながら、時間外加算あるいは休日加算も予算計上されております。

先ほどの専決の一般会計の12号でも、これが減額されておりますけれども、ですから当然、このワクチン接種の委託料の中では、この時間外を含めて、やはり協議した上で分けて、この予算計上を、配分をすべきだったと思うんですね。これは基本の基本だと思うんですよ。やる中において、お互い流用するというような安易な考え方じゃなくて、その点でなぜ分けなかったのか。

この時間外加算と休日加算も、これは当初予算の数字ですよ、ここに書いてあるのは、当初予算の。だから、もう基本の基本、いろはの部分でありますので、その点でなぜ分けなかったのか、お聞かせ願いたいと考えております。

そして、今回、新たに2万人も対象として5万人になりましたけれども、この2万人の対象者の考え方についても説明してください。

基本的には、4回目接種が基本だとは想定できるんですけども、それだけでいいのかどうか。例えば、年齢的な点もあります。全国的に曽於市を含めて、年齢をずっと引き下げておりますので。ですから、この4回目だけで、今回の予算計上の2万人で考えていいのかどうか説明してください。

さらに同じことではありますが、傷病見舞金のこの3,000万円についても、当初予算分も含めて入っております。だから、詳しくは2,700万円でありますので。ですから、この3万円の1,000件というのも詳しくは900件になります。100件分は、もう当初予算で予算計上されております。その点、訂正して答弁してください。基本でありますので。

関連いたしまして、この傷病見舞金を今回900名加えまして、1,000件といたしましたけれども、ちなみに、本年度の4月の中では、どれだけがこの見舞金の対象となっているのかどうか。それを想定しての1年間の1,000件だと思うんですが、答弁してください。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（五位塚剛）

今回の職員の飲酒による不祥事につきまして、改めて議会の皆様、また市民の皆様におわびを申し上げたいと思います。

常日頃より職員の行動については、庁議、また年度初め式でもいろんな形でのお願いをし、注意するように、また公務員としてのふさわしい行動をするようにしておりました。今回の結果は、非常に残念に思っております。

今回の職員は、農業委員会の職員であります、農業委員会であり、教育委員会であり、福祉事務所にあっても、基本的には職員であります。各担当課長を含めて、職員の行動については、常日頃から気を配りながら指導をしておるわけですが、今回のことについては、本当に申し訳ないというふうに思っております。

今回のことについて提案でも説明いたしました、監督責任者としての一つの責任の取り方として提案をいたしました。

内容については、いろいろ議論すべきものがあると思いますが、報酬等の特別職の審議会でも提案をして承認いただきました。また、後々のことについても含めて、総務課長に説明をさせたいと思います。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたします。

まず初めに、酒気帯び運転と酒酔い運転の違いというところから説明させていただきたいと思います。

通常、飲酒運転には、酒酔い運転と酒気帯び運転ということに分かれるところがございます。

飲酒運転につきましては、点数とか呼気中のアルコール濃度は関係なく、本人の体調によって、アルコールに強い人、弱い人ありますので、その段階で冷静な判断ができるかとか、通常のやり取りができるか、できなかった場合は酒酔い運転に認定されるものであります。それ以外で呼気の1ℓ中に0.15mg以上のアルコール濃度が検出されますと酒気帯び運転となります。これが段階としては0.15mgと0.25mg以上というところで分かれるところがございます。

今回の職員のものにつきましては、0.25mg以上の濃度は検出されましたけれども、酒酔い運転には認定されなかったというようなところでございます。

点数で言いますと、酒酔い運転でありますと35点というのが引かれると。酒気帯び運転の場合は、25点以下ということになるところでございます。

これは単純に飲酒運転だけでございまして、そのほかに例えば人身事故とか、そういうのがありますと、それが加算されて、またさらに重くなるというふうに考えております。

(何ごとか言う者あり)

○総務課長（今村浩次）

25点でございます。

それから、点数の確認というところでございましたので、まず先ほど言いました酒酔い運転に対しましては、いかなる過失致死、過失障害あるいは物損、取締りで摘発はありますけれども、いずれも免職の規定でございしますが、今回の酒気帯び運転につきましては免職、停職あるいは物損等におきましては、そのほかにも減給、戒告というところで4つの段階があるところでございます。

今回のところにつきましては、物損というところでございますので、免職、停職、減給、戒告のものが想定されるところでございます。この中で、先ほど申し上げました点数というのが関わってまいります。

本市の規定につきましては、30点以上はもう免職でございしますが、13点から24点までが停職というところで、これが3つの段階に分かれておりまして、13点から17点が2か月以内の停職、18点から23点が4か月以内の停職、24点から29点以内が6か月以内の停職となっておりまして、今回は25点というところで、6か月の停職という処分になったところでございます。

あと、今回の特別職の処分につきましては、どこに合わせているのかということでございましたけれども、鹿児島市につきましては、2年前に免職という非常に大きな処分がありましたが、予測には過ぎませんけれども、それまでのその当該職員の処分の歴とか、あるいは通常の勤務態度等が影響したのかなとは思っておりますが、そこはちょっとはっきりとは言えないところでございます。

今回の処分につきましては、全協でも少し説明いたしましたけれども、県内の18市の状況等をちょっと集めまして、その中で南さつま市さんが同様の処分を行ってございましたので、それを内部では考えていたところでございまして、同様の全協にお示ししました資料を市の特別職報酬等審議会にもお示しいたしまして、その中でいろいろ協議をされまして、最終的には市長10%、副市長5%の1か月というところの処分で答申があったところでございます。

ロードミラーの損害の請求でございますが、これにつきましては、飲酒運転であっても任意保険、任意共済の対象になるということでありまして、実際もう既に新しいものに、本人が掛けている保険を活用して新しくなっているところでございます。

それから、職員の事故等の懲戒処分は何件かというところでございます。

令和3年度、これは事故と違反ありますけれども、合わせまして24件でございます。

令和2年度も24件、令和元年度も23件というところで、その前は30年度は34件とありましたけれども、若干最近は少なくはなっておりますが、それでも24件ですので、月2件ペースであるところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○総務課長（今村浩次）

よろしくお願いします。

以上です。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、補正予算の9ページ、7,668万2,000円について御説明申し上げます。

まず、ワクチン接種委託料5万人をなぜ2万人にしなかったのかという御質問でございます。

これについては、補正後予算額1億3,359万5,000円になるように分かりやすくしたつもりでございました。指摘のとおり2万人にしておけば、この4,554万円の数字になったのかなと感じているところです。また、その下の傷病見舞金についても同様でございます。補正後予算額に合わせた内訳にしているところでございます。

あと、なぜ一緒に時間外と休日の加算をつけなかったのかとの御質問ですけれども、去年の12月から3回目接種が始まりまして、3月まで60%近く来ましたが、その中で医療機関のほうの、この休日加算のほうがそこまで実績が上がっていないということで、今回の補正には上げなくて、十分足りるであろうということで見込んだところでございます。

あと、2万人の理由ですけれども、3月までに医療機関のほうに支払った委託料が約1万人分でございました。その残り3回目接種分があと2万人で、4回目接種分として当初組んだ分、3回目接種用で組んでいましたけれども、その3万人分、合わせて5万人分というふうに試算しているところでございます。

あと、見舞金の1,000件の積算ですけれども、12月から3月まで感染者数を積算したところ349人でございました。それを4で割ったところ87名と、一月の平均が87名と見積もったところでございます。それに12か月分掛けたところ1,044名とい

う形になります。

1世帯2名までという限度額がありますので、80%ほどをその申請見込みと見ているところです。それで835名。あと、3月末までの感染者数451名いらっしゃいましたけれども、その方の80%を見たときに360名、200人分につきましては3年度分で予算を組んでいますので、残りの160人分と、先ほど4年度分の積算の835人分を合わせまして995人となります。おおよそ1,000人という形で積算したところでございます。

あと、4月の対象者が何人かということでございました。

4月の感染者数253名でございました。そのうち、今申請が11名申請が来ているところでございます。

以上であります。

○19番（徳峰一成議員）

まず交通違反について二、三答弁漏れがありましたので質問いたします。

五位塚市長、就任してから9年目でありますけれども、自らのこういった職員のいわゆる不祥事で給料を三役分含めて減額したというのは、記憶で初めてだと思うんですけれども、初めてであるかどうかちょっと確認をさせてください。これが1回目の質問であります。

2回目は、先ほども質問いたしますけれども、やはり職員に対するこの交通事故を含めて、懲戒処分の対象となるようなことについては、一応内部規定が当然のことながらありますけれども、一方で、いいことではないですけれども、市長答弁にありましたように、もし職員がいろいろ交通事故を含めて問題を起こした場合に、その問題の度合いが大きい場合は、やはり三役を含めてやはり給料を含めて、自ら監督不行き届きということで処分を行うということで、内部のやはりそれなりのルールというか、規定を定めるべきだと思うんですね、客観性を持たせるというか。これは市長が交代しても、基本的には次の市長も受け継ぐという意味での客観性ですよ。その点については考えていないのかどうか。私は考えたほうがいいと思うんですよ。

それはやはり議会を含めて、市民に対する整合性のある答弁になると思うんです。こういった場合は1か月の減額、こういった場合は半年ですよということを含めて、あるいは場合によっては期末手当にも影響しますよ、あるいはしませんよということで、それについての議論はしていないのかどうか。今後すべきだと思うんですが、その点で答弁をしてください。やはり行政でありますので、市長が交代しても、この点はやはり一定の整合性を持たせるそれなりの文書化された内部規定といいますか、ルールが必要じゃないかと思っております。その点で答弁をしてください。

あとは市長をはじめとして三役の方々もいろいろ悩まれたというか、苦労をされたと思いますので、深掘り的な質問はいたしませんですが、1回目の答弁漏れで、農業委員会とやはり少なくとも協議はすべきだったと思うんですね。もちろん市の職員でありますので、第一義的には、市長をはじめとして、監督不行き届きということで対応はしなければいけませんけれども、やはり行政上、教育委員会、農業委員会と分かれておりますので、その点でまだトップはありますので、協議は全くしていないんですか、農業委員会の会長等含めて、このことについては——その点で説明と答弁をしてください。

次に、新型コロナについて、これは課長がいいと思うんですが、質問をいたします。

今回計上されました、トータルで5万人分のワクチン接種の対象者については、基本的には4回目の接種というのが中心ですよ。あと、1回目に言いましたが、年齢的な点で何歳以上を対象として、この4年度の今回の補正を含めて予算計上されているのかという点なんです。

3月議会の委員会審議を含めて若干変わっているのがあるかもしれませんので、質問したわけであります。

それと、これは確認であります。この傷病見舞金については、申請者がまだ11件であるということでありましたが、この253名の陽性のあった方の中で11名ということでありましたが、傷病見舞金の対象となるのは、基本的にはどこまでが対象となるのかどうか。ですから、これはやはり市民に放送を含めて、これだけの数が出ていますので、陽性反応者、感染者が——やはり周知をすべきだと思うんですが、その点で見舞金の対象となるのは、どういった人たちが対象となって、1家族2名が限度ということを含めて、周知を含めて、内容について答弁してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今回の問題につきましては、農業委員会の会長、事務局に来てもらって処分を発表いたしました。このことについても、内部でも議論はしております。

今後の在り方について、職員が不祥事を起こした場合に私たち三役を含めた、課長を含めた処分の在り方については、今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

まず、5万人はどういう人たちになるのかということですが、これについては、3回目の接種、1、2回目の方もまだ接種していらっしゃいますので、この方も含んで、今回お願いしたのが2万人分の増の分が4回目の方々という形になるかと思っています。

年齢につきましては、3回目打って、60歳以上の方です。それと、18歳以上で基礎疾患のある方、あと医師が重症化リスクの高いと認めた方等がこの4回目接種に今のところはなっているところです。ただ、今後、感染状況を見ながら、この対象者については、広がる可能性はあるということで、国からの通知には入っているところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○保健課長（櫻木孝一）

はい、4回目も入っています。今回組んだものが2万人分増額していただいた分が4回目接種の対象者というふうに考えているところです。

あと、見舞金については、コロナウイルスに感染した方、市民に対して、本市に居住し、住民基本台帳に記載されている方という形になります。

広報としましては、昨年12月に認めていただきましたので、1月の広報紙、あとホームページにも記載しているところです。また、当初1月頃といえば、まだ感染も曾於市としてもあまり広がっていない時期でしたので、今度はまた6月に広報紙に載せて、市民のほうにお知らせしたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（重久昌樹議員）

1点だけお伺いいたします。

今回の職員の方につきましては退職金の取扱いについて、どのようになるのかお伺いをいたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

本人につきましては退職金については、影響はないと考えておりますが、今後、本人がどのように考えるか、そこでまた変わってくるのかなとは思っております。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

処罰規定ですか、その中でこういった不祥事があった場合に退職金を支給しないというような事例といたしますか、そういう規定の中で、そういうのがうたわれてい

るのがあるのか、お伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

そのような規定はないところでございますけれども、通常、免職になれば、当然それは支払わない。懲戒免職ですのではないと思われます。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかにありませんか。

○9番（岩水 豊議員）

議案40号について、1点お伺いします。

過去の事例で、職員の不祥事があった場合、特別職の減額がされた事例、また減額の期間、そのような過去の事例について、分かると思いますので説明をしてください。

○市長（五位塚剛）

先ほどの徳峰議員の質問に対して、私が市長に就任した間の中では初めてのケースでありました。

以前の池田市長、池田町政の中では、このような不祥事というのはなかったというふうに思っております。ほかの旧町時代のときについては、私も分からないところですけど、総務課長が分かっていたら、答弁をさせます。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたします。

平成20年度でございますけれども、職員2人が懲戒処分になるというところがございます。これはいずれも売上金等の横領というところがございます。

このときに、市長につきましては、減給が3か月間10分の4、副市長が同じく3か月間10分の3ということで処分をいたしておりまして、それ以外にも、管理監督の職員、その当時は部長制でありましたので、部長、課長、課長補佐、係長等がやはり2か月あるいは3か月の月額10分の1あるいは10分の1.5とか、そのような処分がなされた事案が1件あったということでございます。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

今回の条例改正についてですが、この10分の1ないし10分の0.5だったかな。減額で、1か月という期間ですが、ここに最終的に至った経緯。それと、このような場合の他市町村での期間、減額額について分かれば説明をしてください。

○市長（五位塚剛）

今回の職員の不祥事について、提案いたしましたように、何らかの形での責任を

取るという形での提案であります。

仮に期間を延ばした結果、どうなるかというのは全く予想がつきませんが、基本的にはこういうことが二度と起きないようにすることが私たち三役を含めて、管理職の役目だというふうに思っております。

このことによって、二度とこういう問題が曾於市の職員から起きないように徹底した職員の教育、また日常的な行動を含めて、引き続き、私たちも襟を正していきたいというふうに思っております。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

今回の最終的に至った経緯等につきましてでございますけれども、全協資料でもお示しいたしましたが、他市18市の状況等で過去10年間、全部で18件の報告があったところでございます。その中で一番重いのが、今回の曾於市の今回提案しているものと同様というところで、ほかにつきましては、特別職の処分はないというところでございますが、ただし、いろんな情報は集めてみますと、例えば自衛隊であるとか、公務員的なところで言いますと、そういうところでも処分があったりしておりますので、それは特別職じゃないですけれども、そのようなところを鑑みまして、これが我々内部としては妥当だというふうに思っておりましたが、最終的には報酬等審議会のほうで、そのような情報等を皆さんが自分たちで協議されて、最終的にはこの10%、5%というのは1か月間でいいのではないかという結論に至りましたので、その答申を受けて、今回、市長が決定をされて、提案をしているところでございます。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（山中雅人議員）

それでは、議案第40号の点について、1点質問をさせていただきます。

市長答弁の中で、再発防止に注力するのは管理職の責務であるといった趣旨の発言がございました。同様の発言というものは、この全員協議会の中でも総務課長から伺っているんですけども、その中身、今後の再発防止の中身について伺いたいと思います。

今回の事象というものは、この20代の学生気分が抜けた人が起こしたわけではなく、50代の係長という、管理職に近いポジションの人間が起こしたということなので、非常にその意味で、再発防止をどう対応していくのかについては、中身について1点質問させていただきます。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今回の事件、事故を受けて、すぐに臨時庁議を開きました。あつてはならない事件、事故でありましたので、自分の管理する部下をやはり通常、やっぱり職員がどういう状況であるかというのを課長はよく知るべきだというふうに思っております。

当然、今回のことについて、実際、グループで飲酒をされたわけですけど、そのこと自体も上司に報告をされておりました。基本的にはやはりそういう横のつながり、上下のつながりがやっぱり無視されていたのではないかなというふうに思っております。

また、当然、一緒におった職員が必ず飲酒をした後に代行を呼んで帰るとか、いろんな形での対応を最後まで見届けていなかったということが大きな問題に発生したのではないかなと思っております。

今後、そういうことも含めて、やはり、十分職員の行動についても、上司も含めて、我々三役も含めて、当然ながら、今後十分検討しながら再発防止に努めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案２件については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案２件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案２件について、討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案２件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案２件は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付託されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和４年第１回曾於市議会臨時会を閉会します。

—————・—————・—————

閉会 午前１１時４２分

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

曾於市議会議長

曾於市議会議員

曾於市議会議員

令和4年第2回曾於市議會定例会

会 期 日 程

令和4年第2回曾於市議會定例会会期日程

会期15日間

月	日	曜	会 議	摘 要
6	1 0	金	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○議案等の上程・審議・表決・委員会付託 ○県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
	1 1	土	休 日	
	1 2	日	休 日	
	1 3	月	本 会 議	○一般質問
	1 4	火	本 会 議	○一般質問
	1 5	水	本 会 議	○一般質問
	1 6	木	委 員 会	委員会
	1 7	金	休 会	
	1 8	土	休 日	
	1 9	日	休 日	
	2 0	月	休 会	
	2 1	火	休 会	
	2 2	水	休 会	
	2 3	木	休 会	
	2 4	金	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

令和4年第2回曾於市議會定例会

令和4年6月10日

(第1日目)

令和4年第2回曾於市議会定例会会議録（第1号）

令和4年6月10日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議長諸般の報告

第4 市長の一般行政報告

（以下2件一括議題）

第5 報告第1号 継続費通次繰越しの報告について

第6 報告第2号 繰越明許費繰越しの報告について

第7 承認案第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度曾於市一般会計補正予算（第2号））

（以下2件一括議題）

第8 議案第49号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

第9 議案第50号 財産の取得について（本庁増築庁舎事務用機器）

（以下3件一括議題）

第10 議案第42号 曾於市ハラスメント防止条例の制定について

第11 議案第43号 曾於市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について

第12 議案第44号 曾於市税条例等の一部改正について

（以下4件一括議題）

第13 議案第45号 曾於市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について

第14 議案第46号 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について

第15 議案第47号 曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

第16 議案第48号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について

第17 議案第51号 曾於市道路線の認定について

第18 議案第52号 令和4年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について

第19 議案第55号 令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

第20 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	山 中 雅 人	2番	出 水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理
4番	矢 上 弘 幸	5番	片 田 洋 志	6番	重 久 昌 樹
7番	鈴 木 栄 一	8番	上 村 龍 生	9番	岩 水 豊
10番	淵 合 昌 昭	11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典
13番	土 屋 健 一	14番	原 田 賢一郎	15番	山 田 義 盛
16番	大川内 富 男	17番	渡 辺 利 治	18番	迫 杉 雄
19番	徳 峰 一 成	20番	久 長 登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 梅 木 康
主任 富 永 大 介

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28名）

市	長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副	市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	鶴 田 洋 一
副	市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	平 千 力
総	務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長		安 藤 誠	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長		荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
企 画 課 長		外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長		上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸一郎
税 務 課 長		山 中 竜 也	建 設 課 長	園 田 浩 美
市 民 課 長		上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長		櫻 木 孝 一	会計管理者・会計課長	新澤津 友 子

介 護 福 祉 課 長	福 重	弥	監 査 委 員 事 務 局 長	森 岡 雄 三
福祉事務所長兼福祉課長	笠 野	満	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一
大隅支所産業振興課長	福 満	誠		
財部支所産業振興課長	池 上 武 志			

開会 午前10時00分

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより令和4年第2回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（久長登良男）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久長登良男）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、出水優樹議員及び瀬戸口恵理議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（久長登良男）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月24日までの15日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第 5 報告第 1 号 継続費通次繰越しの報告について

日程第 6 報告第 2 号 繰越明許費繰越しの報告について

○議長（久長登良男）

次に、日程第 5、報告第 1 号、継続費通次繰越しの報告について及び日程第 6、報告第 2 号、繰越明許費繰越しの報告についてまでの 2 件を一括議題といたします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第 5、報告第 1 号及び日程第 6、報告第 2 号を一括して説明いたします。

日程第 5、報告第 1 号、継続費通次繰越しの報告について説明いたします。

令和 3 年度曾於市一般会計継続費繰越計算書のとおり、総務費の調査整備事業及び教育費の岩川小学校改築事業の 2 件、3 億 6,560 万 6,000 円を令和 4 年度へ繰越しました。

庁舎整備事業につきましては、令和 3 年度継続費予算現額 7 億 662 万 4,000 円のうち、支出済額及び支出見込額は、3 億 4,996 万 3,000 円となり、残額の 3 億 5,666 万 1,000 円を令和 4 年度へ繰越いたしました。

また、岩川小学校改築事業につきましては、令和 3 年度継続費予算現額 16 億 1,382 万 2,000 円のうち、支出済額及び支出見込額は、16 億 393 万 4,000 円となり、残額のうち 894 万 5,000 円を令和 4 年度へ繰越いたしました。

次に、日程第 6、報告第 2 号、繰越明許費繰越しの報告について説明いたします。

令和 3 年度曾於市一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、総務費の総務管理事務費をはじめとする 30 件、30 億 7,970 万 4,000 円を令和 4 年度へ繰越いたしました。

繰越しの理由についてであります。まず総務費の総務管理事務費は、地方公共団体における職員の定年延長に伴う例規整備について、影響のある例規確認に時間を要し、年度内に完成しなかったため、庁舎整備事業（駐車場整備工事）は、県の開発行為許可に不測の日数を要し、年度内に完成しなかったため、南九州畜産獣医学拠点事業及び戸籍住民基本台帳費は、国の令和 3 年度補正予算に伴う採択で、事業実施期間が確保できなかったためであります。

民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業は、このうち家計急変世帯分については、申請期限が令和 4 年 9 月 30 日までとなっており、年度内に終了しないため、子育て世帯への臨時特別給付支給事業は、申請期限が令和 4 年 4 月 30 日までとなっており、年度内に終了しないためです。

農林水産業費の事務局費は、農地集積・集約化加速化対策の一環として、推進委員等が活用するタブレット端末の導入に係る予算について、国の令和 3 年度補正予

算対応となり、事業実施期間が確保できなかったため、農地総務事務費は、令和4年3月末までの契約であった公用車が半導体不足の影響等により納車されなかったためです。

商工費の地域商品券発行事業は、商品券の使用期限が令和4年12月末であるため、新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金給付事業は、県による受付申請期間が令和4年5月16日までとなっているため、市単独持続化給付金事業第3期は、交付申請受付が令和4年5月末までとなっているためです。

土木費の辺地対策事業及び過疎対策事業並びに社会資本整備総合交付金事業は、主に用地交渉や関係者との協議等に不測の日数を要したため、緊急自然災害防止対策事業は、法面の調査及び工法検討に不測の日数を要したため、都市計画総務費の都市計画変更業務は、令和4年度県都市計画審議会に諮る必要が生じ、変更協議等により年度内に完了できなかったため、大規模盛土造成地変動予測調査業務は、令和3年静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、国の令和3年度補正予算に伴うもので、事業実施期間が確保できなかったため、がけ地隣接等危険住宅移転事業は、国の追加補正対応に伴うもので、年度内に移転事業が完了しなかったためです。

消防費の消防設備整備事業は、使用する一部の資材についてメーカーが不正に認証を取得していた可能性があり、出荷が停止され、年度内に完成しなかったためです。

教育費の学校教育総務費及び小・中学校教育振興費並びに学校保健特別対策事業は、国の令和3年度補正予算により追加となり、事業実施期間が確保できなかったためです。

災害復旧費の現年発生農地・農業用施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費は、災害査定時期による標準的な工期の確保や工事の発注時期が重なり、工事材料や労務者の確保が困難となり、年度内に完成しなかったため、過年発生農地・農業用施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費は、出水期の工事制約があり、年度内に完成しなかったためです。

以上で、日程第5、報告第1号及び日程第6、報告第2号を一括して説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

議長、マスクを取っていいですか。

○議長（久長登良男）

はい。

○19番（徳峰一成議員）

まず、報告第1号から質問いたします。

この報告については、毎年今の時期に報告されておりますけど、質問の第1点は、議会に言わば繰越計算書報告として義務づけられていると思うんですが、その法的な根拠は何に基づいて議会への報告がされているのかが1点であります。

次に、計算書の内容について質問いたします。

ただいまの市長報告でも一部ありましたけども、1つは庁舎整備事業でございます。この庁舎整備事業については、継続費の総額が12億1,800万円とあります。全体事業費では4億9,000万円と受け止めているんですけれども、4億9,000万円の中で12億1,800万円の関連について報告してください。

そして、翌年度繰越しが3億5,666万1,000円であります。4年度への継続です。この繰越しについては、さらに令和5年度まで2か年の延長はできないと理解いたしているんですけれども、もう3年度で一応事業は終わるということで理解していいのかどうかです。

次に、岩川小学校の改築について、これはもう継続費が21億1,528万4,000円と非常に大きいんですが、全体事業費は幾らとして受け止めたらいいいのか。これも市の発表では、私自身は約25億円と受け止めているんですが、23億円という形で一応情報が流れたりいたしております。旧岩川小学校跡地、校舎の解体費用を含めると、これは地域振興課関係の事業になりますけども、25億を超えると思うんですが、全体事業費が幾らであって、その中の21億1,528万4,000円との関連性について同じく説明してください。

そして、市長説明にもありましたけれども、残額の988万8,000円の本年度4年度の使途、使い道についてもお聞きをいたします。

次に、報告第2号について、同じく繰越明許費の法的な根拠について説明してください。

次に、この計算書の中身、内容について、ただいま市長から詳しく説明が、この繰越明許費となった理由について説明がありましたけれども、その中でこの4年度におおよそ何月までをめどとして事業終了の予定であるのか。毎年聞いておりますけども報告してください。

この中で例えば市長の報告にありましたけども、子育て関係はこの4月30日までの期限である、あるいは地域商品券は12月末までということではっきりいたしておりますので、こういったのは説明はだぶりますので不要であります。先ほどの説明の中で説明がなされなかった事業の年度内の見込みについてお聞きをいたします。

そして、特にこの南九州畜産獣医学拠点事業については、3年度で一応予算化いたしましたけれども、ほぼ全額、4年度に事業費が20億7,925万1,000円繰越しがされております。この事業は、3年度の当初予算の段階では全く予算計上がされていない。もちろん計画書の中にも入っていない。3年度の間で予算化がされて、そして同時並行的に計画策定も議会に報告され、そして3年度の年度末になって20億、今回より大きな予算が計上されて、それがほぼ全額この4年度に繰越しされているという経緯があります。ですから、この事業について、今後のスケジュールや事業内容、ポイントについて示してください。

そして、この事業の終了見込みについても、だぶりますけども、4年度の何月までを一応、この事業については事業終了を予定しているのか報告してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

基本的にお答えをいたしますが、今回、繰越しをしなければならない理由は述べました。いろんな理由がありますので、当然、繰越しする場合は議会の承認を得なきゃなりませんので報告しております。

財部高校の跡地の関係については、これらについても詳しく説明をしております。国の地方創生事業で予算を頂きましたので、これは3年度末の国の補正で頂きましたので、当然それはもう3年度中にできるわけでありませんので、4年度に事業を開始して4年度中に終了したいというふうに思っております。

もろもろ、また、いろいろ質問されましたが、基本的な大事なところだけを各担当課から説明をさせます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今、議員のほうからありました、まず継続費の議会報告の法的根拠について、お答えいたします。

法的根拠につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定において、「継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかったものは、当該継続費の継続年度の終わりまで逡次繰り越して使用することができる。」となっております。この場合、「地方公共団体の長は、翌年度の5月31日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。」となっておりますのでございます。

庁舎の関係でございます。

総体事業費は、14億9,000万円でございます。今回継続費で設定されております12億1,800万円、これにつきましては、増築庁舎の本体工事に係る部分をまず工事費で10億7,544万5,000円、それから委託料のほうを4,797万9,000円、それから備品

購入のほうを9,457万6,000円計上しているところでございます。

続きまして、報告第2号でございますが、繰越明許の法的根拠でございます。これにつきましては……

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

申し訳ございませんでした。継続費につきましては、当該年度をもってですので、その翌年度、今回の継続費の設定は、3年度と4年度を設定しておりますので、5年度は使うことはできません。

続きまして、申し訳ございません。繰越明許費の法的根拠でございますが、こちらのほうは、地方自治法施行令第146条第2項の規定において定められているところでございます。

これも、「普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。」となっているところでございます。

その中で、今回、財政課関係で繰越計算書を提出しておりますのが、上から2番目でございます。庁舎整備事業の駐車場整備事業でございますが、繰越額が1,433万3,000円でございます。これにつきましては、6月1日の日に工事を完了しているところでございます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

それでは、企画課関係の南九州畜産獣医学拠点事業について、スケジュール、ポイント、終了見込みをお答えいたします。

令和4年度は、さきに実施した設計業務等の結果を踏まえ、校舎改修工事や畜舎新築工事を執行する予定でございます。また、運営する財団についても、令和4年度中に設立したいというふうに考えております。

馬事業につきましては、令和4年度と5年度にかけまして関連施設の整備を計画しておりまして、令和6年4月の開校を予定しております。

また、令和4年度の工事の終了見込みにつきましては、年度内の完成を目指しているところでございます。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、報告第2号のそれぞれの事業の完成見込みという御質問でございますので、総務課が一番上にありますので総務課分から報告いたします。

一番上の総務管理事務費110万円の繰越分でございますが、9月末に完成見込み

でございます。

それから下のほうに行きまして、9 款の消防費、消防設備整備事業（消火栓設置工事）153万円の繰越分でございますが、これは同じように9 月末に完成の見込みでございます。

以上です。

○市民課長（上村 亮）

それでは、市民課分でございます。上から4 番目でございます。

戸籍住民基本台帳費、住民記録システム改修業務でございますが、こちらにつきましては、転入・転出の手続等のオンライン化を進めまして、手続を簡略化するための改修でございます。297万円ということで令和5 年2 月に終了予定となっているところでございます。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

それでは、教育委員会分についてお答えいたします。

まず、曾於市一般会計継続費繰越計算書の分について、継続費21億1,528万4,000 円と全体事業費の関連についてお答えいたします。

教育費として予算計上しております岩川小学校関連の予算につきましては、防災敷地分の旧校舎の解体費を含めまして23億6,716万4,004円です。

そして、継続費に係る内訳でございますけれども、工事費に係る分が791万3,000 円、設計に係る分が114万6,000円でございます。

それから、一般会計繰越明許費繰越計算書についての教育費分でございます。

教育費分につきましては、それぞれ小学校管理費に係る小学校教育振興費、それから学校保健特別対策事業、中学校に係りましては中学校教育振興費、それから学校保健特別対策事業でございます。それぞれ令和4 年3 月1 日に交付決定を受けまして、それ以降、本年度の10月を目標に事業完了を予定しているところでございます。

以上でございます。

○建設課長（園田浩美）

それでは、建設課関係の繰越しの完了日の日程を答弁したいと思います。

まず、土木費の辺地対策事業ですけれども、これは6 月に完成予定でございます。

あと過疎対策事業でございますけれども、これは12月の予定でございます。

あと社会資本整備事業ですけれども、これはもう完成いたしております。

それから、緊急自然災害防止対策事業につきましては、来年の1 月に完成予定でございます。

あと都市計画総務費の都市計画変更業務でございますが、これにつきましては

9月の完成予定となっております。

それから、大規模盛土造成地変動予測調査業務につきましては、来年3月の完成予定となっております。

あと、がけ地近接等危険住宅移転事業につきましては、今年の12月の完成ということになっております。

それと災害復旧費ですけども、災害復旧費の現年度分でございます。これにつきましては、10月の完成ということで予定をいたしております。

あと過年度分につきましては、来年の3月という形で計画いたしているところでございます。

以上でございます。

○農業委員会事務局長（中山純一）

それでは、農業委員会の情報収集等業務効率化支援事業の88万円についてでございますけれども、こちらにつきましては、全国農業会議所が一括して契約をいたしております。その仕様書の中に令和5年3月末日までとするというようなことになっているようでございます。

以上でございます。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

それでは、耕地課関係についてお答えいたします。

第6款農林水産業費の農地総務事務費についてであります。これにつきましては、公用車購入が主なものでありまして、5月末に納車が完了して執行済みであります。

続きまして、災害復旧費の現年発生の分でございますが、工事請負費が主なものでありまして、市単独災害1件、補助災害4件を繰り越しておりますが、6月上旬に工事のほうは完了しております。

同じく過年発生の分でございますが、こちらにつきましては、令和2年災の大内田頭首工災害復旧工事に係るものでありますが、令和5年3月の工期となっております。そこを目指して今、鋭意努力しているところであります。ちなみに、現在の進捗率は、40%であります。

○商工観光課長（佐澤英明）

商工観光課分を御報告いたします。

款では7の商工費になります。

まず、地域商品券発行事業に関しましては、先ほど市長のほうで答弁いたしましたけれども、令和4年12月までが申請であります。換金業務がございますので、令和5年1月末には完了する予定でございます。

それから、新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金給付事業につきましては、令和4年5月16日までの申請となっておりますが、県のほうから請求が来るのが8月頃というふうに予想されます。ですので、令和4年8月末には完了する予定となっております。

続きまして、市単独持続化給付金事業（第3期）でございますが、こちらのほうは令和4年5月までの申請となっておりますが、交付金の交付事務がございますので、令和4年6月末で完了する予定となっております。

以上です。

○学校教育課長（平 千力）

学校教育課分でございます。学校教育課分は、GIGAスクール運営支援センター整備事業ということで、これは各学校のインターネット環境を調査する事業でございます。10月末をもって完了予定となっております。

○19番（徳峰一成議員）

一部不明な点がありましたが、次の質問に移ります。

岩川小学校改築です。課長の答弁では、23億6,716万4,000円ということでありましたけども、私の全体事業費というのは、全てのこの解体撤去を含めて、教育委員会だけじゃなくて、ほかの課を含めての総全体事業費が23億円じゃなくて25億円じゃないかということでの単純な質問なんですけども、全体事業費が23億6,716万4,000円ということで一応議会としては受け止めていいのか、確認でございます。

担当事業課は違いますが、議会あるいは市民の見る目というのは、全体の事業費はどうかということで当然見ますので、ですから単純な質問でありますけども、大きな事業費でありますので確認をさせていただきます。

残額の988万8,000円についても設計業務と工事費が説明がありましたけども、これは一応何月をめどとして事業終了の予定であるのか、一応答えてください。

それから、繰越明許については、特に南九州畜産については繰り返しますが、大きな事業費でありまして、去る3月議会で全体のスケジュールを含めて事業計画書等もまだ策定されていないということで質問したところ、担当課長から事業計画は、5月末をめどとして作りたいということで議会に提出がされています。これは了解いたします。

質問であります、こうした大きな事業、1点だけ、入札は何月に予定しているのか。そして、当然、分離発注を含めての入札となると思うんですけど、このことについて、事業内容について報告してください。

大きく2点です。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

それでは、全体事業費ということでありますけども、今こちらで把握している教育費としての予算は、先ほど申しあげました23億6,716万4,000円でございます、これらにつきましては、防災敷地の旧校舎の解体費を含んでおりますが、防災倉庫の建設費並びに造成費は含んでいない事業費でございます。

（「それを含めて幾らかということ。総体として幾らか……」と言う者あり）

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

手元に資料がございませんので後ほど。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（外山直英）

それでは、拠点事業の工事関係についてお答えさせていただきます。

今後発注する工事は、細かく申し上げますが、外構工事、それから舗装工事、あと牛舎棟新築工事、教育棟改修工事、研究棟改修工事、それから研究教育棟に関する電気工事が2工区、それから機械工事が2工区というような工種に分けて発注する予定でございます。

入札時期につきましては、本年7月あるいは8月頃というふうに考えているところでございます。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○議長（久長登良男）

暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時40分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（今村浩次）

大変失礼いたしました。岩川小学校建設地の横に整備いたしました防災施設整備事業の件でございます。

令和2年度の決算額で申し上げますと、防災倉庫の建設、それから校舎の解体を含めまして、1億9,951万4,000円でございます。ですので、先ほど教育委員会総務課長が答えました数字と足しますと、25億6,667万8,000円でございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

この25億6,667万8,000円というのは、委員会審議の中でも確認されている数字なんです。細かい端数は別にいたしまして。だから25億円ということでこだわったんです。各事業案、事業内容によって事業課が教育委員会総務課だけじゃもちろんない場合がありますけども、やはり議会サイドとしては、市民の目から見て判断いたしますので、総体事業費ということで再三くどく聞いたわけであります。25億6,000万円というふうに受け止めておきたいと思います。

3回目の質問でありますけども、報告第2号について企画課長に一、二点質問いたします。

今後の事業が20億円を超えて分離発注的な側面もありますけども、一応入札時期が7月か8月ということで遅ければ8月となりますと、来年の3月までだと7か月前後しかないんですけども、これ以上は、5年度までは延ばせないわけでありますけども、これは大丈夫ですか。これが第1点。こんな20億円を超える大事業がわずか7か月間前後で完成できますか。これが第1点。

それから、第2点目は関連いたしまして、事業費の増額は考えられないのかどうかです。時期的にも補正はできないと思うんです。もう今、6月議会でありますから。これだけ短兵急にといいますか、急いで事業をやってみて、事後、反省材料が出ないのかどうか、非常にこれは、過去の経験的にも池田市政あるいは田崎町政の経験的にも心配されるんです。一般論として。その点で事業費の増額は考えないということで、これは断言して答弁してください。

以上、2点の質問であります。

○市長（五位塚剛）

この事業は、令和3年度の国の補正で頂きました。その流れで今、提案しております。当然、4年度末で完成できるようにこれはやりたいと思います。

新しく鉄筋コンクリートの建物を造るというのであれば、これは科学的に長期になるとは思いますけど、今ある建物を改修してやります。それと、牛舎等については鉄骨棟でありまして、ブロイラーの部分もそういう形になりまして、確実に4年度末までに完成をさせたいと思います。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

それはないです。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

報告2件については、以上で終わります。

日程第7 承認案第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度曾於市一般会計補正予算（第2号））

○議長（久長登良男）

次に、日程第7、承認案第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度曾於市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第7、承認案第6号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

本案は、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第2号）を、令和4年5月27日付けで専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

今回の専決処分であります。歳入については、国庫支出金で民生費国庫補助金の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金8,623万4,000円、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金5,446万9,000円をそれぞれ追加するものです。

歳出については、新型コロナウイルス感染症対策による民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業8,623万4,000円、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業のひとり親世帯分2,911万円、同じくひとり親世帯以外の子育て世帯分2,535万9,000円をそれぞれ追加するものです。

この結果、歳入歳出予算の補正額は、1億4,070万3,000円を追加し、予算総額は、歳入歳出それぞれ262億307万2,000円となりました。

以上で、日程第7、承認案第6号を説明いたしましたので、よろしく御承認くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。

質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、上村龍生議員の発言を許可します。

○8番（上村龍生議員）

承認案第6号ですが、今回の専決処分は、時間的な制約もあって、やむを得ない処置だとは理解していますが、私の所属する所管事務でもありますので、内容的な確認がてらの質問をいたします。

これまでも同様の支援策はあったと理解しております。

そこで、今回のこの4年度の補正の内容、予算説明書の6ページ、7ページ、8ページの支援内容の説明と、これまでもありましたけれども、令和3年度分の支援内容との違いがあるのか、その辺のところの説明を求めます。

○福祉事務所長兼福祉課長（笠野 満）

それでは、承認案第6号、予算説明資料の6ページから8ページの支援内容と、令和3年度の支援内容との違いについて御説明いたします。

まず、予算説明資料6ページの住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業でございますが、令和4年度の住民税非課税世帯と、家計が急変したことによる非課税世帯と同等の世帯に対しまして、1世帯当たり10万円を支給するものでございます。

ただし、昨年度、この事業により10万円を受給した世帯と、あと課税者の扶養世帯は除かれます。

次に、7ページの子育て世帯生活支援特別給付金支給事業のひとり親世帯分でございます。令和4年4月分の児童扶養手当の受給者と、家計が急変したことによる児童扶養手当受給者と同等の世帯に対しまして、児童1人当たり5万円を支給するものでございます。

次に、8ページの子育て世帯生活支援特別給付金支給事業のひとり親世帯以外の子育て世帯分でございますが、令和4年4月分の児童手当等の受給者で、なおかつ令和4年度の住民税非課税者と、あと家計が急変したことによる非課税世帯と同等の世帯に対しまして、児童1人当たり5万円を支給するものでございます。

この3つの支援事業は、対象者や支給金額など、令和3年度の支給内容との違いはございません。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

内容的には同じであるという理解をしておりました。

それと、もう一つは非常に金銭的に大きな補正になっておりますので、本来であれば、専決案件ではなくて、臨時議会等を開いてでも議会に審査をしていただく案件であろうというふうに思っております。その意味からしまして、議員の方々、さらには市民の方々への周知といいますか、説明といいますか、非常に、この専決であれば、機会が失われる可能性がありますので、その辺のところを執行部にはしっかりと周知方を求めたいと思っております。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今回の専決は、基本的には新型コロナ関係で生活が困窮されるの方々に対する国が

らの支援事業でありまして、どこの自治体も、もっと金額が大きいところも含めて専決を大方されているようでございます。

議会の皆さんたちに臨時議会でも開いてやる方法も一つの方法でありますけど、今回はこのような形でさせていただきました。

また今後検討させていただきたいと思います。

○議長（久長登良男）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

質問の第1点は、ただいまの上村議員の質問に対する答弁の中で、この非課税あるいは急変世帯に対する10万円についての課長答弁の中で、この前年度の場合を除くとか何か、ちょっと気になる答弁があったんですけど、一方では、また総体、全体として前年度と変わらないということだったんですが、最初の部分のこの10万円についても昨年、前年度と同様の対象者に対しての支給ということで理解しておるんですけども、正確にもう一回答弁してください。金額があまりにも大きすぎる支給額でありますので。

それから、質問の第2点目、課長説明もありましたし、説明資料に書いてありますが、家計急変世帯です。この捉え方について、これは前回は質問したんですけども、答弁してください。

説明資料では82世帯が該当するという予算措置でありますけれども、家計急変世帯というのは、具体的にどういった世帯を家計急変世帯というのか。もちろん国から、厚生労働省から示された一定の指針というのはあると思うんですが。

それから、3点目の質問は、あくまでもこれは、住民税非課税世帯が前提であります。1,179世帯ということですが、これは、現在の曾於市全体の児童生徒の世帯数は、何世帯であるのか。大体何%に該当するのか。ですから、10万円受けるかどうかというのは、基本的には非課税であるかそうでないかがポイントであるようでありますけども、その意味でお聞かせ願いたいと考えています。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（笠野 満）

最初の御質問でございますが、令和4年度につきましては、令和4年度の非課税世帯ということで、6月1日に課税されますときに非課税となった世帯を対象としております。

（何ごとか言う者あり）

○福祉事務所長兼福祉課長（笠野 満）

いや、昨年受給された方は、今回は受けられません。

次に、家計急変世帯につきましては、新型コロナの影響によりまして、非課税世帯と同等の世帯ということでございます。単身世帯の場合に、収入ベースで93万円が限度額ということで、これ以下であれば、非課税世帯とみなしまして、10万円を受給できるということになります。

それから……

(何ごとか言う者あり)

○福祉事務所長兼福祉課長（笠野 満）

非課税世帯のことでしょうか。

(何ごとか言う者あり)

○議長（久長登良男）

暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時07分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉事務所長兼福祉課長（笠野 満）

大変失礼いたしました。児童手当の受給者でございますが、市内全体で1,699世帯でございます。人数にして3,544名で、今回の支給見込み数が252世帯、480人を見込んでおりまして、世帯でいいますと約15%、人数で13.5%となっております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に移ります。

ただいまの確認で、昨年、3年度受給の方はもう今回は受給できないと、課長、そうですね。それは、どこかに説明が記載されてますか。それがないから、私だけじゃないと思うんです。書いてなかったら当然、前年度踏襲というか、踏まえてということにどなたもが受け止めることになると思うんですが。

だから、昨年受けた方は、今回は除外するというのがあったら、それを一応説明してください。そうでなければ、これは誤解の元となりますよね。それも即決でありますので。これが第1点。

それから、第2点目は、ただいまありましたように1,699の中で今回252と、前回は何世帯だったんでしょうか。単純な質問で、これ2点目。

それから、3点目は、一番金額が大きいこの住民税非課税世帯の8,623万4,000円、

次の2,911万円あるいは2,535万9,000円の5万円支給も、昨年受けた方は、もう今回はダブって受け取れないということで理解していいのでしょうか。これも確認してください。そのこともどこかに記載されていますか。私が見たところ、見落としかもしれませんが、そういった項目はなかったために、私は昨年同様受け取れるという理解で質問に臨んでいるんです。

2回目の質問でありますけど、よろしくお願いします。

○福祉事務所長兼福祉課長（笠野 満）

それでは、お答えいたします。

まず、最初の御質問ですが、予算例規を配付されているかと思いますが、そちらの28ページになります。28ページに令和4年度曾於市子育て世帯等臨時特別支援事業、非課税世帯分でございますが、この一部を改正する告示ということで、真ん中辺りを見ていただきますと、第3条第3項に、「第1項第1号の規定にかかわらず、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯に対する給付について、既に本給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であったものを含む世帯は支給要件を満たさないものとする。」ということで書いてございます。

（何ごとか言う者あり）

○福祉事務所長兼福祉課長（笠野 満）

いや、ひとり親は引き続き受給できます。

それから、前回の実績でございますが、非課税世帯につきましては、3年度の実績が5,938世帯、給付額が5億9,380万円となっております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目ですけども、大事な、金額の大きい点でありますので確認をしてください。

3年度、この非課税世帯で10万円支給を受けた世帯が5,938世帯ということですね。答弁してください。

今回は、昨年受けられなかった方で、今、提案があるのが252世帯というふうに受け止めていいのか確認をしてください。間違ったら訂正してください。

そして、私は1回目に質問した、いずれにいたしても、曾於市内の児童生徒の世帯は、総体で、現在の段階でいいんですが、何世帯であるのか、単純な質問ですけども、何世帯であるのか。その中で、3年度が5,938、今回の提案が252世帯というふうに総体的に受け止めたいもんですから、総体の世帯数についても再度答弁してください。

3回目でありますので、よろしくお願いします。

○福祉事務所長兼福祉課長（笠野 満）

今の御質問は、ひとり親、非課税の分ですか。

(何ごとか言う者あり)

○福祉事務所長兼福祉課長（笠野 満）

非課税分につきまして、お答えいたします。

3年度分の給付世帯数を6,114世帯と見ております。3年度にデータを抽出したときに7,293世帯でしたので、今回、1,179世帯と家計急変世帯分82世帯を足しまして、1,261世帯分の予算を計上しております。

ただし、この中には、繰越しで対応する411世帯分、4,110万円は、令和3年度からの繰越し予算で対応いたしまして、今回提案いたします事業費の8,500万円と合わせて1億2,610万円、こちらのほうを4年度の予算として計上させていただいております。

(何ごとか言う者あり)

○福祉事務所長兼福祉課長（笠野 満）

3年度支給は、5,938世帯です。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、承認案第6号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、承認案第6号を採決いたします。

お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、承認案第6号は、承認することに決しました。

日程第8 議案第49号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

日程第9 議案第50号 財産の取得について（本庁増築庁舎事務用機器）

○議長（久長登良男）

次に、日程第8、議案第49号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）及び日程第9、議案第50号、財産の取得について（本庁増築庁舎事務用機器）までの2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第8、議案第49号及び日程第9、議案第50号を一括して説明いたします。

日程第8、議案第49号、財産の取得について説明いたします。

曾於市消防団大隅方面隊麓分団に配置している平成13年購入の消防ポンプ自動車を更新するため、指名競争入札を執行した結果、鹿児島市に本店を有する株式会社鹿児島消防防災が2,805万円で落札者となり、5月24日付けで売買の仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料としての物品売買仮契約書、入札執行結果表、消防ポンプ自動車の主要諸元表等を添付しておりますので、御参照ください。

次に、日程第9、議案第50号、財産の取得について説明いたします。

市役所本庁増築庁舎に配置する事務用機器を購入するため、指名競争入札を執行した結果、曾於市に本店を有する合資会社浜田書店が2,764万5,970円で落札者となり、5月31日付けで売買の仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として物品売買仮契約書、入札執行結果表、概要書等を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、日程第8、議案第49号及び日程第9、議案第50号を一括して説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告がありましたので、順次発言を許可します。まず、上村龍生議員の発言を許可します。

○8番（上村龍生議員）

議案第50号です。庁舎の備品等に関する入札だと思いますが。

1点目が、このような型式等種類の多い備品入札において、品名の型式の指定はするのか否かを伺います。

2点目、落札率において、これまでの末吉中央公民館、岩川小学校、本庁舎の増築工事と比べて、どの程度になっているのか伺います。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今、議員から質問のありました、品名の型式は指定するのかについてお答えいたします。

通常、備品を購入する場合は、種類の多さや数量にかかわらず、その使用目的や建物の大きさ、それから景観の統一性などにより型式を指定する場合と、例示品を提示いたしまして、同等品でも可とする場合がございます。

今回購入いたします備品につきましては、庁舎内の景観の統一性や、納品場所が書庫等などの部屋の中に収まることも重要でありました。

また、机や椅子等につきましては、安価なものから高額なものまであるということでございます。その点を考慮いたしまして、長年使用できるものをということで、型式指定を行ったところでございます。

それと、2点目でございました。落札率についてお答えいたしたいと思います。

末吉中央公民館につきましては、落札率54.4%でございました。岩川小学校の学校管理物品購入におきましては、入札が2件ございました。一件は落札率65.4%、もう一件が落札率67.9%となっているところでございます。

今回の本庁舎の増築庁舎におきましては、今回の2工区の分につきましては、落札率が83.4%となっているところでございます。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

落札率のところの確認ですけれども、かなり、落札率については、差が毎回見受けられると思うんです。この備品等の入札もそうなんですけれども、それ以外の工事関係の落札率等もかなり差異が見受けられるんですが、この辺についての庁舎、執行部サイドでの、内部での検討なり何かされたことがあるのか、問題になったことあるのかを伺います。

○市長（五位塚剛）

今までいろんな入札をしております。一つ一つ議論はしておりませんが、工事につきましては、建物工事とかそういうものについては、非常に今、材料費が高騰

しておりまして、予算を作成する段階からある程度の物価上昇率も計算しながら入札の予算をしておりますけど、設計額を含めて、建築関係については、非常に厳しい部分があるんじゃないかなと思っております。

あと、備品購入なんですけど、末吉中央公民館におきましては、安い金額で入札しておりましたが、その後、やはり諸物価が上がってきておりますので、やっぱりこの差が出てきたのかなというふうに思っております。

あと、空調等につきましては、メーカーが出す定価の価格と実際入札する場合は、業者の努力によってかなり低くなります。そういう意味では、私たちもある程度の実績のある業者に基づいて、ある程度問題ないメーカーを指定しながらしておりますけど、こういう場合はかなり安くできます。

今後、この入札の在り方についても、国からの指導も一定あります。県からの指導もありますけど、なるべく私たちとしては、一般競争入札で安く執行ができればいいなというふうに思いますので、また今後も努力してまいりたいと思います。

以上です。

○ 8 番（上村龍生議員）

この落札率に関しましては、非常に市民の方々も興味といいますか、非常に関心を持っておられます。いろんなこともお聞きすることもあります。今後とも、ぜひその辺のところは留意しながら進めていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○ 1 9 番（徳峰一成議員）

まず、議案第49号の消防ポンプ車の2,805万円について質問いたします。

質問の第1点は、5者による指名競争入札であります。この5者は曾於市と何らかの形で取引の実績があるのかどうか。そして、5者を指名した考え方についてお聞きいたします。これが、第1点。

それから、今回この消防ポンプ車の予算額は、幾らで予算化されていたのか、これが第2点目。

それから、3点目は、予定価格を259万5,000円と設定していますが、この設定した考え方についてお聞きいたします。

以上、3点です。

議案第50号について、1から4工区に分けておりますけれども、その下でのこの入札も4回に分けての入札であります。この基本的な考え方について、入札を分けた考え方について答弁してください。

それから、2点目、この入札の前提としての予算額は幾らであるのか。これは、議会提案されてない、タブレットでは報告はありますけども、ほかの入札を含めた予算にならざるを得ないかもしれませんが、いずれにいたしましても、予算について説明してください。

そして、その中で予定価格は幾らとして設定したのか、その予定価格の設定の考え方は、何を基にして決めたのか、これが質問であります。

次に、指名競争入札の7者は、全て曾於市と何らかの取引があったのかどうか、お聞きいたします。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

まず、1点目でございます。今回の指名競争の5者についてでございますが。

これにつきましては、これまでの消防自動車の販売登録業者の申請のある中から、県下自治体において消防用自動車の納入実績がある5者を指名しているところでございます。これまでも5者を指名しておりますが、曾於市内の業者はいらっしゃいませんけども、これまで取引があったということによろしいでしょうか。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

これまで5者とも全て実績があるところでございます。

続きまして、2点目でございますが、予算についてでございます。

予算につきましては、今回、予算額2,854万5,000円となっております。今回の予定価格も同額の2,854万5,000円という形でございます。

続きまして、予定価格の考え方でございますが、消防自動車につきましては、大変特殊性のある物でございます。

まず、予算の積算につきましてですが、取得しようとする車両に応じた装備を行う必要が消防自動車の場合はあるものですから、業者から見積書を徴収いたします。その後、担当課のほうで積算を行って予算を計上しているところでございます。その特殊性から予定価格と予算額は同額になっているところでございます。

続きまして、議案第50号のほうでございますが、1工区から4工区に入札を分けた考え方についてお答えいたします。

今回、購入する物品につきましては、増築庁舎が開庁する前までに納品、設置をしていただかなくてはならないものでございます。一括発注しますと受注者が取り扱う納入物品の数量が非常に多くなることから、発注から納期までの受注者の対応等を考慮しまして、1工区から4工区に分けたところでございます。

それと、予算額につきましては、備品購入の予算計上につきましては、業者から

の見積もりや定価にある一定の率を乗じた額を計算して予算を計上しております。

今回の予算につきましては、当初、定価額というのがございました。定価額に予算計上の段階で85%を乗じたのを予算額として計上しております。

予定価格につきましては、過去の入札の実績、そういったものを考慮いたしまして、この積算した額、これに97%を乗じて予定価格としたところでございます。

予算額は、全体で、備品購入費は9,457万6,000円でございます。全体額でございます。

続きまして、指名8者についてでございます。

指名8者につきましては、今回、事務用品類販売登録業者の中から実績等を勘案し、県内に営業所を有する7者及び隣接市内に営業所を有する1者の計8者を指名推薦しております。その中で、これまで全て実績のある業者でございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

議案第49号、議案第50号に関わりがありますので、まとめて一、二点質問いたします。

議案第50号の備品については、市長答弁にもありましたけれども、8者入札参加、細かくは83.39%になるようでございます。答弁にもありましたけれども、上村議員の、過去も50%あるいは60%台の落札率であります。1つは、やはり入札参加業者が8者と多かったことも一つの要因じゃないかとも考えられます。

一方、この消防ポンプ車は5者に限定されております。落札率も、私の試算では98.4%と極めて高い。これは、前回、昨年か一昨年から同じ消防ポンプ車等の提案が行われたときも僅か5者だったと思うんですが、少ないんじゃないか。落札率も当時も100%近い落札率でありました。これに対して、市長答弁が、今後参加者を増やす方向で努力したいということだったんです。

私は、そのときも提案したんですが、県内の業者がもう5者前後で限定されていたら、隣の宮崎県を含めて一応入札参加してもらってもいいんじゃないか。どっちみち、答弁にもあったように曾於市内の業者は一つもないわけですから、鹿児島だろうと都城だろうと安い価格で落札したほうが、その後のアフターケアを含めて考えた場合いいんじゃないかという単純な質問したんですが、その方向を含めて業者を増やす方向で努力したいと昨年だったと思うんですが、答弁されたばかりだったんです。それが今回も5者に限定されている。

上村議員の先ほどの答弁にも、一般競争入札ということで一応道理ある答弁がされてる。実際の答弁と実態がまだ追いついてないというか、そういった側面がありますので、今後は、やはり入札参加業者を一般競争にしろ指名競争入札にしろもっ

と増やして、落札率を増やす取組を、これは目的意識を持ってやるべきじゃないかと思うんです。その点で、市長の決意を含めて一応答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

消防車というのは、非常に特殊でありまして、一般的な普通のディーラーが入札にはなかなか参加されません。車を購入して、それを消防車両として特殊に改造しますので、それなりの専門的な知識と実績がないとなかなか難しいものがあります。私たちも県内の状況を見ながら、いろいろと努力はしております。今言われるように、宮崎県のほうの方々に呼びかけても、まず指名に曾於市に入ってもらっておりません。そういう意味では、指名がそういう県外の、以下、熊本やら福岡、曾於市の入札に入ってもらえれば同じような入札ができると思うんですけど、それについては、またいろんな業者に、県外の業者に参加できないかということについて、それは取組はちょっとやってみたいと思います。本当のそういう意味での入札ができれば下がると思うんですけど、ただ、後のアフターケアの問題が出てきますので、なるべくなら県内の業者が安く入札してもらうのが非常にいいのかなと思っておりんですけど、それは努力はしたいと思います。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

私はもう熊本だ大分とか言ってんじゃなくて、宮崎県内といいますと、距離的にも、仮に落札したとしてもアフターケアは問題ないんです。鹿児島県の業者が落札しても、宮崎市あるいは都城の業者が落札しても、曾於市民や議会、当局には何ら影響、被害はないんです。大きな立場でこの点是对応すべきじゃないかと思っております。

例えば、過去にも、末吉町でいいますと、川内団地については、都城の当時、今あるかどうか分かりませんが、東建設が落札したこともあるんです。これは、田崎町長の一つの判断だったんですが。これは調べたら資料として残ってると思います。そういった事例もありますので、これは大休寺副市長のほうで、3回目ではありますが、答弁してください。

○市長（五位塚剛）

東建設が入札に参加されたというのは私も記憶しておりますが、残念ながら今はもう東建設は倒産してないところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○副市長（八木達範）

消防自動車の入札につきましては、基本的なお答えは市長が申しましたので、今後は努力していきたいというように思います。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案2件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案2件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第49号及び議案第50号までの2件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第49号及び議案第50号は、原案のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第10 議案第42号 曾於市ハラスメント防止条例の制定について

日程第11 議案第43号 曾於市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第44号 曾於市税条例等の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第10、議案第42号、曾於市ハラスメント防止条例の制定についてから日程第12、議案第44号、曾於市税条例等の一部改正についてまでの以上3件を一括

議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第10、議案第42号から日程第12、議案第44号まで一括して説明いたします。

日程第10、議案第42号、曾於市ハラスメント防止条例の制定について説明いたします。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等が改正されたことに伴い、本市が各種ハラスメント防止及び排除並びに被害者への配慮に努めることにより、職員及び市長、副市長、教育長、市議会議員、行政委員会委員の皆様が個人としての尊厳を尊重され、快適に働くことができる職場環境を確立するため、提案するものです。

次に、日程第11、議案第43号、曾於市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について説明いたします。

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令が改正されたことに伴い、特別償却設備設置者の適用要件について、特定業務施設整備計画の認定から対象設備の供用開始までの期限を2年から3年に延長するものです。

次に、日程第12、議案第44号、曾於市税条例等の一部改正について説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令がそれぞれ公布されたことに伴い、関連する規定を改正するため、提案するものです。

主な内容の1点目は、不動産登記法が改正され、新たに登記簿に登録される事項にDV被害者等の住所に係る事項が追加されたことに伴い、DV被害者等の住所が含まれている場合、当該住所に代わり、住所に代わる事項を記載できるようにするものです。

主な内容の2点目は、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を4年延長するものです。

その他については、引用法令の字句の整理及び条項ずれに伴い規定を整備するものです。

以上で、日程第10、議案第42号から日程第12、議案第44号まで一括して説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、山中雅人議員の発言を許可します。

○1 番（山中雅人議員）

それでは、3点質問いたします。

1点目、条例の施行規則第12条の必要な措置とはどのようなものか、伺います。

2点目、ハラスメントの発生が市議会議員間で発生した場合又は市議会議員へ職員若しくは市長が行った場合、どのような取扱いになるのか、伺います。

3点目、条例第2条第4項にセクシュアルハラスメントの定義では不快感を与えらるゝとなっており、ほかのハラスメントの定義の精神的若しくは身体的苦痛となっており表現が違いますが、その理由について総務課長にお伺いいたします。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えしたいと思います。

1点目の条例施行規則第12条の必要な措置というものでございますが。

これにつきましては、現在施行しておりますけれども、曾於市職員懲戒審査委員会規程というのがございます。この別表に定めております市職員の懲戒処分の指針で標準例と示しているものでございますが、免職、停職、減給、戒告処分を定めておりますので、そのような措置となるところでございます。

それから、市議会議員間で発生した場合でございますけれども、議会内で処理委員会的な組織を立ち上げていただきまして、実態を調査した上で必要な措置等を決定していただくことを想定をいたしております。

それから、職員それから市長が議員へ行った場合でございますけれども、被害を受けた方が議員の方というふうになりますので、先ほどと同じように議会のほうで調査していただきまして、必要な措置については、市のほうの懲戒審査委員会あるいは市長であった場合は、市長自身が個人として決定されるものというふうを考えております。

それから、セクシュアルハラスメントとほかのハラスメントとの表現の相違でございます。厚生労働省が示しますハラスメントの概要あるいは国の人事院規則におきまして、セクシュアルハラスメントに身体的苦痛という文言がないというのを確認いたしましたので、今回の条例につきましては、その部分の表現をしていないと、ほかのハラスメントと別にしているというものでございます。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

それでは、関連して質問させていただきます。

その審査委員会の規程にそういった処理の内容があるといったことでありますが、

一般企業の場合であれば、セクハラやパワハラのような事例が発生した場合、配置転換などで幾らか被害者と加害者を引き離すといったようなことが考えられますが、そういった対応はそこにあるのか、これが1点目。

2点目として、議員間の話は、議員の中で処理委員会をつくってほしいといったところではありますが、そういった処理委員会というので何か処理基準などはあるのか。その処理基準を議会内で話し合って決めるのか、その点について2点目。

3点目として、厚労省の指針であったということなのですが、不快だというのは思った思っていないで非常に言い争いになりやすいものであると思います。ほかのていによると、職務に支障が出るといったことであれば、ほかの委員会も客観、中立な立場でできると思いますが、不快に思ったかどうかを委員会のメンバーが議論して認定するというのは難しいように思うのですが、その点について見解を伺います。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたします。

まず、審査した結果ということで配置換え等があるかという質問が1点目であったかと思います。

当然、内容等によりますけれども、先ほど申し上げました停職とか、それから免職とかとはまた別でございますけれども、通常の、例えば減給とかあるいは口頭訓告、口頭注意とかいろんな段階があろうかと思っておりますけれども、当然そこに必ずしも隣に座る人というふうには限りませんが、もし、その方がそばで仕事をしていて、それがその課、その係全体の業務に支障がある場合には、当然そこは配慮しなければならないと考えております。

ただ、むやみにそれを実施するのではないとは思っております。

それから、議会に処理委員会があるのかというところが2点目かと思っております。

これにつきましては、この規則をお示ししておりますけれども、これは市の市長、副市長、教育長それから市の職員、会計年度任用職員を含めますが、これが被害者となった場合には、こちらのほうで処理委員会を、処理委員会まで行くかどうかはまた別ですが、相談を受け付けて処理委員会を行って裁定をしていくということでございますが、当然、今ここで申し上げます議会あるいは各行政委員会につきましては、そのまだ組織はないところでございます。事前にそれぞれの課長等には話をいたしましたけれども、原則としては、市の処理委員会等の手順に倣って、準じてその組織を立ち上げていただきまして、処理をしていただきたいなというふうには考えてございます。現在ではないところでございます。

それから、職務に支障があるか、不快と思うかどうかの認定というところでございますが。

これにつきましては、非常にデリケートなところでございまして、ハラスメントにつきましては、概して言われるのは、その被害を受けた方が、本人が不快を受けた、ハラスメントを受けたと思えば、その時点でハラスメントというふうにされるというふうに一般的に言われております。当然、それぞれの個人のいろんな思いで違うわけでございますので、そのように言われております。

ですので、それを相談を受けたところで本人から聞き取りをし、そしてそれをされた、加害的なことをされた方についても聞き取りをして進めていくということになると思います。

ですので、その聞き取りをする中で本当に不快と思ったような事案なのかどうかというのをまた聞き取る側で、あるいは処理委員会で判断をしていかなければならないというふうに思っておりますが、いずれにしても非常に難しくデリケートな問題ではあると思いますが、このような、ちゃんと相談窓口やら委員会等設置しながら進めていくべきだというふうに思いまして、今回提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

それでは、関連して質問させていただきます。

1 点目の部分なんですけども、配置換え等については配慮するといった答弁でございました。

しかしながら、この配慮するというのが具体的にどういうことなのかちょっとぼやけておりますので、配慮するということはどういった中身なのか、伺います。

2 点目として、議員が絡む案件で、私が想像しますのは、やはり議長が委員のメンバーとなって処理するといったことが考えられると思いますが、こういった理解でいいのかについて伺いいたします。

3 点目として、不快だと思った時点でそうであるといったことは、私は一般論としてそうではあると思うんですけども、それが処分として関わる以上、やはり委員として客観、中立な立場で認定する必要があるといった論点があるのと、であるならば、ほかのハラスメント、パワハラなども不快だと思った時点で認定していいのではないかと。なぜ、改めてセクハラだけがハードルが低いような扱いになっているのか、その理由について伺いをいたします。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

配置換えの配慮の中身でございますけれども、当然その加害の方と被害を受けた方が同じ部署にいたことによりまして市民サービスが低下するような、モチベーションが下がるといいますか、そういうことがいけませんので、もしそういうところを認識したならば、当然配置換えというのにも必要になってくると思います。あくまでも市民サービスの低下を招かないというのがまず一つあると思いますし、その部署の雰囲気が悪くなることによってほかにもいろいろ波及するのであれば、当然配置換えも考えなければならないとは考えております。

2番目の議長が委員のメンバーになってということでございますが、それは議会側の中でのというふうに思いますが、一応、市におきましては、副市長が委員長的な立場でというふうに考えておりますので、そちらにつきましては、それぞれの議会なりあるいは行政委員会なりで決めていただくことというふうに考えております。

セクハラが不快というところでございますが、セクハラのみが不快というのはなぜかというその理由でございますが、少し、パワハラとかいろいろハラスメントはあります。モラハラ、スメハラ、臭いの関係とか、たくさんものがありますが、やはり一番最初に国の人事院規則でも平成11年でしたか、定められたのがこのセクハラでございまして、当然非常に微妙なものであると思います。今の世の中では男性から女性だけではなくて女性から男性、同性同士というのもこういうのがあるというところでございますので、不快、ちょっと答えるときには難しいですけど、セクハラにつきましては、やはり不快に思うというのが一番しっくりくるのではないかとということと、先ほど申し上げました、いろんな、人事院あるいは厚生労働省を見ましてもそのような表現がありますので、そこを採択させていただいたという理由でございます。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、上村龍生議員の発言を許可します。

○8番（上村龍生議員）

議案第42号、今質問があったところですけども、ダブらない範囲で質問いたします。

このハラスメント条例の中の1番目が、非常に何というか、アバウトな質問なんですけど、本条例の制定によってこれまでと何がどのように変わるのか。まだ、頭の中でしっかりと整理ができていない状況で、今少しかうイメージができたような気がするんですが、全体的なところでのちょっと見解を伺います。

2番目、これはハラスメントが認められたときの具体的な措置のイメージは、答

弁がありましたので、これは結構です。

3 番目、罰則規定については、罰則規定が設けられていないのが本条例に限らず条例制定では一般的でありますけれども、どのような法的な効果又はその他の効果が期待をされると思っておられるのか、その見解を伺います。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

1 点目のこれまでと何がどのように変わるのかという御質問でございます。

これまでは、市職員のみ、曾於市職員のハラスメントの防止等に関する規程というのを令和2年7月1日に制定して進めていたところでございます。今回の条例制定によりまして、市職員だけではなくて特別職、市議会議員、行政委員会委員の皆様がハラスメントを行うことを禁止するというふうに条文にも掲げているところでございます。これによって、全てのハラスメントの防止、排除や被害者への配慮に努めるように求めるものでありますので、この条例で定めるというところにやはり重みがあるのかなというふうに考えております。

先ほど申し上げました市職員だけではなくて、それぞれの機関の方々もその対象となるというのが大きなところでございます。

罰則規定が設けられていないけれどもどのような法的効果、その他の効果が期待されるのかというところであったかと思えます。

ハラスメントのような非常にデリケートな問題につきましては、その条例に画一的な罰則規定を設けるのはなかなか難しいだろうというふうに思っております。それぞれ個人の状況等もあります。

しかしながら、条例ということでございますので、法的一种であると言われております。罰則規定は設けていないものの、条文の中に、職員及び市長等はハラスメントをしてはならない、先ほど申し上げましたけれども、と規定してありますので、その法的効果はあると考えております。

よって、この条例に違反した場合には、社会的信用を大きく損なう可能性があると思はれております。

以上です。

○8 番（上村龍生議員）

職員プラス議会サイドでいえば議員も入ったという理解だろうと思えます。

職員サイドに関しましては、これまでもいろんな、これは微妙な問題ですから、いろんなところで配慮があると思うんですが、そこはもう立ち入って質問いたしません。

議員に、取扱いに関して、我々も共通認識をしておかなくてはいけない部分があ

と思うんです。これまでは、具体的にこの条例等で定めがなく、通常の倫理規程違反とか通常の取扱いで処分されていたやつが、今回条例ができたということで、より一層のこのハラスメントに関する認識を改めるという機会だろうというふうに理解をします。

罰則規定は設けられていないけれども、条例等の中で規定がありますので、社会的な一定の議会、議員でいえば、選挙を通じてますから、その中で審判を受けるわけなんですけれども、そのようなところで大変影響が大きくなるというのはあると思います。

議会サイドとしては、今後、職員サイドに設けられているような、規程等で設けられているような立ち上げをしないといけないということなんでしょうけれども、現状でも社会的な制裁を受ける、それから、これまでどおり倫理条例等に触れるところでの審査にかけられるというような可能性はあると思うんですが、そのようなところをちょっと見解を示していただだけませんか。

○総務課長（今村浩次）

これらにつきましては、少し我々執行部のほうではちょっと答えられる範囲内ではないというふうに思います。言われましたとおり、どのような形で、それぞれ議会なりあるいは行政委員会なりが対応されるのかというところではありますが、我々としたしましては、市が規則で定めているような、そのような相談窓口なりあるいは処理委員会なりを設定していただきまして、お互い話を聞かないとこれは裁定できないところもありますので、そういう手順を踏んでいただきまして、最終的には今言われました倫理条例との兼ね合いも当然出てくるだろうというふうには思っているところです。ちょっと、これ以上は私のほうでは答弁できないかなと思っております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、おおむね1時から再開いたします。

休憩	午後	零時01分
再開	午後	1時00分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○11番（今鶴治信議員）

もう2人の議員が質問されましたので、重複するところは割愛させていただいて、先ほど説明がございましたが、今回このハラスメント防止条例を制定するに当たって、これまで具体的事例があつて、今回こういう具体的な提案をされたのか伺います。

先ほどもちょっとあつたのですが、これまでそういった場合の対応は、どのようにされていたのか伺います。

それと、ハラスメント防止条例施行規則のほうなんですけど、ハラスメント処理委員会というところで委員長をされてということで、市の関係される副市長、職員の方がメンバーを補うようでございますが、その中の第8条第3項にあります、委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させるというところがございますが、やはり非常にデリケートな問題でございますので、学識経験者又は弁護士等もこの中に含めるべきではないかと思いますが、その点について質問いたします。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えいたします。

まず、具体的事例ということでございますが、詳細は申し上げられませんが、先ほど、令和2年7月1日現在のハラスメント防止規程を制定したというふうに申し上げましたが、その以降、件数だけ申し上げます。相談員に相談があつたのが3件、そのうち1件が処理委員会まで開いて処理をしていったというような状況でございます。

あと、規則の第8条第3項、必要があると認めたときはというところでございますが、ほかの市町の条例等を見ますと、学識経験者とかを含めているところも確かにありますが、本市におきましては、現時点ではそこまで必要ないのではないかと、いうふうに考えました。今後、状況を見ながら、必要であればまたそこは含めていきたいと思ひます。現時点でそこに考えているのは、例えば議会のほうが、加害をされる方がいらつした場合は、議会の関係する方をその委員としてこの第8条第3項です、そこに委員として入ってもらうというようなことを想定しているところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

市長、副市長、特別職、議員等もハラスメントを行ってはいけないということで、今回の条例でございますが、そういうことはないと思うのですが、市長、副市長はそういうハラスメントの当事者であつた場合に、守秘義務があるというのと、電

子メールでも言っていることですが、職員の方がそれに対して公平に取り組む体制に今回のものでなっているのかどうか伺います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

今回、このようなことを初めて提案して、議決いただきますと施行していくところでございます。おっしゃられたとおり、例えば市長、副市長が加害をする側であったときに、その相談がメールでちゃんと来るかどうかというところも、今後職員のほうにちゃんと周知をいたしまして、当然虚偽の報告とかあったらいけないわけでございますので、本当のことを相談したいと思ったときには相談をする、相談を受け入れる体制に努めていきたいと思っております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

今回、特別職ということで、議員も入っているところでございますが、もちろん私たちも十二分にこれに対して注意していかなくてはいけないというところがございますが、今回、これは例えば、議会サイドから倫理条例、曾於市議会の議員の倫理条例は、議員のほうから発議したわけでございますが、今回の、もちろん市会議員もハラスメントはもう絶対いけないことではありますが、議員が入っているということを十二分に議会等にも相談してされるべきではなかったのかというところもございますが、今回全てということでありますが、議員も入っているということについての見解を求めます。

それと、相談員の中に曾於市職員安全衛生委員会委員という方も、実際ちゃんとした担当者がいらっしゃるのか最後に伺います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

市民生活を守る立場から、このハラスメントを含めて職員の中、また我々行政のトップのほうと職員、また議員の方々と職員、また農業委員会、教育委員会との中の職員、いろんなやり取りがあると思います。やり取りの中には、場合によっては度を越してハラスメントに陥るケースがあります。これはもう全国でもいろんな形で報道されておりますので、やはりここは今、この条例をつくって、お互いに、市民を含めて曾於市にふさわしい行政の在り方、また、市民との在り方を含めてやるべきだという観点からこのようなお願いをいたしました。多分、鹿児島県では初めてだと思うのですが、これから少しずつ前に向いていくべきだということを思っております。議員の方々の、皆さんたちの協力を得ながら、開かれた市政を皆さんたちと一緒に進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

安全衛生委員会の話があったかと思います。安全衛生委員会につきましては、それぞれ委員がおられますけれども、その中から3名、今も入っていただいているところでございます。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案第42号のハラスメント条例の制定について質問いたします。

1つは、提案をするに至った経緯について報告してください。そして、県内の実施状況、先ほど曾於市が初めてのような答弁でしたが、あと、今回条例を策定するに当たって、参考とした市町村があったら紹介してください。

次に、この条例案の中身、内容なんですが、いわゆるこの被害者的な立場の場合は、市職員だけでなく、会計年度任用職員も含めてか、会計年度というのは入っていないものですから、確認させてください。

それに、一方、この加害者的な立場の場合は、この市議会議員というのがありますけれども、それはちょっと違和感があります。市議会議員を含めるといけないという、もちろん法的な縛りはないですが、ただ、やはり議会は、当局、市とは別個の、言わば法的な団体でありまして、仮に議員を入れたとしてもいけないという法的なことはないと思いますので、それは議会のほうに連絡して、議長のほうに、議会サイドでやはり対応していただくというのが少なくとも対応できる範囲ではないかと。先ほどの答弁の中で、議員が関わる場合は、議会からも代表が来ていただいて云々というのは、やはり議会との関係上ちょっとそれはおかしいのではないかと、単純化して言いますと。議会とは全然別個の問題であります。これは懲戒に係る問題です。もっと広く言ったら、これは民事に関わる問題とも関係があります。その点で、市議会議員を入れるということは、入れてもいいかもしれませんが、しかしどこまで議会の問題を当局のほうで対応するかというのは、議会の代表を入れたからいいという、そういった単純化された問題ではないと思うのです、法律上。そのあたりは深く議論されたか報告してください。

それから、この必要な措置を取る、これは山中議員の質問にもありましたけれども、必要な措置を取って、もう一回、具体的にどういった必要な措置であるのか、罰則規定は一方でないということもありましたので、必要な措置というのはどこまで、何を基準としての必要な措置であるのか。

それから、委員会については、これは基本的に秘密会ですか、公開ですか。というのは、問題が複雑化した場合に、納得できない場合は、今度は民事に関わる関係、それをある面では広がる危険性、心配、おそれもあります。ですから、秘密会を含めて、この委員会の基本的な在り方についても議論がされていると思いますが、お聞かせ願いたいと考えております。

それから、率直に言って私が心配するのは2つあります。旧町時代を含めて、例えば市長が職員に、あるいは課長が部下職員に、いろいろ指導は日常的にあらうかと思うのです。それを受け取る職員が納得できない、パワハラとして受け取った場合に、やはりどう処理するかは別問題として、ケースも今後出かねないと思うのです。その場合に、本来指導する側の上司がやはり及び腰になるというか、遠慮してしまうということに職場全体としてならないかというのを率直に言って心配いたしております。これはいいかどうかは別にして、旧町時代は率直に上司が職員に厳しく指導をしていたのもいっぱい私、見聞きいたしておりますが、そうしたことが、いい意味での上司と職員との関係がちょっと崩れてきはしないかというのを心配しているのですけども、杞憂でなかったらいいのですが、その点についてどなたか答弁してください。

一方、私たち議員の立場から言いますと、例えば、議員が住民と一緒にある課に行っていろいろ要請する、交渉するといった場合、言葉は柔らかい言葉で言ったとしても、受け取る職員は、それはもう精神的にストレスが当然たまります、これは。別に、高圧的な厳しい言動でなくても、要請とか陳情、場合によっては交渉、特に交渉を行う場合は、それを職員がパワハラと受け取った場合にどうなるかというのを一番、議員の一人として心配しているのです。先ほどの同僚議員の質問にあったように、受け取る側もパワハラを基本的にはパワハラと受け取るというのが世間一般の今の捉え方でしょう、非常にこれは厄介なことになると思うのです。議員も職場で、特に申入れ、要望、ある面では交渉が非常にやりにくくなるということを一面では心配いたしておりますが、その点を含めてどなたか責任ある答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

市の職員の教育については、この間、庁議等で新しい課長になられる方もいますので、基本的に自分の課の部下については、よく目配りをしながら指導しなさいということを言っております。当然、今後もやりたいというふうに思っております。観点は、その人を育てるという観点に立つということだと思います。そして、職員が過ちを犯していたら、それを正すということも大事であります。そして、職員としての資質を向上させながら、また上司としての立場もわきまえながら、やはりお

互い納得する形での指導は今後も続けたいと思います。

今言われた、議員を含めて要望のことを言われましたが、これは当然、権利ですので、これは当然やるべきだと思います。ただ、それは文書をもって、理由がきちんとあっていけば問題ないと思います。そのことによって、職員のほうがパワハラだということにはならないと思います。ただ、議員の方々が激怒して、職員を怒る場合は、それはちょっと度を越したことになるのではないかなと思いますけど、一つ一つの案件がありますので、当然そのことについては文書化されて、当然もし必要ならば情報公開の問題が出てきますので、そこで明らかになってまた審査されると思います。

今後、いろんな形での問題が発生してきますけど、一つ一つ市民を交えて、やっぱり前向きに解決するためにどうしてもこの条例を提案して、開かれた市政、開かれた議会も含めて進むべきだと思って提案をしたところでございます。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、そのほかにつきまして、お答えいたしたいと思います。

まず、提案に至った経緯でございます。令和2年6月1日、一昨年、ちょうど2年前でございますけれども、国家公務員のパワーハラスメント防止に関する人事院規則が施行されましたけれども、そのときから全国的にも市職員のハラスメント防止条例、あるいは市議会のハラスメント根絶条例などが制定されるようになってまいりました。本年5月現在で、全国で14の市町で制定されているようでございます。本年3月にもそのうち2つが制定されているということで、年々制定されている数が多くなっているというような現状が一つ挙げられます。

あと、もう一つが先ほど申し上げましたけれども、本市におきましてもハラスメント処理委員会を開催するような事案が実際発生したところでございます。ですので、条例といたしまして、この防止及び排除について明確に定めまして、より良い勤務環境を確保したいというところと、それから今後職員数を減少させていく計画でございます。そのような中で、このハラスメントを起因としたメンタル不調による長期病休、そういう職員を1人でも防止したいというのもあるところでございます。通常のけがによる病休等と違いまして、メンタルのものにつきましては、非常に長期化する傾向がございますので、そのようなところもあったところでございます。それが経緯でございます。

県内の状況につきましては、条例化している団体はございません。それで曾於市もこれまでしておりました規程等で定めているというふうに思われます。参考にした自治体は、先ほど14というふうに申し上げましたが、その中で大阪府の池田市、

あるいは青森県の五戸町などを参考としたところでございます。

それから、会計年度任用職員の確認がございましたけれども、条例の第2条の（1）に職員というのがございまして、ここに地方公務員法第3条第2項というのがありますが、これが特別職を除く全ての職員、一般職の職員でございます。その次に、第22条の2に規定する職員、これが会計年度任用職員というところで定義をしているところでございます。

それから、市議会、先ほどの委員の中で議会サイドを指摘していただくのはおかしいのではないかという話もあったかというふうに思います。当然、内容によりまして、それを、出席を依頼するのかどうかというのもまた事案によって変わってくるかと思いますが、そういうこともあり得ると想定して、規則の条文に掲げたところでございます。あくまでも処理委員会でございますので、一方的な話ではなくて、様々な立場の方々でそういう協議をしたほうがいいという考え方でございます。

必要な措置についてというところでございましたけれども、山中議員の御質問にもお答えしました。具体的に言いますと、現在施行されております曾於市職員懲戒審査委員会規程というのがありまして、その別表に懲戒処分の指針ということで定めております。これはあくまでも標準的な処分を掲げるものでございまして、実際の決定、具体的な決定に当たっては、その動機、故意、過失の度合い、あるいは社会に与える影響、過去の経緯、過去の職員の非違行為等の有無等を総合的に考慮いたしまして判断するものでございます。具体的に申し上げますが、そこに掲げてあるのは、セクシュアルハラスメントにつきましては、脅迫等によるわいせつ行為をした場合には、免職又は停職、そのほかにもセクハラの関係ですけれども、相手の意に反することを認識の上、わいせつ、性的な言動を繰り返した職員は、停職又は減給とし、この場合で相手が精神的疾患を罹患したときには、免職が追加されまして、免職、停職、減給というふうに定めております。そのほかのハラスメントにつきましても、相手に精神的、身体的苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告というふうになりますが、これらを指導したにもかかわらずハラスメントを繰り返した場合には、停職、減給、相手を精神的疾患に罹患させた場合は、免職、停職、減給というところで、原則でございますが、このように定めているのが必要な措置というところであります。

秘密会か公開かというところでございますが、当然個人的なところがたくさん出てまいりますので、秘密会と考えております。

上司から部下への指導とかありますけれども、先ほど市長もお答えになった中でございますが、やはり10年、20年前の時代とちょっと変わってきておりまして、例えば机の前に職員を立たせて30分、1時間指導する、そのことでパワハラとして処

分を受けたという事例もニュース等で見ているところでございます。ですので、その指導は当然していかなければなりませんけども、そのときの態度、口調、あるいはそれをしたことによって無視するとか、仕事を与えないとか、そういうことをしたときに当然このハラスメントに該当してくるというものでございまして、指導は当然すべきものであります。

私のほうからは以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

2点、同じ繰り返しでありますけど質問いたします。

議員をこの条例の中に入れるというのは、入れてはいけないということがない以上、入れてもいい、もっと言えば入れても致し方ないと思うのです。ただ、議員の問題は、この議会の代表を交えて当局が主体となって行うというのは、議会と二元立法制といいますか、在り方を見ておかしいのではないかと私は思うのです。そこは深く議論されたのですか。これは議会サイドとしてもおかしいと思うのです。議会でやっぱりこの問題は対応すべきだと思っております。ちょっと、責任ある答弁してください。

2点目は、議員は地元地域住民の方々を含めて、いろんな市との交渉だけでなく、申入れとか、要望とかいっぱいあると思うのです。身近な問題でも、道路関係なんか。それで、市長が答弁の中で文書と言いますが、全て文書で要望することには、この地域の場合は、今の市民の皆さん方の状況を見て、なかなかかなりにくいと思うのです、口頭での申入れとかを含めて。やはりその中に議員が入っていますと重みがありますので、別に言葉を荒げての要望ではなくても、受け取る職員は、職員の性格にももちろんよりまずいけども、パワハラと受け取った場合は、基本的に今の解釈というのは、パワハラ、受け取った側の判断を尊重するわけでしょう、全国的な事例から見て。その点でどうなのかと、議論がされたのか。非常に議会議員としてはやりづらくなるというか、言葉を丁寧にやったからいいのだということにもなかなかならないケースも出てくると思うのです。その点が議論されたのか答弁してください。

○市長（五位塚剛）

議員を入れるかどうかということについては、基本的には議論しております。当然、議員の方々も明記すべきだというふうになりました。

今言われました住民を交えてのいろんな要望、それについては、当然いろんな要望があると思うのですけど、それはお互いに、その要望がやっぱり必要であるというのが分かるわけですので、そのことについて市の職員がそれを要望されたからおかしいということはないと思います。要望については、理にかなったものであ

れば、当然、役所として、行政としてやるべきものはしなければならないというふうに思っております。ただ、予算上のことがありますので、すぐにできるかできないかという問題がありますけど、それはきちんと節度ある話し合いをすれば済むことでありますので、そういうことによってパワハラを受けるということはないというふうに思っております。ただ、職員によってはメンタル的に弱い方もいらっしゃると思いますので、そういうのは私たち行政のほうも常に、市の職員の内部的な仕事に対するストレスはないかということを常にとっております。状況を見ていろいろとさせております。

引き続き、職員の教育も含めてやっていきたいと思いますが、いろんなことが今後も予想されますので、そういうときにどうすべきかという意味でも前向きな条例であると思います。

議会の皆さんたちにも入ってもらうようにいたしました。議会では議会でも倫理委員会もありますし、また、倫理委員会もまた見直しをしなければならない部分もあるかもしれませんが、それについては議会のほうでまた進めてもらえばいいというふうに思います。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

今の観点から、1つは議会の方も入ってもらうようにいたしましたと、これは今の時点ではおかしいと思うのです。議会は各種審議会を含めて、昔は当局の審議会に入っていたけども、合併後は、一応議会は議会としての立場があるからということで、基本的には、例外がありますけども、審議会等にも入っていないわけです。それが当局と、行政と議会との関係なんです。いわゆる、広く言って二元立法制です。ですから、今回のこのハラスメントも、私は議会を入れてこの文書を、ここまでは許容範囲であったとしても、議会の代表まで入れるというのになると、もう全然性格が違いますので、これは深く検討した上で答弁をしていただきたいと思いますと思うのです。これだとちょっと、一歩外れた考え方ではないかと思うのです。議会は議会の事項、責任で対応すべきだと言えるからであります。これは第1点。

第2点目は、これは委員長は一応、八木副市長になるわけですね、委員会ができた場合は。答弁をしていただきたいのですが、例えば議会の関係でいいますと、議員が住民と一緒にいろいろ要望、場合によっては交渉を行ったとして、それが苦痛に感じた、本人が、担当者がパワハラと受け取ったといった場合に、この委員会のほうにメールを含めて意見が出された場合に、委員会、委員長としては自動的に、例外なく全てそれは受理する立場であるのかどうか、そこは見極めていくべきでないかと思いますが、その点で委員長の裁量といいますか、基本的な対応

についてお答え願いたいと考えております。ここまではやはり委員会として扱って、ここまでのいいのではないかと、やっぱり一定の、そのあたりはルールをつくるべきではないかと思うのです。無原則的に全てを、寄せられたから議会との関係でも対応するというのは、これはいかがなものかと。私個人も、最近も事例があったものだからあえて言っているのですけども、その点で、特に委員長のその点での姿勢、あるいは役割が非常に大事だと思いますので、答弁してください。

以上、2点です。

○市長（五位塚剛）

今回は、曾於市のハラスメント防止条例というのを提案しております。これについて議員の方々も対象になりますよというお願いであります。ですから、これは教育委員とか、農業委員というのも対象になります。そういう意味では、曾於市の行政とつながる全ての方々が対象になりますというお願いであります。

あとは八木副市長から答弁させます。

○副市長（八木達範）

基本的なことは、今市長のほうで答弁があったとおりですけども、当然それぞれの行政委員会、農業委員会であれば農業委員会、教育委員会であれば教育委員会、当然、議会であれば議会で、そういう事案が発生したときには検討していただくと、その相対的な委員会ではこちらのほうでまとめていくという形になると思います。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

まず、相談窓口というのがありまして、相談員を決めています。その相談員のところで相談をして終わる場合も当然あります。あと、事案によると思いますけれども、先ほど言いました3件のうち1件、処理委員会のほうに進みましたけれども、そのような形で全てが処理委員会のほうに行くのではなくて、その相談の段階で解決するということが当然多々あるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表の

とおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第45号 曾於市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について

日程第14 議案第46号 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第47号 曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第48号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第13、議案第45号、曾於市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正についてから、日程第16、議案第48号、曾於市教職員住宅条例の一部改正についてまでの以上4件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第13、議案第45号から日程第16、議案第48号まで一括して説明いたします。

日程第13、議案第45号、曾於市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について説明いたします。

予防接種による健康被害調査の適正かつ円滑な処理を行うに当たり、書面による会議を開催する上で必要な事項を規定するため、提案するものです。

次に、日程第14、議案第46号、曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について説明いたします。

令和5年4月1日に曾於市立財部北小学校を曾於市立財部小学校へ統合することに伴い提案するものです。

次に、日程第15、議案第47号、曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について説明いたします。

令和5年4月1日に曾於市立財部北小学校を曾於市立財部小学校へ統合することに伴い、配食する学校から財部北小学校を削るため、提案するものです。

次に、日程第16、議案第48号、曾於市教職員住宅条例の一部改正について説明いたします。

令和5年4月1日に曾於市立財部北小学校を曾於市立財部小学校へ統合することに伴い、別表を改正するため、提案するものです。

以上で、日程第13、議案第45号から日程第16、議案第48号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました瀬戸口恵理議員の発言を許可します。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、議案第45号の予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について質問いたします。

改正によって、具体的にどのような効果が見込めるかというのをお尋ねしたいのですが、提案理由に予防接種による健康被害調査の適正かつ円滑な処理を行うに当たりとありますが、ちょっと具体性に欠けるので、このあたりの具体的な改善される見込みのあることを教えてください。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

まず、改正によって具体的にどのような効果があるかということでございますけれども、この調査委員会の意義につきましては、県が推薦する専門医師、あと地区医師会の代表等が委員となります。県の推薦する専門医師につきましては、招集の都度、市長が委嘱することになっているところでございます。県が専門医師を選任するまでにこちらから要請して1か月程度掛かるということで、今出しましたところ、回答があったところでございます。

その後、各委員、委員が決まりまして、日程調整等を行いますので、委員会開催までに調整等を含めて2か月程度掛かるのではないかと考えているところでございます。

今後、今ワクチン接種のほうが進んでおりますけれども、そのワクチン接種についての健康被害が発生することが予想されているところでございます。申請を受理するたびにこの委員会を開催するとなれば、かなり難しいということで、一定件数をまとめて年に一、二回の開催を予定しておりますけれども、申請から給付までの期間がかなり長期になるということでございます。そのことで、この書面をもって開催することで給付までの期間を短縮できるということと、健康被害を受けた方に迅速に救済するというこの制度の目的が達成することが見込まれるということでございます。

また、このような感染状況次第では、対面での開催もなかなか難しいことも考えられます。そういうことを考えたところ、書面での開催ができれば迅速に対応できるのかなというふうに考えているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

こちらの条例改正は、基本的には新型コロナウイルスワクチンに限ってのことになりますか。例えば、今後、子宮頸がんワクチンなどを接種していくと思うのです

けれども、そちらも対象になりますでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

この調査委員会につきましては、全ての健康被害が対象になるところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

新型コロナワクチン、子宮頸がんワクチンに限らず、予防接種には副反応がつきものだと思うのですけれども、こちら、小さい子供の普通のワクチンも含めてしていただけるということだと思うのですが、なかなか副作用が出てしまった場合に、国と県との連携がうまくいかなくて、申請などに時間が掛かるというふうによく聞くのですけれども、また、こちらは人口が少ないために件数も少ないと思うのですが、例えば鹿児島市の場合は、コロナワクチンを打った後に健康被害に遭われて、申請を出したのですけれども、もう何箇月もたつけれども音沙汰なくて、ということも耳にしますが、そのあたりはきちんと今後迅速に、早く対応できるようにしていただけると思うのですけれども、今伺った限りでは、1か月若しくは2か月掛かるということですが、大体どれくらいを目安に被害者の方に連絡が来るようになるのか、見込みはありますか。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

まず、給付の流れについて御説明したいと思います。

まず、健康被害を受けた方につきましては、まず申請を市のほうに出していただきます。その後、予防接種健康被害調査委員会を開催いたしまして、その意見処理につきまして、請求された事例について、医学的な見地から調査実施をその調査委員会で実施することになります。その調査実施の報告を県のほうに進達して、県から厚生労働省へ進達と。その後、疾病・障害認定審査会というところに諮問し、認否等について答申が来るという形になります。その後、県を通して市、そして最終的に健康被害を受けた方への支給・不支給の通知が行くということですので、こちらのほうが調査委員会を開いて上に上げて、国のほうが、その疾病・障害認定審査会のほうが開かれないと、なかなか結果が出てこないのかなというふうに考えていますが、その委員会がどの程度あるかというのは、こちらで把握していないところでございます。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案4件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第51号 曾於市道路線の認定について

○議長（久長登良男）

次に、日程第17、議案第51号、曾於市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第17、議案第51号、曾於市道路線の認定について説明いたします。

市道阿邪里線から南九州畜産獣医学拠点施設の敷地入り口までの道路について、市道認定要件を満たしており、市道として供用し管理するため、提案するものであります。

なお、場所、延長等につきましては、参考資料を御参照ください。

以上で、日程第17、議案第51号を説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

さっき、ハラスメントに一生懸命になって、議案第44号を質問し忘れました。もう税務課長から前もってお聞きいたしているのです、よろしいのです。

議案第51号は単純な質問で、延長、幅員を含む内容等について、これが第1点。

それから、今までも道路だったと思うのですが、今までの管理、あるいは所有権はどこであったのか、この2点です。

○建設課長（園田浩美）

それでは、議案第51号の曾於市道路線の認定についての延長、幅員を含む内容についてお答えしたいと思います。

まず、幅員でございますが、幅員は5.9mから15.7mでございます。延長は36mでございます。今回曾於市道の認定基準に関する規定の第2条第3項により、市道として要件を満たしておりますので、お願いするものでございます。

それとあと、所有権につきましてですけども、所有権はもう曾於市のほうに移っていると、以前は鹿児島県でございました。その後、曾於市となっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

_____・_____・_____

日程第18 議案第52号 令和4年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第18、議案第52号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第18、議案第52号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に4億4,677万2,000円を追加し、総額を266億4,984万4,000円とするものです。

第2条は、債務負担行為の補正であり、6ページの第2表のとおり大隅支所庁舎管理費電気料、外11件について期間及び限度額を定めています。

それでは、予算の概要を配付いたしました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算について歳入から説明をしますと、国庫支出金は、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億円を追加するのが主なものであります。

県支出金は、農林水産業費県補助金の農業・農村活性化推進施設等整備事業費補助金518万4,000円を追加するものが主なものであります。

繰入金は、財政調整基金繰入金を1億98万4,000円、介護保険特別会計繰入金を3,448万5,000円それぞれ追加するものです。

諸収入の雑入は、総務費雑入のデジタル基盤改革支援補助金312万4,000円を追加しております。

歳出については、商品券交付金等の追加により、経済対策配布型商品券事業第

4弾を3億8,591万3,000円、橋梁改修工事等の追加により、農業・農村活性化推進施設等整備事業を1,346万円、末吉中学校屋内運動場照明器具取替工事等の追加により、中学校管理費を819万1,000円、災害発生により災害応急作業委託料等の追加により、現年発生農地・農業用施設災害復旧費を950万8,000円それぞれ追加するものや、人事異動等による職員給の増減が主なものです。

以上で、日程第18、議案第52号を説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

ここで、10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時58分
—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次、発言を許可します。

まず、瀬戸口恵理議員の発言を許可します。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、議案第52号、一般会計補正について質問させていただきます。

まず、40ページ目の財部北小学校の統合についてなんですけれども、準備委員会の人選について説明を求めます。

43ページの自主文化事業の開催委託料、こちら「みやまふれあいコンサート」と記載がありますが、こちらの95万1,000円の増額の理由について説明を求めます。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

それでは、議員から質問のありました40ページの小学校統合準備委員会の人選についてお答えいたします。

今議会に提案しております統合に係る条例を可決いただいた後に、曾於市小学校統合準備委員会設置要綱に基づきまして、小学校長——両方の小学校長ですね、それから両方の小学校の教頭、それから両方の小学校PTA会長を中心に10人以内の選任を考えているところでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

ページ、43ページの文化振興事業の中の自主文化事業開催委託料（みやまふれあ

いコンサート)の増額の理由ということで、当該公演につきましては、令和4年度みやまコンセール自主事業「みやまふれあいコンサート」の開催依頼申込みを令和3年8月5日に教育委員会のほうをお願いをしております。みやまコンセールからの開催決定通知が令和4年2月4日付けでコンセールのほうから来ておりまして、教育委員会については、2月9日に受理をしたところでございます。

この公演につきましては、当初予算に計上しておりませんでしたので、今回、補正でお願いするものでございます。

以上です。

○3番(瀬戸口恵理議員)

まずは、小学校統合準備委員のほうについて、2回目の質問をいたします。

こちら北小学校の統合が決まったのが、今までの大隅南小学校であるとか、高岡小学校に比べて、とても期間が短いので、この準備委員会の方々の負担が大きいと思うんですが、内部だけで、やはり決めると、なかなか難しいのかなと思うんですが、今おっしゃっていただいた6名以外には、こういった人選を考えているのか、見込みがあれば説明を求めたいと思います。

そして、自主文化事業の開催委託料の件に関してなんですが、みやまコンセールのほうからの返答が2月になってしまったということですが、3月議会で承認した予算に関して、2か月でこの95万1,000円の補正が起きることが、年間計画があったはずなんですけども、ちょっと見込みがどうだったのかなと思うところなんですけど、こういうことが以前もあったかどうか説明を求めます。

○教育委員会総務課長(鶴田洋一)

ただいま御質問のありましたその他の者なんですけれども、要綱の中に、教育委員会が必要と認めるという条項がございます。前回、統合いたしました大隅南小学校の例を見ますと、両方の校長、それから教頭、PTA会長、6人で組織されているようでございます。

今回の統合に関する条例を可決いただきましたら、学校等と協議をしながら、人選について、その他必要な者が要るかどうかということを検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○社会教育課長(竹下伸一)

当初の予算の見込みが甘かったんじゃないかということでございますが、当初、このみやまコンサートにつきましては、開催地の募集ということで、みやまコンセールのほうから来ているわけなんですけど、実際、申込みを曾於市が手を挙げてやったわけなんですけど、要綱の中で、募集团体が3団体と、申込み多数の場合は、未

開催地を優先しますというのが入ってございます。これに伴いまして、曾於市におきましては、このみやまコンセールの開催を、以前、27年度、28年度と2年続けているということで、3団体に入るかはっきりしないということで、先ほど言いましたように、決定の通知が2月となったことで今回お願いするわけなんですけど、以前もこういうことがあったのかという御質問でございしますが、今言いましたように、27年度、28年度と開催しておりますが、そのときの状況等については、私のほうが把握していないところでございます。6年前ですかね——に開催しているということで、予算については、計上はしていなかったところでございます。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○8番（上村龍生議員）

説明資料の7ページです。財調繰入後の基金残高について伺います。

2点目、説明資料の20ページですが、商品券の交付事業につきまして、これは非常に必要なことであると思います。4回目、様々な理由があると思うんですけども、今回の4回目の交付に至った理由と、これまで3回にわたっての事業があったと思いますけれども、これまでの事業との違いがあるのか、その説明を伺います。

それから3番目、説明資料の39ページになります。災害復旧費の補正のところですよ。補正に関しましては、国県の事業、補助金等の決定等では補正をされる場合があったり、いろんな理由があると思うんですけども、私も分かる範囲で分かるんですけど、今回のこの補正になった理由、当初で計上されなかった理由ですね、その説明を伺いたいと思います。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今、上村議員からありました財政調整基金の繰入れ後の基金残高について、お答えしたいと思います。

今回の補正予算におきまして、歳入歳出予算の財源調整として、財政調整基金を1億98万4,000円繰り入れているところでございます。財政調整基金の繰入れ後の現時点における令和4年度末残高見込額は、19億6,893万3,000円となる見込みでございます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

では、私のほうは商品券についてお答えしたいと思います。

今回、国のほうがコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策としまし

て、これまでの臨時交付金に加えて、新たに創設したことから、関係各課による経済支援対策会議において決定し、燃料高騰や物価高による市民、事業所への負担軽減、支援として実施するものでございます。

これまでとの違いですが、額面が1万円となったこと、第2弾と同様に、全店応援券5,000円と飲食店・地元店応援券5,000円の2種類を発行する予定でございます。

以上です。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

それでは、39ページの災害復旧費の補正について御説明いたします。

補正に至った経緯でありますけれども、4月26日から27日の豪雨によりまして、令和4年度における災害が発生しました。災害応急作業が24件、834万円及び市農地災害復旧事業補助金が116万8,000円必要になりましたが、当初予算だけでは対応できないため、今回、補正をお願いしているところであります。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

商品券の交付事業です。3回目の交付が、たしか6月ぐらいになるという話だったような、記憶違いだったら、それちょっと訂正してください。この4回目のこの事業については、大体いつ頃の日安であるのかをお願いします。

○企画課長（外山直英）

実施時期につきましては、要綱を御覧いただければ分かるんですが、9月13日から年内12月31日までを予定しております。

なお、基準日につきましては、補正予算成立予定の6月24日を基準日の案とさせていただきます。

○議長（久長登良男）

次に、渡辺利治議員の発言を許可いたします。

○17番（渡辺利治議員）

今回の一般会計補正予算について伺いますが、まず37ページ、有害鳥獣等駆除被害防止事業、この事業の効果のほうから見ても、恒常的に被害が発生している状況は把握できているわけですから、これは当初で組むべきであったと思っております。急に増えて、今回わなを使うわけじゃないし、購入するわけではない。県からの補助金があったから、それに頼ってするものではないと思います。これに対しては、市内の方から有害鳥獣駆除に対しての寄附がたくさんありまして、それをイノシシのほうに使っているということを市長は何回となく公言されております。そのお金を使ってでもいいから、使っているわけですから、それを使って早くわなを設置することによって被害が少なくなるのは当然でありますので、そこらの考えをお示し

ください。

続いて、41ページ、42ページ、小学校管理費、あわせて中学校管理費、これは全て一般財源であります。これは、いつ計画されたのか、これも、なぜ当初で組めなかったのか。先ほどの説明では、追加によりということでありますけど、急に壊れたわけでもないし、前もって、当然分かっていることでもありますので、その理由を教えていただきたいと思います。

そして、これからまた暑い夏を迎えるわけですが、完成するのがいつ頃になるのか。そしてまた、昨今の部品納入の遅れによることに児童生徒への安全面及び学校環境の維持管理が図られるのか、それを伺います。

45ページ、市民プール施設管理について。消防法で定期検査が定められているということではありますが、3年目であるのですということなんでしょうけど、これも当然分かっていることと思っております。車両関係であっても、車検、いろいろ前もって分かっている、ちゃんと組んでありますが、これはなぜ当初の予算計上でなかったのか、そしてまたボイラーコントローラー、空調機の工事は、壊れたための取替えなのか、壊れたためでなかったら、これは当然、当初で組むべきなんですよ。何でこうして当初で組むべきものも組まれていなくて、全て補正でやるのか。まして、これは一般財源ですから、国からの支援をありがたく思っているわけじゃなくて、全てが一般財源ですから。これも新しく替えるために、その部品調達とか、それに支障がないのか伺います。

それと、大隅地区運動公園施設管理費、46ページ。これは外壁の落下があったから事故を想定されて今回出されたのか、それとも修繕をしないといけないということで、最近気付いての今回の補正なのか、これも当然、分かっているはずだと思いますけど、当初で組むべきなんですよ。外壁落下が発生したら、これはもう済まないことが想定されます。これも完成のめどはいつなのか伺います。

ちなみに、岩川小学校が今度新しくできましたけど、旧高校跡の体育館の塗装は、一応先送りされていきますけど、まだあれ、事故につながるようなことはないので、そこら辺りは、その辺りとは、またこれは全然違った意味での補正でありますので、確固たる答弁を求めます。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、私のほうは、37ページの有害鳥獣駆除補助事業につきまして、御説明申し上げます。

今回、補正をお願いしておりますのは、国の鳥獣被害防止総合対策の交付金事業で導入を計画しております。当初予算の中で、最初、145万2,000円、これは基数は同じ22基ということで予算をお願いしたところでございました。しかしながら、こ

の箱わなが、いわゆる片開き式の箱わなでございまして、捕獲隊のほうから、両開きのほうがより効果的に捕獲ができるということがありまして、県のほうと協議しました結果、変更はできるということでございましたので、今回、箱わなが両方開くタイプのものに、いわゆる変更申請をしたところでございます。その分の単価が1基当たり3万8,500円ちょっと上がりました。そういった状況がありまして、今回、この84万7,000円の増額をお願いするところでございます。

以上です。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

今回の小学校並びに中学校の空調の設置工事についての御質問でありました。これにつきましては、当初予算で、なぜ編成できなかったのかということでございますけれども、当初予算編成後に児童数、生徒数が増加したことにより教室数が増えたため、エアコンを新たに設置するものでございます。例えば、特別支援教室におきましては、末吉小学校の特別教室と、それから檉小学校の普通教室と、さらには末吉中学校の特別教室に空調を新設するものでございます。

あと、工期につきましては、議決をいただきましたら、可能な限り夏休み中に工期を終えたいと思っております。それに伴いまして、維持管理についても適切に行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○社会教育課長（竹下伸一）

それでは、45ページ、市民プール施設管理費について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、修繕費、手数料、工事請負費というところでございます。

まず、修繕費につきましては、先ほどありましたように、温水ボイラーのコントローラーの温度調整がうまくいかないということでございますが、これにつきましては、プールの温度を現在30度で設定してございますが、このパネルが温度をうまく上げたり下げたりということができなくなっております。これが5月にはコントローラーが全く作動しなくなってきたので、今回補正でお願いするところでございます。

あと手数料でございます。これにつきましては、重油タンクが地下に設置されているということで、議員の指摘がありますように、3年に1回は定期検査をしないといけないうと、これは消防法で定められているというところでございますが、今回、当初予算で計上するのを見逃していたところでございます。消防法で定められておりますので、どうしても検査をしないといけないうと、今回補正でお願いするところでございます。

あと工事請負費でございます。今回、ロビー2機と事務所1機の空調機、クーラーの不具合が生じていると。これにつきましては、昨年度末からうまく動いたり動かなかったりというところではございましたが、本年4月の段階で全く作動しなくなったところではございます。これにつきましても、どうしてもプール内のロビーと事務室でございますので、全面的に空調機を取替えをお願いしたいということで今回お願いするものでございます。

続きまして、46ページ大隅地区運動公園管理費の外壁の修繕でございます。これにつきましては、5月10日に行われました市政説明会の中で、大隅の体育館入口の左右の柱の壁が剥がれていると市民から意見がございました。すぐ現地を確認しまして、外壁が浮いていることを確認いたしました。通行者への落下を考えると、早急に対応しないといけない状況でございまして、今回、外壁修繕につきまして、補正をお願いするところでございます。

現在は、三角支柱ポール等で立入りを禁止するという表示を今、実施しているところでございます。これにつきましては、補正が確定した後、早急に修繕したいと思っております。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

有害鳥獣の件に関しましては、機種というか、箱わなの変更ということは今言われましたけど、やはり現実を見たときに、早めにこれ、できてほしいんですよ。この箱わなの両開き、片開き、これが今に始まった形式のやつではなくして、あったんですよ。ですから、こういうのは、国庫補助金、県単、県の資金なんですけど、これを待たずして、市長が言っている一般市民の方から1,000万円寄附があったでしょう。あれはイノシシのために使うと言っていたんですから、これは有害鳥獣だから、この箱わなは該当するんですよ。それを、なぜ使わずしてここまで待っていたのか、それを聞きたいと思います。

小学校、中学校の、これは予測ができなかったという答えを頂きました。これ間違いないですね。夏休み中に終わる。これ、終わらなかったら、本当に子供さんは暑い中での9月、10月を過ごさなければならない、子供のための児童生徒の安全面、学校環境の面から考えますと、大きなマイナスになります。ですから、これは早急に行わなければならない事案ですので、これは確実に行ってください。

市民プールのほうも予測はされていたんですね。ただ、当初で組まなかったということ、こういうことは組まなければいけないんですよ。もし年度中にどうもなかったら、何とか動いてくれたら、これは落とせばいいんですから。これも一つの手法なんですよ。これは今後の教訓として生かしていただきたいと思います。

大隅地区の運動公園施設の件につきましては、市民からの通報ということで、これはもうなるべく急いでしなければ、まさかのことがあったらいけませんので。

あと市長にだけ1点だけ、さっきの件をお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

市民の方々から、個人と会社から、イノシシ対策ということで1,000万円の寄附がありました。これについては、もう歳入で入っておりますが、この支援は、今、国と市からの1頭当たりの捕獲金を1万5,000円としておりますが、2万円に5,000円アップする予算にして、3年間イノシシの捕獲を支援するということで予算化しております。

そういう意味では、このわなには使っていないところでありまして、今、担当課長が説明したように、このような形での補正をお願いするところでございます。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

今、市長のほうから言われました個人の方からの、個人、会社のほうから頂いた、その1,000万円のお金ですね、これ1,000万円ですね、これを使って、今、有効活用しているんですけど、企画課長にお伺いします。この1,000万円の、ダイユーさんですよ、これは、はっきり言って——寄附ですよ。これ特定じゃなかったですか。何にでも使える寄附だったのでしょうか。財部高校跡地問題の南九州獣医学の、あれの寄附だったと思っておりますので、あれは手をつけられないと私は思っているんですよ。ですよ。ですから、なぜあんな使い方をするのかと不思議に思っているんですけど、別にお金があったんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市民の方から寄附があったのは、会社を経営されている方が、まず個人で非常にイノシシの被害が増えているから、どうにかしてほしいということで、その代わりに私も支援をしますよということで、最初は500万円の寄附を持ってこられました。それでも思うようには、なかなか、現実が大変なんだという話をしたら、会社のほうからも500万円出しますという、それで、その1,000万円のお金で、今1頭当たり1万5,000円支援しているのに5,000円上積みして2万円にすることによって、猟友会の方々が精力的に頑張ってもらえるという、そのことで頂きました。それで、それはちゃんと市の財政のほうに入れて、そのためにちゃんと歳出をするということで準備しておりまして、そのお金をこれに使うということは、していないところでございます。

また、その財部高校の関係とは全く違うことでありまして、財部高校跡地の支援については、今、曾於市がふるさと納税の企業版というのを国に認めていただきま

して、令和3年度は4,600万円ぐらい入りました。今、令和4年度も集めておりますけど、これは基金に積み込んで、今後の財部高校跡地の財源に充てるための事業でございます。

以上です。

○議長（久長登良男）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時29分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

4項目、質問いたします。第1点は、債務負担行為が12施設設定されております。市の各施設の電気料を5年間債務負担行為と設定したものでございますが、今までは、こうしたことはなかったと思うんですが、質問をいたします。このほかの多くの施設の電気料等については、債務負担行為はしなくていいのか、この2点です。

2点目は、上村議員とダブりますけど、財調の繰入れですね、1億98万4,000円、残高が課長答弁にありましたように、約19億6,000万円であります。これを含めて、4年度に入って10億円以上、財調から繰り入れてありますけれども、これは想定内と財政当局は見込んでいるのかどうか。

次に、今後の4年度の財調の繰入れについては、どれぐらいを計画しているか、2点です。

それから、20ページの商品券事業も同僚議員から質問がありましたが、私はもっと細かく答弁をしていただきます。今回は第4弾でありますけれども、過去の第1弾から第3弾の商品券について、その実施時期と規模と内容、それから3点目は教訓、教訓は課長答弁にもあったけど、3弾目に市内の業者に分けたということもありましたけど、それも含めて教訓というのがあったら報告してください。

最後に細かいですけど、38ページの耕地サイドの荷込地区、財部の橋の工事で1,346万円、この場所はどの辺りでしょうか。これは農道だと思うんですが、確認させてください。それから事業内容、財源内訳等について答弁してください。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今、徳峰議員からありました債務負担行為についてお答えいたします。

今回、12件、債務負担行為の設定を行っておりますが、債務負担行為につきましては、一番最初に設定しましたのが、曾於市では、平成31年の1月から本庁舎の電気料を契約しております。ですので、30年度の議会に債務負担行為の設定をしていると思います。

それから令和2年の1月から大隅支所、財部支所の2施設が始まっておりますので、令和元年度に3施設の債務負担行為の設定をしていると思います。

それ以降につきましては、毎年、斎苑、有機センター、末吉総合センター、きらめきセンター、大隅の文化会館、市民プール、それからクリーンセンター、小学校、中学校という形で、少しでも電力の自由化に向けて入札を行って、安く電気を導入したいと思って債務負担行為を設定しているところでございます。

これにつきましては、一応、今年も昨年と同施設を債務負担行為として設定させていただいたところでございます。

また、そのほかの施設についてはどうかということでございますが、電力の自由化のこの入札に係る部分につきましては、動力系といいますか、大きな電力を扱うところでない、その入札、それに応じてもらえない部分がございますので、小さな施設、そういったものについては除いてあるところでございます。

それと財政調整基金の繰入れの関係でございます。今回のトータルで、当初から10億2,500万円ほどとなっておりますが、繰入額がですね。これについては、今の段階では想定内と考えております。財政調整基金につきましては、当初予算で約10億円、それから不測の事態が生じたときに20億円という形で、おおむねですが、30億円というのを基本として積立て又は繰戻し、繰入れ、そういったもので行っているところでございます。

今後も、恐らく9月の補正若しくは12月の補正等で、災害等が出てくれば、当然、財政調整基金から多額の、災害は起きないほうがいいんですけども、あった場合には、財政調整基金を積極的に活用して、迅速な予算措置に努めたいと思っております。

最終的には、令和3年度末が、今の段階では29億9,400万円ほどとなっておりますので、おおむねその程度の金額に持っていけたらと思っておりますが、今後の予算につきましては、いろいろな需要が出てくると思います。ですから、今の段階では大まかにはそれくらいしか言えないところでございます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

では、商品券のほうについて、私のほうでお答えさせていただきます。

まず、これまでの内容と時期を説明させていただきます。

まず、第1弾につきまして、時期ですが、令和2年の10月1日から令和2年12月31日まで、額面が5,000円でした。それから第2弾が……

（「総額は」と言う者あり）

○企画課長（外山直英）

実績でよろしいでしょうか。換金実績を申し上げますが、1億7,407万4,600円となっております。第2弾が、時期が令和3年5月15日から10月31日まで、こちらが額面5,000円でした。換金実績が1億7,212万2,900円でした。第3弾が、令和3年11月25日から令和4年の2月28日まで、こちら、額面が3,000円でした。実績は1億32万900円となっております。

これらを踏まえまして、第1弾は額面5,000円でしたが、全店で使える商品券でしたので、大型店へ消費が集中する結果となり、地元への誘導ができないところでした。第2弾は、この反省点を踏まえまして、全店応援券と地元応援券に分割して、地元への誘導を図ったところです。また、第3弾は、飲食店と地元店のみに、額面3,000円でしたが、地元店で使っていたというふうに感じております。よって、第2弾、第3弾につきましては、飲食店、地元店の皆様からは高評価だったというふうに感じております。

これら3つの商品券を踏まえまして、今回、第4弾につきましては、全店応援券の5,000円と、それから飲食店と地元店応援券の5,000円、合わせて1万円の商品券を配布することとしております。

以上です。

○財部支所産業振興課長（池上武志）

それでは、私のほうから、38ページの1,346万円の内容等についてお答えいたします。

まず、場所につきましては、財部町の荒川内集落と八ヶ代集落のちょうど中間辺りに位置しています農道の橋でございます。

次に、事業の内容でございますが、今回、県の追加内示によりまして、財部の荷込地区の橋梁架替工事を追加するもので、工事請負費1,300万円、これに伴う事務費46万円を追加するものであります。延長は9.4m、幅員は3.2mの農道橋の架け替えで、8月以降に発注し、来年の3月までには架け替えを完了させる予定です。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

債務負担行為について財政課長の答弁がありましたが、電力の自由化にも続いて、以前はなかったんですけども、平成31年度からこれをやってきて広げているということで、大体、年間どのぐらいの軽減というか、このことで負担軽減になるでしょ

うか。いい点は、どんどんやったらいいと思うんですが。

2点目は、財調については、一応了解いたしました。今後は、もう災害以外は今のところ財調から繰入れの計画はないということで理解いたします。災害は、もう致し方ないですけども。もし違ったら訂正してください。

それから、商品券事業については、課長から詳しく答弁がありましたが、ぜひこれまでの経験、教訓を踏まえて、この4弾目も成功をさせていただきたいと思っております。金額的に大きいので。

最後に、この質問であります、この工事関係のこの荒川内方面ですね、八ヶ代、これ1か所の農道の橋の修繕ですよ。橋は、私たち素人から見ても非常にお金が掛かります。わずか3m幅員で長さも短いんですけども。質問であります、曾於市内の、この農道だけでなく市道を含めて、本来だったら橋の修繕、架け替えが必要なんだけど、お金が掛かるために延ばしているというところは何箇所ぐらいあるのでしょうか。それは、めどは立っていないのでしょうか。たまたま今回は、そうした県の事業があったために、補正予算で計上されましたけども、これ1点だけ確認してください。

○市長（五位塚剛）

役所関係の、たくさん電気量を使うところについては、新電力制度が始まりました、積極的に活用して、庁舎、文化センター、そういうところを新電力に変更いたしました。これによって、かなりの電気料が軽減されました。これについては、もう細かいことは省きますけど。ただですね、今ロシアによるウクライナ侵攻によっての関係やら、原油がこちらに入ってこないというのもありまして、新電力の会社が事実上撤退する状況になってきました。これはもう全国的にそういう状況になっております。ですから、今後は、また新たに、九州電力さんとの契約を新たに結ばなきゃならないというふうになってくると思いますけど、また今後、また情勢が変わって、そういう制度が出てきたら、またそのような形で、なるべく市の持ち出しを少なくするような取組は引き続き行いたいと思うので、細かい点については御了解をいただきたいと思います。

○財政課長（上鶴明人）

先ほどの財政調整基金の関係でございます。徳峰議員から災害復旧事業にと言われることがあったんですが、これから先ほども申したとおり、9月の補正、それから12月の補正、ひょっとするといろいろなことで臨時議会等をお願いすることもあるかもしれません。そのときには、災害だけではなくて、特別な需要が出てきたときには財政調整基金のほうから繰入れをして予算を計上したいと考えているところでございます。申し添えました。失礼しました。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

それでは、農道橋の架け替えについての御質問についてお答えいたします。

基本的に農道橋におきましては、市が管理する道路の橋と、地元が管理する橋と道路とがあります。それにどちらに附随するかで対応が違うんですけれども、今回の荷込地区につきましては、地元が管理する道路についての橋でございますけれども、令和2年度に、以前に地元から要望があつて、その後、今回歳入で県補助金ということで入っておりますけれども、県と協議をしながら、県の事業の中で検討し、採択を受けたために今回やるものでございます。

地元が管理する橋というのは、我々耕地課関係におきまして、なかなか把握できていないところでありますけれども、そのような、どうしても御不便を感じているというのがあった場合は、地元から要望等頂きまして、現地調査を行い、また県との協議を行いながら、今後も整備に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

—————・—————

日程第19 議案第55号 令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第19、議案第55号、令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第19、議案第55号、令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に1億4,511万6,000円を追加し、総額を61億472万5,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、

7 ページをお開きください。

今回の補正は、令和3年度介護給付費償還金等の追加及び人事異動等によるもので、歳入については、国庫支出金は、地域支援事業交付金を216万6,000円、一般会計繰入金を239万8,000円、前年度繰越金を1億4,344万9,000円、それぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、地域包括支援センター運営業務委託料を562万7,000円、償還金を1億877万7,000円、一般会計繰出金を3,448万6,000円、人事異動等による介護保険総務職員給を239万8,000円、それぞれ追加し、高齢者実態把握事業委託料を617万2,000円減額しています。

以上で、日程第19、議案第55号を説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました瀬戸口恵理議員の発言を許可します。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、議案第55号、介護保険特別会計補正予算について、お伺いいたします。

歳出の23ページと24ページにわたると思います。高齢者実態把握事業委託料についてです。末吉地域相談センターを受託する業者がいなかった理由について説明を求めます。

それと、包括支援センターに当該業務を追加委託することで不都合が起きないかどうか説明を求めます。

○介護福祉課長（福重 弥）

それでは、末吉地域相談センターを受託する業者がいなかった理由についてお答え申し上げます。

昨年度まで地域福祉相談センターの末吉地区につきましては、医療法人参篤会、大隅・財部地区は曾於市社会協議会に委託をお願いしていたところであります。しかし、末吉地区の医療法人参篤会が3年度までの委託で終わることになりましたので、末吉地域福祉相談センターの今後の業務について検討した結果、地域包括支援センターの業務にも高齢者の実態調査等の業務を含んでおりましたので、地域包括支援センターをお願いすることが、一体的な支援ができ、最適であると考え、高齢者実態把握事業を包括支援センターへお願いすることになったところでございます。

次に、包括支援センターに当該業務を追加委託することで不都合は起きないかについてお答え申し上げます。

地域包括支援センター業務につきましては、高齢者福祉相談に関する業務を中心

に行っております。今でも各地区の地域福祉相談センターと連携を図りながら対応しているところであります。人員につきましても、専属での体制で対応することにしておりますので、地域包括支援センターの業務に支障はないと考えているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ただいまの答弁を伺いますと、受託する業者がいなかったというよりは、この包括支援センターに、もう既に高齢者実態把握の事業の一部があるということで、そちらと一緒にしたほうが都合がよかったから一緒にしたというふうに聞こえるんですけど、そういう解釈でもよろしいでしょうか。

○介護福祉課長（福重 弥）

お答えいたします。

当初、この委託につきまして、委託先のほうから、3年度までで終わるということとを昨年の年末ぐらいにお話をいただいたところであります。その後、どうするかということで協議をいたしておりました。今まで委託を受けていらっしゃる社会福祉協議会のほうに、財部、大隅は受けていただいておりますので、末吉地区もお願いできないだろうかということをお願いしたところでありますが、なかなか時期的に募集で人員の確保ができないということでありましたので、社会福祉協議会を交えながら検討したところ、包括の中にも実際、高齢者の調査項目がありましたので、それであれば、現在、連携を図っているということで、そのほうがいいかなということで、そういう形をとらせていただいたところでございます。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第55号は、議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第20 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（久長登良男）

次に、日程第20、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議

員について1人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（久長登良男）

ただいまの出席議員数は、20人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に矢上弘幸議員及び片田洋志議員を指名いたします。

候補者名簿を配付いたします。

（候補者名簿配付）

○議長（久長登良男）

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（久長登良男）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（久長登良男）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、番号順に投票願います。

○議会事務局長（持留光一）

それでは、議席順に申し上げます。

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、15 番、16 番、17 番、18 番、19 番、20 番。

（投票）

○議長（久長登良男）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。矢上議員及び片田議員の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（久長登良男）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票20票、無効投票0票です。有効投票のうち、下川床泉君16票、畑中香子君4票、以上のとおりであります。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（久長登良男）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月13日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後 3時02分

令和4年第2回曾於市議會定例会

令和4年6月13日

(第2日目)

令和4年第2回曾於市議会定例会会議録（第2号）

令和4年6月13日（月曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 一般質問

通告第1 重久 昌樹 議員
通告第2 徳峰 一成 議員
通告第3 渡辺 利治 議員
通告第4 上村 龍生 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	山 中 雅 人	2番	出 水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理
4番	矢 上 弘 幸	5番	片 田 洋 志	6番	重 久 昌 樹
7番	鈴 木 栄 一	8番	上 村 龍 生	9番	岩 水 豊
10番	湊 合 昌 昭	11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典
13番	土 屋 健 一	14番	原 田 賢一郎	15番	山 田 義 盛
16番	大川内 富 男	17番	渡 辺 利 治	18番	迫 杉 雄
19番	徳 峰 一 成	20番	久 長 登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 梅 木 康
主 任 富 永 大 介

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	鶴 田 洋 一
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	平 千 力
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	安 藤 誠	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明

企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸 一 郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	園 田 浩 美
市 民 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	新 澤 津 友 子
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	森 岡 雄 三
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	笠 野 満	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一
大 隅 支 所 建 設 水 道 課 長	上 迫 直 一		

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（久長登良男）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第1、重久昌樹議員の発言を許可いたします。

○6番（重久昌樹議員）

おはようございます。6番、無所属自由クラブの重久昌樹です。さきに通告しておきました2項目について質問をいたします。

まずは、大きな1項目めの岩川小学校跡地の活用についてであります。

今年の4月に大隅南小学校を統合し、新しい岩川小学校がスタートし、同時に使用されない2つの学校跡地ができました。大隅南小学校跡地は、校区公民館に管理委託がされまして、校庭の芝はきれいに刈り取られ、花壇には花が植えられて、大変きれいな状態で、今運営がされております。岩川小学校跡地につきましては、今後どのような管理と活用がされるのかなという思いで、次の2点について質問をいたします。

既存の校舎、体育館等の施設の取扱いについて伺います。

2番目、今後の活用計画について伺います。

次に、大きな2項目めの野良猫等の対策についてであります。

この問題につきましては、昨年の3月議会で一般質問をさせていただきました。FM放送や市のホームページでも市民の方々に周知をいただいているところでもありますけれども、その後、検討され、改善されている点があるかという思いもあり、次の4項目について質問いたします。

1番目、令和2年度からの苦情件数と内容について伺います。

2番目、苦情等の対応について伺います。

3番目、野良猫の現状、生息数等になりますけれども、は把握されているのか伺います。

4番目、野良猫対策の取組状況について伺います。

以上、壇上からの1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、重久議員の質問に対してお答えしたいと思います。

質問事項の2については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の1については、教育長に後から答弁をさせます。

2、野良猫等の対策についての①苦情の件数と内容についてお答えをいたします。

猫に関する苦情件数についてであります。令和2年度は22件、令和3年度は20件でありました。内容につきましては、鳴き声、ふん尿、悪さ、飼育方法が主なものとなっております。

2の②苦情等の対応についてお答えいたします。

苦情等の対応についてですが、苦情の原因となる行為をされた方を訪問し、近隣住民が猫で困っていること、野良猫にみだりに餌を与えないことなどを、直接指導を行い、理解を求めたところであります。

このほか、猫が敷地内に入り込んで困っている方につきましては、猫を寄せ付けない防除機を貸し出し、しばらくの間、これを設置して対応していただいているところ です。

3、野良猫の現状は把握されているかについてお答えいたします。

野良猫の現状については、野生動物も含まれていることから、把握することは非常に難しい状況にあります。

4、野良猫対策の取組状況についてお答えいたします。

令和3年度までは、猫の適正飼育に関する取組については、直接指導やお願いが主なものでありましたが、令和4年度からは、公益財団法人どうぶつ基金を活用した、無料で猫の不妊手術が行える事業を試験的に実施を始めました。

あとは教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、お答えいたします。

1、岩川小学校跡地の活用についての①既存の校舎、体育館等の取扱いについてお答えいたします。

既存の校舎、体育館等については、校舎の一部を除き、危険建物、不適格建物として国の補助を受け、今年度解体いたします。

なお、神社側にある教室棟及びトイレ等については、耐震基準を満たしているため、解体せずに残すこととしています。

1の②今後の活用計画についてお答えいたします。

利活用については、今後、関係機関と協議しながら具体的に検討を行っていく予

定です。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

それでは、ただいまから2回目の質問に入らせていただきますが、岩川小学校の跡地の問題については、今、解体をしていくということでございます。ただ、神社側については、そのまま残して使用していくということですが、この解体の時期はいつ頃になるのか、また期間はどれくらいを想定されているのかをお伺いいたします。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

ただいまありました解体の期間でありますけれども、令和4年度中に終わると見込んでおります。

以上でございます。

○6番（重久昌樹議員）

4年度中の解体ということで、これは4年度中に終了するわけですが、これを考えますと、岩川小学校については、後で触れますけれども、弥五郎どん祭りがあそこで開催されるわけですね。それで、解体については、校舎側になると思うんですけれども、校庭についてこの解体工事に伴う使用はどのようになるのか、使用できるのか、その期間。そこをお伺いいたします。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

岩川小学校の敷地については、上の部分と下の部分と分かれておりまして、下側については、解体工事にはさほど影響はないと思われます。

以上でございます。

○6番（重久昌樹議員）

それでは、弥五郎どんもいろいろコロナの影響で2年ほど浜下りのみの実施になりましたけれども、いろいろ渋谷のおはら祭とか、地域のそれぞれのイベントが開催されているようでございます。

この校庭については、使用可能ということで認識をしておきたいと思いますが、今後の活用計画については、いろいろ今後、関係機関と連携しながら具体的に検討していくということでございます。

市長にお伺いしますけれども、小学校が4月に移転して2か月ほどたちますが、移転後の跡地を見られたことがありますか、市長。

○市長（五位塚剛）

見ております。

○6番（重久昌樹議員）

その跡地を見ていただいて、どのような認識を持たれているかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

地域住民からもいろんな要望がありまして、最終的に岩川小学校を新しいほうの岩川高校跡地に移転、改築するということを決定して、また予算を出して、承認いただきました。そして、完成いたしましたけれど、当然ながら後のことについても、市の考え方がありまして、それに沿った対策を引き続き進めてまいりたいというふうに思います。

○6番（重久昌樹議員）

市の考えで対策を取っていくということは分かるんですが、今の現状、私は先日、岩川小学校の跡地に行ってきました。ちょうど、先ほど申しましたように、移転してから2か月が過ぎているわけですが、校舎の間等、雑草が伸びてきております。校庭につきましては、中心付近はさほど雑草が生えている印象はなかったんですけど、隅のほうは、やはり雑草が生えてきている状況です。そこをちょっとお伺いしたかったんですが、状況については、私が確認をしたところでは、そういう状況がありました。

また、神社のほうから、イチョウの木がある、あそこから入ったわけですけど、ちょうどイチョウの木のところずっと入って見るうちに、カラスが上からこう何か威嚇をしてきてずっとついてきて、偶然かもしれませんが、住みついたのかなというような印象を受けました。

こうして人が立ち入らなくなると、野生動物もそのように住み着くとか、あるいはイノシシまではないでしょうけれども、アナグマとかいろんな野生動物がおりますので、そういったのも住み着く可能性もあるということですね、心配もしているところでございます。

それで、岩川小学校跡地の活用を考えると、やはり、あそこは弥五郎どん祭りから切り離すことはできないと私は考えておりますが、祭りのメイン会場は岩川小学校の校庭になりますよね。武道大会もあそこで開催されて、晴れたときは本当に賑わっておりますけれども、雨天の場合、雨の場合は武道大会が各体育館に散らばって、メイン会場も設置をされないんじゃないかなと思いますけど、祭りのメイン会場となっている校庭が非常に寂しくなると思われます。既にもうなっております。

神社の方に聞かしても、雨のときは神社まで上がっている参拝客が大分少なくなるということで、やはりこの弥五郎どん祭りについては、あの校庭を中心とした開催が一番いいんじゃないかなというふうに私は感じるところでございます。

市長にお伺いいたしますけれども、弥五郎どん祭りについては、今後もあそこで

開催するというような考えでよろしいか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

弥五郎どん祭りを進めるためには、実行委員会があります。当然、実行委員会の方々の考えは、今のところ利用して、引き続き、未来永劫的にしてほしいという考えであるようですので、当然そのような形で、あの会場を弥五郎どん祭りの中心的な場所として、引き続き支援していきたいというふうに思います。

○6番（重久昌樹議員）

市長もそういう考えであるということの確認はできました。また、それまでにいろいろ工事等もありますが、現状、草が生えた状態になっていますけれども、このままの状態で置いておくと、やはり11月になってから使用が困難になっていくということも考えられます。

その間までの校庭の管理、これはどのように考えていらっしゃるかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今の施設については、市の所有でありますので、近々、解体についての入札が始まってくるだろうというふうに思います。

そういう意味では、工事に支障がなければそのまま進んでいきますけど、またいろんな意味で、11月の弥五郎どん祭りに支障があるならば、また行政としても何らかの対策をしなければならないだろうというふうに思っていますけど、実行委員会ともまたよく協議をしながら進めてまいりたいと思います。

○6番（重久昌樹議員）

そちらのほうはですけど、私がお伺いしたかったのは、校庭の管理、校庭をそのまま置いておけば草が生えて荒れるけど、何か市のほうで管理をされて、弥五郎どんの時期に合わせてという意味ではないですけれども、かねてから管理をすることが大事だと思うんですよ。校庭の管理についてはどのようにお考えですか。

○市長（五位塚剛）

校庭については、当然市の財産でありますので、市民の方々も利用される方もいらっしゃるでしょうから、教育委員会のほうで何らかの雑草対策についてはしたいというふうに思います。

○6番（重久昌樹議員）

やはり、校庭が荒れないような対策というのは必要だと思います。人が使用することで雑草も生えなくなるわけですので、例えば、グラウンドゴルフの方に開放するとか、あそこの中でスポーツ少年団は別に施設があると思いますが。何らかの形であそこを使っていただくような施策が必要ではないかと思いますので、ぜひ荒れ

ないような対応を早めお願いをしたいというふうに思います。

社会教育課長にお尋ねしますが、弥五郎どんが国の選択無形民俗文化財の選定を受けました。現在、国の重要無形文化財指定に向けて取り組んでいただいているところですが、現在の進捗状況について分かっているところがあれば教えていただきたいとします。

○社会教育課長（竹下伸一）

それでは、現在の弥五郎どんの国の無形民俗文化財の指定に向けての途中経過になるところなのですが、報告したいとします。

この岩川の弥五郎どんについては、昭和63年に県の指定無形民俗文化財を受けて、今回、国の指定を受けようとしているところでございます。

令和元年に岩川の弥五郎どんの調査準備委員会を発足いたしました。その後に文化庁の現地視察等もございました。令和2年に第1回の調査委員会、8月にですね。令和2年の11月に第2回の調査委員会ということで開いたところでございます。

令和2年と令和3年につきまして、本調査を行うということでございましたが、コロナ禍のために祭り自体が中止になっております。現在、神事のみということで行われたわけなんです、これにつきましては、どうしても国に報告書を上げる時点で最新の情報が必要ということで、神事だけでなく、やはり弥五郎どんの巡行というのを調査の中で見るということでございますので、今回、令和4年に弥五郎どんの巡行等が行われますと、3月までには一応報告書を作成いたしまして、文化庁のほうと協議をしていきたいというふうに思っております。

今年、この弥五郎どんの祭りが行われますと、行われることが重要になってくるのではないかなと。この調査を受けないと先に進めないというところでございます。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

今年、祭りが行われたとして、課長から今答弁いただきましたけれども、3月末までに提出をされて、最短で何年ぐらいしたら指定が受けられるというのは予測がつかますか。

○社会教育課長（竹下伸一）

この指定につきましては、一応報告書を3月までに作って、4月に文化庁へ送るわけなんです、文化庁のほうで文化審議会とかそういうのを経た後に指定書を発行すると、指定していきますというような形ですので、何年というのはここでは明確に言えないところでございます。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

近いうちにということで、二、三年中にはなっしてほしいなという希望を持っているところですが、とにかく祭りが行われることが最優先ということになりますので、そこ辺りはまた実行委員会なりでいろいろ協議がなされるのではないかと思います。早く指定がされることを希望いたします。

あと、弥五郎どん祭りにつきましては、おはら祭り、お釈迦まつりと並んで、県下三大祭であります。歴史も約900年ということでございます。

今ありましたように、ここ二、三年で国の文化財指定を受ける可能性があるということになりますから、大変重要な年になってくると思います。一方、八幡神社も神社ができてからもう少ししたら1,000年になるそうです。1025年に八幡神社ができて2025年、あと3年でちょうど1,000年という節目になるようです。

神社がそれについて何かされるかということは、まだ神社のほうにお伺いしておりませんが、そういう一つのこの弥五郎どん祭り、八幡神社については、ここ二、三年で大きく変わっていくといえますか、全国にPRができるような体制が整っていくんじゃないかなというふうに考えます。

弥五郎どんを次の世代に語り継いで、全国に祭り自体を発信していく、本当にいい機会だと思うんですが、周辺開発とか地域の活性化のためにも、あそこを、跡地はまだ計画はないということですが、仮称ですが、弥五郎記念館、建物等になりますけれども、弥五郎記念館的なものをつくって、あそこを弥五郎どん祭り、あるいは八幡神社も含めてになるかもしれませんが、ここを全国へPRしていく拠点とするような何か施設をつくるというような考えですね、この辺は考え、市長は現在、お持ちでないか伺います。

○市長（五位塚剛）

曾於市の大きな行事でもありますし、また国の指定を受ければ、曾於市をPRできる唯一の施設になるだろうと思います。ただ、大隅弥五郎伝説の里の中にまつり館という施設がありまして、これは、弥五郎どんに特化した施設でありまして、今、残念ながら余り有効活用されておられません。それを片方にあるのにまた新しく造るというのは、非常に財政的な負担もあります。

そのことも含めて、今後の弥五郎どん祭りの在り方、また地域の整備については、よく教育委員会も交えて、また保存会、実行委員会も交えて意見交換はしたいというふうに思います。

○6番（重久昌樹議員）

確かに市長がおっしゃられるように、大隅弥五郎伝説の里を整備したときに、まつり館を造って、また丘の上に銅像も設置して、あそこではそれなりのPRの効果があるんじゃないかと思いますが、まつり館については、今、造られた当時はある

程度、集客等もあったんじゃないかと思いますが、なかなかそこは埋もれてしまっているような印象を受けますので、今ありますように、いろいろ検討していただければというふうに感じるところでございます。

弥五郎どんにつきましては、3兄弟おりまして、市長ももちろん御存じのとおりだと思いますが、山之口が長男、大隅が次男、日南の飢肥が三男ということであります。山之口については、弥五郎の館というのができております。また、山之口のサービスエリアのところに弥五郎どんの人形といいますか、人形のようなものが建って、山之口の弥五郎どんについてPRしております。大隅につきましても、大きな銅像を造ってPRをされているところですが、やはり、この今回の指定を受けるのが一つのきっかけになって、また弥五郎どんを全国にPRできたらというふうに考えるところでございます。この考え、今後の検討材料として、また考えていただければありがたいというふうに感じるところでございます。

あと、岩川高校が28年の3月に閉校になりまして、その年の7月に跡地利活用検討委員会というのを設置して、いろいろ検討していただいた経緯があります。高校につきましては、まだ最後の在校生がいるということ、昔の会議資料等を見ますと、在校生がいる関係であまり先行してできなかったというようなこともあったようでございますが、岩川小学校についても早急に利活用検討委員会のようなものを立ち上げて、先ほどから市長の答弁の中にもありますけれども、必要があるというふうに感じておりますが、ここら辺について市長はどのようにお考えですか。

○市長（五位塚剛）

この間、市政説明会の中でも支所の在り方の問題も議論してまいりまして、当然、財部、大隅支所を造るに当たって、郷土館、図書館をどうするのかというのが議論になってきております。当然そうすると、やはり今後の人口減少の状況を見て、どれぐらいの規模の庁舎を造るかという中で、郷土館が今ほとんど利用されていない状況ですので、集約する必要があるだろうと思っております。

そういう意味では、末吉の郷土館が設備的にまだまだ十分いけるところでありますので、保存を必要とする、空調を必要とするものについては、こちらのほうでカバーしながら、また財部、大隅、末吉の中でも残すべきものは、岩川小学校の残った建物をうまく利用して、保存していくというのも非常に大事だと思っております。

そのようなことも、市民には説明しておりますので、今後、最終的な、まだ活用をどうするかと決定しておりませんので、今言われるような利活用について検討はしてみたいと思います。

○6番（重久昌樹議員）

検討をしていただくということですが、検討委員会なる組織といいますか、委員

会を設置して検討していくという考えでよろしいですか。

○市長（五位塚剛）

また教育委員会のほうとも具体的に検討委員会という組織を作ってやるというのは、まだ決めておりませんので、当然、今後本当に市民のための利活用をするのであれば、その辺は組織作りが大事だろうと思います。今後、そのことも含めて教育委員会と議論して、検討させていただきたいと思います。

○6番（重久昌樹議員）

議論していただくということでございますが、私は、やはりあそこに関係する公民館、また地域の住民の代表者の方とか、それと弥五郎どもも関係してきますので保存会、実行委員会、神社を含めたメンバーを、いろいろその他関係の方もいらっしゃると思いますので、そういった人たちを選考して、検討委員会が早く実施されることを要望したいというふうに思います。

それでは、2番目の野良猫等の対策についてでございますが、苦情の件数と内容については、前回、質問させていただいたときとそんなに変わっていないと思います。前回については、令和元年度が23件、2年度は途中でしたので19件の報告でしたけれども、今年は22件ということで、3年度が20件、20件前後の苦情内容ということでございます。

内容につきましても、鳴き声、ふん尿、悪さ、飼い方、一緒ですよ。同じような内容になっております。苦情の対応等についても、訪問して指導するとか、あとは防除機を貸し出して様子を見るというようなことはされているようですが、この防除機の効果というのは、猫によっても違うと思いますが、現在の、分かる範囲で結構ですけれども、貸出しの状況なり、貸し出した結果、効果があったとかなかったとか、そういったところが分かれば、分かる範囲で答弁をいただきたいと思います。

○市民課長（上村 亮）

それでは、お答えいたします。

防除機のことでございますけれども、申し訳ございません、正確な数字は抑えていないところでございますが、確か、今年につきましては1件あったところでございます。昨年度につきましては、1件か2件あったところでございまして、そちらにつきましては、借りられた方にお伺いしたところ、1週間程度設置いたしまして、そして猫のほうが少なくなったということで報告を受けているところでございます。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

猫によって効いたり効かなかったりすることもあるかと思いますが、なかなか

貸出しの件数も伸びていないという感じを受けました。

3番目の現状の把握ですけれども、これにつきましては、なかなか難しいということがあります、これは、現状を把握することで状況も確認できるわけですね。できれば、答弁では難しいとありましたけれども、把握ができたらなというふうに感じているところであります。

これについては、これ以上は結構でございます。

あと4番目の野良猫対策の取組状況でございますが、4年度から公益財団法人どうぶつ基金を活用した、無料で猫の不妊手術が行える事業を試験的に実施し始めましたということで、もうちょっと具体的に分かれば教えていただければと思います。

○市民課長（上村 亮）

それでは、お答えいたします。

公益財団法人どうぶつ基金でございますが、兵庫県にございまして、そして、昭和63年に設立され、平成22年に公益財団法人に承認された団体でございまして、事業の内容としましては、犬や猫の不妊手術の奨励事業や動物愛護の思想の普及啓発事業を取り組んでおられまして、個人又は団体からの寄付で設立された公益財団法人でございます。

現在、1回目の試験的な取組をさせていただいたところでございまして、今後、それぞれの役割等を協議していくという形で、今考えているところでございます。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

試験的に1回やられたということですが、これにつきましては、公益財団法人の方だということで、捕獲をして手術をしてというような取組だと思えるんですけれども、市がここの法人と業務的にといいますか、市とその法人の方との業務連携ですね、そういったところはこういったふうになるんですか。

○市民課長（上村 亮）

それでは、お答えいたします。それぞれの役割分担でございますが、今現在、1回目が終わったところでございまして、今後、協議が進むものと考えているところでございますが、現時点で市の役割として考えられますのが、希望される方々の受付や無料不妊手術のチケットの申請、そして、受領、あと地域猫活動の広報等を考えているところでございます。

法人におかれましては、猫の保護、そして手術のための協力病院への運搬等を担っていただくことを考えているところでございます。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

1 回目が試験的に済んだということですが、1 回目の実数といいますか、その結果が分かればお知らせいただければと思います。

○市民課長（上村 亮）

それでは、お答えいたします。

1 回目につきましては、30匹の猫を保護させていただき、そして不妊手術をさせていただいたところでございます。

以上です。

○6 番（重久昌樹議員）

1 回目で30匹の実績があったということで、試験的ではありますがけれども、前回から質問をしておりましたけれども、こういう取組がスタートしたということは、大変素晴らしいことだと考えております。

もちろん市長も御存じだと思うんですが、このような取組を、今、試験的ですがけれども、将来的には市内全域にこういった取組を普及していくということで、市長よろしいですか。

○市長（五位塚剛）

この宮崎の方々が都城に来て、また組織を立ち上げておられまして、私たち曾於市にもぜひこのような取組をいたしませんかという御相談でありました。費用についても、個人負担はありませんということで、ぜひ私たちの曾於市でもお願いをしたいということで始まりましたので、今後、曾於市でボランティア的にできる方がいらっしゃれば、こういう方々と協力し合って、野良猫対策について進めるのは大事なことだというふうに思っております。

今後、課題として前向きに検討させていただきたいと思います。

○6 番（重久昌樹議員）

今、市長が言われたように、これをきっかけに市内でもそういう組織が立ち上がって、全体的に取組が進めば、本当にありがたい事業だなと、事業といいますか、取組だなというふうに感じますので、ぜひこのようなことを前向きにさせていただくということでございますので、積極的な取組を期待したいというふうに思います。

あと、次に入りますが、前回の一般質問、3月になりましたけれども、去年の。猫対策の避妊去勢手術の費用を助成する考えはないですかということで市長にお伺いをしたところ、市長のほうから、ほかの市町村でもあるようなので勉強させていただきたいという答弁をいただきました。

ここで市民課長へお伺いいたしますけれども、県内で避妊去勢手術の助成をしている自治体について、どれくらいあるのか把握しておけば教えていただきたいと思います。

○市民課長（上村 亮）

県内の状況ということで報告させていただきますが、猫の避妊去勢手術に関する補助に関しましては、現在、19市に聞き取りを行いまして、その19市の状況でございますが、4つの市が補助を行っておりまして、雄に5,000円、雌に1万円の補助を行っているところが多いようでございます。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

補助の金額については、大体5,000円、1万円ということでございますが、私がちょっと調べたところによると、鹿児島市は助成していると。市町村についてですね。また島のほうについては竜郷町とか、お隣の志布志市も21年の11月からこういう助成をしているようでございます。

それで、鹿児島で動物病院を運営されている獣医さんがTNR活動をしているということでちょっと紹介をさせていただきますが、TNR活動というのは捕まえて、不妊手術をして元に戻すというようなことだそうです。これをすることによって、この代表の方がおっしゃっていましたが、発情しなくなるので鳴き声のトラブルがかなり減ってくると。おしっこの匂いが軽減するのでマーキングも減るしふん尿の被害も軽減される。

また、交配については、交配して約2か月で出産するということで、3から5匹生まれたとして、2匹雌だったとしたらさらに3匹から5匹生んで、少なくとも10匹生むと。それが3回出産すると30匹になると。猫の繁殖力というのは非常に強いということで、大変懸念をしているところでございます。

課長から今、助成金の問題も答弁いただきましたけれども、この手術費用については、大体雄で1万円から2万円、雌で2万円から3万円かかるそうです。鹿児島市ではこの対策として雄が5,000円、雌が1万円、手術費用を助成しているということでありました。

鹿児島市がこういう取組をしていますけれども、一昨年、保護された猫が737匹いたということで、その中で殺処分が144匹、こういう法人の方の活動を受けて、今年は保護数はちょっと分かりませんでしたけれども、殺処分がゼロになったということで、ニュース等でも取り上げているようでございます。

こういうTNR活動をすることが、この猫の殺処分の問題にもゼロに向けて大きく貢献していくということで報道されたようでございます。

この不妊手術をすることで、先ほど苦情等もありましたが、ふん尿とか鳴き声とかマーキングによる被害とか、こういったところも減るようでございます。もちろん、数が増えないということで、不妊手術については、猫対策において大変重要な

ことだというふうに思います。これをするによって、今の市に寄せられている苦情については、少なくともふん尿とか鳴き声等については大きく軽減されるんじゃないかなということで、大変必要なことだなというふうに感じているところですが、先ほどの都城の法人の方につきましては、どうぶつ基金で無料になるということですが、前回の大崎のNPOの方の事例を紹介したときには、ここは有料ということでした。併せて家庭用で飼われている猫、これはペット猫になりますけれども、なかなか猫については、室内で飼いましょうという話をしても室内で飼う方はそんなにいらっしやらないんじゃないかと思います。特に田舎のほうでは、猫を室内で飼っている方は余り見かけないようですので、この野良猫と飼い猫との区別ができないということで、野良猫、あるいは飼い猫も含めた形で、何かこういった対応はできないかなというふうに思います。

こういう不妊手術をすることが猫問題の解決策につながると思いますが、再度お伺いしますけれども、少しでも負担軽減が図られるように、曾於市としてこの避妊去勢手術の費用の助成は考えられないか、市長に再度お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今、曾於市とつながりました宮崎県の法人と都城の組織の方々とつながりました。それで、曾於市内で野良猫の不妊手術を申し出されれば、いくらでも御協力しますよということになっておりますので、まずその対応をもっと広げて、私たちの曾於市でもそういう支援できる組織作りをしてから、どうしても費用が足りないんですたらまた検討をしたいと思いますけど、まずそれをさせていただきたいと思います。

○6番（重久昌樹議員）

今、市で試験的にやっていたらっしやる法人の方は、当初は市内の野良猫といいますが、野良猫が対象だと思うんですけれども、そういう対象があれば、前、市長はいくらでもおっしゃいましたけれども、いくらでもということよろしいんですか。再度お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

お話の中で、もし地域で野良猫が、多分野良猫に餌をやる方がいらっしやると思うんですよ。そういう人たちが集めてもらえればいくらでも支援はしますよという、そういうボランティア組織でありますので、対応はできると思います。もし対応ができない状況が発生したときには、また検討はさせていただきたいと思います。

○6番（重久昌樹議員）

これについては前向きな答弁をいただいたというふうに考えておりますが、家庭猫はその対象外ということになるんですよね。家庭猫についてもペットという感覚の中で飼われて、飼い主の方も、されている方もいらっしやると思うんですが、飼

い猫について、なかなか費用負担が大きくなるということもありますので、飼い猫についての助成、そこ辺も検討をしていただければ大変ありがたいと思いますが、飼い猫については、市長はどのような考えでいらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

家庭の中では、飼い猫を飼われている方がいっぱいいらっしゃいます。それで、不妊手術をされている方もたくさんおられます。自分のかわいがるペットですから、自分たちで、自費でされているようでございます。

今後、地域からそういう要望がたくさん出てくるようでしたら、一つの方策として検討したいと思いますが、今のところ、私たち行政のほうに、その要望は来ておりませんので、またこの野良猫の組織の方々とも対応を検討させていただきたいと思います。

○6番（重久昌樹議員）

ぜひそのような形で、前向きな答弁だというふうに受け取らせていただきますけれども、ぜひそのような方向で野良猫対策に、全面的に対策を取っていただければ大変ありがたいというふうに考えます。

次に入りますけれども、市民課長にもう一回伺いたしますが、県内でこの野良猫に関する条例を制定しているところがあれば教えていただきたいと思います。

○市民課長（上村 亮）

それでは、県内の条例の制定状況ということで御説明させていただきたいと思います。

こちらにつきましても、大変申し訳ございません。19市の状況を確認したところで、19市の状況を御報告させていただきたいと思います。

ペット以外の猫に不適切な餌やりの禁止など、動物の適正飼養を目的に制定された条例でございますが、3市が制定されているようでございます。

あと、猫の野生化等によりまして、アマミノクロウサギなどへの被害防止を目的とした条例を奄美市さんのほうが制定されておられます。4市のほうが制定されている状況でございます。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

課長の答弁でありましたように、島については、世界遺産登録の関係でそういった制定が進んでいるという報道もあります。私が調べたところによりますと、条例ではないんですが、南大隅町がポイ捨て等禁止条例を改正して、みだりな給餌の禁止をここに追加したということと、あとは薩摩川内市が飼い方に関するガイドラインを19年の3月に制定しております。さつま町は策定に向けて取組中というような

ところでございます。

また御存じだと思いますが、伊佐市が6月から猫の愛護及び管理に関する条例を制定しております。伊佐市につきましては、条例等はホームページから取れませんでしたが、伊佐市が猫の愛護及び管理に関する条例が制定されたということで、6月施行のチラシが、これ広報誌ですけれども、載っております。市の責務として、猫に起因する生活環境の問題を解消するため必要な施策を講ずるということで、市民の責務としては、市が行う施策に協力するように努める。飼い主の責務として、飼い猫に起因するトラブルは飼い主に責任があることを自覚しましょうと、トイレのしつけ、屋内飼育、避妊去勢手術、マイクロチップの装着等と、野良猫に餌をやらないというようなことを決めて、市民に呼びかけているようでございます。

この飼い主の責務というのは強制ではございませんということで書き置きしてありますが、このほか、地域猫活動をしていますとか、先ほどありました公益財団法人と連携しながらやっているというような情報で、市民にお願いをしているようでございます。

猫の苦情で一番問題になるのは、その地域で猫が地域内のことになりますので、隣近所の問題とか、かねて付き合いのあるところとの関係ということで、知っている人と、なかなか親しい人にそういった苦情対応とか言えないということと、何か言えばトラブルの原因になるんじゃないかというようなことが大きな原因になっているようございますが、このようなことで、行政のこの力といいますか、この間、改正動物愛護法というのが施行されましたけれども、ペットの犬や猫にマイクロチップを装着すると、これは販売業者の義務化ですけれども、家庭猫には努力義務ということであるようございますが、犬は狂犬病予防法で飼い犬登録が義務付けられているんですけれども、猫にはその仕組みがないから野良猫を増やす原因の一つになっているということであるようです。

これにより、飼い主の意識向上と避妊去勢手術をするきっかけになればいいというふうに祈っておりました。この折には、法的にも少しずつ制限されているというか、厳しくなっているというふうに感じるところでございます。

まず、伊佐市が条例を制定してお願いをされておりますが、曾於市においてもこの条例を定めて、市民の方をお願いをすると、市民の理解をいただくというようなことは考えられないですかね、市長。条例制定についてお考えをお伺いしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

このことについては、まだ担当課のほうも条例の制定に向けてという議論はまだ

していないところであります。そのような時期が来るのか分かりませんが、いろいろと県内の市町村の実態、特に島のほうは、先ほど出ていたような問題がありますので、条例が必要だと思うんですけど、議論させていただきたいと思います。

○6番（重久昌樹議員）

やはり、今、市のほうではFMとか広報誌を通じて市民に呼び掛けをされていますけれども、伊佐市が広報誌で条例制定、条例を制定されました。猫はこういうふうに飼って下さいと言われてれば、猫の効き目というのはちょっとあれですけども、効果は大分違うんじゃないかなというふうに思います。呼び掛け時にしてもですね。

やはり、条例効果といいますか、条例を制定して、この猫による生活環境の改善といいますか、そこ辺りが図られれば大変いいなというふうに感じておりますので、まだ全然検討もされていないということですが、前向きな検討を期待したいというふうに思います。

いろいろ話をしてきましたけれども、猫についていろいろ議論しますと、本当に猫については、悪者扱いといいますか、厄介者扱いされがちですけども、ちゃんと飼えば、猫は本当に癒しのある動物であるようでございます。猫カフェとかテレビ等でもありますけれども、私は行ったことはありませんが、猫が生む癒しの力というのは、すごいものがあるということでございます。

あと、ネコノミクスというのがあるそうで、このネコノミクスの経済効果というのが2兆円規模と言われるということで、社会的にも非常に癒しがあって、経済効果もある動物であるようでございます。ちゃんとして飼えば、本当にいい動物ですので、こういうふうに地域社会と猫がうまく共存できるような社会が早くできることを願ひまして、私の一般質問とさせていただきます。

終わります。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交替のため、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

私は共産党議員団を代表して、4項目にわたり質問いたします。

初めに、子牛価格の暴落から畜産農家を守れる立場で質問いたします。

質問の1、去る5月の競り市での曾於市の畜産農家の1頭平均価格は、4月に比べて約9万3,000円の暴落でありました。その要因を聞かせてください。

質問の2、今回の価格暴落は今後しばらく続くか、それとも一過性であるか、所見を聞かせてください。

質問の3、今回のような価格暴落は最近なかったことであります。畜産農家に動揺は見られないか。さらに、畜産農家に今後、影響や被害は見られないか、これらについて伺いたい。

質問の4、これまで飼料や農業資材の上昇が続いております。この2年間で見るならば、どの程度価格上昇が見られるか、お伺いしたい。

質問の5、曾於市は畜産のまち、従事する農家の多さから言いましても、特に和牛のまちであります。私自身、長年議員に携わる中で、これまで和牛を取り巻く幾つかの大きな試練や困難がありましたが、農家は行政や関係団体と連携して乗り切ってきた歴史・経過があります。

今回の子牛の価格暴落は、畜産農家全体の経営に影響を及ぼす問題であります。市の取り組む立ち位置が大事であり、生産・肥育農家を守る今後の諸対策について、市長の決意を含めての所見をお聞きいたします。

次に、質問の2点目、米の転作奨励金カットはやめよの取組についてであります。

その1、農林水産省は、今後5年間に水張りができない水田の転作は、転作奨励金は支給しない方向と伝えられております。これまでの経過とその内容等をお聞きいたします。

質問の2、今後、転作奨励金のカットがあるとするならば、令和何年度からになるか。現在の曾於市の転作奨励金は、昨年は約3億円であります。そうなった場合、曾於市の農家の影響なり被害額をお聞きしたい。

質問の3、米の生産調整は、今年で53年の歴史があります。農家は当初から好き好んで転作を行ってきたわけではなく、「転作奨励金」の文言にあるように、農水省が農家に転作奨励金を支給することで、これまで転作を長年行ってきた経過・歴史があります。

ところが、今になって転作奨励金のカットとは、農家の実情を全く無視した農水省の官僚の机の上での考え方、方針であり、乱暴な方針ということに尽きます。市長の所見を伺いたい。

質問の4、こうした転作の長年の経過や歴史があり、市長は今後先頭に立って、転作奨励金カットの農水省の方針は間違っている、撤回していただく立場で行動を

起こすべきではないかと強く思っておりますが、市長の所見を聞かせてください。

次に、高過ぎる65歳以上加入の介護保険料は引き下げをについて、前回、前々回に続いて質問いたします。

質問の1、昨年3月市議会では、県内19市の中で、曾於市をはじめ、13の市が介護保険料の引上げが行われ、鹿児島市や出水市など5つの市は据え置かれ、そして、志布志市だけは逆に引下げが行われております。引上げを行った13市の中で、引上げ額が最も大きかった上位の5つの市について、引上げ額を含めて報告してください。

質問の2、県内19市の中で、現在、介護保険料が月額が最も高い上位5つの市について、介護保険料額を含めて報告してください。

質問の3、介護保険料の改正並びに保険料軽減の一般会計からの繰入れについては、市長に裁量権がある点は、3月議会の文教厚生委員会の予算審議で、当局からも確認がありました。また、このことを踏まえての文教委員長からの本会議での報告もなされております。市長に裁量権がある点について、本会議で改めて確認を求めます。

質問の4、この項の質問の先ほどの質問の1、質問の2の答弁で、市長から後であると思いますが、曾於市の介護保険料は高い状態にあります。市民の負担が高い状態にあります。このことは3月議会でも、私の一般質問で、市長自身、認識を共有している点であります。

そのための一般会計から繰入れについて、市長の決断を期待したい。所見をお聞きいたします。市民の暮らしと健康、命に責任を負う、行政としてのトップの責任者としての市長の見解を伺います。

最後の質問の4、曾於市に寄ってみたい、曾於市に行ってみたいまちづくりについて質問をいたします。

私自身、43年間にわたる一般質問の中で、こうした柔らかいといえますか、ソフトな内容の一般質問は、恐らく今回が初めてではないかと思えます。ただ、この間ずっと考えてきた点であります。

質問のテーマからして、このことだけで本来なら50分かけて一般質問をしたい内容、気持ちであります。本日は時間の制約上、2回目以降は提案型の質問になるうかと思えますので、よろしくお願いいたします。

質問の1、質問にある、この立場、テーマでの市の考え方なり、あるいは構想、あるいは取組を聞かせてください。

質問の2、曾於市を訪れる市外からの観光客は、年間どれぐらいと見ているでしょうか。

質問の3、土曜日、日曜日に営業しているカフェや飲食店は、現在市内にそれぞれ、答弁ではまとめて書いてありますが、それぞれ何店舗あるのでしょうか。特に、私が関心を持っているのはカフェであります。カフェが土曜日、日曜日を含めて営業している店が市内に何店あるか答弁してください。1回目の答弁の中で、担当課長から補足して答弁してください。

最後に、質問の4、市内に宿泊施設を誘致する取組の現状について、さらに今後の見通しについて報告してください。関連して、誘致のための課題についてお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の一般質問にお答えしたいと思います。

1、子牛価格の暴落から畜産農家を守れの1、5月の曾於市の平均価格は、4月に比べ9万3,000円の暴落であった。その要因を聞きたいについてお答えいたします。

5月から全国的に和牛子牛の競り市価格が急落しております。

要因としては、飼料価格・生産資材の高騰や軟調な枝肉相場と、これから出荷する肥育素牛がコロナ禍の影響で低迷していた子牛価格から回復した素牛価格になるため、肥育農家の収益性は悪化しております。そのため肥育農家では、経営コストを子牛導入費で調整しているためであります。

1の②今回の価格暴落は一過性ではなく、6月以降も続くのかと考えられるのかについてお答えいたします。

今回の急落は、飼料価格をはじめとするコスト高により、肥育農家の経営が厳しくなっていることが要因と見られます。飼料価格や資材の高騰や円安の関係、また、枝肉価格が回復しない限り、現在の価格は続くと思われます。

1の③今回の価格暴落で、畜産農家に動揺が見られないか。さらに、畜産経営に影響や被害は見られないかについてお答えいたします。

今回の急落は短期間で、しかも全国一斉であったため、畜産農家でも不安や動揺はありました。子牛生産農家の影響については、平均価格は生産原価を割るような価格ではありませんが、経営の収益性は悪化しております。

また、被害については聞いておりません。

1の④この2年間に、飼料や農業資材等は、どの程度価格上昇が見られるかについてお答えいたします。

価格上昇は、それぞれの資材によって異なりますが、配合飼料価格が1トン当たり1万8,000円程度の上昇で約26%高、牧草類では輸入わらが70%高で、その他の

生産資材についても、数%から30%程度上昇しております。

1の⑤生産・肥育農家を守る今後の諸施策についてお答えいたします。

今後は、生産牛・肥育牛農家での収益性低下による意欲減退や規模縮小・廃業が懸念されます。

国等の支援策として、配合飼料価格安定制度の価格補填や、生産農家では肉用子牛生産者補給金制度による保証制度、また肥育農家では肉用牛肥育経営安定交付金制度を活用し、今後の価格動向を注視しながら、市単独の支援対策も考えてまいります。

2、米の転作奨励金カットはやめよの取組をの①水張りができない水田の転作奨励金を支給しない方向の経過と内容等についてお答えいたします。

今回4月1日付けで、令和4年以降5年間で一度も水張りが行われない農地については、その翌年度以降、交付対象水田から除く方針である旨が、農林水産省から通知されたところです。

内容については、水田を活用した転作作物に対する補助金であることから、既に水田として機能していない農地については、転作作物として対象外であるという内容です。

2の②転作奨励金カットは何年度からか。そうなった場合の曾於市の農家の影響額についてお答えいたします。

国からは、現場の課題を検証しつつ、今後5年間、一度も水張りをしない水田ということですので、令和4年度から8年度までの5年間として、令和9年度から対象となる見込みです。

影響額につきましては、令和3年度実績で見ますと、277.8haで9,189万1,224円となります。

2の③転作奨励金のカットについての市長の見解についてお答えいたします。

米の生産調整については、国の施策として進んでまいりました。特に本市においては、水田を活用した飼料作物の作付体系が確立しております。畜産振興の観点からも、今後も引き続き継続していただきたいと考えております。

2の④農林水産省の方針撤回の立場で行動を起こすべきではないかの所見についてお答えいたします。

現在、県から水張りを困難とする課題について意見聴取されております。各都道府県で集約された課題を国へ報告し、対応策が図られるものと思います。

曾於市としては、現行どおりの補助金体系を維持していただくよう、関係各所に要望していきたいと思います。

3、高過ぎる介護保険料は引下げをの①県内19市の中で、引上げ額が最も大きか

った上位5市と、その引上げ額についてお答えいたします。

引上げ額が大きかった順に、南さつま市が900円、曾於市が853円、指宿市が791円、垂水市が500円、いちき串木野市が491円となっております。

3の②県内19市の中で、介護保険料が最も高い上位5市と介護保険料についてお答えいたします。

介護保険料が高い順に、南さつま市が7,400円、指宿市が6,791円、鹿屋市が6,700円、曾於市が6,669円、奄美市が6,600円となっております。

3の③市長に裁量権がある点について確認を求めたいについてお答えいたします。

一般会計からの法定外繰入による国からのペナルティーの通知等は来ておりませんが、介護保険法により公費の負担が定められておりますので、介護保険法を遵守していきたいと考えております。

3の④介護保険料の引下げについて、一般会計からの繰入れについて市長の所見を聞きたいについてお答えいたします。

介護保険法により、市の公費負担分を一般会計より繰り入れておりますので、法定外分を繰り入れることは考えられないところでございます。

4、曾於市に寄りたい、行ってみたいまちづくりをの①市の考え方、構想、取組についてお答えいたします。

本市では、人でにぎわう観光拠点づくりを基本施策といたしまして、「地域の特性を生かし、曾於市らしさをPRをすることによって交流人口を増やし、活気あふれる元気なまち」を目指す姿といたしまして、観光振興を図っているところであります。

現在は、曾於市観光協会や広域組織団体をはじめ、各町にあります3つの道の駅などにおきまして、市内の魅力ある観光スポットを、観光マップやガイドブックにより紹介いたしまして、市のホームページ等で観光情報やイベント情報の発信を行っております。

4の②市外からの観光客は年間どれぐらい見ているかについてお答えいたします。

観光入込客数につきましては、毎年、県に報告しておりますが、令和3年1月から12月までの1年間では、91万4,314人の方々が本市に来ていただいていると報告しております。

4の③土曜・日曜日に営業するカフェや飲食店についてお答えいたします。

曾於市内の飲食店につきましては、100店舗を現在把握しているところであります。このうち、回答頂いた店舗のみになりますが、土曜日に営業されている店舗が67店舗、日曜日に営業されている店舗が48店舗でありました。

4の④宿泊施設誘致の取組の現状と今後の見通し、そのための課題についてお答

えいたします。

これまで複数の企業と交渉いたしましたが、基本合意までには至っていない状況です。一部の企業と交渉中であり、今後も協議していきたいと考えております。

課題については、やはり長期的な経営を維持するために、集客力が高い誘致場所等を視野に、慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

(「カフェと飲食店はそれぞれ何店舗あるかってことで、あえて、それぞれって聞いているんですね。まとめて67店舗、48店舗ってあったけど、カフェについて特に何店舗あるか調査されてあるかどうか」と言う者あり)

○議長（久長登良男）

何回も言ってもいいから、あれば。

(何ごとか言う者あり)

○19番（徳峰一成議員）

じゃあ、2回目以降の質問に移ります。

まず、子牛の価格暴落についてであります。

私は、市長からポイントをつかんだ答弁があったと思っております。

今後の対策として、畜産農家を守る、これは肥育・生産農家を含めて。これは議会を含めて、特に当局は、ある面では使命ではないかと曾於市の場合は考えております。長年、これを乗り切ってきた歴史経過があります。今回もどうしても乗り切らなければなりません。

そのために私は特に2つの観点からの取組、1つは、例えば飼料等の値上がりを含めて、これは市としては、いかんともしがたい、あるいは価格、生産農家の場合が5万4,000円、肥育農家についても一応、価格保障制度があります。

これは国等の問題でありますので、曾於市として、やはりどのような形で要請をしていくか。市町村と連携をすることを含めて、もちろん議会としても、これは大事であります。市長としては、こういった取組方を、具体的には、特に国等については要請行動を行っていくか、この点についてお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

子牛価格の急落で、J A、農協さんから曾於市に対しても、ほかの市町村と一緒に歩調を合わせて、国・県に要望してほしいという相談がありました。

このことについて全国市長会がありまして、地元県選出の国会議員の方々にも、この現状について報告いたしました。国に対しても、今後、何らかの対策を検討しなければならないという考え方を示されておりますので、私たちもこの状況がどういうふうに進んでいくのかという状況も見ながら、今後、対策を進めていきたいと

いうふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

素早く、あらゆる手を打っていただきたいと考えています。

農業新聞にも書いてありましたけども、これまでの国政選挙での自民党・公明党の政策にも矛盾する内容でもありますので、その点も含んで、素早くいろんな形で対応していただきたい。もちろん議会としても責任があります。その点で、一応確認をさせていただきます。

次に、市独自の取組も大事であります。答弁の中でも、今後、市の単独の在り方も考えていきたいということでもあります。例えば、旧末吉町を見ますと、これまで田崎町政の下でもいろんな取組が行われてきました。また、池田町政、そして、合併後の池田市政後も取り組んでおります。お二人とも畜産の専門家ということもあったでしょうけれども、それが現在まで続いてきております。

例えば、堆肥、尿だめの補助とか、パドック牛舎とか、池田町長の場合は連動スタンションとか、そのほかもいっぱい行われてきております。また、時限的な点もあります。

その点で、今現在、市として、どうした手立てを考えているか。

私は2つあるかと思っております。1つは、今の価格は当分、答弁でありますように、残念ながら続くと思っております。なぜかと言いますと、飼料とか資材の値上がりというのは、元に戻るってことは通常考えられません。

ですから、子牛価格の暴落というのは、価格が少なくなって、農家が収入が少なくなったというのが、もちろん第一でありますけど、一方、それだけでなく、特に生産費用が掛かっている。これ肥育農家も同じであります。

ですから、そのためにも、基本的には国の問題ではありますが、曾於市としても時限的に補助ができないものか。例えば、雌の導入補助についても、今、15頭を限度に1頭3万円補助、子牛導入も40頭を限度に1頭3万円の補助を行っております。

これを長期的に、財源的に難しかったら時限を決めて、とりあえず補助を行うという。これは直接的な補助で、かなり有効かと思います。あるいは、間接的な長期にわたる補助もあろうかと思えます。

細かいことは、ここではともかくとして、私が要望したいのは、今後9月議会までに、市単独の総合的な、やはり補助を提案していただきたい。5月度が1回目、今後、6月、7月の競り市の状況を見ながら、そうした総合的な曾於市の農家にかみ合う形での、やはり独自の施策が大事じゃないか。

これを過去、時々町長の下でやっておりますので、ぜひ、特に担当課長の野村課長は、長年、畜産の専門家として携わっておりますので、専門家の意見も聞きな

がら、9月議会に出していただきたいと思っております。市長の所見をお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

今の子牛の価格が低迷しているのは、やはり購買者が急激に減っているということでございます。要するに、曾於市を含めて鹿児島県の子牛、宮崎県もそうですが、それを購入される肥育にされる方々、また北海道から来てやっていくと、そういう方々が今回急激に落ち込んでおります。これは、ロシアによるウクライナの戦争のことも大きな要因であるというふうに思っております。

今後、飼料の高騰が続けば続くほど、いろんな意味での影響が出てきますけど、9月の議会で具体的な対策ができるか分かりませんが、努力していきたいと思えます。

○19番（徳峰一成議員）

私、12月を含めて補正じゃなくて、9月議会が大事だと思っております。

一番、市長も御存じのように、曾於市の、特に和牛生産農家は、数十頭だか100頭を飼育している人もおりますけれども、二、三頭飼いを含めた高齢者が下支えになっている。この方が、がっかり感でやめないう、その点でも早急な市の現状手立てが必要じゃないかと思っておりますので、9月議会をめぐりにいろいろ検討されて、十分実態もつかんでやっていただきたいと考えております。国への要望活動を含めて、一応期待いたしております。

次に、米の転作奨励金カットやめよの取組でございます。

当然のこととして、市長もやはり農水省のやり方は賛成できないといえますか、今後、要望等を行っていただきたいということでありました。

曾於市の場合、米が昔に比べて生産額が少なくなったとはいえ、今でも昨年の場合も、10億4,000万円であります。10億4,000万円は、例えば農産物の中では、カンショが昨年も大分落ちて14億円に減りました、18億円、21億円が。それでも、カンショの14億円に次いで、米は大きいんですよ。昔に比べたら、大分少なくなりました。しかし、10億4,000万円というような。プラス転作奨励金が3億円ですよ。

ですから、その点でも、3億円高の約9,000万円がカットされるというのは、これはとんでもないことであります。ですから、これをどのような形で各市町村と一緒に国に要請していくか。これは早ければ早いほどいい。

これも、さきの子牛の問題と同じように、議会の問題でもあります。議会を含めて、どのような形で、やはり幾重にも行動を起こすべきじゃないかと思っておりますが、具体的な考え方があったらお聞かせ願いたいと考えております。

○市長（五位塚剛）

米の政策については、ここ私が知る限り、30年か40年の間に、本当に目まぐるしく変わっております。米は自由に作ってもいい、自由に販売をしてもいい、転作も自由に認めてきております。米を作らない代わりに、転作奨励金を出しますって。

そういう中で、一方で今回のような、今度は転作を推進してきながら、転作奨励金は、水を張らなかったら、1回もしなかったら支援金を出さないという、非常に農家にとっては、施策があまりにも暴挙だというふうに思っております。

その立場から、やはり米作りの農家を支援しながら、また転作ができる環境の下については、やはり引き続き支援するのは、基本的な国の考え方だと私は思っておりますので、引き続きそのことについては、国に対しても県に対しても要望を出していきたいと思えます。

○19番（徳峰一成議員）

この点も、先ほどの子牛価格の暴落と同じように早ければ早いほどいいし、できたら、いろんなほかの市町村を含めて、あるいは農業団体を含めて連携して包括的な総合的な、そして幾重にも知恵を出した取組が大事じゃないかと思うんですよ。まだこれからですかね、取組は。

そして、市長としては、どのようなアイデア、構想の下に取り組んでいきたいと考えておりますか。これは全国的に行ったら、これはやめさすことはできると思っておりますよ。これは曾於市だけの問題ではないんですね。ないんです。

ですから、やめさすことは、今の段階だったらできると思っております。これは恐らく国会の3月の農林水産委員会の質疑を、共産党議員団を含めて質問しておりますが、聞いても、今ネットで聞かれます。聞いても、大臣の答弁自体も、確固とした確信の下での答弁じゃないんですよ。

ですから、今の段階だったら崩せますので、どういった形でこれを撤回させていくか。市長の今の段階での考え方を、今後の取組についてお聞かせ願いたいと考えております。

○市長（五位塚剛）

今までの事業は、国が認めてきた事業であります。転作奨励金がこれ以上増えるのを防ぐための要因だろうと思えますけど、それは私は国策にはふさわしくないというように思っております。

日本の水田、また畑地帯で、国民の食料を作り、自給率を高めるという基本的な立場に立つならば、もっと支援を広げるべきだと思います。国の負担が増えるから補助金をカットするというのは、全く逆な考え方でありますので、引き続きいろんな会がありますので、意見を述べさせていただきたいと思えます。

○19番（徳峰一成議員）

今回の農水省の対応については、市長と私は全く考え方が同じだと思っておりますよ、今の答弁聞いても。ある意味では、とんでもないことなんですね、とんでもないこと、長年の歴史から見しても。

ですから、その点でもどのようなやり方でやっていくか。行動を起こすって、あえて強い言葉で、一応通告要旨にも書きましたけども、これが大事だと思っております。

ですから、これが残念ながら、今日現在は聞こえませんが、それはぜひ手を打っていただきたい。議会を含めての問題でありますけども、その点で期待したいと思っております。

次に、高過ぎる介護保険料の引下げについてでございます。

残念ながら、今回も前向きな答弁がありませんでしたけども、曾於市の介護保険料の上げ幅が高い。県内の19市の中で、上から2番目。そして、高い。県内の19市の中で、上から4番目。特に、高いだけじゃなくって、曾於市の場合は、国民年金を中心とした低い年金の方々が、介護保険の加入者であります。

大体、正確なデータは分かりませんが、曾於市の場合は、65歳以上の年金生活者の恐らく6割以上が、国民年金を中心とした低年金、1年間の手取りがいろいろ引かれて、60万円台の方々ではないでしょうか。あるいは、60万円台以下の方々じゃないでしょうか。

その一方で、県内でも上から4番目に高いんですよ。ですから、市民の負担が高いといった不満が強いんですよ。

やはり市民に責任を負うという、トップの責任者の市長としては、1回目の答弁を見る限り、あまりにも真正面からこの問題を見ていないと思っております。介護保険料が高い、市民の負担が重いということは、繰り返しますが、3月議会の私の一般質問での市長答弁でも共通の認識であります。であるならば、いかに引き下げるかって、引き下げるかなんですよ。

今回も繰り返して申し上げますけども、例えば国民健康保険税、これは手が打ってあるんです。国民健康保険税も介護保険料も、市長の裁量権であります。これはもう繰り返しません。市長の判断でどれだけ上げるか、あるいは、どれだけ上げを抑えるか、あるいは据え置くか。

ですから、県内19市の中でも、5つの市は据え置いているんですよ。これ、市長の裁量でもって据え置いているんです。志布志だけは、市長の裁量で下げているんですよ。

だから、介護保険料は、国保税もそうでありますけども、市長の裁量権なんです。市長の判断にかかっている、判断に。これが大事なんですよ。だから、市長がどの

ように、高いということは分かっていますから、客観的にもう。これを真正面から向き合うかって。

国民健康保険の場合、向き合っているんですよ。これは高く評価いたします。本年度も昨年度も、一般会計から2億5,000万円。国民健康保険の場合は、国からペナルティーが曾於市にもあるんですよ。あるんですよ。ペナルティーがあっても、あえて2億5,000万円繰り入れて、そして、国保の場合は、1世帯ずつに本年度も、本年度も4万3,000円安くなっているんですよ。1億5,000万円繰り入れることで。

しかし、介護保険の場合は1円も繰り入れていないと。そして、相対で高いって。これ真正面から見据えるべきじゃないか。市長の見解を伺いたい。

○市長（五位塚剛）

この問題は、昨年3月から、議会の皆さんたちに介護保険制度の仕組みを説明をして、この3年間の介護保険料を計算してお願いいたしました。基本的には、介護保険料の推移がどういうふうな、介護を使う人たちの推移がどういうふうになっていくかというのを検討して、歳入と歳出の関係を明らかにいたしました。

そして、その中で、市が負担すべき保険料を一般会計から7億5,000万円を入れております。これは先ほど言われましたように、下げるのも据え置くのも上げるのも、市長の裁量権と言われましたが、そのとおりだと思います。

ただ、曾於市の介護保険料を今の状態にしていたら、とてもじゃないけども、被保険者の負担がさらに伸びていきます。それを抑えるためには、当然ながら計算をして、議会に3年間の値上げをお願いいたしました。議会の皆さんたちにも、そのことを理解していただいて、3年間はこれでやってくださいという決定を頂きましたので、これでやります。

今後は、この状況が3年間続いた後の状態で、引き下げるかどうか、また検討したいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

議会の責任に負わせるということですね。

昨年上げたから、3年間そのままでなければいけないという、法的な縛りはないんですよ。これは条例の解釈のイロハでありますよ。ですから、例えば、曾於高校生のいわゆる30万円の入学祝い金も、3年待たずして、一応これを撤回したでしょ。

なぜこのことを私が言うかということ、一般会計からの繰入れもゼロであると同時に、曾於市の介護保険会計は、今、余裕があるんですよ。国保と比較にならないって。

国保の場合は、積立基金が1万円もないんですよ、1万円も。しかし、介護保険はあるだけでなく、今度の6月議会でも、文厚委員会で審議されますけども、

新たに1億4,344万円、当初予算でも4,500万円、前年度繰越しの予算計上。それも、加えて、今回6月補正で1億4,344万円、合わせて実に前年度からの介護保険の繰越金、いわゆる余ったお金が1億8,844万円もあるんですよ。国保と比較にならないって。

それは手を付けないんですよ、手を付けない。手を付けないから、私、一般会計の繰入れを、今求めているんですよ。

課長に1点だけ伺います。

この前年度繰越しの1億8,844万円というのは、昨年の3月議会での、今後3年間の介護保険計画を策定した段階での資金計画をはるかに超えているでしょ。はるかに超えているでしょ。2億円近い繰越金が出ているというのは。

担当課長は、この1点だけお聞かせください。くどくどした答弁はいいです。この1点だけ。はるかに私は計画を超えていると思いますよ。

○介護福祉課長（福重 弥）

それでは、お答えいたします。

今回の補正でお願いしているところでありますが、3年度の実績におきまして、歳入歳出引いたところ、現在のところ2億6,000万円ほどが繰越しとなるところでございます。そのうち令和3年度の負担金の精算がありましたので、今回補正でお願いしております、約1億4,000万円は償還金に当たるところでございます。

その分等を引きますと、実質1億1,000万円前後が繰越しとなっているところでございます。

（「計画を超えているね」と言う者あり）

○介護福祉課長（福重 弥）

計画といたしまして、3年間ということで見えておりましたので、実際、幾らという金額までは設定はしていなかったところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

3年間見るということは、1年が幾ら、2年が幾ら、3年が幾ら、そして、トータルで3年が幾らということだから。だから、本年度2か年ですから、2か年に繰越しが幾らというのは、到底想定していることを前提としての3年計画でしょ。ここでは議論は時間の関係上いたしませんけど、これ基本の基本ですよ、計画作成する段階で。

いずれにいたしましても、高過ぎる介護保険料の引下げは、これはぜひともやるべきであります。これでやはり市長の評価が高まるだろうし、あるいは、そのままだったら、残念ながら落胆と評価が厳しくなると言えると思うんですよ。

その点でも、特に介護保険の場合、1万5,000人が入っています。曾於市民の

3万3,000人の中の43%ですよ。一方、国保の場合は、1万人を割って九千数百名ですよ。それでも1億5,000万円繰り入れているんだから、もっと介護保険を大事にしてくださいということを申し上げて、次の質問に移ります。

最後に、時間が26分ありますので、今回は特に、曾於市のまちづくりについて質問したいために、はしょりました、質問をこれまで。

曾於市に、国道や県道、市道を市外の方々が、あるいは県外の方々が通ってみて、ああ、曾於市は何かしら違うな、道の駅だけじゃないですよ、何かしら違うな、寄ってみたいな。あるいは、1回、今日は時間がないけども、日にちを改めて曾於市行ってみたいなと思われる曾於市にするためにはどうするかであります。これが本日の質問のテーマであります。

曾於市に住みたいというのは、あまりにも間口が広いから、これは本日の質問のテーマじゃありません。曾於市に寄ってみたいなって。

その点で、私は残念ながら、曾於市だけじゃないんですけども、なかなかそうなっていないんじゃないかと思うんですよ。時間がありますので、例えば、例を引き上げて言います。

今から数年前に議会で県外研修に行って、夕方、鹿児島空港からバスで曾於市まで入りました。私の隣には、よく久長議員と一緒に座ってもらっているんですけども、あそこ空港から霧島市の谷に下りて来たときに、あるいは、国分から敷根の坂を上がる中で、お互い異口同音に、鹿児島に帰ってくると、カズラがうけかいなうて。カズラですよ、カズラ。うけかいなうて。道路も汚ねかいなうて。これも異口同音にお互いしゃべったですよ、議長。これは私ら、久長議員だけじゃないと思うんですよ。

これは曾於市だけじゃなくって、南九州、ある面では北陸地方まで、北関東から東北、北海道になると違います。なぜかと言うと、向こうは落葉樹であり、木の体系があります。

しかし、北陸、東海地方までは常緑樹が中心の山野であるために、どうしても、杉だけじゃないんですが、山が、あるいは暗く感じます。そして、道路端も不必要な雑草や雑木が生えて、そしてカズラが絡んでおります。だから、非常に印象がよくないと言いますか、もう一回曾於市に行ってみたいなって気になかなかないと思うんですよ。

例えば、諏訪でも諏訪街道から幹線道路、末吉まで入ってくると、そう感じます。

あるいは、昨日も私、ずっと1日回ってみたんですけども、市長のところ、道の駅から農免道を行くと、最初はきれいなんです。小倉の馬頭観音とか何かあったりして。あれが、下り坂から、今度は友常を通過して、前のJAのスタンドの上がると

ころの道路を、上まで雑木等が生い茂っております。これは市内のどこでも、残念ながらそうなんです。

ですから、やはりまちの印象をよくするためにどうしたらいいか。私も、ずっと何十年か考えてきたんですけども、やっとヒントが見当たりました。それは、道路上に落葉樹を植えることではないかと思っております。このことは、どこの市町村も、もちろん五位塚市長を含めて一生懸命考えておられると思います。

かつては、田崎町長がそうでありました。田崎町長の場合、特に花に熱心でありまして、そして、堆肥センターで花も栽培して、必要な方々は、もちろん団体でありますけども、無料でそれを提供して、とにかく花を植えましょう、植えましょうということで、これは非常にいいことなんですけど、なかなかこれは長続き、全体がしません。今でも一部残っておりますし、これは大事にしなきゃいけない。

しかし、特に曾於市になると、もっと面積が広い。花だけでは制約、限界があるのじゃないでしょうか。

その点で、落葉樹を植えるって。落葉樹の中で何かって。1人で話して申し訳ないけども、何かって。やはり一つは、クヌギじゃないかと思うんです、クヌギ。ここにはヒントがあるんです。西日本の中、今、注目されているところが、山口県の周南市の鹿野地区というところがあるんです。

私行っていないですけど、いろいろネットを含めて情報をこれまで集めてきました。ここの鹿野地区というのは、周南市は瀬戸内海に面しておりますが、合併して、山口県に行く山どころでありまして、周りだけでも1,000mの山が3つあって、南九州の場合は、人吉からあさぎり、湯前、そして、特に水上から宮崎の西米良。

ちょっと頭に描いてください。水上から西米良のあの辺りに似たようなところだと思うんですが、コンビニが1件もない、コンビニが。人口も1万人から2,000人に現在減っております。

Uターン、カフェをやっていた方が10年ちょっと前に帰ってこられて、そして、このままじゃいけないって。人生の最後、何か役立ちたいということで、道路沿いに、市道沿いを含めて、クヌギを植え出しました。民有地も了解を頂きながら、これを行って10年以上たって、これが市民運動となって、大きな市民運動じゃないけども、そして、市からも援助を頂きながら行ってきたということでございます。

5月末には、NHKの深夜放送の深夜便、深夜便でも1時間、この方のインタビューがありました。ほかにも手立てがあるんですが、まず第一に木を植えるって。クヌギでなくてもいいと思うんですよ。クヌギを中心として落葉樹を植える。その取組を恐らく10年したら、10年したら一定の効果、芽が出てくるんじゃないかと思って。

なぜかという、ほかのところはやっていないからであります。九州県内で部分的ですが、やっているところが由布、大分県の由布市とか、あるいは黒川温泉、熊本県の。は、やっているようではありますが、まだ全体的ではありません。

ですから、特に、曾於市は交通の要所でありますので、時間を掛けて市民と連携して、やり方もいろいろ工夫があると思います。それをやっていく。そしたら、花ほど手が掛からない。クヌギだけじゃなくていいと思うんですが、クヌギを中心として植える。

そのことをやってみたら、恐らく曾於市の南九州の地に合った樹木でありますので、成功しないわけではないと思うんですよ。この点で、提案でありますけども、考えていただきたいと思っておりますが、市長の所見を伺います。

○市長（五位塚剛）

今まで旧町時代から、市道、農道、県道沿いもそうですけど、国道もそうです。いろんな歴史がありまして、ほとんどの木が結果的に全部中途半端になっております。産業道路も田崎町長時代からだと思うんですけど、サルスベリを植えておりましたけど、残っているのはほとんどありません。

旧町時代から、街の中はヒトツバを植えて、また、クロガネモチも植えておりますけど、ヒトツバとクロガネモチの剪定に、かなりの費用を使っております。だから、私は基本的には、市道を含めたところには、あまり植えたくないのは、私の本音であります。

まして、クヌギの落葉樹を植えるということは、ちょっと私には発想がないところでございます。落葉樹ですので、当然、落ちたら、周りの側溝に落ちて、排水が詰まる原因にもなりますので、もうちょっとこのあたりは、もうちょっとお金の使い方を考えながら、何を植えるか、基本的には、だから植えないほうがいいんじゃないかなと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

2回目以降、質問したくなかったですね。

考え方、視野が狭すぎますよ。サルスベリっていつでも、これ一部分ですけど、あまりにも側溝に近過ぎて邪魔になるんですよ。

それから、クロガネとか、あるいはヒトツバ、これはとんでもないことでありますよ。これも個人的なことを言わせれば、その前に、鹿児島県で一番多いのがヒトツバなんですよ、街路樹で。2番目に多いのがクロガネなんです。無難だから。私から見たら、とんでもないことで。私、好かんですが。

私の前の昔話になりますけども、国道にヒトツバを植え始めたから、県土木が。県土木に、私は抗議に行ったんですよ。ヒトツバより、ほかのを植えてください

てことで。金掛かる、剪定に。常緑ですよ、常緑。

ですから、私はそういったところに、クヌギを植えてくださいってことは全然言っていないんですよ。そんなこと言ってんじゃないんですよ。私は広大な農村地帯の、民有地を提供してもらって、タダで。そして、そこにクヌギを植えるんですよ。そして、場合によっては、荒れたところで、自分は土地は、市がタダでいいからもらってくださいってのも、今も今後もますます増えると思うんですよ。

そういったところに、クヌギでなくていいんですよ。落葉樹を、クヌギを中心として植えるんですよ。道路端に、邪魔になる形で植えるなんか、発想自体が私はないんですよ。それだったら植えないほうがいい、むしろ。そんなけちなこと言ってんじゃないんですよ。

いずれにしても、今の曾於市の状況を見たとき、あまりにも寂しいといいますか。これは1回目はそうでありますけど、とにかく副市長含めて、課長含めて、研究してくださいよ。

ネットでも、ここの山口県の周南市の鹿野地区はネットでも出ております。単車や自動車で、市外の方々が行って、そして、ぐるぐる回っているのも。今朝ほども、私、ネットで見てきました。

やはり、どこか違くなってところが感じられる、やはり市外、県外の方々を含めて、道路状況にすべきじゃないでしょうか。その点での、今日は残念ながら、共有の気持ちになりませんでした。田崎町長だったら、飛んで行きますが。飛びついてきますね、これは。田崎町長では。

残念ながら、副市長を含めて、もっと大きな気持ちで、狭い視野じゃなくて考えていただく。道路端に邪魔になるようなのは、クヌギを含めてもちろん植えるべきじゃないし、そういった発想は全くございません。そんなけちなこと言ってんじゃないんですね。

ついに、もう一つ、クヌギ等だけで成功はなかなか難しい。

あわせて、市長は山野草には関心ありますか、山野草。

○市長（五位塚剛）

曾於市内の中でも、山野草等いろいろあると思うんですけど、関心があるかと言われると、特にあまり関心はないですね。

○19番（徳峰一成議員）

これも2回目以降、質問できなくなりましたね、これは。

ここの鹿野地区も、山口県の。クヌギと山野草をセットにしているんです。山野草というのは、今、ある面では、ずっとブームになっていますよ。これもネット見てください。もう見切れんぐらい。

山野草というのは、昔からいっぱいあって、恐らく曾於市内にも50種類ありますよ、50種類。50種類ですね。

私の庭にも、ほったらかしていますけれども、山野草が昨日現在5種類ありますよ、5種類、山野草。昔はなかったんですよ。けども、最近は私のうちだけじゃなくて、山野草が増えていますよ、庭とか。特に、八木副市長のお宅は広いから、山野草はあるんじゃないですか、今も。

山野草は、恐らく曾於市内には50種類ありますよ。鹿野地区も道路端じゃなくって。だから、道路に面した山林の、ほったらかした山林を提供していただいたところは、クヌギを植えて、その下に山野草を、いわば育てるといいますか、そう手は掛かりません。

そうしますと、曾於市へ行って見て、木漏れ日、私は、木漏れ日という表現が一番いいと思います。木漏れ日の里、曾於市。木漏れ日ですね。木漏れ日の里、曾於市。そして、山野草がある。これだけで、今の中高年の方々は、ドライブがてらに曾於市に寄ると思うんですね。

鹿野地区も、やはりさっきのクヌギの植えた方は、十数年間、執念を持って行ってきた方であります。この方のほかに山野草をやはり、90歳ですけども、十数年間掛けて、西日本一の山野草までなったらしいんです。

そういった方々が、やっぱり市民運動が育ってきて、この木を植えた方は福田清治さん、これがNHKの深夜便で出ました。そして、山野草の方は、今92歳の伊藤さんって方ですが、17年間掛かって西日本一と言われる山野草の、いわばスペースを、森を造っておりますよ。

そうすると、聞きつけて、今ネット時代ですから、周辺の各県を含めて、遊びがてら、ドライブがてら来るわけですよ、不便なところであっても。それをやっぱり、ほかの市がやる前に、時間を掛けて10年掛けて山野草をやる。山野草も、そう手が掛からない、花に比べたら。ほったらかしても、山野草は庭に生えてきますね、今。

今現在でも、曾於市内には20種類の山野草ありますよ。私もあんまり勉強不足だけど、私が見た限りで20種類。この道路沿い含めて。これをセットにしていくって。

ついでに言うと、それだけでは素通りになりますので、福岡さんに言わせれば、カフェを作る、カフェを。土曜日、日曜が開いているカフェ。

担当課長、土日が開いているカフェは、幾つ市内にありますかね、カフェは。調べてたら答弁してください。

○商工観光課長（佐澤英明）

それでは、今の御質問にお答えいたします。

先ほども市長が土曜日営業は67店舗ということで報告いたしましたけども、その

うち飲食店が59店舗、カフェが8店舗でございます。これは土曜日です。

続きまして、日曜日でございます。日曜日に営業している店舗が48店舗ということで報告しましたけども、そのうち飲食店が42店舗、カフェが6店舗でございます。以上です。

○19番（徳峰一成議員）

やはり、せっかく曾於市内に来ていただいたんだったら、市外県外から多くの方々が、やっぱりカフェが必要。土曜日、日曜日行っても、ゆっくり休めるところがないって。この木漏れ日の森、これもカフェがあるということで、これはすばらしいことだと思うんですよ。

鹿野地区は、コンビニが1件もない。しかし、カフェを10件から20件に目標に、今しているんですよ。もう何店舗かできているんですよ。10件か。いや、南之郷にカフェが10件ぐらいあるという、想像したらいいと思うんです、南之郷だけ。

そうしたら、今、情報の時代ですから、どんどんそういった声が広がって、よそから、県外からもドライブがてらで来られると思うんですよ。それを官民一体となってやったらいいんじゃないかって。恐らく成功する可能性が十分あると思います。なぜかといったら、南九州の風土に合った木であり、そして山野草であるからであります。その点ではぜひ検討を前向きにしていだけないでしょうか。

一応、語り散らかしじゃなくて、ずっと私もこの数年間、考え続けてきた点でありますので、提案でありますけども、検討をしていただきたいと思います、市長の所見を伺います。

○市長（五位塚剛）

今、曾於市内に若い方々が起業を起こすというのが非常に増えてきております。つい先日、末吉中学校の元銀行の跡地に、パン屋さんがオープンいたしました。非常に私はうれしく思っております。非常に応援したいと思います。

諏訪街道沿いに、名前は「SUGAR.」と言いますけど、カフェがスタートいたしました。これも本当に応援をしたいなと思っております。

できましたら、私も徳峰議員と全く一緒に、曾於市内にカフェをたくさん作りたいなと思っております。できましたら、末吉の文化センターのあの前のところに、カフェを作りたいという夢をいっぱい持っております。

曾於市にいろんな文化的な事業で来られた方々、FMに来られる方々が、やっぱり休息の場と曾於市を語るカフェを作りたいと思っておりますので、官民一体となったものをぜひ作りたいと思っておりますので、そのときはぜひ協力していただければありがたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

ともかく検討してください。これは恐らく成功する可能性があると思いますよ、成功する。

2点だけ、ちょっと話は変わりますが、1点は、担当課長、今言ったところ、鹿野を含めて、ともかく勉強していただきたいと思うんですよ。曾於市に合わなけりゃいけないって。合った形でやるためには、この鹿野地区を含めて、ともかく勉強してください。そういった問題意識を持つことが大事じゃないでしょうか。

私も、これで山が好きなもんだから、いろいろやっているんだけど、なかなかほかのところが見当たらんとですよ。しかし、この鹿野だけは、いろいろ調査して、直に行ったことはないけども、いろいろ調査して、成功するんじゃないかと思っておりますので、曾於市の寄ってみたいまちづくりのために、一応勉強をしていただきたいと思います。答弁をしてください。

○商工観光課長（佐澤英明）

今、議員がおっしゃいましたとおり、まず、私のほうも足を運びまして、いろんなところを回っていきたいと思います。

また、この周南市さんのほうも研修を近いうちにさせていただきまして、曾於市に早くそのようなものが取り入れられるかどうか、また今後協議をさせていただきたいと思います。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

課長も若くて、やる気満々であります。期待しております。

街路樹について言いますと、街路樹は、狭い意味の街路樹って、どこも全国成功している事例はありません。今から20年ほど前に、旧末吉町の文教建設委員会、私の提案で全国を何か所か回ったんですけども、どこも成功しておりません、街路樹は先ほど言ったように。

私が言っているのは、広い意味での、いわゆるまちづくりでありますので。

それと、一方、今、建設課サイドで、池田町政時代から、もちろん五位塚市政になっても、市道の中で、特に雑木といいますか、古い木が道路を覆っているところは、これの伐採をやっています。これは大変すばらしいことであります。大変すばらしいことでありますが、まだまだ弱いし、ちょっとこの三、四年、しぼんできたかなと思っております。

これ建設課長、しぼんできていますよね。予算がないか。予算がないからか。これ本当すばらしいことなんです、曾於市にとって。全ては予算上難しいけども、しかし、地域の幹線道路、人がたくさん通るところだけは、やはり樹木が道路の上まで生い茂って邪魔してるって。これで曾於市に行ってみたいなって、これならん

ですので、これは。もうここは通りたくないってことになりますので。

ですから、これはもっと予算をつけていただきたい。これも、市長だけ答弁ないから、大休寺副市長、もうちょっとこれは力を入れるべきじゃないですか。どこどこって、いっぱいあります。予算をつけて、もっと、これ本当いい取組だから、やっていただきたいと思っております。副市長の答弁を聞かせてください。

○副市長（大休寺拓夫）

今、議員がおっしゃられたとおりでありまして、最近、高所伐採等は予算は倍増しております。今後また、予算の範囲内で増やしていきたいと思えます。

（何ごとか言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

今、増やしておりますので、減らしておりませんから、今後また増やしていきたいと思えます。

○議長（久長登良男）

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後はおおむね 1 時 10 分から再開します。

休憩	午後	零時 1 1 分
再開	午後	1 時 1 0 分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第 3、渡辺利治議員の発言を許可します。

○ 1 7 番（渡辺利治議員）

17 番、創政会所属、渡辺利治です。通告に基づいて質問いたします。

市民にとりまして、非常に大きな問題でありますので、明快な答弁を求めます。

梅雨のシーズンとなりましたが、水は植物にも、私たちにも欠かせないものではありますが、必要量を超えたら大災害を引き起こしてしまいます。災害といえば、地震災害も一瞬のうちに全てを失います。熊本地震以来、本市も危機管理を重要と位置づけ、庁舎も増改築され、市民への安心面でのサービス向上も図られることと思えます。

そこで、リスク管理も大事ですが、危機管理の大きな特徴は、危機が発生したときに何をすれば、その災害や影響を最小化できるか、危機からの早期回復のために何をすればよいかということが検討の中心であると思えますが、本市の危機管理に対する考えや実態を伺います。

よく想定外という表現をしますが、本市における今後の危機管理の在り方について伺います。

次に、小学校統合について伺います。

過疎に歯止めがかからず、児童数や学級減が著しく進む中で、統合に対してどうあるべきか、市長、教育長へ伺います。

前回の私の一般質問のときには、まだ統合はなされておりました。大隅南小が今年の4月から、令和6年度、高岡小学校、そして財部北小も統合という形を迎えようとしております。この現状を踏まえての答弁を求め、私の1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、渡辺議員の質問にお答えしたいと思います。

1、危機管理についての①危機管理に対する考えや実態についてお答えいたします。

危機管理とは、一般的に危機が発生した際に、その影響を最小限にとどめるとともに、危機的状況からいち早く脱出し、正常な状態への回復を図るための管理活動であると認識しておりますが、様々な危機発生時に備えて、事前に対策を取っておくことも危機管理であると考えております。

災害における危機管理の実態については、毎年、梅雨入りの前の5月に全職員に対して風水害警戒態勢における基本方針を説明し、災害発生時の職員の登庁体制や避難所担当職員配置、避難所開設手順などを周知しております。

また、全自治会に災害調査担当職員を張り付け、自治会内の災害発生状況を迅速に集約できる体制を取っております。

1の②今後の危機管理に対する在り方についてお答えいたします。

今後は、整備中である増築庁舎2階を防災拠点として位置付け、本市 今後は、整備中である増築庁舎2階を防災拠点として位置づけ、本市の危機管理体制をさらに充実させていきたいと考えております。の危機管理体制をさらに充実させていきたいと考えております。

具体的には、河川水位カメラの設置などの防災総合システムの整備に加え、昨年設立しました市自主防災組織連絡会の研修機会を増やすなどして、地域のリーダーを育成し、各自主防災組織の活動充実を図り、市民の皆さんの安全確保、防災意識の高揚に努めていきたいと考えております。

また、防災拠点を活用して、職員による防災訓練や市民の皆様の参加による防災訓練も実施していきたいと考えております。

2、小学校の統合についての①児童数や学級数が著しく減少する中での統合に対

し、どうあるべきであるか伺うについてお答えいたします。

令和4年4月1日に、大隅南小学校が岩川小学校へ統合し、令和6年4月に高岡小学校の末吉小学校への統合を控えています。

また、今、6月議会に、財部北小学校を財部小学校へ令和5年4月に統合する議案を提案しております。

これらの統合については、いずれも、校区の方々や保護者からの要望によるものですが、児童数の減少が一番大きな理由となっております。

市としては、今後も将来の児童数の推移を市民の皆様に示しながら、統合については、地域の保護者からの要望等を優先して対応してまいります。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

前回、令和2年ですか、私が似たような質問をいたしております。

災害の件についてお伺いいたしますが、前回の令和元年の第2回においては、大きな災害を経験していないことから、いろんな面において不備があり、対応も遅れているということを答えられております。また、市の職員についても、防災に対する意識が高いと言えず、迅速・適切な対応に課題があると考えておるという答弁でありましたが、今回はしっかりと基本方針を説明し、災害発生時の職員、また担当職員の配置、避難所開設の手順など周知しておると答弁がありましたが、その間、今後、防災訓練等も実施していきたいと考えておると言われましたけど、これまで市においての防災訓練の経緯をお答えください。

○総務課長（今村浩次）

それでは、防災訓練についてお答えいたします。

以前、数年前までは、例えば、曾於地区等で防災訓練等を行っておりました。ただし、これは防災ヘリコプターを使ったりして、ちょっと見せるような感じの、はしご車を使ったりですね、そういうのが多かったというところがありました。

で、3年ほど前から、そういうのは取り組まないようにしようというところで、曾於地区では防災訓練は実施していないところでございますが、市の防災訓練といたしましては、3年前だと思えますけれども、土曜日、午前中を使いまして、全職員を対象に防災訓練を体育館で実施いたしました。これにつきましては、管理職員とその他の職員に分けて、防災の在り方、危機が迫ったときの対応の仕方等の訓練を行ったところでございます。

ここ2年ほどはコロナの関係もございまして、実施していないところでございます。

現時点では、本年、庁舎が9月末で完成いたしますと、今の段階では、11月には

その新しい庁舎を使って職員の防災訓練をしたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

長いこと本格的な訓練は、なされておられないということでございます。

先ほど課長が言われましたように、全体的、これをしてないということは、やはり、これは課題が残ると思います。そしてまた、ここ2年してないというのは、コロナ関係も理由付けになると思いますけど、やはり災害はいつ何時来るか分からない。であれば、シミュレーション等を使ってすべきじゃなかろうかと思いますが、その構想はなかったんでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

誠に申し訳ありません。この2年間につきましては、そのような体制になかったというところが実情でございます。

今後は、その新しい庁舎を活用いたしまして、十分訓練等を行っていきたいと考えております。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

この2年間で新しく入られた方もいます。その方々は、どのような対応をすべきかということを口頭若しくは文書でしか知り得ない訳ですよね。それは、やはり実際、行動することによって、実体験から生まれてくる、それが本当の防災訓練だと思っておりますが、なぜ、コロナ関係だけの理由じゃなかろうかと思いますが、ほかに何か考えられませんか。

○総務課長（今村浩次）

ほかの理由につきましてはでございますが、ここで少し考えつかないところもありますけれども、危機管理室というのを作りまして、防災の係と、それから消防交通の係ということで、分けてきました。そこで充実させていくという考えもあったんですけれども、なかなか最近におきましては、いろんな計画書を作りなさいというのが国、県のほうから求められておりまして、なかなかそこに行き着かなかったというのが実情でございます。これは、我々といたしまして、大変反省をしているところでございます。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

諸事情を考えながらできなかったということで反省をされておりますけど、大災害が発生したときに、他自治体への応援に行くのは、これは計画が立てやすいと思います。

本市が災害を受けたときに、ほかの自治体からの応援職員を受け入れる、いわゆる災害時受援について伺いますけど、東日本大震災後の防災基本計画で自治体による策定努力規程が盛り込まれておりますが、曾於市は庁舎移転に向けた作業などに時間を割き、人手が回らないと発表されておりますが、災害対策を重視した庁舎増築等は本末転倒としか受け止められない、理解し得ないような現実となっておりますが、どのように受け止めますか。

○総務課長（今村浩次）

先日の新聞報道によりまして、曾於市がまだ作成できていないという報道があったところでございます。その理由に、今、議員が言われたところも実際記載されていたところでございます。

今、議員が申されましたとおり、防災拠点となる施設を造る中で、このような計画を作っていないというのはおかしいんじゃないかというところではありますが、これに対しましても、我々は非常にこう怠っていたかなというふうに思います。

この計画そのものはそんなに時間が掛かるものではないというふうに認識いたしておりますが、この時点でそれを正式な策定というところまで至っていなかったというところをおわび申し上げたいと思います。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

この計画の策定というのは、そこまで時間が掛からないと言われますけど、やはり災害に対するこういう計画は非常に重要なことなんです。何時間も何日間も掛けて作らなくてもすぐできるわけなんです。でも、別なほうの仕事が多く手が回らなかった。それでは、災害対策・防災対策に対する意識の欠如・欠落と言われても、これは仕方ないんですね。だから、これは、今後、十分注意していつていただきたいと思います。

以前、総務課に危機管理の専任が配属されていましたよね。これがいるといないとでの違いの考えを伺います。

○総務課長（今村浩次）

危機管理監という名称の方が5年間、令和3年度まで5年間在籍していただいたところでございます。

本年度につきましては、適任の方がいないというところもありましたけれども、すみません、令和2年度までですね、令和2年度まで5年間でございます。

令和3年度につきましては、その方と意思疎通がなかなかできないという理由がありまして、予算上は設けておりましたけれども、選任ができなかったところでございます。

今年度につきましては、もう予算そのものを計上していないところでございますが、いるときといないときでございますけれども、自衛隊OBというところで任用させていただきました。やはり全体的に見る力というのはあったというふうに思いますが、なかなか職員との意思疎通がうまくいかなかったというところもありまして、十分に我々が活用できなかったというところがあるところでございます。

本来ならば、素晴らしい危機管理監がいらっしやいまして、我々と共に危機管理を考えていただく、そういう立場でありますと、当然いたほうがいいというふうには思うところでございます。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

ただいまの答弁によりますと、これは危機管理監個人との何か、その後、契約しなかった、また、その後、入れる人が、人選がないというような感じに受け止められたんですけど、やはりいるといないとでは大分違うと思いますけど、予算化はしていってもなかなかいないということなんですが、これもやはり市の考えとしては、そのような考えかもしれませんが、これは当然おったほうがいいんですよね。あえて私がそこに口を突っ込むことじゃないんですけど。やはりいるといないとでは違うと思いますよ。この計画策定にその方、もし危機管理監がいた場合は、専従ですから、当然それもできたと思います。まして新聞紙上でああいうことを、全国版ですから、やっぱりいいことじゃないと思いますので、そういった、基本的なことです、これは。だから、そういうこともしっかりと今後、検討していただくよう求めます。

危機管理は、今言いましたように、災害が起きてからのことであるんですけど、このリスク管理、当然、リスク管理も表裏一体となっているわけですけど、公共施設等総合管理計画が令和3年度、この改訂版の中で下水道浄化センターの脱水設備もこれは新設としてありますが、2年度のたしか工事の、外構工事で520万とっておりますが、やはりこれなんかもリスク管理と受け止めていいわけですよね。どうですか。

（何ごとか言う者あり）

○17番（渡辺利治議員）

それはここに書いてあります。あらゆる災害の想定がリスクだから、それを、この、今、私が言ったこともそのリスク管理と捉えていいのかということですよ。単なる補助工事であっていいのかと。

（何ごとか言う者あり）

○17番（渡辺利治議員）

危機管理だから、公共建物の場合はやっぱり総務課長が答弁でしょう。

(何ごとか言う者あり)

○17番（渡辺利治議員）

外ですよ。下水道浄化センターと、私、今はっきり言っていますから。

○副市長（大休寺拓夫）

下水道浄化センターの件で、嫌気槽、好気槽あって、それが大分、ろ過が大分悪くなっておりますので、将来を見据えて新たに入替えをしました。

あと、施設等についても、かなりもう老朽化をしてくれていますので、あと、今、1ラインしかありませんから、危機管理から申し上げますと、今後また議会のほうにも提案していかないといけないんですが、もう1槽増やさないといけないというのは、課のほうで検討しております。

今年の予算に載っているのは、外構のほうの最後の工事になります。

○17番（渡辺利治議員）

当然、危機管理あるいはリスク管理という点では、これは、今の答えで本当に合っているんですよ。でないと、最悪、地震というのは起きてしまっただけですぐにやいかんけど、リスクの場合はもう想定するわけですけど、その中で、異常事態が起きてしまった。これは、停電によらない異常事態、今、副市長が言われた、その危機の箇所、そのときに浄化槽センターがストップした場合、停電とは違う状況で、そのときに浄化槽を使用している家庭、企業、公共下水道のことです。家庭、企業、公共施設、これはトイレを使えない事態が発生されるのは予測されますよね。この場合、どのような対応を打つ、危機管理をするということの、手本というか、何ですか、危機管理に対する手ほどきはされているのでしょうか。この庁舎もトイレ、使えなくなるんですよ、電気は通っても。

○議長（久長登良男）

災害時のライフラインの対応を、今、質問しているんですか。

○17番（渡辺利治議員）

そうですね。公共下水道が完全にストップした場合。停電の場合は、非常発電があるから動くんですけど、機器の損傷、摩耗によってストップした場合は、もうこの受益者、まちなかの、全てトイレは使えなくなりますよ。送ることはできるけど、受け止められんですよ。そういうのもリスク管理なんですよ。危機管理で言っているんですけど、これはもう本当にリスク管理なんです。

○総務課長（今村浩次）

お答えしたいと思います。

曾於市地域防災計画に掲載してある文というところで、し尿及び廃棄物の収集処

理の中のし尿のところだというふうに思います。

計画の中では、避難対策班と水道班というのが担当になりますけれども、そこに公共下水道という明記はないんですけれども、トイレの使用ができない地域の状況をまず把握するということで、仮設トイレの設置場所、仮設トイレの確保、衛生指導等を行っていくというところと、あとは、避難対策班は収集・運搬、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、搬入してし尿の処理・処分を行うというところでは、掲載しているところでございます。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

各家庭の戸別型のやつだったら、今の応援体制じゃないけど、その方法で收拾できます。しかし、直接下水道に流れていく汚水・汚物は、向こうが故障したらできないことなんです。そのときにどうするんですかって今言ってるんだけど、はっきりした答えをくださいよ。

○議長（久長登良男）

暫時休憩します。

休憩	午後	1時35分
再開	午後	1時39分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○水道課長（吉元健治）

大変申し訳ございません。ただいまの御質問にお答えいたします。

下水道浄化センターが仮に停電になった場合ですけれども、非常用の発電機がございまして、そちらのほうで停電が発生した場合でも対応できるということでございます。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

停電でないときの、故障による使用不能の場合のことを尋ねているわけだから。停電のときは非常用発電機があるわけです。すぐ対応できるんですよ、切り替えて。だけど、電気は流れるんだけど下水道が使えない、公共下水道、処理場が使えないときの対応はどうされるんですかと聞いてるんです。簡単に言えば、あっちを受けられないから止めて、じゃあ、市のほうで300個仮設トイレをすぐ準備できますとなったら、公園からあっちこっち置けば対応できるわけです。それが回答なんです。

回答と言えば、私の考えの回答なんだけど。

そのような対応をすぐできるんですか。できるんだったら、あっちが故障した場合は、市内の公共下水道を引き込んでの方々の家庭、事業所においては、早急にそのようなトイレを、仮設を準備するということが、これが準備できるちゅうことがちゃんと整っていれば、もうそれに越したことはないわけですから。そうでしょう。それ以上の答えはないんですよ。

ということは、トイレの現在の災害に対する設置可能な状況はどのようになっていますか。

○市長（五位塚剛）

質問的に、前もって具体的に問題提案してもらえれば非常にまだ調べやすかったんですけど、今言われるような問題が仮に発生した場合は、あと、この処理センターは、大隅衛生処理組合にお願いしてあります。当然ながら、あの会社と相談しながら対応しなきゃなりません。同時に、今言われるように、仮に止まった場合は、対応ができるまでの間は、仮設トイレの設置とかいろんなものを検討しなきゃならないと思ってますけど、今、数字的なものは、ここに資料がないところですけど、水道課長、具体的に何か相談されておりますか。ないですか。

具体的には想定がないようですけど、今言われたことは当然あり得ることだと思います。そのようにして、私たちも故障のないように早め早めの修繕を予算をお願いして今までやってきましたけど、仮にそれが止まったということになると、今言われるような問題が発生すると思いますので、これに今後対応できるように十分検討させていきたいというふうに思います。

○17番（渡辺利治議員）

それがリスク管理じゃないんですか。危機管理じゃなくて、リスク管理なんです。ですから、トイレの数が何ぼじゃなくして、もし災害が発生した場合は、十分とは言わなくても、対応できるような体制を取っているということが分かっているれば、私がここに通告していなくても当然即答ができるはずですよ。それが頭の中になんないということは、答えが出ないということは、ないに等しいんじゃないですか。だから、そういう災害に対する危機管理、リスク管理は、かねて日頃から十分、職員はじめ、三役は、熟知、習得しておかなければならないはずですよ。

この件については、もう終わります。

次に、学校関係です。

曾於市の教育振興基本計画によりますと、令和元年度と——とりあえず、学級数、児童数が非常に激減してるという状況であります。その中で、数字的に令和元年度と令和6年度の児童数と学級数、それに実際、現在の実数を把握しておりました

らお答えください。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

お答えいたします。

ただいま質問のありました令和元年度、それから令和6年度、さらには本年度、令和4年度の学級数と児童数について、主に3学級以下の学校の数字を申し上げたいと思います。

まず、櫛小学校、令和元年度4学級32人、令和6年度4学級36人、本年度が5学級40人、高岡小学校、令和元年度3学級9人、令和6年度、もしあったとしたら、3学級7人、本年度は2学級6人でございます。岩北小、令和元年度2学級12人、令和6年度2学級10人、本年度2学級8人、岩南小学校、令和元年度3学級24人、令和6年度2学級11人、本年度2学級17人です。光神小学校、令和元年度3学級14人、令和6年度3学級11人、本年度3学級11人、菅牟田小学校、令和元年度3学級13人、令和6年度3学級13人、本年度3学級14人でございます。大隅北小学校、令和元年度3学級30人、令和6年度3学級27人、本年度3学級29人でございます。大隅南小、令和元年度3学級9人、令和6年度は、もし学校が存続していたらの話であります、3学級9人、本年度も学校が存続していたら3学級10人でございました。財部北小学校、令和元年度3学級13人、令和6年度2学級9人、本年度2学級9人、中谷小、令和元年度3学級8人、令和6年度3学級15人、本年度3学級17人でございます。

なお、この今申し上げましたクラス数には、いわゆる特別支援学級の学級数は含んでおりませんので申し添えます。

以上でございます。

○17番（渡辺利治議員）

ただいま詳しく数字を申しいただきましたけど、これから考えられますのは、櫛小、菅牟田小、中谷小だけが児童数の増です。あとはほとんど減です。そして、また高岡小は5年度で閉校、大隅南がもう閉校しています。また、財部北が、6月議会でまたこれも上がっておりますので、多分、閉校の方向に行くのじゃないかなと思っております。これから考えますと、やはり激減するのは予測されております。

その中で、また地域の声又はPTAとの関わり、これを教育委員会としてはどのような形でなされておりますか。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

教育委員会としては、今後の児童数の推移について、PTA、地域に対しても、私もいろんな会合で出席した場合、少子化がどういう形で進んでいくかということ

を数字でお示ししております。また、教育委員会としては、平成27年から28年にかけて、小学校を語る会で児童数の推移を地域、保護者のほうに示したこともございます。

教育委員会としては、極力、地域に今後の将来像というのを示しながら、各地域で議論が起きることを願って、その中で各地域で決定していただくということが一番いいのかなと思っております。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

今、教育長の答えられた言葉は、前に申されたこととほとんど同じなんです。地域が主体となって、行政側からは特段踏み込んでいかない、そういう状況なんです。

こうして減少していく中においては、やはり市のほうもある程度は立ち入って、サポートというか、統合せよということのサポートでなく、その中身、問題点等を見いだしながらのサポート、それを市が踏み込んでいく、教育委員会が踏み込んでいく、そういう状況も大事じゃないかと思いますがどう思われますか。

○教育長（中村涼一）

渡辺議員の言われるとおりだと思います。教育委員会として、まず統合ありきという議論、行政主導のそういう話は私はやっぱりあまり好ましくないと思いますが、本当に地域でそういう話が出るような形で、きちっと数字とか将来像とか、それを示しながら、地域がどちらを選択するのか。統合なのか、学校を存続させるのか。教育委員会としては、どちらの場合でもきちっと対応できるような形にはしていきたいと思っております。ただ、初めに統合ありきの議論ではなく、まず地域が今後の自分たちの地域の学校をどうするのかという議論が、私自身は、個人的なところでは行われているのかもしれませんが、地域の中からそういう話を聞いたというのは、残念ながら、ここ1年、赴任してから聞いておりませんので、そういう意味では、各地域でいろんな議論を巻き起こすというか、そういう議論がなされるように、教育委員会としては、いろんな資料なり、いろんな形で関わっていききたいとは思っております。

○17番（渡辺利治議員）

確かに、教育長の言われることも一理あります。しかし、この二、三年のうちに3校の統合ですね。考えられなかったことなんです。だから、そこを重く見ながら、受け止めながら、そこはやはり市としても、教育委員会としても、サポートすべきだと思っております。

それでは、別の質問に入ります。

曾於市の教育振興基本計画の中に、第3章の1に、これ、11ページかな、ありま

す、小規模校のメリットが書かれております。そして、その中で、課題も多く、「適正規模での学び」や児童生徒にとって等しく良好な教育環境を確保し、教育効果を高めていくために、今後どうあるべきか、どうすべきか、議論を進める必要があります。」とありますが、この議論の内容について伺います。

○教育長（中村涼一）

教育委員会として、学校の在り方をどういうふうな形でということで、今年度は小学校の在り方を検討する会というのを予算を通していただきましたので、これを各学校で実施しながら、今後のそれぞれの学校の児童数、それから教育のあり方について、いろいろ学校ごとにそういう形で関わっていきたいと思っております。

○17番（渡辺利治議員）

適正規模での学び舎、これは子供たちにとっていいということが書いてありますが、適正規模は、曾於市には末吉小が1校ですよね。あとは、小規模校が4つで残りは過小規模という、本当に少ない学級なんです。では、小規模校じゃなくして、適正規模での学び舎が児童生徒にとって等しくいい環境でということのをうたっておりますが、これ、矛盾してませんか。どうでしょうか。

○教育長（中村涼一）

適正規模というのは、学校教育法施行規則第41条に、1学年2学級から3学級ということで国のほうがそういう基準を示しておりますので、我々としても適正規模というのはそういうふうに考えるのか、それとも、ある程度、規模は小さくても学級数を維持していくことが適正規模なのか、その辺は非常に議論が分かれるところなんです。先ほども議員からありましたように、もう曾於市で適正規模の小学校は末吉小しかありません。しかも、この末吉小も、5年後には100名減という予測です。末吉小も今度は適正規模から外れていく、そういう可能性もあります。

本当に、振興計画の中で計画を立てた状況よりも児童数が急激に減っていく、この中で適正というのを、我々も最初はある程度の人数というふうに考えていたんですが、果たしてそれでいいのかというのは、今、教育委員会としても考えております。

○17番（渡辺利治議員）

適正規模とか小規模とか過小規模というのは、これは国の基準であって、必ずしも実際にはそれに沿わなくても、市独自のやつで進めていったらいいと思っております。ですから、将来を担う子供たちのためにも、市として、教育委員会として、十分な手助け、対話をしていかれることを望み、また、災害に対してはいついかなるときでも臨機応変に立ち上がれる、臨機応変に動ける、そういう体制がいつでも整えられることを、今後、早い時点で計画をしていきながら、また市民のための防

災意識を高めていただくよう望みまして、私の一般質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時09分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第4、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○8番（上村龍生議員）

8番、創政会の上村龍生です。今回は、各種災害対策等、危機管理関係の大きく3項目について質問をいたします。一部、先ほどの渡辺議員、同僚議員と重複する部分もありますが、違う側面からの質問にもなりますので、一部、重複質問をさせていただきます。

1項目め、本市の危機管理体制について。

①災害・事件・事故対応の現状について伺います。

②コロナ等の感染症対応の現状について伺います。

イ、予防対策の具体的内容について伺います。

ロ、市内におけるコロナ支援対策の現状（支援の内容について現状を具体的に）についてを伺います。

ハ、コロナ以外の人への感染症対応の体制の現状について伺います。

③牛・豚・鳥等家畜伝染病対応の現状について伺います。

④基腐病等作物被害対応の現状について伺います。

⑤コンピュータウイルス感染の現状と対策の現状について伺います。

⑥業務に支障を来すクレマーの現状と対策について伺います。

⑦危機管理体制の全体構造について伺います。

2項目め、八合原台地等の災害対策について。

①近年の災害復旧工事の国・県・市ごとの復旧工事進捗状況について伺います。

②八合原地区のシラス対策事業（排水工事）の進捗状況について伺います。

③今後、集中豪雨・台風等の災害が懸念されるが、特に森林伐採跡地や崖等の土砂崩れ対策、道路脇の立木枝等の伐採対策について伺います。

④市民への注意喚起方法について伺います。

3項目め、本市の交通事故対策について。

- ①近年３年間の公用車の事故推移について伺います。
 - ②近年３年間の私有車の事故推移について伺います。
 - ③前述①②について、近隣自治体の状況について伺います。
 - ④前述①②について、人身事故の件数について伺います。
 - ⑤交通事故防止対策担当の係責任者はどこになるのか伺います。
 - ⑥職員の交通事故防止策について、具体的な内容について伺います。
 - ⑦交通事故を含む職員の不祥事に対する責任問題の明確化に関し、周辺自治体の状況について伺います。
 - ⑧これらを踏まえ、今後の対応について、市長の見解を伺います。
- 以上、１回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

上村議員からたくさんの質問を頂きました。順次お答えしたいと思います。

１、危機管理体制についての①災害・事件・事故対応の現状についてお答えいたします。

大雨、台風の災害対応については、市地域防災計画に定めている活動体制に基づき、職員の配置を行うとともに、市消防団と連携を図りながら対応しております。大規模な災害の場合は、これらに加えて、国県の機関や自衛隊などと連携を図ることとなります。

また、そのほかにも、地震、大規模火災、火山活動あるいは航空機、鉄道、不発弾、火薬類を含む危険物など様々な災害が想定されますが、大雨等の災害に準じて職員の非常参集体制を取るようしております。

事件、事故については、ほとんどが総務課が主管となり対応していくものでありますが、人や家畜の感染症等については、それぞれの担当課が中心となり、総務課と連携を取りながら対応していくものであります。

１の②のイ、予防対策の具体的内容についてお答えいたします。

市民に対しては、ワクチン接種や基本的な感染防止対策を、FM放送、市報、自治会使送便、曾於市ホームページを利用して周知しております。市内の感染確認情報は、県の新型コロナウイルス感染防止対策課や志布志保健所と随時共有し、感染拡大防止について、助言や指導を頂いております。

１の②のロ、市内におけるコロナ支援対策の現状についてお答えいたします。

令和４年度の当初予算と補正予算第１号で主なものは、感染症対策として、ワクチン接種委託料、PCR検査費の一部助成、コロナに罹患した方への傷病見舞金の支給や、コロナ禍により影響を受けた販売農家への支援として、農業者応援給付事業等で約３億５,０００万円を計上しております。

専決補正予算第2号では、住民税非課税世帯に1世帯10万円を支給する住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業、ひとり親世帯やひとり親世帯以外の子育て世帯に児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業で約1億4,000万円計上しております。

また、今回の補正予算第3号の主なものは、全市民に1人当たり1万円の商品券を配布する経済対策配布型商品券事業第4弾や、生活困窮者自立支援金支給事業等に約3億9,000万円の計上を行っております。

1の②ハ、コロナ以外の人への感染症対応の体制の現状についてお答えいたします。

感染症につきましては、1類感染症、2類感染症、3類感染症、4類感染症、5類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症があります。

危険性のある感染症が国内で発生した場合は、新型インフルエンザ等対応マニュアルを基に、具体的な対策が円滑にできるよう、発生前に健康危機管理部を設置し、関係部署等が連携・協力して準備を行います。政府対策本部、県対策本部が設置された際には、国や県からの情報を収集し、市長を本部長とした市対策本部を設置し、必要な措置や感染症予防対策を実施することになります。

1の③牛・豚・鳥等の家畜伝染病対応についてお答えいたします。

法定伝染病が発生した場合には、家畜伝染病予防法に基づく防疫措置を迅速かつ的確に実施し、まん延防止と早期撲滅を図る必要があるため、本市では曾於市家畜緊急防疫対策体制に基づいて対応するようにしております。本市での発生又は近隣市町村において発生し、移動・搬出制限区域が設定された場合には、曾於市家畜緊急防疫対策本部を設置し、国・県の指示により対策本部会議を開催し、緊急防疫対策体制に基づき対応いたします。

1の④基腐病等作物被害対応の現状についてお答えいたします。

基腐病対策としては、鹿児島県さつまいも基腐病対策プロジェクトチームを中心に、大隅地区対策会議や曾於市技連会において対策普及を実施しております。ほかの作物被害対応についても、畑かんセンターやJAと連携した技連会での対応を基本としております。

1の⑤コンピュータウイルス感染の状況と対策の現状についてお答えいたします。

現在まで、コンピュータウイルス感染による被害はありません。

対策の現状であります。総務省が策定する地方公共団体における情報セキュリティ対策基準に基づき、曾於市版の行動指針を策定し、重大な事態に発展しないよう、事前の対策や発生時において素早く対応するための対策などを定めております。

具体的な対策の内容について、インターネットを通じての外部からの侵入防止対

策としては、県内自治体で構築するシステムに参加し、不正アクセス防止やウイルス対策を行っております。また、庁舎内のネットワークについて、外部とのネットワークを結ぶポイントには、不正アクセス防止、ウイルス対策のための機器を設置しております。外部のネットワークとのやり取りでは、ファイルに潜むウイルスを無害化するためのシステムを導入しており、職員が使用している端末についても、ウイルスを駆除するソフトを導入しております。

人的セキュリティ対策については、新規採用職員、会計年度任用職員を含み、セキュリティ研修を毎年実施しております。また、感染が広がっているコンピュータウイルスの対処法等については、随時、職員へ注意喚起をしております。

1の⑥業務に支障を来すクレーマーの状況と対策についてお答えをいたします。

クレーマーについては、デリケートで深刻な問題であり、どの自治体でもその数は増加傾向で、業務に支障を来す事案が増えていると認識しております。

本市においても、来庁により激しく叱責する方、同じ苦情を何度も繰り返し話され、長時間居座る方、電話により二、三時間にわたる話をされる方など、その形態は様々であり、人数についても相当数の方がいらっしゃるのが現実であります。

過去には複数にわたる課に迷惑を及ぼしていたことから、庁舎内秩序維持対策会議を開催し、警察通報となった場合などに備え、各課にその都度、事案等発生状況報告書の作成、提出を求めたこともあったところです。

現時点では画一的なクレーマー対策はありませんが、まずは職員が丁寧な対応に心掛け、場合によっては警察通報などの手段に訴えることも必要であると考えております。

1の⑦危機管理体制の全体構造についてお答えいたします。

全体構造としては、原則として総務課が中心となり、職員配備等の体制を構築し、対策会議等を開催の上、市長の指示、決定により、関係機関との連携、市民の避難指示や原状回復への手立てなどを行っていくものであります。

2、八合原台地の災害対策についての①近年の災害復旧工事の国・県・市ごとの復旧工事進捗状況についてお答えいたします。

市の公共土木災害については、元年災が48件、6億3,000万円ほどで、全て完成しております。

2年災は27件の5億1,000万円ほどで、橋梁災害の百入橋のみ完成しておりません。百入橋につきましては、過年度災害復旧事業費で現在工事中であり、進捗率は約60%であります。

3年災においては3件の600万円ほどで、年度内に完成しました。

本市内の県の災害につきましては、元年災が75件の13億円ほどで、全て完成して

おります。

2年災は33件、9億5,000万円ほどで、29件が完成し、進捗率は88%であります。

令和3年度災は2件、2,400万円ほどで、進捗率は50%です。

耕地課関係の国庫補助災害については、元年災が170件、5億7,000万円ほどで、全て完成しております。

2年災が118件、8億3,000万円ほどで、大内田頭首工災害が復旧しておりません。大内田頭首工につきましては、過年度災害復旧事業費で現在工事中であり、進捗率は約40%であります。

3年災においては13件、6,700万円です。9件は年度内に完成し、残る4件は令和4年度へ繰り越しましたが、現在、工事は完了しております。

大隅町内の県砂防施設の別府谷につきましては、令和2年度から着手しております。盛土の高さが最大50m程度であり、令和4年11月までに下部から約10mまでの高さまで工事を行う予定とのことであります。県では、早期完成に向けての事業費の確保等に御尽力いただいているところであります。

2の②八合原地区のシラス対策事業（排水工事）の進捗状況についてお答えいたします。

竹山地区のシラス対策事業につきましては、近年の集中豪雨による冠水被害対策のため、県営事業により平成29年度から令和5年度までの期間で事業を実施しております。全体事業費は7億5,200万円、受益面積30haで、排水路整備を5,190m計画しております。現在の進捗率は84.8%で、排水路1,635mを整備しております。

2の③森林伐採跡地や崖等の土砂崩れ対策、道路脇の立木枝等伐採対策についてお答えいたします。

森林伐採跡地については、伐採届時に、関係機関や地元との協議をしなければ適合通知が出されないようになっておりますが、伐採事業者において遵守されない場合は、現地にて改善指導を行っております。

道路脇の立木枝等伐採については、通常は持ち主が管理します。市道の通行に支障があった場合は、地権者の同意を得て伐採をします。

また、災害発生の際は、道路脇の立木枝等については、早急に通行可能とする必要があり、特に緊急車両が通行できるよう、建設業の方々に委託等をして対応しております。

ただし、作業に安全確保ができない場合には、期間を要する場合があります。

2の④市民への注意喚起方法についてお答えいたします。

土砂災害の危険性のある方については、注意喚起のため、災害発生時の避難についての御案内を市内400軒ほど郵送しております。

3、交通事故対策についての①3年間の公用車の事故推移についてお答えいたします。

令和元年度14件、令和2年度9件、令和3年度14件であります。

3の②3年間の私有車の事故推移についてお答えいたします。

令和元年度10件、令和2年度12件、令和3年度10件であります。

3の③近隣自治体の状況についてお答えいたします。

志布志市は、令和元年度は公用車3件、私有車4件で、合計7件、令和2年度は公用車8件、私有車5件で、合計13件、令和3年度は公用車8件、私有車11件で合計19件であります。

その他の市町は、私有車は把握しておりませんでしたので、公用車のみ申し上げます。

鹿屋市は、令和元年度17件、令和2年度19件、令和3年度31件であります。

霧島市は、令和元年度26件、令和2年度22件、令和3年度12件であります。

大崎町は、令和元年度4件、令和2年度5件、令和3年度6件であります。

3の④人身事故の件数についてお答えいたします。

令和元年度、令和3年度は、いずれもゼロ件であります。令和2年度は、私有車のみ1件であります。

3の⑤交通事故防止対策担当の係責任者についてお答えいたします。

事業所については、安全運転管理者が決められており、本庁は財政課長、大隅支所及び財部支所は地域振興課長であります。

3の⑥職員の交通事故防止策について、具体的な内容についてお答えいたします。

職員の交通事故防止策については、令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しておりますが、年に1回、曾於警察署より交通課長等を講師として招へいし、交通安全講習会を開催しております。

また、毎年1回、新規採用職員及び前年度に交通違反、交通事故を起こした職員を対象として、交通安全に対する座学と実際に車を利用した実地研修を実施しております。

なお、令和3年度は8月と12月において、資料を添付した上で、全職員に対して安全運転に関する注意喚起を行っております。

3の⑦職員の不祥事に対する責任問題の明確化に関し、周辺自治体の状況についてお答えいたします。

各自治体にお伺いしましたが、明確化していないとのことであります。

3の⑧今後の対応に関する市長の見解についてお答えいたします。

今回の職員による飲酒運転事故は、到底許されるものではなく、深く反省してお

ります。今後、このような重大事案をはじめ、公用車、私有車による交通事故の縮減、根絶を図ることが市民の安全、安心の確保につながるものと捉え、さらに厳しく指導してまいります。

また、職員の不祥事に対する責任問題の明確化については、今後検討してまいります。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

危機管理関連ですけれども、ちょっと質問が多岐にわたっておりますので、2回目以降、ポイントを絞って質問をさせていただきます。

まず、1項目めの②のところですよ。

感染症の対応の現状について、特にコロナ対策のところなんですけれども、コロナ対策はこれまでも、報道等でもありますように、手洗い、マスク着用、3密を避ける。3密のところが、密閉空間、密集場所、密接場面というようなことが挙げられております。

最近の状況を見ますと、コロナの発生の年齢層のところが、報道は鹿児島県のやつです。10歳未満、それから10代、ここが非常に多くなっていると思うんですが、これは曾於市においても同じような傾向があるのか、状況を把握してるか。その辺、ちょっと答弁してください。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

曾於市の4年度の状況で申し上げますと、10歳未満が19%、10代が22%、あと30代が38%と20代については10%という形ですので、県内の状況と同じような状況ではないかと思っております。

○8番（上村龍生議員）

なぜ、若い中でも特に若い10歳未満とか10代、この方々が感染率が高いのか、まだあんまりよく私、理解できないんですが、その辺の分析されてますか。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

具体的に分析というのは、こちら、誰が感染してるというのはなかなか分らないところでございますが、ワクチンの接種率で申し上げますと、10歳未満、今ワクチンを打てる年齢が5歳以上という形になりますけれども、5歳から9歳の接種率につきましては2回目接種率が今10%でございます。あと、10歳、11歳につきましても2回目の接種率が26.6%というような形で、年齢の低いほうは接種率のほうはまだ上がってないということで、そちらのほうで感染して、そのまま家庭内で感染が広

がってくのかなというふうには感じてるところです。

○8番（上村龍生議員）

ちょっと質問変えます。教育長に質問です。

10歳未満とか10代が多いということは、学校現場に大変関係があるわけなんですけれども、学校現場での特にコロナに関しての予防対策、ちょっと教えてください。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

児童生徒に対しての指導と、あと教室等の施設についての対応についてお答えいたします。

児童生徒につきましては、手洗いの指導の徹底であるとか休み時間に換気を徹底する、給食当番の消毒、対面での給食は避けて黙食、それから意図的に手洗い場あるいはトイレの使用を時差を設けてしたり、あるいは検温してから登校、学校によっては昼休み時間を一定期間なくした学校もございます。これは密を避けるためです。

教室の施設的な対応といたしましては、体育館では空気の循環のために扇風機を使ったり、施設の入り口には非接触型の体温計を設置したり、もちろん職員室にはアクリル板を設置したりというふうな3密を避ける対応をしているところでございます。

○8番（上村龍生議員）

3密を避ける、手洗い、基本的なところをされてるということです。

現状での小学校、中学校、コロナの発生の状況というのはどうなんですか。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

4月1日から今日現在までの状況でございます。陽性者124名です。小学生が92名、中学生が32名となっております。

○8番（上村龍生議員）

市民の方々も大変に子供たちの感染状況を気にしておられます。特に感染予防に関しては、家庭内のことは非常に難しい面もあるんですけども、学校現場で非常に大事になってくると思うんです。

先ほどの答弁の中で、集まる場所、特に体育館とか密集をするところ、扇風機等も使ってるという話がありましたが、大型の業務用の扇風機のことで理解しているんですか。どの程度なのか、そこ、詳しくちょっと教えてください。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

大型の扇風機につきましては、令和２年度、３年度に学校が新型コロナの補助金を使って購入した学校につきましては使用しているところでございます。それ以外の学校につきましては、小型の扇風機を使ったり窓を開閉したり、それぞれの学校規模に応じて対策を取っているところでございます。

○８番（上村龍生議員）

それぞれあるということですね。分かりました。

コロナは非常に皆さん気にしておられるし、今後の動向はなかなか難しいんでしょうけれども、今後とも十分に対策には注意を払っていただきまして、対応していただきたいと思います。

保健課長のほうにまた返るんですけども、コロナ対策が進んだおかげで、反比例的にインフルエンザが非常に少なくなっているという情報がありますけれども、このことに関しては、曾於市内でも同じように考えていいのか。その原因は何なのか。分析があれば報告してください。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えします。

季節性のインフルエンザにつきましては、県のほうから感染者情報が来るんですが、今季のインフルエンザについてはほぼゼロに近いというような状況でございます。

要因としましては、やっぱりマスクの着用をしているというのが大きな要因ではないかと感じているところです。

○８番（上村龍生議員）

分かりました。

じゃあ、次に入ります。

コロナ対策の支援の状況のところでも詳しく報告いただいたんですが、給付金のところについてです。全国的に問題になっているのが、コロナ給付に関する詐欺事件、これは支給当初から、コロナの給付に関しては緊急を要する必要があって、審査が甘くなる傾向になると。何らかの犯罪が発生するのではないかなというふうに言われておりました。また、今、発生している給付金詐欺についても氷山の一角なのではないかと言われてまして、もっと根深いものがあるんじゃないかというふうに言われているんですけども、問題は曾於市における状況なんですけれども、この手の給付に関して、犯罪なり、これに関するチェック体制が本市として取れるのか、取れているのか、その辺、ちょっと説明いただけませんか。

○市長（五位塚剛）

曾於市内において、今、新聞、テレビ等で報道されるような案件は、具体的には

相談がありませんけど、基本的には全て、コロナに関しても、家庭の状況含めてちゃんと審査しておりますので、今のところは問題がないところでございます。

○8番（上村龍生議員）

多分、問題が発覚しなければ、ないことで終わるんですけども。ただ、本市として、どこかでチェックを入れる必要があるのではないかと私は感じるんですが、そのことについてはどうですか。

○副市長（大休寺拓夫）

市独自の持続化給付金につきましては、それぞれ面接でやっていますので、オンラインとかそういうものでやっておりませんから、実際、申請書の写しも確認し、収支の場合は6か月分しましたけれども、そういうものも対面で確認しておりますので、間違いはないと思っております。

○8番（上村龍生議員）

次に行きます。

コロナ以外の感染症のところで、情報提供だけしていただきたいんですが、国内でもまだ確認はされていないと思うんですけども、サル痘と言われる感染症が新しくまた流行しつつあるという情報なんですが、これについての情報があれば説明してください。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

サル痘につきましては、まだ国、県からの情報は市のほうには直接は来てないんですが、厚生労働省のホームページのほうで確認したところ、5月26日現在で、WHOの報告によりますと257が確定していると、127が疑い例ということで報告があったということで掲載してあるところでございます。

このサル痘については、日本では先ほど市長が申し上げました説明の中で、第4種の感染症の中に入ります。

潜伏期間につきましては、6日から13日ぐらいということです。

あと、症状としましては、発熱とか頭痛、リンパ節腫脹などが5日間程度続くと。発熱1日から3日後には発疹が出現するというような病気であるようでございます。

多くの場合が2週間から4週間、このような症状が続きまして、自然軽快すると。小児や患者の健康状態、合併症で重症化することもあるというようなふうで掲載してあるところです。

予防方法としましては、天然痘のワクチンで約85%の発症予防効果があるというようなことであります。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

保健課、当局も、コロナ対策でいろいろ大変だと思います。ほかのところになかなか手の回らないところもあるかもしれませんが、人への感染症対策、非常にやっぱりアンテナを高くしていただいて、情報等には十分、今後とも収集をしていただいて、注意の喚起等を促していただきたいと思います。

③番目の牛、豚、鳥、これは現在のところでは感染症はないという理解でいいわけですね。

○畜産課長（野村伸一）

この法定伝染病につきましては、国内では、今でも鳥インフルエンザが5月14日を最後に発生していませんけれども、豚熱、これについても、現在のところ、この地域等では発生していないところでございます。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

ないことは非常にいいことであります。今後とも、ぜひ、これまでどおりの対策をやっていただきたい。

次に、基腐病のところで、なかなか難しいですね。対策と今後の見通しというか、農家にとっては、もう非常に、辞めようかというところも出ているというふう聞いております。見通し、立てられますか。難しいと思うんですが。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

確かに基腐病の、いわゆる特効薬がないというのが一番のところでございまして、今年度の作付状況におきましては、なかなか苗が調達できないという部分があったようございまして、皆さん御承知のとおりでございますが、植付けが6月までずれ込んでいる状況になっているようございまして。

面積につきましては、国の助成金対象で次年度の作付けをするという方々が970haございました。昨年、作付けが1,140haですので、最低970haは栽培をされているという状況ではあらうと思います。

ただ、今の現状で、基腐病の発生については、おととい、作業部会があったようですけども、昨年よりはそんなには現状では出ていないという意見が多かったと。出ているところでは出ているんですけども。そういう状況のようです。

今後、梅雨に入りまして、どう変化していくかというところをちょっと見極めてみたいというところでございます。

○8番（上村龍生議員）

いずれにしても、今から先が問題だと思います。一緒に見守っていきたい、

しっかり見守っていただきたいというふうに思います。

5番目のコンピュータウイルス関係は、大変、今のところでは感染がないということでもいいことだと思いますが、これ、非常にサイバー攻撃は日本が遅れてると言われております。特に、中国、ロシア、北朝鮮なんかが非常に、官公署に対してもサイバー攻撃を行っている事案は報告があります。今後とも厳重に、これ、チェックをしていただきたいというふうに考えております。

サイバー攻撃に関しては何か、現時点での対策で、感染をしたときのマニュアルみたいなのは作ってあるんですか。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

平成28年9月に最初策定いたしましたけれども、曾於市情報セキュリティ対策基準というものを設けております。

○8番（上村龍生議員）

分かりました。

それから、⑥のクレーマー対策です。

多分、非常に、この報告でもありますけども、増加傾向にあると。それと、私、以前に質問したときにも、同じようなことになると思うんですが、それぞれの担当課で対応されているというのが現状で、どうしても上に上げなければならない事案だけは三役、執行部のほうに上がってくるというふうに理解をしているんですが、それで十分なのかなという気がいつもしてるんです。以前に質問したときも、言えば警察OBの担当職員なりを置いて、ある程度画一的に処理ができる体制を作るべきなのではないかという質問をさせてもらったことがあります。しばらくはそのような対応をされていたと思うんですけども、その辺のところはどうなんですか。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

令和3年度まで5年間、警察OBの方を曾於市安全安心まちづくり指導員というところで委嘱をいたしまして、会計年度任用職員対応になりますけれども、不当要求とかそういうところの対応というのを補っていただいていたところでございますが、今年度につきましても予算計上はされましたけども、適任者がいないというところで現在は不在となっております。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

必要でなければ置く必要ないわけですが、こういう事案等、やっぱり増えている状況であれば、考えるべきじゃないかと思うんです。ですから、執行部、市長、副

市長を含めて、そのようなところもぜひ検討していただきたい。これ、危機管理の全体的なところでもあると思います。

それでは、危機管理の最後のところ、体制の全体構造のところですか。これは、先ほどの渡辺議員の質問ともダブるんですけども、今の話の続きでもあります。警察OBの職員がいなくなったということと、去年から危機管理監がないという状況での今の体制のようですが、これ、このままでいいと思っていますか。

○市長（五位塚剛）

今まで、危機管理監、また交通対策を含めたいろんなクレーマーの対応を含めたものについては、何かが発生したときはそれなりの成果があったというように思っております。ただ、何も起きないほうがいいわけですけど。

一応、予算化も一回しましたけど、適当な方がいらっしゃいませんでしたので採用しておりませんが、今後のことについては、再度、もう一回協議をさせていただきたいと思います。

○8番（上村龍生議員）

状況が好転している状況であれば考える必要ないかも分かりませんが、いろいろな問題が出るのであれば、それに対する対応をしていくべきだろうと私も思います。そのように検討していただきたいと思います。

危機管理全般の話で、これは総務課長のほうでいいと思うんですけども、Jアラートの訓練が行われてますが、その内容を説明していただけますか。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

通称Jアラートでございますが、実際の名称が全国瞬時警報システムということで、対処するのに時間的余裕のない事態に対する情報を配信する、これは、人工衛星を利用いたしまして、国から直接地方公共団体へ送られるものでございます。

本市におきましては、国からの情報が直接FM放送に流れるようにしているところでございまして、平成23年度から運用をしているものでございます。

現在、FM放送で流しているのが、訓練をしますのと、大音量で流れますというところで放送いたしておりますが、年間に地震のほうで2回、令和4年度は情報伝達訓練が4回ほどということで、年間に五、六回の訓練をしているところでございます。

実際の運用については、今のところ、本市におきましては実施はない——一時期、北朝鮮の関係でいろいろあったかと思いますが、本市におきましてはないところでございます。

以上です。

○8 番（上村龍生議員）

実際の運用がもしあるとすれば、さっき言われた北朝鮮、誘導ミサイルと言われるんですか。非常に頻繁に発射——これは実験なのか、発射訓練なのか分かりませんけども——してるようですが、これが国内へ影響があると思われるときにはＪ－アラートを使うという、これ、内閣官房の広報誌にも出てるんです。想定がされる地域へのＪ－アラートの放送を行うということなんですが、このときには、これをもし運用がなされるとすれば、屋内の堅固な建物への避難を呼びかけると。ミサイルが飛んでくるという状況が——これはもう、ないに越したことはないんですけども、今のウクライナ情勢等を見て、ウクライナ戦争の話はあれですけど、誰もがロシアがウクライナに行くとは思ってもいなかったことが実際起きてしまったということで、これは、ロシアと接している東の日本にしても、他人事じゃない状況に考えなくてはいけない状況だと思うんです。ですから、北朝鮮と、中国もそうですが、日本の各都市へミサイルの照準を合わせてるという情報もあります。ないに越したことはありません。あつてはならないことですが、そういうときのための予防策としてこのＪ－アラートというのを運用するわけですが、これ、言えば屋外の人を屋内に誘導する、屋内の人は堅固な建物に移動するというようなシステムです。

今、曾於市の場合にはいろんな情報の伝達ルートがあるんですけども、内容的にもう一回確認です。伝達の手段、そこをちょっとお答えください。

○総務課長（今村浩次）

現在、災害時に行っております伝達手法でございますが、一番はFM放送でございます。そのほかにはエリアメールというところで会社に例えば、ある会社によっては何百字以内というか制限はありますが、音楽が鳴って避難所を開設しましたか、そういうエリアメール、それから曾於市のSNSですのでツイッターなり、あるいはLINEなり、そういうもので周知は図っているところでございます。

以上です。

○8 番（上村龍生議員）

私は前から指摘していますが、非常にまだ疑問なんですが、エリアメールと携帯を使うわけですね。それ以外は、FM放送はもう基本的に屋外へは流れませんので、室内の方は分かるでしょう。しかし、屋外の方々への今の伝達方法とすれば、この携帯のメール以外にないわけですね。私はこれでは足りないのではないかといつも疑問に感じております。やっぱり屋外への音声での放送設備、Ｊ－アラートが直接流れるシステムが要るのだろーと思ってます。これはもう指摘だけさせていただきたいと思います。今の状況では、ここがもう足りないだろうという

ふうに思っております。何らかの、Jーアラートが直接屋外の人たちに耳に届くシステムを、装置をつくるべきだろうと、これは一番、今、曾於市に欠けている部分じゃないかなというふうに思っています。

市長、一言答弁のほうを。

○市長（五位塚剛）

曾於市で有線放送、また財部のオフトークの問題があったときに市民に対する情報手段をどうするかということで、相当議論をいたしました。そのために屋外無線システムを導入したほうがいいのかどうかというのも議論しましたが、結果的にはFM放送で市民に緊急時の放送も含めてやるということが一番ベターだろうということで決定いたしました。今の段階で屋外の方々へというのは、仕事をされている方、いろんな立場の方がいますので、みんながみんなすることはできませんけど、今はほとんどの方々が携帯を持っていちゃいますので、何らかの方法でこのメッセージを送ることができると思いますので、その辺りのことについてはもうちょっと工夫していきたいというふうに思います。

○8番（上村龍生議員）

今のままで十分と市長が判断されれば、それはもう市長の責任ですのでそれでいいと思いますが、私は少なくとも足りないだろうというふうに思っております。

次に入ります。

2項目め、災害状況のところですよ。これは耕地課になるのかな、大淀川の陣之下井堰、これはこの報告の中のどれになります。

（何ごとか言う者あり）

○8番（上村龍生議員）

はい、あそこの状況、今報告があった、これの中入っていますよね。その要はその陣之下井堰と地元の人は呼んでいるんですが、そこの下流地域の水田を持っている世帯が、戸数はかなり多いんですけども、去年の田植から収穫までの間の水量も足りなかったんです。それに輪を掛けて、今年はもっと水不足なんです。ですから、非常にこれ心配しているんです、地元の方々が。ポンプアップを去年よりもっとより多くのポンプアップで水を補給しないと水田が多分できないと思うんですが、その辺の考え方、報告してください。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

お答えいたします。

去年のポンプアップより今年はさらに増強しまして、上流域に8インチのポンプを2台、下流域に8インチのポンプを2台ということで、井堰の右側、右岸側についてはそれで対応しております。

それで、今年もその右岸側につきましては、ちょうどガソリンスタンドがあるんですけども、木材屋さんがありますけども、あの下流域のところで水が来ないということでこちらに相談がありまして、現地も見に行きました。堰がかけてあるんですけども、堰がかけてあって、そちらに行く水路には水はどんどん行っています。その先の上は、オーバーフローするぐらい水は供給されております。我々としましては、今年は特に梅雨入りも遅くて雨も少なかったものですから、なかなか自然の降水で乾燥を潤すというのができない状況という中で、どうしても水の分配ということでそのような形になっているのかなということで、地元の水利組合の役員の方にも相談して、現在のところでは、そちらについては水も足りているということで職員も確認しているところであります。

あと左側、左岸側のほうについては、昨年まではポンプアップというのはしていなかったんですけども、やはり今、議員のおっしゃるとおり今年の水不足、雨不足でどうしても足りないというお話は聞きましたので、昨日、おととい、土日にかけて小さなポンプなんですけれども、今、水を揚げている状況です。若干増えているということで地元の方はおっしゃっていただいているんですけども、その辺は我々としましても復旧が完全に終わるまでは、できる限りの対応はしたいというふうに考えております。

○8番（上村龍生議員）

去年もだったんですが、去年以上に今年は厳しい状況は間違いありません。

特に全体的に水量はあるかもしれないんだけど、途中で堰き止めて引かれてしまうと下まで行かないんです。そこが前から言われていまして、ですから何か所かポンプアップをする場所をしないと駄目なんじゃないかなというような話も出ています。

ぜひ、水利組合としっかり話をさせていただいて支障がないように対応をお願いしておきます、そこは。

それで、災害関係のところの崖崩れや伐採跡地の災害のところですよ。報告いただいたとおりなんです、1つ確認したいのが、森林の伐採関係は今もまだ増加傾向にあるのかどうなのか、その辺のところをちょっと確認させてください。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

森林伐採につきましては、平成30年度が700haを超えていまして、令和元年度から若干その森林の伐採届というのを厳格化したところでございました。その結果が439haぐらいになったんですが、実を言いますと、令和3年度が約484haと増加傾向にあるところでございます。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

増加傾向はそれぞれしょうがないところはあるんですけど、後の指導管理をしっ
かりしていただいて、やっぱり伐採後の災害が多いですね。付近の方々も心配を
されていますし、特に民間伐採業者のところの指導をぜひ今後ともしっかりお願い
したいと思います。

最後に交通事故関係のところの質問に入りたいと思います。

これ、曾於市の、総務課長になると思うんですが、この事故関係の推移というの
はどういうふうに見たらいいんですか。横ばいのような気がしますけれども、横ば
いでいっていると考えていいのか、その辺の見解を聞きたいと思います。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

先ほど市長から報告のあった公用車と私用車を合計いたしますと、元年度は24件、
2年度は21件、3年度は24件ではありますが、その前の平成27年度から資料は持つ
ておりますけれども、事故が27件とか26件でありますので、その辺は少しは下がっ
てきておりますが、極端に下がっている状況ではないと考えております。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

目に見えてこの下がっているような状況ではないというふうに感じますが、ここ
で災害の担当をされた方、若しくはそういう仕事をされた方は御存じの方も多いと
思うんですけども、この1件の重大な事故があった背景を見ると大体30倍の軽微
な事故がその背後にあって、その事故に至りそうな事案が300件はあるといわれて
いるという、これは労働災害の現場でよく使われている、これは経験則です。1件
の裏には300件の——これはヒヤリ・ハット、の事案があると言われております。

事故の話ですので、職員のこの間の事故の話になるんですけども、1件あった
と、その裏には300件のそういう事故になりそうな案件がある。これは10件になっ
たら3,000件あるということですよね。ですから、事故防止の指導、教育、体制作
りというのは非常に大事だと思うんです。その1件、2件だけの話ではなくて、例
えば道路の陥没によってタイヤが駄目になった案件、もういつも全協で報告があり
ますけども、1件あったら300件ぐらい報告をしていないけども、そういう案件が
あるということだろうと思うんです。

ですから、特に職員への指導といいますか、防止、目に見える形でこの件数を減
らしていく努力は私はするべきだろうと思うんです。ですから、市長のほうからも
答弁があったんですが、この数字を具体的にやっぱり減らしていかないといけない

と私は思うんです。ですから、市民の信頼をもう一回得るために、これをどうしても皆さんにこういうことで減らすようにやりますと、こういうふうにやりますと、最終的には具体的に件数を減らす、そのための方策として、これは別段自己責任の明確化のところで悪い方向に考えるのではなくて、やっぱり市民への説明材料としてもその辺のところをやっぱりしっかりと明確化を図るべきだろうと私も思うんです。

市長の答弁にもあったんですが、再度、市長の決意を込めて答弁を再度求めます。

○市長（五位塚剛）

今回の飲酒運転による事故については、本当に二度とあってはならない案件であります。このことは全ての職員を含めて気持ちは一緒だと思います。同時に、今までのこの数年間のちょっとした軽微な事故を見てみますと、ほとんどが車庫から出るときに左側か右側をこすってしまったという案件、バックする時に車を後ろのほうを見ていなくてこすってしまったという案件、そういうのが非常に多いです。というのは、自分の車の運転に対して全く気分的な当たり前な余裕がないことだというふうに思っています。スピード違反にしてもいろんな違反にしても、そういうものがつながっていると思っております。ですから、もう一度、原点に立ち返っていただいて、そのあたりを指導できるようにして、同時に1件でも早く事故、違反をなくすように本当に徹底したいというふうに思います。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

以上で、質問を終わります。

○議長（久長登良男）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日14日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後 3時12分

令和4年第2回曾於市議會定例会

令和4年6月14日

(第3日目)

令和4年第2回曾於市議会定例会会議録（第3号）

令和4年6月14日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第5 迫 杉雄 議員
通告第6 片田 洋志 議員
通告第7 矢上 弘幸 議員
通告第8 今鶴 治信 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	山中 雅人	2番	出水 優樹	3番	瀬戸口 恵理
4番	矢上 弘幸	5番	片田 洋志	6番	重久 昌樹
7番	鈴木 栄一	8番	上村 龍生	9番	岩水 豊
10番	渕合 昌昭	11番	今鶴 治信	12番	九日 克典
13番	土屋 健一	14番	原田 賢一郎	15番	山田 義盛
16番	大川内 富男	17番	渡辺 利治	18番	迫 杉雄
19番	徳峰 一成	20番	久長 登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留 光一 次長兼議事係長 吉田 竜大 総務係長 梅木 康
主任 富永 大介

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中村 涼一
副 市 長	八木 達範	教育委員会総務課長	鶴田 洋一
副 市 長	大休寺 拓夫	学 校 教 育 課 長	平 千力
総 務 課 長	今村 浩次	社 会 教 育 課 長	竹下 伸一
大隅支所長兼地域振興課長	安藤 誠	農 林 振 興 課 長	竹田 正博
財部支所長兼地域振興課長	荒武 圭一	商 工 観 光 課 長	佐澤 英明

企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸 一 郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	園 田 浩 美
市 民 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	新 澤 津 友 子
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	森 岡 雄 三
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	笠 野 満	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（久長登良男）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第5、迫杉雄議員の発言を許可いたします。

○18番（迫 杉雄議員）

18番議員、迫です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

まず、10月1日からの庁舎増設に伴い、平成17年7月の3町合併以来、17年目において教育委員会、農業委員会、福祉事務所が本庁に統合されることに、私合併協議会に席を置いたものとしては、曾於市の歴史が経過することに感慨深いものがあります。

今6月定例会の一般質問は、3項目において10件の要旨で市長と教育長に質問いたします。

1項目めは、先般3月28日の南日本新聞に、曾於市とNTT西日本のICT連携協定締結が新聞1ページに大きく出されました。

スマート曾於シティDX推進について。

①DX戦略はどのように進められているのか、DX推進協議会等について伺います。

②ICT連携協定で本市のデジタル化戦略はどうであるか、ブロードバンド通信に取り組むには、CIO補佐官を受け入れる考えはないのか伺います。

次に、③スマート農業の展開並びに南九州畜産獣医学拠点事業との兼ね合いはどうであるか伺います。

次に、2項目めの山中貞則顕彰館について。

①山中氏は、本市の歴史の中で政治・経済・文化に多大な功績を残された偉人であるが、市長の見解を伺います。

②顕彰館のオープン以来、この間、顕彰の状況に最大限の活用、努力がなされているのか、今後次代を担う若者、青少年に対して、郷土の偉人としてどのように伝

承していくか伺います。

次に、③山中氏の足跡は、私が申すまでもありませんが、沖縄はもとより台湾の高雄市、屏東の里港国民学校との絆、ゆえんについて市長の見解を伺います。

次に、④現在コロナ禍で見学者は少ないようですが、今後、来館者増並びに観光の様相を鑑み、曾於市の唯一の施設として今後なお一層顕彰館周辺を整備すべきと思いますが、所見を伺います。

次に、3項目めの現在の少子高齢化の情勢を鑑み、進められているコミュニティ協議会推進について。

①令和6年度を境に、コミ協に移行する取組で、モデル6地区以外の校区についての取組はどうであるか伺います。

次に、②ですが、スタートしている6地区は、準備計画の段階で補助金等を活用しての先進地研修視察を実施した地区はあるのか。

できますなら、地域の役員等が一丸となって取り組むこと、今後の地域守りができる一番の近道であると思います。当局はアドバイス、指導の必要があると思いますが、内容を伺います。

次に、③でコミ協への移行計画に対して、必ず地域の特色を生かすことが必須であると思いますが、60万円の準備補助金を最大限に生かすため、活動、事業計画を示すよう指導、説明すべきではないか見解を伺い、登壇しての1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、迫議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の2の②以外は、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の2の②については、教育長に後から答弁させます。

1、スマート曾於シティDX推進についての①DX戦略及びDX推進協議会等についてお答えいたします。

DXは、第3次曾於市地域情報化計画に基づいて実施しておりますが、本市では、令和2年12月に総務省から公表された自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画の内容を踏まえたDXアクションプランを令和4年4月に策定し、推進しております。

曾於市地域情報化計画とDXアクションプランは、副市長及び課長級の職員で構成する情報化推進本部会議にて協議を行い決定しております。

また、DXアクションプランの素案は、各課、局に1人ずつ任命したDX推進担当職員で構成するDX推進スマート会議を設置し、各課、局の業務の現状に基づいた意見を集約して作成しております。

なお、D X推進協議会等のスマートシティを推進するための産官学連携や官民協働の取組は、現在のところ計画しておりません。

1 の②本市のデジタル化戦略についてお答えいたします。

令和3年12月27日、N T T西日本鹿児島支店とI C Tを活用したまちづくりに関する連携協定を締結いたしました。これにより、I C T環境の整備・運営を通して、曾於市が抱える地域課題の解決に向けた関係を構築することができると考えます。

当面は、南九州獣医学拠点事業におけるスマート畜産に関する提言や提案を予定しております。

また、現時点においてC I O補佐官を受け入れる状況にないところです。

1 の③スマート農業の展開と拠点事業との兼ね合いについてお答えいたします。

少子高齢化に伴う労働力減少の課題に対応するため、D X技術を活用し、農作業の自動化や効率化により、生産性向上を図ることがスマート農業であると考えます。

曾於地域スマート農業推進協議会において、ロボット技術やI C T技術などの先端技術導入試験による省力化の取組実証をしている段階です。

また、拠点事業では畜舎にローカル5 Gの技術を導入することで最先端のスマート畜産の研究、実証拠点となる予定です。

ここで得られる多くのデータや技術が農業全般に還元され、生産者の生活を便利で豊かにし、新規就農者の確保にもつながるものと考えます。

2、山中貞則顕彰館についての、①見解についてお答えいたします。

山中貞則先生は、台湾で国民学校教師を務め、出征、復員後、南日本新聞支局長、鹿児島県議会議員を経て衆議院議員に当選。後に総理府総務長官、初代環境庁長官、初代沖縄開発庁長官などの要職を歴任され、沖縄返還に尽力されました。

昭和、平成の国内政治・文化・郷土発展に大きく貢献された大政治家との認識を持っております。

2 の③足跡についての見解は、についてお答えいたします。

沖縄については、軍用地料賃貸問題の解決と本土復帰に向け多大な功績を残し、台湾では台北第二師範学校で2年間学び、里港国民学校で1年間教職を務めたと認識しております。里港国民学校創立100周年記念の際には、ピアノを贈られたと聞いております。

2 の④顕彰館周辺整備の所見についてお答えいたします。

来館者を増やすため、観光協会等に市内観光周遊ルートに顕彰館を追加してもらうなど、新たな集客につながる取組を行っております。駐車場を敷地内外に23台、民有地に約30台確保するなど、顕彰館周辺整備に対応しております。

3、コミュニティ協議会推進についての①令和6年度コミ協への意向について、

モデル6地区以外の取組状況についてお答えいたします。

本年度までのモデル地区以外の校区、地区公民館への対応については、各公民館から地域コミュニティ事業に対する説明の要望があったときに、随時説明会を実施しているところであります。

令和6年度以降の協議会設置計画については、モデル地区の活動内容等を令和5年度までに検証し、令和6年度以降にほかの18地域で準備の整った地域から、随時設置していくことにしていることから、今後これらの地域の方々と話し合いを行い、各校区、地区公民館の意向を確認した上で取り組んでいきたいと考えております。

3の②モデル6地区の先進地研修視察等の実施及び市民に対する周知徹底を図るための手立てについてお答えいたします。

モデル地区の先進地研修実績については、第1次モデル地区の笠木校区コミュニティ協議会は、令和3年度に講師を市内に招き研修会を行いました。この研修会に柳迫、中谷コミュニティ協議会も参加したところであります。

このほかにも、先進地研修の計画を立てておりましたが、コロナ感染症拡大防止の観点から、実施を見送ったところであります。

また、第2次モデル地区の各協議会は、本年度の計画として先進地研修を行う予定です。

市民に対する周知については、市報により地域コミュニティ事業の内容やモデル地区の状況などをお知らせしておりますが、今後も市民にとって分かりやすいものとなりますよう検討を重ねてまいります。

3の③コミ協への移行計画について、地域の特色を生かす新しい活動事業等の指導説明についてお答えいたします。

地域コミュニティ協議会は、これまでの公民館活動を協議会への活動に徐々に移行しながら、その取組を進めていくこととしております。

この移行に当たり、各協議会は地域づくり計画の作成を行うこととなりますが、計画の作成に当たっては、市職員や集落支援員が支援を行っております。

地域づくり計画は、地域の特性や魅力、課題などを盛り込むものであり、最終的には協議会によって決定されるものでありますが、計画がそれぞれの地域に適したものとなるよう、市も計画作成の段階で的確な支援を行えるよう努めてまいります。

次は、教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、お答えいたします。

2の②今後、次代を担う若者や青少年に対して、郷土の偉人として伝承していく考えはないかについてお答えいたします。

現在、山中貞則顕彰館において、将来を担う子供たちの育成に関する事業に取り組んでいただいているところです。

今後も、学校や子ども会などに山中貞則顕彰館の活用を進めるとともに、郷土の先人として紹介してまいります。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

答弁を頂きましたが、2回目の質問に入ります。

まず、1項目めの①ですが、DX戦略をどのように進められているかということでは、NTT西日本とのICT連携協定で、本市のデジタル化がどこまで進むのか、内容的に何うところですか。

啓発等が不足で、デジタル弱者が出る恐れがあるような気がしますが、どのような見解を持っているか。現段階での市民のデジタル弱者については把握されているのか。

そして、それを質問といたしますが、市民のデジタル化の推進啓発をおろしていくことが必要かと思いますが、今までの経過の中で広報やガイドブック等に力を入れたのか、そして、そのようなことがDX協議会では進められているのか、まとめて答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

迫議員が言われるように、DX戦略については、まだまだ具体的には進んでいないところであります。ただ、コロナの関係で国から私たちの曾於市内の4地域が、光ケーブルが入っておりませんでした。

しかし、今回の状況の中で、光ケーブルを入れることによって、農村部の方々からもスマート農業を含めたいろんな取組ができるということで、非常に歓迎されました。

今後DXの推進協議会のことも、もうちょっと分かりやすく市民に親しみやすい取組をする必要があると思います。

後はまた、担当課から答弁させます。

○企画課長（外山直英）

では、NTTと連携協定をしました内容について、若干御説明をさせていただきますが、総合戦略におけるICTを活用した施策の検討、実施、それから南九州畜産獣医学拠点事業の整備に関して、地域活性化活動の検討、実施、それから先進技術情報等の提供ということで、これら大きく3つのことをNTTと連携協定をしています。

今後、いろんな事業につきまして、提言や提案などを受けながら実証実験を行っ

ていくような状況でございまして、まだ議員が言われるように、デジタル弱者に対しての普及啓発をどうするのかという段階までは、至っていないというような状況でございます。

○18番（迫 杉雄議員）

取組は取り組まれているから、私個人的には十分分かります。けど、全般的に言くと、このデジタル化が十分遅れているということ等を、やっぱり耳に、目にとまる以上、ここは今後世が変わると、社会情勢が変わるということで、精いっぱい取り組んで曾於市の発展を願うべきだというふうに思うところです。

その中で、デジタル弱者にちょっと対応が手薄というふうに答弁されておりますが、今の段階で当然このデジタル化が進めば、まずペーパーレスですね、それから認証レス、判子レスですね、それからキャッシュレス、この点を我々市民として、曾於市としての取組をどうなのか、ここらあたりをやはり市民におろすとなると、さっき言いました広報的なもの、若しくはガイドブック的なものを準備すべきだと思っております。

今後は準備されると思いますが、一応早めの対応として答弁を求めたいと思います。

○総務課長（今村浩次）

それでは、デジタル弱者対策等につきまして回答をいたしたいと思います。

市長の答弁書にもございましたが、曾於市DXアクションプランというものを本年4月策定したものでございます。その中で、地域コミュニティへの地域へのデジタル化の普及というところで、デジタルデバイド、先ほど言われました弱者のことを、弱者を出さないということをデジタルデバイド対策というふうに言いますけれども、デジタル化の恩恵が全ての人に行き渡るように、高齢者のデジタルデバイド対策として、行政手続などに関するデジタル機器講習会を開催しますということで、これは今すぐできるものではございませんけれども、本市のこのアクションプランに基づきまして、いろいろと整備していく中で、機器の講習会を行いながら進めていきたいというところで計画には乗せているところでございます。

あとペーパーレス、キャッシュレス等につきましては、ペーパーレスにつきましては、令和5年度から本格的に進めていく予定でございますが、判子レスにつきましても、既に令和2年度、3年度におきまして対応しているところでございます。

キャッシュレスにつきましても、例えばいろんな市の手数料等もキャッシュレスで支払うというようなところも、今後当然出てくるかというふうに思います。緊急的に行うことはできませんが、今後その計画も、このアクションプランのほうに掲載しているところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

課長が答弁されて、今後の対応というのは理解できますが、現段階、今日まで議会はタブレットを使って完全ペーパーレスをやってきたわけですね。それと、やっぱり、当局のほうも行政側も、それなりのペーパーレス化には全面的に取り組んでいかなきゃ、市民に対する説明がつかないとも思います。

そういう意味から、ペーパーレス化をすれば、どれほどの枚数、何十万枚とか、どのような位置づけができるか。当然、デジタル協議会等では、そういう話は出ていないのか。今さっきから話しているレス化とか、そういう面は協議会等でいろいろ出して、そして課長が答える曾於市のアクションプランに盛り込むんじゃないかと思いますが、確認がてら答弁を求めたいと思います。

○総務課長（今村浩次）

情報推進会議等で決定をしていくところでございますけれども、実際何枚の紙が不必要となるのかというところの具体的な数字までは、持っていないところでございますが、全職員がタブレット型のパソコンを配備する予定でございますので、いろんな会議も全て資料はそのタブレットの中に、またパソコンの中に入っておりますので、いろんな相当数の会議でペーパーレスが進みますと、ちょっと想像はつきませんけれども、例えば今購入している紙の50%になるのではないかと、そういう話になるのじゃないかとは考えております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

今後の最大限の早い時期の対応だというふうに受け止めます。

あと一点、デジタル化が進めば、前も今現在の曾於市においてのマイナンバーカード等の一般質問をして、いろいろ交付率等もこの場で出ておりましたが、現段階での交付率がどうなのか。

市外の自治体を見ると、特に都城は全国一で走っているから、もう目につくわけですよね。そして、次のステップにも飛び込んでいるし、そこら辺りをやっぱり横にらみで、志布志はどうかちょっとわかりませんが、進めていってもらいたいと思いますが、完全なマイナンバーカードのICチップの5年ごとの入替えですか、については、もう来年、再来年には5年が来るんじゃないかと思いますが、そこら辺りは確認のつもりで市民課長でも答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

現在のところは、どこの自治体もマイナンバーについては、5年間のチップの入替えが必要であります。当然、本人の認証確認をした上で入替えになってきますの

で、今のところはそういうふうになるというふうに思います。

現在のマイナンバーの取得については、市民課が確認を取っておりますので、答弁をさせます。

○市民課長（上村 亮）

それでは、今御質問がありましたマイナンバーの関係の交付率につきまして、最新の分につきましては4月30日末現在でございますが、曾於市につきましては37.22%となっているところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

37%というのは、なかなか市民の理解が得られないのかなというふうに思うところですが、市民に対する理解というのは、やはりそれなりの広報が足りないんだということに位置づけるべきじゃないかと思います。

政府は、近年中に100%をとということで出しているわけですので、やっぱり全国自治体もそれによっていかなければ、とにかく今後世の変わりが激しいわけですので、さっきから言うデジタル弱者という言葉が口から出るようになるんじゃないかなと思っております。そういう意味合いで、ぜひ進めてもらいたいと思います。

あと確認ですが、先般4月20日にデジタル庁は、改定をしているようですが、これは確認ですので、今まで使っていた政府のデジタル、それをデジタル庁の改定について、CIOの補佐官をデジタル統括責任者に修正しているということ等やら、政府のデジタル人材を高度デジタル人材に修正しているということ等を目にしたんですが、これについて今後改正、修正すれば、我々も口が閉じたりしますので、一応確認をしておきたいと思います。

○企画課長（外山直英）

御指摘のとおり、CIO補佐官が昨年の8月31日をもって廃止になっております。通称が、まずCIO補佐官からデジタル統括アドバイザーというふうになっております。

ただ、こちらにつきましては、3年から5年間の交付税措置等の措置がございまして、しばらくはまだこういった対象の専門職が存在しております。

ちなみに、県下では4市1町でこういった人材を採用されていらっしゃるようでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

さっき市長の答弁で、CIOの補佐官を外部から派遣する考え、受け入れる状況にないということですが、本市のCDO、最高デジタル責任者というのは誰になる

のか。恐らく全国的な自治体を見渡すと、副市長が着任しているようですが、現段階では誰がこのCDO、デジタルの責任者になっているのか、答弁を求めたいと思います。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

本市におきましては、CIOは任命していないといえますか、いない状態でございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

CIOは、今市長の答弁では、受け入れる状況にないという答弁があったから、努力のことですので、それをさておいてDXをそのデジタル化を進めるには、やはりCDOの最高責任者がやっぱり立たなければ機動力といえますか、推進力が大きくなれないんじゃないかと思って今質問しているんですが、CIOの補佐官デジタル統括責任者を派遣できるようであれば、思い切って派遣したほうが我々も勉強になると思うんですが、とりあえず最高責任者、デジタル責任者をどうしているのかを尋ねるところです。

○総務課長（今村浩次）

情報関係の、セキュリティ関係の最高責任者につきましては、副市長というところでしておりますけれども、先ほど言いましたCIO。

○18番（迫 杉雄議員）

CDO、CDOです。CIOはもう状況にないという答弁ですよ。

○総務課長（今村浩次）

失礼いたしました。少々お待ちください。

○18番（迫 杉雄議員）

やっぱり事を進めるのに、責任者は今ちょっとセキュリティ的なものの責任者という言葉がすべっているようだけど、やはり事を進めるには、やっぱりトップに立ってやいかんし、市長が自ら立つということはある得ないと思います。

ですから、全国的に見渡すと、デジタル責任者は副市長がなっているということを探ねるところですが、誰かが、副市長あたりが、それからまた外からCIOみたいに補佐官を連れてきて立たせるのであれば、それでいいんだけど、CIOは今のところ状況にない。

制度を模索すれば、ぜひ派遣してもらいたいんだけど、本市内での人材でやれないとか、もう一方から言えば、NTTにはそういう人材はいないのかというような確認質問もしたいところですけど、もう一回答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

1 回目の答弁で、やはり D X 戦略を進めるためには、副市長を先頭にした各課の中から責任者を出してきて、協議会を立ち上げをいたしました。その協議会の一番責任者が、総務関係の八木副市長ということになると思います。

○18 番（迫 杉雄議員）

そういうふうに進めるべきだというふうな質問、確認をするところですので、今後はびしっと責任者を立てて、その責任者を立てた中で、この大変な推進力を進めるべきじゃないかという考えです。

次に、細々した派遣制度的なものも考えて質問をしたいんですが、まだ準備が整わないし、後は市長の見解一つだというふうに捉えます。

次に、③の南九州畜産獣医学拠点事業についてですが、これについて先般の 5 月 14 日の説明会で、今後畜産獣医学拠点との関連等も兼ねて、やっぱりスマート農業については、ローカル 5 G をという言葉が私は説明を聞きながら入ってきた。ローカル 5 G を導入するのか、キヤノン 5 G でいくのか、そこら辺りの確認で質問を続けたいと思いますが、答弁を求めます。

○企画課長（外山直英）

御指摘のとおり、拠点にはローカル 5 G を設置いたしまして、最先端のスマート畜産をやりたいというふうに考えております。

○18 番（迫 杉雄議員）

課長がはっきり答弁されましたので、あのときはローカル 5 G にはアンテナ 1 本 1,000 万円と言われたのですかね、そのような対応はいつするんですか。

それから、優先的、少し掛かるなとかも、今の答弁であまり金が掛からなくなったというふうに受け取ったんですが、はっきりローカル 5 G を打ちだして、それをスマート農業にでも打ち出していかなければ、やっぱり今後のせっかくの曾於シェイの D X が、推進がかからんのじゃないかと思います。

そういう意味で、的確なところですね、5 G でこうこうだと、キヤノン 5 G は金は掛からなくても、それなりのもので進めるのか、課長の答弁をもう一回求めたいと思います。

○企画課長（外山直英）

5 月 14 日の住民説明会では、来場者の方からそのローカル 5 G に関する御質問がございまして、その方の発言では、1,000 万円程度費用が掛かるんじゃないかという御質問だったと思います。

今現在、費用については 3 分の 1 程度に圧縮されているようでございまして、このローカル 5 G を畜舎の建築と同時に設置する予定でございます。畜舎関係、牛、

鶏には全てこのローカル 5 G を使ったセンサー、あるいはカメラなどを設置しまして、データの収集、それから活用したいというふうに考えております。

以上です。

○18 番（迫 杉雄議員）

今の答弁で、大体理解するんですが、獣医学拠点について、J R A からの 3 億円の寄附といたしますか、出資があるということですが、これ等の使い道はそっちのほうには使えないものか、あくまでも馬に一点張りでいくのか、そこら辺りを我々は全然説明を受けるわけ、勉強しているわけじゃありませんので、その中からやっぱりこの曾於市のスマート農業の推進に元気が出るか、活力が走るかつかみたいと思いますけど、ただここでああでもこうでも、議論倒れじゃいかんと思います。

やるからには、この南九州畜産獣医学については、今後の曾於市の畜産農業を占う一番の入り口だと思います。

そういう関係から、ぜひ、もう少し元気のある答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今まで議会で承認を頂いたのは、牛、鶏を中心とした予算のお願いでありましたが、馬については、J R A がお金を出して建物を造っていくという計画であります。

今言われるように、多分全国では初めての施設になってくるだろうと思っております。まだまだ細かいところまでは詰めていない部分もありますけど、引き続き曾於市の畜産を含めて、また南九州、全国の畜産をリードできる、そういう拠点事業であります。そして、基本は獣医学を学ぶ生徒を育てるところでありますので、引き続き努力をしていきたいというふうに思います。

○18 番（迫 杉雄議員）

まだまだ今後この件については、私たち議会としても、議員としても大いに勉強をして、ここ一番というふうに進めるべきだと思いますので、今後に延ばしたいと思います。

次に、山中顕彰館についてですが、まず市長が山中貞則という我がまちの偉人を理解しているということで、ずっと答弁で列記されましたが、この中でやはりもう一つ付け加えてたえたいと思います。

顕彰館とか記念館とか世間にはあります。何々人の顕彰館、記念館とかですね、そこら辺りごちゃ混ぜするようなんですけど、我がまちの山中氏は、顕彰することによって顕彰館になっているわけです。

また、顕彰しがいいのある人物ですので、一步踏み込んで顕彰館のほうの P R といえますか、内容は最近のことなんですけど、ある機関紙ですね、出されておりましたが、ちょっとたたえることに対して先人の顕彰と将来の若者の研修、育成の場、地

域の人たちが気軽に集う憩いの場、そして解説し、山中貞則顕彰館であることと、それから市教育長は顕彰館に対して今後の顕彰についての見解を伺うというふうに通告したところです。

久々だったですね。持ってくればよかったんですが、参考的な「みちくさ」という1冊の冊子に、適当に顕彰館の案内が載っていました。その中の文言が、やはり今述べるように、ちゃんとして書くだけは簡単なんですよ。そうになっているかということを確認するなり、それに向かって進むなりなんですが、やはりただ施設の管理、今答弁されました観光協会に移行というだけでは、今後の世の中はなかなかリピーター的なものも増えないんじゃないかなと思います。

やはりあそこに人間、山中という偉人があるということを、曾於市を挙げて進めるべきじゃないかと思っておりますが、さきに教育長も答弁されましたので、再度今質問しているように、あの政治家一つ捉えるのか、私はこの場からは、もう人間、山中、若しくは文化的要素の持ち主の山中という人物を質問しているところで、政治家と捉えれば、政治家の重鎮というのは、歴代の中では全国にたくさんおるわけですよ。

ある程度もう大臣、何々やった人は重鎮、少くくらい事件を起こしても重鎮で染まるような人はたくさんいます。けど、やっぱり我がまちの誇りある山中って言えば、これに越したことはないと思いますが、そこら辺りをどう捉えているのか、文化的、人間的に。政治的はちょっと横に置いて、答弁を求めたいと思います。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

私も、教師という職業についておりましたので、まず山中先生については、一人の教師として非常に尊敬しております。台湾の国民学校で教鞭を取っていたときに、それが今でもこういう先ほど机上にも資料がありましたけど、すばらしい先生だったんだろうと、いつまでも慕われるそういう先生であったということは、まず私は本当に一人の、私もかつて教師だったということで、非常に尊敬しております。

また、末吉の図書館の前にも歌碑がありますように、歌人としても、一人の文化人としても、非常にすばらしい才能を持っていた方だと私自身は思っております。

政治家としてということよりも、豪放らしいく非常にそういうすばらしい人物、一角の人物であったというところを、本当にこういう人物がこの曾於市から出たということについて、私自身は非常に後世、子供たちに伝えていく価値のある人物ではないかなと思っております。

政治家としての評価というのは、これは歴史の中で今後定まっていくと思います

が、先ほど迫議員が言われたとおり、本当にすばらしい郷土の先人だと思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

教育長が答弁される内容を一言で言うと、やっぱり人間、政治家っていうのは世の常のことで、政治家でない無冠の帝王といいますか、やはりこの人間性というのは今教育長が答弁されたということ、私はひしひし質問に混ぜながら話しするわけです。

そこに持っていくには、曾於市じゃないかなと。顕彰館という基盤が、基地があるわけですので、そこに持っていくために今後どうするかということです。

教育長が答弁されたように、やはり子供たち、青少年、若者が顕彰館に足を運んでいることを私はあまり見たことがないし、ほとんど外部からの人の今日は何人入館したという話しか聞きません。

できますならば、今教育長が答えた内容の人物を我々誇りに持って、今後後世に伝承していかなきゃいけないというふうに思います。教育長は答弁されましたので、市長に答弁を求めたいと思います。

教育長と同じような対応は考えられないかですね。ただ政治家だけのすばらしい人だというのは、もう横に置いてもいいんじゃないかと。さっきも言ったように、重鎮というのは五万といますよ。その中で、我々の誇りとする山中先生だということ、市長はどのように捉えるかと、次の質問につなげますので、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

基本的には、教育長が答弁したことと同じでございます。ただ、今、迫議員が言われるように、今若い人たちが山中顕彰館に足を運ばないというのは、今の20代、30代の親の方々は、山中先生のいろんな活動について、ほとんど知られていないというのが実態だというふうに思います。

知られていないわけですので、子供たちを連れて行くということの発想が出ていないだろうと思っております。

ただ、山中先生を政治家として抜いて個人的に見るかという、それはやっぱりできないのじゃないかなというふうに思っております。やはり長年の曾於市から出た一つの大きな教訓となるような政治家でありますので、文化人でありながら歌人でもありますし、そういう意味ではすばらしい人だというふうに認識しております。

○18番（迫 杉雄議員）

やはり足跡を絡めて、今手元に置いてあるはずなんだけど、この台湾の里港国民

学校からのお礼の手紙ですね、この内容を見て、中国系台湾、やはりあちらの人は、初めて井戸を掘った人を忘れないということで、ずっと今も続いているんですね。

私が見聞きするところ、先般、駐福岡台湾総領事館の陳忠正（チンチュウセイ）という総領事ですかね、退任交代の中で、山中顕彰館に足を運ばれているんです。その後、曾於市の五位塚市長に挨拶状が届いている。そして、先般は曾於市議会の久長議長宛てに連携的な盟約は結べないかという相談が来ている。このあたりをどう捉えるか。

一言で言えば、今国際情勢はおかしいと、中国やらウクライナやらロシアということ等は横に置いてでも、やっぱり我がまちの偉人をたたえるためには、やっぱり角度を変えてでも進めるべきだと思いますが、市長はどのような見解を持っているかですね、議会の中でもいろいろ議論がされました。求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市といろいろつながっている市なんかと姉妹都市を結んでおりますが、やはり外国の中でも、今言われるように先生の功績が認められて、曾於市とそういう協定を結びたいというのであれば、十分検討するに値するというふうに思っております。

今後具体的なことについて、引き続き努力させていただきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

議会のほうも、今後いろいろ検討をして対応すべきだということで積もっていますし、今市長の答弁もそこですので、やはり進めるべきだと。

言いたいのは、山中先生をたたえることや、山中先生が政治的であれば、鹿児島県等や全国的な角度からでも政治家としてはたたえられます。けど、我々は県内でも曾於市、このふるさとでその人物をたたえていくべきだと思う。

歴史の中でいろんな偉人がいますよね。一番手短に言えば、鹿児島には西郷どんやいろんな人がいますが、西郷どんも結局は政治家なんですよ。けど、やっぱり人間性としてずっと後世に語り継がれているし、今出たように、今の子供たちの大人は30代、40代、当然山中先生の顔も声も知らないというところなんです。

けど、それで今からの次代を担う子供たちを、ふるさとの偉人を紹介しながら引っ張っていくのは、これは我々の責務じゃないでしょうかね。だから、俗に言う、もうちょっと力を入れるべきだと思います。

あと現状態が、顕彰館の館はきれいです。だけど、周辺がやっぱり荒れるとか、整備が足らない、行き届かないと。ただ、地元住民にも十分責任的なものは覆い被りますが、今後コロナ禍収束後の、また次代を担う子供、若者に対しては整備すべ

きじゃないか。

そして、ねだりの中に、観光的要素を広げていって、そして今、本市の観光協会からももう少し頑張ってもらおうということなのですが、道路もよくないんですよ。環境的にも整備されておられません。一に山中先生の墓があるし、身内はもうこの近辺にいらっしゃらないわけですよ。やっぱり墓を守るのも、地元もしくは我々じゃないかと思います。

行きたんびに墓は立派な墓が建っているけど、草ぼうぼうと。それやら、県道から見えるところは、やはり見えるように地元が竹を切っているんです、竹やぶをです。そういうところは、もう入り口の話であって、都城方面から観光バスが、マイクロでも乗用車でもどンドン来られるようにするために、今努力されているのが割田橋、新割田橋から向こうのほうの国道269号線に上がる有里梅北線道路に整備をしようということで、地元は頑張っているところです。

そこら辺りも、今後もうちょっと力を入れて、そこから、269から車が下りてくるようになれば、案外と来館者が増えるという単純な考えですが、そこら辺りで市長が見解だけを聞いて、次の質問につなげたいと思います。

○市長（五位塚剛）

ただいま言われましたことについては、私たち曾於市から都城市のほうに道路の整備をしていただきたいというお願いをいたしました。現実的にはなかなか進んでおりませんが、引き続き整備をすることによって、山中顕彰館へ足を運ぶ方が、また地域住民の方々が都城に抜ける一つのバイパス道的なものがありますので、また顕彰館の案内板も含めて、建てていければいいかなと思っておりますので、引き続き努力していきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

今答弁されたことは、ぜひいろんな地元の協力やら得て進めていく。もう強いて言えば、山中先生、顕彰館につながると。強いて言えば、あの地域の発展にもつながる。皆さん方は目に留まらないか知らないけど、顕彰館周辺100m四方は、もう空き家が6軒あるんですよ。けど、みんな顕彰館を見ても空き家は見ないし、竹木の生えているのは見ないわけですので、そこら辺りを兼ねて進める手だてですね。

それと、やはりあの地域は、文化的にも熊野神社の歴史があって、もう深川院の歴史を持っていますし、市で整備すれば観光的にも来るはずなんです。来ていたんですよ。

それと、下流のほうの新割田橋の下流のほうのカヌー大会をするところの広場があるんですよ。当然、市長は知っているわけですが、あそこは管理されているんです。市がカヌー大会前に1回草整備をするんですね。そして、地元が2回、それ

でもう今となれば、ちょっとした広場になって管理されておりますが、肝心なことは、あそこが都城市の川を挟んだ飛び地なんですね。あそこを曾於市のものに相談できないものか。

ここは市長が鉢巻きを締めて頑張ってもらえば、あそこのいろんな、あそこに人が来ること等の人の集まり、人が集まることは観光なんです、その線につなげるんじゃないかという話も出ているんです。

そういう意味で、都城定住自立圏の構想で、都城の池田市長とも一応渡り合ってもらったらどうかと思います。もう都城市としては、ちょっと無用なと言葉悪いですが。

それと肝心なことは、あそこで釣り客がいますが、釣り人がいますが、もう都城の漁業権で釣っています。それだけはっきりしているんです。あそこがちょうど境ですので、釣り糸をたれている人は、都城の漁業鑑札を持っています。そういう意味やら何やかんや、一応対応できるものは対応してもらいたと思いますが、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

私は、あのカヌー広場のあの土地が都城市の土地だというのは、初めて知りました。今までほとんど曾於市民が利用しておりましたので、深川の一角というふうに思っておりましたが、あそこの有効活用するためには、やはり都城市との交渉が基本だろうと思っております。

できないことはないだろうと思いますが、今言われたようなことも含めて、担当課を中心として池田市長とも話し合いを始めたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

ぜひ努力して、努力は必ず身になると信じていますので、次に移りたいと思います。

○議長（久長登良男）

ここで、迫議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、迫議員の一般質問を続行いたします。

○18番（迫 杉雄議員）

それでは、3項目めの、曾於市が進めますコミュニティ協議会についてに入ります。

す。

さっきもガイドブックという言葉を使いましたが、よく考えると、令和6年を境に、俗に言う公民館から地域のコミュニティ協議会に替わるというふうに捉えますが、今、一生懸命やっているのがモデルの6地区と、それに今後、高岡地区、それから南は入っているわけですね、大隅南は、それと財部の北が入れば8地区になるわけですね、ああ、そうか、学校校区でないのが末吉の5地区と、それから大隅南、そして高岡、北ですね。8地区になる。それ以外は、まだモデルでもなくても、学校を抱えておる、また消防分団等も抱えているということで、それなりの人材等もおるわけです。

コミュニティのほうでも目指すのは、地域に人がおるかいないかと、若しくは牽引力があるかないかですね、人を引っ張る力があるかないかだと思いますが、とりあえず残された一、二年に対して、全24地区公民館に対して、どのような計画準備ができるのかですね。モデル地区の6地区は大丈夫だと思います。もとが入っているからですね。けど、あとの地域は、どのような手立てで当局は指導していくのかです。僕は指導、アドバイス以外にないんじゃないかと思いますが、指導、アドバイス、若しくはガイドブック等を各家庭に配るか、そこ辺りの対応、今日までの対応と今後の意気込みですね、答弁を求めたいと思います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

モデル地区、6地区以外のというところでございます。モデル地区を何で設けたかといいますと、やはり初めての試みでありますので、先進的に実施していただきまして、ほかの地区への影響、影響させていただいて取り組んでいただきたいというのがございます。

ですので、この6地区が、まず今、モデル地区として活動をいたしておりますので、その実態等を検証させていただいて、そのよかった点、悪かった点、いろいろ出てくるかと思います。そこを見ながら、残りの18地区のほうに進めていくというのが基本的なスタンスであります。それぞれ、先ほど言われましたいろんな地区で温度差があるのもそのとおりでございますので、必要なところは早めに、当然、指導、アドバイスをしていきたいというふうに思っております。

あと、ガイドブック等につきましても、一部、一部といいますか、市政説明会等でも自治会長を中心に話はしておりますが、なかなか理解が進まないというのが実情でございます。今後、もっと分かりやすいものを作成しまして、全市民に行きわたるような方法で進めていきたいと思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

課長の答弁で、バタバタという言葉じゃないんですが、もうちょっとこう熱意的にアドバイス、指導をしなければ、まあ下まで下りないだろうと思います。

何でかという、何年か前のコミュニティ推進条例が発端だったはずなんですが、これを空振ってしまっているということを、やっぱり意に持っていなければ、今回のコミュニティ推進事業なるものは、やっぱり一緒じゃないかと思います。そこを考えれば、原点に返るという角度やら、確実に24校区に、この趣旨にない経緯、状況を説明するなりアドバイスを誘導するなりですが。

まあ1点、単純に考えて、まず未加入を対象にしておりますので、未加入に対する「自治会に入ろう」ぐらいののぼり旗を立ててみたかどうかと思います。せめて6地区の、今、モデルですね、ここら辺りも、のぼり旗に、要所要所、道端の角に「自治会に加入しよう」と、まあいわば、私は北部地区ですから北部地区コミュニティ推進協議会なるものの肩書で立てるぐらいのアドバイスはすべきじゃないかと思います。

都城はあれだけ広い人口で、確実にそこまでしてやっていますよ。都城市内の市街地でも、ずっと回れば、各校区、あそこのまち協、コミ協は数が多いわけですよ。我が曾於市の数は旧態依然の公民館数ですので、そう難しく考えなくてもいいんじゃないかと思いますが、やっぱり何かアクション的な施策的なものを打ち出さなければ、それは公民館の引継ぎだと言っても温度差がある。その温度差が、やっぱり今度は反対に、「ああ、これはせんがね」という言葉にも返ってくるんじゃないかと思います。

ただ心配なのは、公民館から地域のコミュニティ協議会の名前が変わるだけでも、なかなかじゃないかと思います。やっぱり我々年配者やら地域の住民は、公民館、公民館という言葉が頭にあって離れない、そうなるとなかなか推進力、啓発につながらないと思いますが、6地区にどのようなアドバイスをされているのか。今言ったような、見えて聞こえてくるのが、末吉では柳迫、そして大隅の笠木ですね、そして財部が中谷、この辺りの前例を確実に落としてみたかどうかと思います。総務課が一生懸命やっているわけですので総務課長がどこまで見ているか、もう一回答弁を求めます。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

6地区、モデル6地区に今、どのようなアドバイスをしているのかというところが最後の質問であったかというふうに思います。6地区につきましても、今、協議会が設立されまして、地域づくり計画を今策定したところ、そして、今しようとし

ているところが1か所がございますが、3地区のうち2か所が策定済み、1か所が間もなく策定というところで、実際の活動はこれからというところになります。

その地域づくり計画というのが、今一番重要でございまして、自分たちで自分たちの課題を見つけ出して、結果はどのようにしたい、それまでにどういう活動をするかというのを考えていただくというのが、それぞれの地域づくり計画であり、コミ協の主たる部分というふうに思っております。

ですので、当然、行政として支援は進めていきますけれども、全くの行政指導となってしまうのは、ちょっと本旨からずれるかなというふうに思っておりますので、当然、それぞれの地域の特色を十分生かした方向で考えていただくように支援をしていきますけれども、主導はしないという原則的な立場を今は持っているところでございます。

そのようなところで、実際、自分たちで活動していただいたものを、次の第2次のモデル地区、そしてほかの18地区のほうに還元をしていくというのが我々の務めかなというふうに思うところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

ちょっと角度を変えるわけですが、やはり曾於市の中のコミュニティ推進協議会を進めるとなると、さっきから聞いている、どこか外に研修、先進地に行ったのかと言ったら、コロナ禍で行っていないと。それはそれでいいと思います。コロナ禍という言葉でですね。隣の志布志、若しくはさっき言う都城市ですね、ここの取組をどうやって捉えているのかですね。

強いて言いたいのは、やっぱりこの事業につきましては、オール曾於市でやらなければ、ただ一部の地域性でやったって、やっぱり先々は、もう見えているような気がします。隣の志布志を見れば、あそこも曾於市と同じパターンでやっているようですよ。調べているだろうけどですね。隣の松山が新橋ですね、そして向こうの志布志のほうも潤ヶ野、有明が通山と言うんですか。そこが最初のモデル地区でやって、それなりに取り組んで、もう確実に、いつから取り組んだか分かりません。何年前から取り組んだか分かりませんが、モデルはそれなりの動きをしております。

また、さっき言った都城のまち協も広い範囲で完全に歯車が回っています。また、県内で言えば、よく調べてみれば、出水の大川内地区という地区なんかは、立派な昔のままのむらづくりから延長線を引いたようにしてコミ協に変えていますよね。そういうところを、やっぱり先進事例とか、下ろしていかなければ、やっぱり行政主導型というよりも地域住民はなかなか外に目が行かないですよ。今は情報氾濫の時代ですが、この件について、そう情報をつかめるかと思ったら、そうでもないん

じゃないかと思います。そこら辺りは、やっぱり行政のほうは、サポート、アドバイスをすべきだと思います。何回も言うようですが、今回は、今後、曾於市の浮沈に関わるぞという言葉を言いたいです。もう2回目ですね、この協議会で空振って、高齢者だけが住んで少子化になるようで曾於市に夢がない。そこまで腹を決めてやるべきじゃないかと思いますが、一回答えますか。

○総務課長（今村浩次）

それでは、まず研修についてお答えしたいと思いますけれども、今言われました出水市の大川内コミュニティ、これは平成29年度で職員が、これはまだ協議会に進む前でございましたので、出水市の大川内コミュニティ、あるいは日置市の高山地区、薩摩川内市の大馬越というんですか、コミュニティ協議会、いちき串木野市ということで行っております。都城につきましては、私も行きましたけれども、令和元年でございましたが、隣の庄内地区というところで、その役員さん方からいろいろ話を聞いてきたところでございます。

そのほかにも全地区の公民館長さん方を対象に、末吉の総合センターで行いましたけれども、伊佐地区の牛尾コミュニティ協議会の事務局長さんに来ていただきまして、全公民館長さんに話をさせていただいたというものでございます。

先ほど、コロナについて中止というふうに言いましたけれども、笠木地区におきましても、令和3年の1月に垂水市の大野地区と鹿屋市の高隈地区、それから4年の1月に薩摩川内市の青瀬地区というところで予定をいたしておりましたけれども、先ほどありましたコロナで中止となりました。大隅南につきましても、本年1月、垂水と鹿屋を研修予定でございましたけれども中止となったところでございます。

今議員がおっしゃいましたとおり、外のほかの地域、地区の状況を聞くというのは非常に重要な、私も聞いてみまして、非常に重要なことだというふうに思っております。今後も研修にぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、そのように行政としてもサポートしていきたいと思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

さっき言葉で「オール曾於で取り組むぐらいの意気込みでいかなければいけない」と私、言いましたが、やっぱり私たちの議会もそのぐらい頑張るよなと今から言うところです。志布志市の取組が、これは議会だよりで3地区モデルがこんなに立派に、私はこれを読めば一目瞭然なんです。志布志の意気込みや取組がですね。これがモデルの3地区。こういうのを、やっぱり何かの、市報も大事です、市報もページ数が多いですもんね。年に、月々、年々、ページ数も多くなっているけど、何かの形でガイドブックが手に届かんであれば、随時載せるぐらいの推進力を

かけるように今後は検討してください。

あともう一つモデル地区やら申し上げたいんですが、60万円が2年、3年ですかね、2年を使って準備期間ですね、60万円助成金で準備期間、これをうまく使ってますね、使うことは指導してあるみたいですね、これとこれとこれは使ってもいいと。これとこれとを使えばいいんですが、少ない予算で大きな効果を出すためには、60万円もあれば、大概の準備はできると思います。

それで質問としますが、24の各公民館に対して、やっぱり今までいいものを引き出す、歴史的なもの、文化的なものですね。そして、未来に向けての新しいものを引き出すかですね。3本立てで言えば、やっぱりその地域は少子高齢化にちなんだ子供や高齢者に対するこの計画を立てるかですね、そのぐらいのことは指導したほうがいいと思います。金太郎あめみたいに一律では、やっぱりこう切磋琢磨にならない。ですから、その特色ある地域性やら文化性をやっぱり指示したほうがいい、アドバイスしたほうがいいと。それぞれ隣の校区やら向こうの校区とは、やっぱり地形的、環境的、人材的に違うところはあるわけですので、そこら辺りの指導的なものは、どうなっていますか。ただ60万円を計画準備で使ってください、使えますよと言うだけでは、地域の人たちは計画に盛り込むだけだろうと思うし、それを開いたら、すぐ公民館からコミュニティ協議会に移行できるような手立てになりますか。もう一回答弁を求めます。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

地域づくり計画の作成に当たりましては、先ほど市長の答弁にもあったところでございますけれども、集落支援員、そして市の職員が、毎回、役員会等には出席いたしまして、その中で資料の作成の準備とかそういうのもしますけれども、中身についてもそれぞれ支援をいたしております。

今言われましたとおり、その地区・地域の独自性を出すというのは非常に重要なことであると思います。そのことによって、その地域のコミュニティ協議会の活動が長く継続するのではないかというふうにも思っておりますので、今後、今までのその支援の仕方が足らなかったという部分もあるかと思っておりますので、今後十分支援を、そこを頭の中に入れて支援をしていきたいと思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

まあ議論や答弁ですので、そういうふうに進めてもらえばいいかと思えます。細々したことを、また何かの機会に議論したり交わしたりするということで質問を終わりたいと思います。

こうやって立って質問をするに、社会情勢を何度も口に出しましたが、ロシアのウクライナ侵攻は早い時期に終息することを祈念して、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6、片田洋志議員の発言を許可いたします。

○5番（片田洋志議員）

5番、れいわ会所属、片田洋志です。今、迫議員のほうから山中先生の話が出ましたが、曾於市の偉大なる代議士、我々も曾於市の市議会として、執行部と議会と併せて、曾於市の発展的な議論をしながら今回の質問に挑んでいきたいと思っています。襟を正して今回の質問を行っていきたくて思っております。

では、通告書に従いまして質問させていただきます。

1、曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略について。

①基本目標の「地方における安定した雇用を創出する」の中で、本市の強みと記載されている「第一次産業」の令和3年度の新規就農者数は何名か伺いたい。また、今後の農畜産林業の今後の展望について、市長の考えを伺いたい。

②企業誘致推進事業の令和3年度の実績と、現在、本市へ拠点を考えている又は検討している事業者があるか伺いたい。

③移住・定住促進事業における移住希望者向けフェアについて、具体的内容を伺いたい。また、移住者への就労支援を含めた今後の移住・定住促進事業の見込みと市長の考えを伺いたい。

2、南九州畜産獣医学拠点事業を活用した市独自の地域創生関連事業について。

①JR財部駅から拠点施設までの活性化について、インフラ整備計画と今後の構想を伺いたい。

②「駅、市街地と拠点施設とのスマートモビリティ導入の検討」とは、具体的にどのように考えているか伺いたい。

③民間所有の空き店舗活用の具体的活用法を伺いたい。

④拠点農場で産出された牛・鶏のブランド化事業並びに拠点農場産牛・鶏を使用

した飲食店事業及び販売事業の構想を伺いたい。

以上で壇上での質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、片田議員の質問にお答えしたいと思います。

1、曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略についての①令和3年度新規就農者数と農畜産林業の今後の展望についてお答えいたします。

令和3年度の新規就農者は、国の次世代人材育成投資事業対象者と市の新規就農支援対策事業の対象者、合わせて5人となっております。

今後の農畜産林業の展望につきましては、耕種部門は、高齢化の中で遊休農地をなくすため、認定農業者を中心に農地の集約による経営規模の拡大や法人化による経営基盤の確立。畜産部門では、特に肉用牛農家減少の中での多頭飼育体系の確立と農業公社を活用した粗飼料供給体制の確立。林業部門では、林業従事者確保のための支援事業の拡充と適期伐採と再生林、下刈りのサイクルによる持続的林業体系を確立することが重要と考えます。

1の②企業誘致の実績と拠点を移そうと検討している事業所についてお答えいたします。

令和3年度は、製造業3者と立地協定を締結いたしました。現在、2者と交渉を行っている段階です。

1の③具体的内容と今後の見込みと市長の考えについてお答えいたします。

移住フェアは、主に東京、大阪で開催され、各市町村がブースを出展し、来訪者に市の魅力や移住した際の補助制度等の説明を行います。東京会場は5月28日に実施されました。

説明を行う事業は、住宅取得祝金や市有地活用補助金、空き家バンク、宅地分譲事業、移住支援金です。

就労支援については、新規就業、就農者支援対策事業補助金の説明を行っております。特に、住宅取得祝金は、過去3年間の実績で支給対象者295件に対し、全体の34%に当たる101件が転入者となっており、一定の効果が見込めることから、今後も積極的に推進したいと考えております。

2、南九州畜産獣医学拠点事業を活用した市独自の地域創生関連事業についての①インフラ整備計画と今後の構想についてお答えいたします。

財部駅から拠点施設までの道路や歩道については、バリアフリーなどの環境に配慮した町並みや景観を造れないか。また、ここを中心に市街地を周遊できるような道路や景観が検討できないか構想を持っているところです。

2の②スマートモビリティ導入についてお答えいたします。

駅、市街地と拠点施設への導入については、学生が利用するレンタル自転車等の軽微なものから導入を始め、人の流れの増大に合わせ、カーシェアリング等を検討したいと考えています。

2の③空き店舗活用についてお答えいたします。

拠点整備により多くの人の流れを作り出すことで、まずは学生を中心とする多くの人々がこの地域に集い、新たなニーズが生まれると考えております。

具体的には、学生のほかにレンタルオフィスや畜産関連事業に従事する関係者、地域住民、観光客などです。この人の流れができ、様々な業種が空き店舗を活用することで、活性化できるものと考えます。

2の④牛・鶏のブランド化、飲食店、販売事業構想についてお答えいたします。

拠点で生産される牛、鶏は、アニマルウェルフェアに配慮した環境下において飼養されます。

近年、食の安全・安心を担保するためには、飼養環境の可視化が重要であり、このアニマルウェルフェアに配慮し、かつSDGsに取り組む施設において飼養された動物の付加価値は、今後ますます高くなるものと考えます。

この拠点で生産されたという付加価値を、より明確に打ち出すことで、ほかに抜きん出た新たな曾於市のブランドとして事業化できるものと考えております。

以上です。

○5番（片田洋志議員）

令和3年度の新規就農者について、今、5名という話をいただきました。令和2年度に関しましては、新規就農者が8名、後継者が24名、32名というKPIの中間調査では出ていて、目標には大きく届いていないというところであります。

ただ、本市の産業の一つとして、特化係数というのが出ているかと思えます。これが1を超えると、その産業は基幹産業になるというふうになっているかと思うんですが、この本市の農業というのは、その基幹産業に値するのではないかと。これが1を超えると基幹産業ということでしたが、農業に関しましては5.75、そして、林業に関しましては6.48という高い数字が出てきているわけです。これに関して、曾於市は資源として、農業のこの産業として、非常に高い能力がある、生産性を生める市だというふうには考えております。

その中で、一方、問題となっているのが、その後継者だったり、それに従事する人間だったりというところで、今すごくそれを解消するためのいろんな方策や対策を練っているのは分かるんですけども。

まず、1つ市長に聞きたいのは、曾於市の農業、林業、こういった特化係数が高いわけですけども、これやっぱ、これからどんどん押し上げていくという考えで、

もちろんこれは将来的には曾於市の一つの主役となる産業として考えていくのか、その見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

曾於市は、畜産を中心とした農業のまちでありますので、基本は農業が栄えるような施策をとるとというのが基本だろうと思っております。同時に、その農業の新規就農を含めて、また親の技術を学びながら後継者として育つという、この支援は不可欠だというふうに思っております。

林業につきましては、「森の学校」で林業の体験をして、新たに林業の分野に挑戦をされる方が今増えております。また、曾於市森林組合は、鹿児島県の中でも、また全国のレベルの中でも非常に高い技術を持っている組織であり、また職員、従業員を育てる能力を持っている組織だと思っております。今、私たち曾於市の林業は各段に前進しておりますので、今が人を育てるためのチャンスではないかなというふうに思っておりますので、各団体とも協力しながら人材育成に努めてまいりたいと思います。

○5番（片田洋志議員）

そのようにして、やっぱり畜産、農業、林業、これはもう進めて、どんどん進めていかなくちやいけない事業だと思います。

ただ、今、これ地方における安定した雇用を創出するという曾於市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、住民は二次産業、三次産業を希望している方が多いと。農業等に関しては全体25%程度だったと思うんですけども、やはり二次産業、三次産業を希望する方はたしか50%を超えているんじゃないかと思えます。このミスマッチが起こっているのを解消していったって、そして就農に、畜産や林業や農業につなげていこうというのが、今大きな課題だと思いますけども、これをクリアしない限りは、この曾於市の基幹産業というのは栄えていかない、若しくは後継者も育っていかないというところではありますが、そのミスマッチの解消方法というのは何か具体的に、今考えているところはございますでしょうか。市長にお伺いしていいですか。市長、お願いいたします。

○市長（五位塚剛）

今後の曾於市の農業、林業については、市独自の支援策も相当あります。やはり、農業につきましては、畜産については、今までの高齢者の方々が、二、三頭飼いでございましたけども、今後はやはり機械化された中での多頭飼育をやる、そして病気が出ない子牛生産をしていくという意味では、今回の財部高校跡地の、この獣医学の拠点事業は、病気をしない牛を生産する、健康によい鶏を生産するというのが基本でありますので、ここでまたいろんな特色のある農業ができると思います。そ

ういう中で、私たちのこの曾於市で畜産を含めて、農業の確立したものを推進をしていきたいというふうに思っております。

林業については、先ほど言ったように、いろんな条件がそろっておりますので、さらにこれをまた力を入れたいというふうに思っております。

○5番（片田洋志議員）

とにかく南九州獣医学拠点事業、これを初めてする、これは先般、新聞にも載っておりましたけども、日本初という施設で、本当、ユーチューブで挙げられるというところで、非常にまた注目される場所であるかと思います。それについては、また後ほど、ちょっと触れさせていただきたいと思いますが。

まず、新規就農者が、先ほども言いましたが、減っているというところがございますけども、それについて、就農者に対する農業体験というのを、コロナ禍の中ではできていなかったというところですが、令和2年度、元年度は行っていたんじゃないかなと思います。

それと加えて、就農移住相談会というのを東京で行っていたりとか、大阪で1回行っているというようなことで、令和2年度はオンラインで4回、参加しているというような状況が出ておったと思うんですけれども。

この中で、この就農移住相談会というのは、これは令和元年度、2年度の話になるんですけども、これはまだ全国のそういう希望者を相手にされていると思うんですけれども、この会に対して、どれぐらいの就農を考えている方、希望者というのはいらしたのか、また、そこに参加した自治体というのは、どれぐらいいらしたのか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

この相談会につきましては、県のほうが大体主体となっていっております。ですので、例えば、この曾於市に就農したいとか、そういった部分の方もいらっしゃるんですけども、県のほうの、例えば鹿児島県の農業というのは、こういうところですよという形でされます。ですので、私ども曾於市の、例えば農林振興課の担当者がその相談会に出向くとか、そういったことはしていないところでございます。

ただ、農大等で開かれます相談会、そういったものについては県から要請がございますので、農業大学校に行きまして、私ども曾於市の農業のPRであったり、相談に応じるという形はとっているところでございます。

以上です。

○5番（片田洋志議員）

県が主体でというところであったわけですが、もしできればというか、今

後、コロナ禍もあるんでしょうけども、これだけ、これも曾於市の農業、畜産業、林業を押し上げていくというところであれば、市の独自の何かこう、やはりこういう企画も立てながらやっていかなくては、今この現状、過去を見て、就労希望される方というのは、やっぱり一桁台であるというところであるとするならば、本当にやっぱり危機感を持って、この資源を最大に生かせる地域としてやっていく必要があるんじゃないかなというふうには考えております。

また、どうしても人口減少の問題があります。就農者が少ない、後継者がいないということであれば、やはりこれは、ある専門家も言うておりました。少子高齢化は避けられないと。そうすると、おのずと子供も今少なくなってくるのは、もうこれは避けられないと。ましてや、曾於市においても高齢化はかなり進んでおります。そして、ただ先ほど言いましたけども、市長もおっしゃいましたが、経営母体が少なくなっているんですね。ただ、産出額はそれぞれ上がっているんでしょうけども。そうすると、やっぱり外国人の受入れも、やっぱりしていくということも、今後は考えていかないと。これがやっぱり就労だけじゃなくて移住や定住に関しても、まあそういったところも。

当然、今コロナ禍で入国規制があつたりとかというところもあるんでしょうけども、こういったものが解除になったときには、やはり全国各地、曾於市独自の就農のそういう移住フェアやら、それから外国人に対するこの受入れというものも、農業を盛んにするためには、どうしてもマンパワーがもう少ないとなれば、当然、先ほども迫議員のほうでスマート農業の話も出ましたけども、そういったものも活用するというのも一つでしょうけれども、まずはそういう曾於市の農業、畜産業に関する資源を、もうちょっとこう押し上げるという努力をお願いしたいなと思います。それについて、ちょっと農林振興課のほうで、今後の何か企画とかいうところを考えていらっしゃれば、ちょっとお伺いします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

非常に貴重な御提案を頂いたと思っております。

確かに、新規就農で相談に来られる方というのは、年間にやはり10人以上はいらっしゃると思います。私どもの農林振興課、あるいは畜産課のほうに来庁されてお話を伺いたいということで来られるケースがございます。今も、そうやって来られている方々が、まだちょっと相談の途中ですけれども、お二組ほどいらっしゃるようです。

こういった我々のほうも、そういう情報の発信、そういったものを、今から、やはり工夫しながらやっていかないといけないのかなというふうに思っております。

令和3年度については、希望者はいらっしゃったんですが、なかなか希望的に新規就農というところに至らなかったという部分もございます。やはり新規に就農されるとなりますと、どうしても夢と希望だけではできない仕事でございます。ある程度の資金を持って来ていただかなければ、なかなかそこに定着ということができません。そういった部分も、我々も畑かんセンターと協議をしながら、やはり持続可能な農業をしていくためのお手伝いといいますか、手立てもしていかなければならないということもございます。

まだまだ市の助成制度にも拡充の余地があると思っておりますので、今後また、そういった部分も検証させていただきたいというふうに思っております。

○5番（片田洋志議員）

まだまだ改善の余地があれば、曾於市の発展的な農業は、まだ見込めると思います。

そんな中で、曾於市の地域の新規就農サポート宣言みたいなのを出されていたと思うんですけども、そこでやっぱり今おっしゃられた就農準備に関する支援というのが、なかなかやっぱりできていなかったのかな、できなかったというか難しかったりと、やっぱり資金面というところを考えると、やはり機械の導入とかそういったことなのかなとかいうふうには思います。

私も15年ぐらい前までは、実は畜産の会社に所属しておりまして、8年ほど養豚の仕事に携わっておりました。その中で見ると、例えば、畜産業に関しましては、牛は、私は小っちゃい頃は、祖父と祖母が牛を飼って、当時はもう全然、今と全く違う農業の形態でしたけども、親牛が七、八頭おりました。その中で、祖父や祖母は、お茶をしたり、いろんな農業をしながら、当然3世帯でしたけどもね、そういった農業を体感した時代でした。

私はその養豚業に携わっていたときで、どう見ても設備ですね、そして飼料代。飼料は当時も、もう十五、六年前も上がってどうしようもないというようなところですよ。ましてや、枝肉に関しましては、やっぱり相場物ですね。最近では、大分、時期によっては、かなり黒豚並みの枝肉の値段あたり、したりはするんですけども。昨日の徳峰議員の話にもありましたけども、牛も大分、時期的なものかもしれませんが、子牛の値段も下がってきているというところで、これがいつまで続くかということよりも、やっぱり農業をする中でも、畜産業をしたいとか、ブロイラーをしたいとか、鶏卵をしたいとかということになると、非常に資金が掛かる。でも、そこをどうやって支援をしていくかというところがつながれば、当然、先ほどおっしゃいましたけども、お金だけの問題じゃなく、ただ、資金繰りの提供がうまくできたときには、例えば、年間何百万円で頑張れば、年間何百万円の農業です

よとか。例えば、今新規に就農する人というのは、やっぱりどれぐらい本当に稼げるんだろうかというところが、就農に一步踏み出すか踏み出さないかの大きなポイントじゃないかと思っております。

なので、誇大広告をしようとは言いませんけども、平均したらこれぐらい稼げますよとかいうところも打ち出しながら、例えば、牛の畜産業を何頭やればこれだけの、例えば白菜を作れば何百万円のとか。400万円、500万円、いや、頑張れば1,000万円だというような事業が曾於市にはあるんですよ。今後、できれば、生活というのが新規就農するにしてみれば、やはり不安な、一番大きな点ですから、そういったところも考えてアピールをしていただければと思います。

それと今、新規就農者の中で、全くの素人というか、農業に携わったことはないという方が、過去これまでにいらっしゃったのか、そこをお伺いしたいと思います。農林振興課長、お願いします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

全く携わっていなかった方というのは確かにいらっしゃいました。以前は、もうずっと前の話なんですけど、若い青年が、たばこを作りたいということで、全く素人でございましたけれども、その青年については、その耕作組合の組合員の方々が一緒になってサポートをしていただいた経緯もございます。

今は、全く農業のノウハウを知らないという方々は、森の学校で短期的な農業のそういった教室もございます。そこから就農される方というのは、結構いらっしゃるところです。ですので、少しでもノウハウを学んでいただくということは、やはり大事なかなということでは思っております。

全く農業経験がない方については、市と、それから畑かんセンター、また農協を含めた技連会ですね、そういったところでのサポート体制はしていきますけれども、何をされるかが、やはり問題だと思います。耕種部門なのか、畜産部門なのかですね。そこでどういったシミュレーションを組んでいくのかということもありますので、なかなか全くの初めてからというのは、非常に厳しい状況ではありますので、若干は、やはりどこかで研修をしていただきたいというのが、我々としては一番ありがたいことかなと思っております。

○5番（片田洋志議員）

やはり新規就農者に求めることは、いろいろ厳しいところはあるんでしょうけども、仮に、農林振興課からとか、若しくはJAからとか、森の学校からとか、初心者向けにこういったものが一番とっかかりやすいという言い方は変ですけども、ありますよというものはございますか。それと併せて、やはり農業ってすぐ現金化で

きるものではないと思うんですけども、サポートに関しての取組は、いろいろと計画をされているようでありますけれども、最初に何を手始めにさせたらいいかという、そういった助言は、専門家の個々の意見から、一番多いのは何なんでしょうか、そこをお伺いいたします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

初期投資等を考えますと、やはり耕種部門の作物だろうというふうに思っております。カンショであったりとかそういった作物になってくるかと思えます。

といいますのが、やはり農業機械も一気に導入はできませんので、そういった小規模な形から入っていくのが一番なのかなと、今そういった方が増えておられます。プラスそれを自分たちで加工して、いわゆる6次化ですね、そういったことまで視野に入れながらやられておりますので、やはり一番手っ取り早いといいますか、入り込みやすいのは、そういったところからだと思っております。

○5番（片田洋志議員）

そういった方が1人でも増えながら、安定した農業経営が今後でもできるようにお願いをしたいと思っております。

それに先立って、今、物流に関してG F Pは御存じでしょうか。海外に輸出するプロジェクト、これは農水省が推進している日本の農林水産物の輸出プロジェクトというのが、今あるんですけども、鹿児島県も「輝く鹿児島の農業」なんていって九州農政局が出しているものがあるんですけども、これを見ると、鹿児島県はすばらしい農業国だなと思えます。農業産出額が全国で2位、北海道が1位ですけどもね。肉用牛に関しては、当然全国1位、豚も全国1位、ブロイラーも全国1位、お茶も生葉は全国1位、お茶の荒茶も全国2位、サトウキビは沖縄に次いで全国2位、馬鈴薯は全国2位と、カンショも全国3位、鶏卵も全国3位、非常に大きく、今鹿児島では、この農業が盛んなんですよということを具体的にアピールして、鹿児島のブランドというのをアピールしているわけなんですけども。

そういった中で、今さっき言ったG F Pという輸出の計画、食品輸出のプロジェクトというところで、これは平成30年に国が立ち上げたプロジェクトですが、意欲あるそういった事業者には、輸出の診断実施やらグローバル産地の形成を実施をしながら、輸出をしたい事業者のサポートと連携を図るというようなことを、これ登録した人を対象に実施をしているというところで、登録制のようです。ちょっと詳しくは、私もちょっと調べていないんですけども、全国で登録をしている事業者や生産者は4,702件ということで、うち鹿児島県が162件あるそうです。

こういう、これからの農業、これ先ほどのところで、曾於市は林業、農業を押し

上げていくところで、非常にちょっと面白い、すごいなという文言が、ちょっとあったんですけども、ちょっとまた話がいろいろ飛びますけども。曾於市の地域 I o T 実装化計画というのを前、2020年ですかね、総務省から認められたものがあるんですけども、その中に、これは曾於市が出して打ち出せる文言の中に、「農畜産物を安定的に供給する食糧供給基地としての役割がますます期待される」と。非常に今後の曾於市が期待される文言が入っておるわけです。

こうすると、国内だけではなく、やはり先ほど言った海外へ向けた事業もあるんだよというのをアピールをしながら、そして、こういう事業者や生産者を登録を行政から推進しながら、そうしていくと、やはり今、休耕地も足りないぐらいに、そこまで行くかどうかは分かりませんが、これ時間かかるかもしれませんけども、やはり世界相手に、1億人を相手ではなくて、100億人を見据えた農林水産業というふうに鹿児島県の中では、九州農政局はうたっています。そこに率先して曾於市が出ていくべきではないかなというふうに思います。

先ほどの南九州獣医学拠点のことも、これは日本で初だということで先日の新聞にも載っておりました。ユーチューブにも。だから、こういう先進的な、スマート農業は、今実証実験の段階だと思います。曾於市にも2件ほど畜産農家が今そういう取り入れをして、検証の段階だと思いますけれども、何もやはり世界を見据えたりとか、スマート農業に対する先を見据えて、そして先に、とにかく全国で初というのを、そして今農業大国は鹿児島で、その中でも曾於市なんだという取組を、ちょっとしていただければと思います。

また、このG F Pについては、農林振興課長に、またちょっと今後の、今の就農者についてもアピールとか、今後どういうふうにつながるか分かりませんが、そういう登録、非常に輸出するには基準は厳しいです。いろいろと制約があるんですけど。でもそれを一つずつクリアする農家を一つでも増やしていくと、やはり世界が注目する田舎まち曾於市になるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺の見解をちょっと農林振興課長、よろしくお願いします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

いわゆるこの輸出につきましては、おっしゃるとおり認証制度というのが、グローバルギャップを取得しなければなりません。ヨーロッパ等は非常に厳しい、そういった認証制度がございます。今、曾於市の中で先進的に動いていらっしゃるのが、お茶の農家の方々だと思います。お茶の農家の方々が、今、県で登録がされておりますのが、茶業振興会のほうで、約10人ちょっとはいらっしゃいます。このギャップ申請をとって、輸出に向けるという形になっていくかと思います。

今、この曾於市の中で輸出で一番動いているのは、やはり牛肉が一番動いているんだろうと思っておりますけれども、今後、お茶を含めて、今、県のほうでも稼ぐ力ということで、志布志港からのコンテナ輸出ということも想定をされておりますので、そういった部分も将来的に見据えていきながら推進をしていかなければならないというふうに思っております。

○5番（片田洋志議員）

ぜひ、今後の曾於市の一次産業をさらに発展して、先進的な農業大国に、鹿児島県の中の曾於市というのを今後は見据えて、市長、どうかまた今後も力を入れていただきたいと思います。

○議長（久長登良男）

ここで昼食のため、片田議員の一般質問を一時中止し、休憩いたします。午後は、おおむね1時10分から再開いたします。

—————・—————
休憩 午後 零時10分
再開 午後 1時10分
—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、片田議員の一般質問を続行いたします。片田議員。

○5番（片田洋志議員）

次の質問に入らせていただきます。

企業誘致の事業について、先ほど御提言をいただきまして、令和3年度の企業誘致の実績について、令和3年度は製造業が3者と立地協定を締結したと、現在2者と交渉を行っている段階ということでございますけれども、この合わせて5者について、市外に本社を置く企業はどれぐらいいるかお伺いいたします。

○企画課長（外山直英）

立地協定を行いました3者につきましては、全て曾於市に本社のある会社でございます。あと2者、現在交渉を行っておりますが、こちらが県外に本社がある企業でございます。

○5番（片田洋志議員）

今、5者のうち2者は市外ということですが、市外から参入する企業というのは、やっぱりちょっと魅力なのかなというふうに私は感じております。

やはり法人税の問題とか、ましてや企業版のふるさと納税等につながってくところは期待ができるというふうに考えています。決して曾於市内の業者が入ってはいけないということじゃないですけど、そういった企業が増えるということは曾於

市の発展にまたつながると、活性化につながるというふうに感じております。

それに併せて、今現在、曾於市内の工業団地の空き状況はどのようなものか伺います。また、先ほど言った5者がもし利用するとすれば、それを除いた部分で工業団地の現在の空き状況を伺いたいと思います。

○企画課長（外山直英）

今、工業団地のほうは空きが内村工業団地に1か所ございまして、こちらが約1万6,000㎡ございます。こちらを、今、2分割にさせていただいて、それぞれ1者ずつ交渉している状況でございます。

○5番（片田洋志議員）

ありがとうございます。

ということは、そこも2つ埋まるというような形というふうに考えられると思います。

今後、またこういった企業がどんどん増えてきた場合、今後この工業団地というような場所をまた今後検討するような企画なりお考えがあるか伺います。

○市長（五位塚剛）

内村工業団地が、今回で多分契約ができるというふうに思っております。

そうなったときに曾於市に新たに企業を進出したいと言ってきたときに、実際、今、土地がもうないところであります。当然ながらその対策を検討しなければなりません。今、フラワーパーク跡地についても、全く手つかずでありますので、必要最低限で企業誘致ができるような形での森林伐採ですね。これは可能だと思っております。

後については、また今から検討したいというふうに思います。

○5番（片田洋志議員）

これから企業進出をしたいというところが出てきたときに、ぜひとも受け入れられる体制だけは、やはり企画課でこういった対応が今後見込めるというところでは、企業には随時、やっぱり否定的な回答が出ないような形で今後お願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

移住定住促進事業について伺いました。移住定住に関しましては、今、曾於市も今度、今現在、財部のほうに分譲地を24戸申込みを、今、順次開始しているところでありまして、非常に多分人気があるんじゃないかなと私も現地を見まして思いました。こういったところが移住定住のひとつ、起爆剤というふうになるかと思えます。

ただ、今現在、どうしても県内全体、過疎地域と言われる地域になっております。

全国でも885市町村ですかね。全部過疎若しくは一部過疎というような地域になっているところでもあります。曾於市においても当然過疎地域。鹿児島県全体においては、鹿児島市以外は全部過疎か一部過疎になっているんじゃないかと思います。

そんな中で、先日、南日本新聞の記事の社説に、過疎についていろいろと掲載されていた記事があったんですけども、そこの一部に東串良町の件が載っておりまして、東串良町が全部過疎ですね、一部過疎ではなく。全部過疎地域の約700市町村のうち94が、2021年度の転入者が転出者を上回る、いわゆる転入超過だったというところですよ。

鹿児島からは転入超過が107人という東串良町が全国トップ3だったということがあります。決して曾於市と何か大きく変わる条件があるのかなというふうに考えました。場所も大隅半島、向こうも畜産農業が盛んな町であります。

さらに言いますと、これは転入超過ですけども、人口増に対してもこれは1年間で37人増加、これは人口増加ですから転入超過とはまた別に人口の増加が37人、これはもう始良市に次ぐ数字だったと。始良市が確か163人という人口増の地域だったということですけど、それに次ぐ人数だったというところですよ。

これ町の担当者によると、鹿屋市のベッドタウンという地理的な条件、曾於市なんかは都城のベッドタウンなのかなとか、こう重なるところを考えたりするんです。これもまた20年前から取り組む定住促進策が実を結んできたのと、町が買い取った土地を造成して低料金で貸し出し、20年住み続けると無償提供するというようなことが、過疎債を使ってそういったことをやったということが実を結んだんじゃないかという町の担当者の発言がございました。

曾於市も、今、そういったことにこつこつと取り組んで、すぐ結果が出ないものではあるかと思うんですけども、こういう全部過疎の地域で、700全国で市町村がある中で、東串良町が人口増に転じた。そして転入超過に関してはトップ3に入っているというのはすばらしいところで、特に何か曾於市と大きく変わる何か条件があるかもしれませんけども、こういったことを企画課なりで、今後十分な検証をしながらこれを当然、今、曾於市がやっている定住促進に関しては、将来的には実を結ぶんであろうというふうには期待をしております。

ただ、やはりこの人口減少に関しては、どうしても待ったなしです。今、東串良町が人口増に転じている小さな町であっても人口増に、全国を見れば北海道のニセコ町とかああいったところも当然いろんな地域柄が違いますけども、一番近い東串良町が人口増に転じているというところは、何らかの調査なり、立地なり、詳細を調査をしながら即効性はないですけども、取り組むべきところがあるんじゃないかと思うんですけども、企画課長いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

東串良の場合は、隣の串良は鹿屋市と合併をしましたが、合併をしなかった町でございす。独自に人口を増やす対策をしておりますが、基本的には大部分がやはり鹿屋市のベッドタウンという形でなっているようございす。

鹿屋市に実際住んでいた方が、東串良のほうに移住したという方が非常に圧倒的に多いというのは、町長さんから私聞いておりますし、またピーマン農家が若い人がやっぱり増えてきておりますので、そういう中で農業をしながら住みやすいまちづくりをしているというのが大きな要因じゃないかなというふうに思っております。

○5番（片田洋志議員）

鹿屋市からの移住というところが大きな要因だったということです。またピーマン農家がそうやって後継者が、若い人が就農しているところを、今、市長の答弁をいただきましたけども、まさに先ほどの話じゃないんですけども、新しい就農者も曾於市も見込みながら、鹿屋市からの移住が多いところでございすけども、これは20年の経過のもとでございす。

今後とも惜しみなく、やっぱり定住移住に関しては、常日頃やっぱり全国を見ながら研究をしていっていると思うんです。その中でもなかなかいい案というのは、どこも苦戦しているのは確かなんです。でも一つ一つやっぱりいい手立ては先立って投資することは投資しながら、今後、曾於市の人口減少対策に努めていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

南九州獣医学拠点事業について、それを活用した市の独自の地域創生関連事業についてですけども、まずインフラ整備について等からスマートモビリティ、それから民間所有の空き店舗を活用したりとかというところで、今、市長の先ほど御答弁をいただきました。

この南九州獣医学拠点事業の施設から財部駅がメインというふうに、私は何かスマートシティというところを何かイメージしているところなんですけども、これを促進するに当たって、そこだけがメインに活性化することとはちょっと難しいような気もいたします。

当然、それに重ねて曾於市全体を活性化しようという狙いは分かるんですけども、ここを中心にバリアフリーとか、それから先ほど申し上げたスマートモビリティについては、学生の利用するレンタル自転車等の軽微なものから導入を始めるということなんですけども、これを中心にやっぱり住民がスマートモビリティ等についても何か利用しながら、この活用が活性化したときに曾於市全体につながるようなことは

考えられないものかなと思っているんですけども、市長いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今回の南九州獣医学拠点事業は、単なる財部駅から財部高校跡だけの問題だけではないというふうに思っております。

基本的には学生がどういう形で来るかといったら、場合によっては電車で来る方もいらっしゃるし、車で来る方もいらっしゃるだろうと思います。その辺のルートづくりはしっかりするべきだというように思います。

今回、国のほうからも新しい道路づくりの問題で、今、要請がありました。末吉財部インターから都城志布志道路につなぐ道路について、ぜひ検討してほしいという話がありまして、末吉の道の駅とこの財部高校跡のこの拠点事業とうまくつながったバイパス的な道路ができれば、またいろんな意味での活性化につながるのかなというふうに思っております。

また、この一つの事業を生かしながら、鹿大の獣医学部だけでなく、農学部、またその他の学部も巻き込んだものができていけば、私は非常に大きく前に進むのではないかなというふうに思います。

○5番（片田洋志議員）

凄く先が楽しみな計画がされるのかなというふうに思います。

当然、あそこは獣医学ですので、それに伴う牛、鳥、馬もそうですけれども、それに関して道路が整備されないと、当然、餌を搬入するバルク車とか、それも10トンのクラスの規模の大型トラックがもう毎日のように多分入って来ると思います。

また、中の整備とかいうところで、やはり大きな畜舎になりますと、それなりの道路の整備をしていかないと、近隣は凄く不安になるかと思えます。

そういったその後の高規格道路のような大きな道路もまた今後検討の予定があるということに併せて、地域の道路状況も整備の計画をうまく進めていただきたいと思います。

そして、あと牛と鳥のブランド化の事業について、今後取り組んでいこうということになっておるんですけども、せっかくこれは鹿大が生産を管理していく牛や鳥なんですけども、もしこれが曾於市のブランド化という名前をつけられるとするならば、当然、鹿児島は黒牛で世界的にも有名な、世界では黒牛和牛だったかな、鹿児島和牛ですかね、ああいうような形で販売されて、日本では黒毛和牛で非常に鹿児島の牛は有名でございます。

せっかくですから、この鹿児島黒和牛の中で、曾於の特色、例えば曾於黒毛和牛というような、これは例えの話ですけども、そういったまた鳥に関しても、今、黒さつま鶏とかというのが鹿児島県ではブランド化をされております。

ここに曾於という名前をつけながら、何か販売、それから飲食店にも提供できるというようなことまでできる。できるかどうか分からないので、市長としてそういったところまで考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今日の南日本新聞のこの間の特集でもカミチクさんが酪農と黒毛和牛を組み合わせをした肉質改善をやっておられます。そして外国にこれを提供していくという壮大なスケールの下で、もう確実に進んでおります。

当然、私たち鹿児島県を含めて、今回の全共で連続優勝しながら鹿児島県の黒牛を売り出す絶好のチャンスだと思います。その中で、このような施設が曾於市にできるという意味では、大きなこれはメリットがあるというふうに思っております。

今、言われました曾於黒毛和牛をぜひ名前をつけてPRできるような体制づくりを、やはりJAさんを含めていろんな生産者と一体となったものを、今、やっぱりやるべきじゃないかなというふうに思っておりますので、引き続き努力をしていきたいなと思います。

○5番（片田洋志議員）

前向きな御答弁をいただきました。例えば、いろんな地域の名前をアット和牛を売って有名になっているところもあります。その地域名を使って和牛を売っております。但馬牛とか、もう本当にその地域の近江牛とか、本当に神戸牛とかと、県ではなくてその地域地域で出している名前のもになっておりますので、ぜひその中に曾於というものを食い込ませられるような、また販売、事業ができればなと思っています。

また、それに併せて、今、ちょっとこれはいろいろ肉に関しても、今、国内では赤身を需要としている方が多いとか、若しくはサシが、世界的にはサシの入ったランク12のうち10以上の牛でないと売れないとか、今、肉質に関してもいろんな需要があると思います。

それに合わせて、需要に合わせた特産の、熊本なんかは赤牛なんかを出したりとかしておりますけども、そういう需要に合ったようなブランドのある肉作りというか、肉の販売ですね。作りというか、肉の販売等を考えていただければと思います。

最後に、市長のほうからちょっとお伺いしたいんですけども、この南九州獣医学拠点について、この事業は地方創生に関しての曾於市の今後の大きな展開を、長期的展望を一言お聞かせいただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今回の鹿児島大学との共同での獣医学の拠点事業は、最終的には内閣府の地方創生事業の中で支援をいただきました。というのは、国が都会から地方へ人の流れを

大きく移していくという意味での認可をしていただきました。

そして、同時にふるさと納税の企業版についても、令和3年度に申請をいたしました。これはどこの自治体が申請しても全て認められるというものではありません。

当然、その申請した理由が本当に地方創生事業としてふさわしいかということと、やはりふるさと納税の企業版を期間限定ではありますが、有効に使ってもいいですよという国からのお墨つきでございます。今、このチャンスが曾於市に届いておりますので、これを生かしながら曾於市の新しいまちづくりをこの事業とともに展開を確実にしていきたいというふうに思います。

以上です。

○5番（片田洋志議員）

それでは、最後にもう質問は終わりますが、今後の曾於市の一次産業、それから畜産業、林業、本当に先が明るいものになるかと思います。今後の執行部、そして市長、そして議員一同、曾於市の発展に今後務めさせていただきたいと思います。

質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

_____・____・_____		
休憩	午後	1時33分
再開	午後	1時34分
_____・____・_____		

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7、矢上弘幸議員の発言を許可します。

○4番（矢上弘幸議員）

4番、れいわ会、矢上弘幸です。

大きく8つの項目について質問いたします。

1、曾於市PR大使について。

①PR大使の現在の人数、活動及び任期について伺います。

2、市営住宅について。

①2階建て以上の市営住宅の入居率はどうなっているか。また高齢者の割合について伺います。

3、夏休みの小学校のプール開放について。

①夏休みにプール開放をしている小学校の数について伺います。

4、体育施設の状況について。

①財部の野球場、栄楽公園のグラウンドができてから何年経過しているか。また、雨で砂が流れて下からボラが出て、非常に危険だと多くの声を聞いています。応急処置ではなく、グラウンドを一から整備し直すことは可能か伺います。

②末吉総合体育館で、バスケットボールができなくなった理由について伺います。

③末吉総合体育館で、日中にバドミントンをしていると、窓からの明かりとシャトルが重なってプレイしづらいとの意見を聞きます。バドミントンのコートで90度回転して設置できるようにすることは可能か伺います。

5、市報そおについて。

①まちの話題で取り上げる基準について伺います。

②実は隣のスゴイ人の過去1年間の各町ごとの人数と今までの人数について伺います。

6、地域おこし協力隊について。

①地域おこし協力隊の任期満了後、そのまま本市に定住している方は何人いるか伺います。

7、ごみ収集について。

①プラスチックごみをごみ収集所に出した際、どのような不備があると回収されないのか、その基準について伺います。

8、市民提案型事業について。

①3年間、市から補助がありますが、3年間実施できた事業はどれぐらいありますか。また、4年目以降実施できている事業はどれぐらいあるか伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、矢上議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の3と4以外は、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の3と4については教育長に後から答弁させます。

1、曾於市PR大使についての①人数、活動及び任期についてお答えいたします。

令和4年5月末時点でのPR大使の人数については、18人となります。活動といたしましては、曾於市の魅力を全国に発信し、市が行うイベントの協力などをお願いしておりますが、近年はコロナ感染症によるイベント中止により活動できない状況であります。

また、任期は特に定めていないところであります。

2、市営住宅についての①2階建て以上の市営住宅の入居率、また高齢者の割合についてお答えいたします。

曾於市には市営住宅が878戸あり、そのうち平屋建て住宅が216戸、2階建て以上

の住宅が662戸あります。入居率は平屋建てが84.6%、2階建て以上が84.7%となっております。

高齢者の割合については、平屋建て59.9%、2階建て以上は36.8%となっております。

5、市報そおについての①まちの話題の基準についてお答えいたします。

あらゆる情報や出来事が掲載する基準となりますが、特に表彰やイベントなど、市民に広報すべき内容について、関係課や団体からの紹介などにより掲載しております。

5の②実は隣のスゴイ人の人数についてお答えいたします。

令和3年7月号から令和4年6月号までの1年間で、末吉町が1人、財部町が10人の合計11人となっております。また、これまでの合計人数は61人です。

6、地域おこし協力隊についての①任期満了後の定住している人数についてお答えいたします。

平成27年度以降、10人が協力隊として活動を行ってきましたが、3年間の任期を終了した後、2人が市内に定住しております。

7のごみ収集についての①プラスチックごみをごみ収集所に出した際、どのような不備があると回収されないのかについてお答えいたします。

収集運搬しない基準といたしましては、曾於市ごみ分別の手引きにございますが、正しく分別されていない場合、収集日と違う日に置いている場合、洗浄されていない場合等が回収されないこととなっております。

8の①3年間実施できた事業及び4年目以降実施できている事業についてお答えいたします。

市民提案型補助事業は、平成24年度から事業を開始しておりますが、昨年度までに3年間継続して事業を実施したものが15件であり、そのうち4年目以降事業を継続しているものが11件あるところでございます。

あとは教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、3、夏休みの小学校のプール開放についての①夏休みにプール開放している小学校の数についてお答えいたします。

本市では、現在、PTAを中心としてプール開放を実施している学校が10校ございます。また、水泳が苦手な児童に対して、学校主催で水泳教室を実施している学校が4校ございます。

4、体育施設の状況についての①財部の野球場、栄楽公園のグラウンドができて何年経過しているか。グラウンドを一から整備し直すことは可能かについて、お答

えいたします。

財部の野球場の建築年は昭和56年で、41年経過しております。栄楽公園のグラウンドの建築年は昭和54年で、43年経過しております。

財部の野球場においては、現在、ボラの出土が見受けられる箇所があり、先月、市の野球連盟と協議を行ったところ、ボランティアで今月の6月9日に簡易的ではありますが補修作業をしていただき、非常に助かったところです。

また、栄楽公園のグラウンドにおいては、砂の流出のひどいところは応急的に補修を行っているところですが、応急的な補修ではすぐに流出してしまうのが現状でございます。

グラウンドを一から整備し直すことは可能ではありますが、それなりの財源が伴いますので、今後も補修で対応してまいります。

次に、4の②末吉総合体育館でバスケットボールができなくなった理由について、お答えいたします。

末吉総合体育館は昭和53年度に建築されましたが、当初はバスケットボール用ゴールポストは設置されておりましたが、バスケットボールを行いたいとの声もあり、平成26年度に移動式のバスケットボール用ゴールポストを購入させていただきました。

バスケットボール用ゴールポストの移動設置については、管理人立会いの下、実施していました。しかし、使用に当たり利用者の不適切な取扱いがあり、事故につながるとの相談があったため、4年前より安全性が確保できないとのことで、使用を控えている状況であります。

なお、大隅体育館、財部農業者トレーニングセンターでは、固定式バスケットボール用ゴールポストが設置してありますので、バスケットボールをされたい方はこれらの施設を利用いただきたいと思います。

4の③末吉総合体育館のバドミントンコートは90度回転して設置できるようにすることは可能かについて、お答えいたします。

現在、バドミントンコートは大競技場の北側、南側に各3コートの合計6コートあるところです。天気の良い日は太陽の光が入り、プレイしづらいこともあるかと思います。プレイされる場合はカーテンを閉めたりして、プレイを楽しんでいただきたいと思います。

なお、コートを90度回転し設置することは可能だとは思いますが、支柱金具の移設やコートラインの引き直し等で多額の費用を要することになります。今後、床の改修等を計画した際は検討してまいります。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

曾於市PR大使についてですが、現在の曾於市PR大使の活動について、市民がよく分からないというところがあります。今、曾於市はふるさと納税で収入増を目指しているんですが、そのPR大使に対してふるさと納税のPRをしてもらうというのは可能でしょうか。

○市長（五位塚剛）

曾於市の特産品をPR大使の方々に送っております。当然ながら曾於市のふるさと納税のことについて、いろんな形でできたらPRしてほしいというお願いをしているところでございます。

○4番（矢上弘幸議員）

隣の都城市では、芸能人を使ってふるさと納税のPRをしています。CMをつくったりユーチューブで番組をつくったりしていました。ふるさと納税のPRをPR大使を使うことで、よりファンからしてみればふるさと納税してみたいと思うようになると思うんです。

しかも、楽天やふるさとチョイス、さとふるポータルサイトを經由すると、約10%手数料が取られますので、PR大使から曾於市のホームページのサイトを使ってふるさと納税を利用できないか、そういうふうな提案ができないかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

曾於市のPR大使の中でも、全く個人で独立していらっしゃる方については可能だと思いますが、いろんな組織、団体に入っている方もいらっしゃいますし、また公共的放送の立場にいらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういう意味では工夫をする中での何らかの商業的づくりというのは可能だというふうに思っております。

○4番（矢上弘幸議員）

私が、以前、ほかのふるさと納税をちょっと勉強がてらさせてもらったんですけど、そこの地にゆかりのある人から、市長からのお礼状はあったんですけど、ゆかりのある人からお礼状が届いて、こういうのがあるんだなということも感じました。なので、もし可能であればPR大使からのお礼状も一言あってもいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

その発想は全くありませんでしたので、曾於市にふるさと納税された方に曾於市のPR大使の方が名前を連ねていただいて、御礼を出してもいいですよということでは了解ができれば可能だと思います。そのことについても、ちょっと努力をしてみたいと思います。

○4 番（矢上弘幸議員）

前向きな回答をありがとうございます。

では、次に移ります。

市営住宅についてですが、現在、2階以上の建物なんですけど、高齢者や障がい者が結構多くなってきています。2階以上に両手に買い物袋を持って上がるとなると、手すりがあるんですけど上に上るのがきつかったりしますので、もし、今、市営住宅から市営住宅に引っ越しというのができないそうですが、もし可能であれば引っ越しができるかどうか伺います。

○建設課長（園田浩美）

それでは、お答えしたいと思います。

議員さんも御存じのとおり、市営住宅から市営住宅への移転というのは認められておりません。しかし、特定入居という形でできます。この分につきましては、公営住宅法の施行令第5条によりまして、この規定があります。ここもちょっと読ませていただきたいと思います。「既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状態からみて、事業主体が入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること」という形になっております。

つきましては、結局加齢でそういう身体的な部位が出てきたとなったときにできるということになっております。しかし、1階におきましては、高齢者の方の入居という形で人気があります。なかなか空かない状況もありますので、そこにその団地からその団地の1階のといったときに、たまたまタイミングが合わないとその入居がかなわないということもあるところでございます。

ちなみに昨年度、令和3年度に2件そういう移転があったところでございます。

以上でございます。

○4 番（矢上弘幸議員）

市営住宅に住んでいらっしゃる方からそういう意見が結構多く聞かれたもので、ちなみに引っ越しをするに当たっての費用というのはどうなっていますか。

○建設課長（園田浩美）

引っ越しにつきましては、自己都合という形になりますので、本人さんの移転という形になっていると思います。それ以外に市のほうでは入居に関してはいろんな政策もやっておりますので、また御相談いただければと思っているところでございます。

以上でございます。

○4 番（矢上弘幸議員）

なかなか引っ越しをするに当たって、周知されていないところもあると思いますので、今一度周知していただけたらなと思います。

では、次の質問に移ります。

夏休みの小学校のプール開放についてですが、近年、以前は2学期までプールがあったんですけど、現在はもう1学期だけになってしまい、また水泳記録会というのなくなっています。プール開放についてはPTAがするんですけど、保護者がプール監視をするというふうになっています。となると、小規模校だとPTAの負担がかなり大きくなるので、もし可能であればメセナプールを開放していただいて、午後からでもいいですので、曾於市内の小学生のプール使用はできるかどうかというのは、大丈夫かどうか伺います。

○社会教育課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

曾於市の市民プールにつきましては、皆さん方の使えるプールでございますので、そこにつきましては子供たちが来ていただければ開放ができるところでございます。以上です。

○4 番（矢上弘幸議員）

小規模校だと親が送っていかないとメセナプールに行くのがちょっと大変というがあるので、夏休みはスクールバスがないので、もしよろしければスクールバスを利用して大隅や財部の小学生も利用できるようにしたいんですけど、そういうのは可能でしょうか。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

スクールバスの利用に関しましては、あくまでの学校の通学に利用するものと考えておりますので、そのような利用は想定していないところでございます。

○4 番（矢上弘幸議員）

となると、親が送迎しないといけないということになって、結局はじゃあ子供たちは泳ぐことができないというふうになってしまうので……。子供たちがコロナ禍もあってプールの授業も減って、泳げない子も実際多くなっています。夏休みの期間中だけでもプールを無料開放とかできたら、子供たちが泳げるようになって、また学習意欲が沸くようになります。

学習意欲が沸けば、また学校に行きたくなくて、また体力の向上にもつながりますので、医療費削減にもなるんですけど、また水難事故からも身を守れるので、市にとってもいいことだと思うんですけど、市長はどう思いますか。

○市長（五位塚剛）

考え方としては、私は非常にいい発想の提案だというふうに思います。市にそういう施設があるのに、やっぱり利用者を増やすためにも非常にいいと思います。また、今、各農村部の小学校はプール開放をしないのが増えてきておりまして、やはりそれでは私もいけないのではないかなと思っておりますので、今、スクールバスの問題も出ましたが、頭からできないというんじゃなくて、どうしたらできるかという点に立ち返れば、また一つの道筋ができるんじゃないかなと思っております。基本的には私も賛成でございます。

○４番（矢上弘幸議員）

ありがとうございます。

夏休みのプール開放ができれば、また子供たちが泳げることができるようになれば、夏休みが終わってからも子供たちがプールを利用するようになるので、メセナプールの利用者も増えると思いますので、前向きによりしくお願いします。

では、次の質問に移ります。

体育施設の件ですが、私も先日、財部の野球場を見に行ってきました。グラウンドが凄くきれいになっていました。ただ、また梅雨時なので、また砂が流れ出てしまいます。県大会とか小学校の野球だったり、市外のチームがたくさん来ます。その中で例えばボラがたくさんある中で野球をするとなったときの曾於市内のチームから相手チームに対して、何か申し訳ない気持ちが起きてしまうんですね。

応急処置だけでなく、やっぱり本当に曾於市に来てよかったなと思ってもらえるようにするには、また一からグラウンドを整備し直すことが必要なんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○教育長（中村涼一）

議員の御指摘のとおり、今は応急処置ということで補修を行っていますが、先ほどの答弁で申し上げましたように、一から整備し直すと、曾於市内には３つの野球場がございます。もうどれも同じようなほぼ状態に近いということで、我々としては計画的に進めていきたいんですが、財源のこともありますので、ちょっとこの辺は持ち帰り我々も検討したいと思います。

ここで一からやり直すということは、少し申し上げられないところで、いろんな社会体育施設がほぼ曾於市の場合は老朽化している。優先順位としてどういうふうに進めていくか、そこら辺も十分検討しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○４番（矢上弘幸議員）

曾於市のチームも試合前には、野球場グラウンドの石ころを拾っているんですけど、それでも間に合わないというのがあります。大会をすることでお弁当屋さんや

飲み物とか購入、市にお金を落としてくれるので、グラウンドの整備を早くしていただけることを要望します。

では、次の質問です。

末吉の総合体育館でバスケットボールができなくなった理由なんですが、以前事故があったということです。ただ、今の子供たちは中学校、小学校の子供たちは親に送ってもらったりとか、財部や大隅に送ってもらわないとバスケットをすることができません。

にこにこ公園にもバスケットゴールがあるんですけど、屋外なので雨が降ったり、また夏の炎天下の日には熱中症を起こす恐れがあります。

末吉の総合体育館にバスケットボールのゴールを造るというのは難しいのでしょうか。

○社会教育課長（竹下伸一）

先ほど、教育長のほうが申したように、当初体育館につきましては、そういうゴールポストは直接壁に設置されていないということで、平成26年に簡易的なゴールポストを購入して実施をいたしました。

そういう中で、ゴールポストが倒れたということがありまして、それ以降使用を禁止にしております。やはり簡易的でなく当たり前のというか、テレビでよく見るポスト等がございますが、ああいうものは、電動式のものについてはちょっと高価なものになります。

財源等もありますので、壁に設置するのにつきましても、かなりの経費を、伸び縮みをするという形がございますが、そういうのもかなりの財源を要することでございます。

設置はできないわけではないですが、今後、そういう利用者増が図れば、今後また検討をしていきたいと思っておりますが、今のところでは大隅、財部、子供たちのバスケットにつきましては、小学校の体育館等も紹介しておりますので、そちらのほうを利用いただければなというふうに思っております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

分かりました。

では、3番目の質問に移ります。

バドミントンの件なんですけど、日中にバドミントンをするときがまぶしくてできないという意見が寄せられました。日中にバドミントンをするときには、カーテンを閉めて電気をつけてしないといけないため、利用料金が割高になってしまいます。

ほかのバレーとかをされているときは、カーテンを閉めるわけにもいかないので、結局はまぶしい中ですることになってしまうんですけど、その点についてはどう思いますか。

○社会教育課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

末吉の総合体育館につきましては、建てるときにちょうど高校総体があったということで、新体操が競技になっておりましたが、その関係でああいう感じの造りになった体育館になったというふうに聞いております。

やはり日中は太陽の光が入るということで、南側のほうが、北側と南側に大きな窓がございますが、やはりそこにつきましては、バドミントンにつきましては、やはり羽がちょっと小さいということで、目に入って見づらいということがございますが、先ほど言いましたようにプレイをする中ではカーテンを閉めていただいて、していただければなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

ほかのバレーとかをされている方がいたら、カーテンが閉められないということなんですけど、その中でカーテンを閉めてしまうとやっぱりその人たちも利用料金が割高になってしまうんですけど、それは大丈夫なんでしょうか。

○社会教育課長（竹下伸一）

カーテンを閉めれば暗くなって、やっぱり電気をつけたら夜間料金になって割高になるんじゃないかということかと思いますが、確かに昼間に利用すれば1人個人当たりの単価と夜使って電気をつけた場合には、やはり割高になるということですが、利用料金のことににつきまして、ちょっと私のほうから答弁のほう为难しいところでございますが、これにつきましては、上のほうと話をしていきたいと思えます。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

結局、だからバドミントンを先にしてカーテンを閉めて電気をつけていると、後からバレーをしに来た人とかが利用料金が割高になってしまうということになってしまうので、そのことも前向きに検討していただけたらなと思えます。

では、次の質問に移ります。

○議長（久長登良男）

ここで矢上議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

—————・—————

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、矢上議員の一般質問を続行いたします。

○社会教育課長（竹下伸一）

先ほどの総合体育館の件で、訂正をさせていただきます。

答弁の中で、私が体育館の構造については、高校総体の新体操の関係でああいう造りになったというふうに申し上げましたが、体育館につきましては、54年に建築をしております。総合体育館という形で建築をしておりますので、高校総体が構造に影響したということは訂正をさせていただきたいと思います。すみませんでした。

○4番（矢上弘幸議員）

市報そこのまちの話題についてなんですけど、見開きの2ページなんですけど、例えば大臣賞を表彰された方や会社とかとですね、ほかの話題が同じ扱いになっているので、大臣賞を取られたんだったら、もっと大きく扱ってもいいんじゃないかなと思うんですけど、その点についてはどうお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市報については、企画のほうで担当職員にほとんど編集を任せております。

一応、課長もチェックはしておりますが、大臣表彰と普通のことを同じ取扱いはどうかというのは、やはりちょっと、また違和感もあるでしょうから、そういう指摘があったということで、今後の編集の中で、もうちょっと見直しをした方がいいのかというアドバイスをしたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

曾於市の子供たちや曾於市民の方たちが、曾於市の大臣表彰された方や会社について誇りを持てるように、翌月でもいいので2ページぐらいで特集を組んでももらいたいのではないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

やはり広報紙は、市民の皆さんたちが見やすい紙面の作り方、だから見やすい紙面の作り方というのは興味を引くようなやり方が大事だと思います。だから、どうせ出すなら大きくどんと出して、小出しにしないというのが大事だと思います。

今の言われたことも含めて、ちゃんと指示をしたいというふうに思います。

○4番（矢上弘幸議員）

ありがとうございます。

では次ですけど、実は隣のスゴイ人なんですけど、過去1年間大隅の方が全然取

り上げられてないということで、大隅の方から「また財部、また財部」という声をよく聞きました。

でも、最初のほうは大隅の方が多かったというのは事実なんですよ。なので、せっかくなので大隅と財部、末吉、1年間4人ずつしていただくような感じにできないのかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

隣のスゴイ人の紹介でありますので、今回は末吉の人と大隅の方が載っておりますから、末吉の人が書いたときは同じ地域的に末吉の人に紹介し、またその人が末吉だったらどうしてもそれが末吉の人につながっていく。財部の人だったら財部の人のすごい人につながっていくわけですから、そういうのは実際にありました。

今後、1年間を通して公平にというか、旧町ごとにうまくなるような形でのやり方は工夫すればできないこともないと思いますので、それだけすごい人がたくさんいらっしゃるということがあれば、いろんな方法があると思いますので、またそれも含めて指示をしたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

それだけ、市報を楽しみにしている方がたくさんいらっしゃいますので、今後、検討よろしくお願いします。

では、次に移ります。

地域おこし協力隊についてなんですけど、今までに2人が定住しているということなんですけど、今までの方が定住されなかった理由について御存知でしたらお伺いします。

○企画課長（外山直英）

具体的な理由、把握してない部分もあるんですけども、任期を3年間無事にと言いますか、終了された方が、今現在10名のうち4名ということでございまして、3年間続かないということではないんですけども、いろんな事情があって途中でもう帰られたという事情がございます。

ですので、曾於市に何か不都合があったとか、そういった理由ではないと思うんですが、一身上の都合ということで私たちは聞いてるところでございます。

○4番（矢上弘幸議員）

今、曾於市は移住を促進しているんですけど、3年間地域おこし協力隊を任期満了した中で、2人しか今いない。4人中2人ですよ。半分しか定住できてないということにはそれなりの理由があると思うんですけど、その理由についてどう考えてらっしゃいますか。

○企画課長（外山直英）

地域おこし協力隊の趣旨から申し上げますと、まず地域を、もちろんそのままですけれども、地域おこしをしていただいて盛り上げるというのが第一の目的なんですけれども、3年間で月額報酬で申し上げますと約17万円程度でございまして、これで地域おこし協力隊の業務、あるいは3年後の定住に向けた起業というものを検討していただきます。中には、3年経過して会社を興されたり、御自分でいろんなお店を出されたりという方もいらっしゃると思いますが、なかなかそういう状況に至らなかったということが理由かと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

ちなみに、その定住できなかった任期満了後だったり、任期途中で帰られた方に対して、聞き取り調査とかアンケートとかは取ってないですか。

○企画課長（外山直英）

アンケートは取っておりませんが、理由としては、都市部へ帰って御自分の夢を実現させたいというような理由が大きかったというふうに記憶しております。

○4番（矢上弘幸議員）

地域おこし協力隊を採用して、それで満足するだけでなく、より定住してもらえように市も工夫しないといけないんじゃないかなと思うんですよね。じゃないと、移住促進しているのに、地域おこし協力隊の人たちが移住できなかったというのは、やっぱりそれなりに問題があるということなので、その点に対してはまた地域おこし協力隊からしっかり聞き取りをして、今後の地域おこし協力隊の採用に生かしていただきたいなと思います。

では、次の質問に移ります。

プラスチックごみの回収についてなんですけど、プラスチックごみは、例えばよく聞かれるのは、どれぐらい汚れていたら持っていけないのかというのが多いんですけど、その点について伺います。

○市民課長（上村 亮）

それでは、お答えいたします。

そのプラスチックごみがどこまできれいにすればよいのかということでございまして、プラスチックごみにつきましては、現在、処分料を支払いまして業者に引き取っていただいているところでございます。

ごみは、主にプラスチック製品、そして固形燃料として利用されているところでございますが、きれいなほど業者の需要が上がりまして、市が支払う処分料も安くなるところでございます。

市民の皆様には、異物を取り除いていただくこと、そして汚れているものは水ですすぎ、そして乾かしていただくことをお願いしているところでございまして、ど

こまできれいにするかということでは基準はないところでございますが、きれいなほど処分料が安くなるのではないかと考えておりますので、今後そのようにお願いをしていきたいと考えているところでございます。

○4番（矢上弘幸議員）

例えば、納豆のプラスチックのケースですね、あとはキムチが入っている容器、ミートボールが、お弁当のときに使うミートボールとかありますけど、その中でもどれぐらいまで、水洗いでもなかなか色が残ってたりとかしますよね、どれぐらいまで洗えばいいのかなというのもあり、お聞きします。

○市民課長（上村 亮）

お答えいたします。

そこにつきましては、手引きのほうにどこまでというのはないところでございますが、ただ、集配の業者さんのほうが見た段階で、ある程度きれいになっているということであれば、見た目のところで中身までできれば洗っていただいて、そして出していただきたいというふうに考えているところでございます。

○4番（矢上弘幸議員）

市民の中には、ごみを持っていかなかったということで、自宅でごみを燃やしたりとか、それが原因で一斉行政放送で家庭ごみを燃やさないでくださいと言ってますが、またそういう点に関しても、もう一度周知徹底してもらったほうがいいのかなと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

では、次の質問に移ります。

市民提案型事業についてなんですが、現在、市が20万円3年間補助しているんですけど、その20万円補助が3年後なくなるんですが、なかなか4年目以降は自分たちで20万円集めるというのは大変なんですよ。例えば、市が市民提案型事業を3年後検証して、引き続き継続して今度は市が事業実施とか、若しくは予算をつけて委嘱事業にするという考えはないのか伺います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

市民提案型の地域づくり事業につきましては、テーマ自由型と指定型がありまして、今言われた20万円ずつというのはテーマ指定型のほうでございまして、テーマ自由型であれば1年目が20万円が限度、2年目が15万円が限度、3年目が10万円が限度というところで、言われます4年目以降も継続していただく形で補助金額を下げながら、あとは自分たちでして、地域づくりに努めていただきたいという意味合いがあるところでございます。

今言われました、例えば指定型、3年間あって4年目以降は市が引き継げるもの

はないかというようなことでございますけれども、当然内容によっては、もし20万円がなくて4年目以降はもうしませんよというのであれば、その中で市が取り組むべき内容であるとか、あるいは市民のためになる事業であれば、それも当然考えられるところではあるというふうに思います。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

テーマ指定型であれば20万円の3年間ということで、自由型だったら20万円で15万円、10万円という補助率も変わっていきますよね。自由型になったら、だんだん自分たちの手出しが多くなってくるということで、年々やる気がなくなってくるんですよね。それが4年目以降は市が継続して事業実施してもらえとなると、もっとやる気が出てきて、じゃあ4年目まで頑張ろうというふうになるんですけど、そういう市民、自分たちが市民の皆さんが考えた事業を4年目以降市が継続してくれるってなると、また市民の皆さんがやる気が出てくると思うんですけど、どうお考えでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、これまで11年目になるところでございますが、60を超える事業を行っていただいております。その中には、当然奇抜的なところもありまして、いい内容でありますけれども、奇抜的なところがございます。

全市民にそれが恩恵を与えるような内容であれば、それも考えられると。先ほど申し上げたとおりでございますけれども、その内容によってはできますけれども、それを事前にどうやって市民の方に周知するか、「4年目以降は市が行いますから1年目から3年目までは頑張ってください」というふうに言えるかどうかというのも、少し検討しなければならないだろうというふうに思っております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

ということは、3年目が終わったときに検証をするということによろしいでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

1年目のところ、毎年ですけれども、ヒアリングといいますか、審査会の審査員の先生方、市民の方々、あるいは1人は大学の准教授でございますが、その方々に審査をしていただきます。10分、15分のヒアリングを行いまして、その事業が適するかどうか、この地域づくり事業の、補助事業に適しているかどうかというのを判断していただいて、答申を市長にさせていただいて、市長が決定するというような内

容でございますので、まず、その１年目、あるいは２年目のところで、それが市に本当に、市の行政としてやる事業であるかというのはなかなか判断できないというところもあるかと思います。ですので、そこ辺りの流れを見ながら、もしそれを市が引き継ぐのであれば、２年目、３年目を終了した時点でそれは検討していくのかなと、いうふうに思います。

以上です。

○４番（矢上弘幸議員）

同じ質問なんですけど、市長の考えをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

基本的には、総務課長のとおりでございます。

○４番（矢上弘幸議員）

はい、ありがとうございます。

では、４年目以降は市が継続してできるような流れになると、市民提案型事業も波に乗ってくると思いますので、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 ２時３２分

再開 午後 ２時３３分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第８、今鶴治信議員の発言を許可します。

○１１番（今鶴治信議員）

議長の許可を得ましたので、１１番、創志会、今鶴治信です。私は今回、大きく３つの項目について市長に質問いたします。

まず、第１に、新規就農支援事業につきまして、①国の支援事業のこれまでの制度と新しく今回変わりましたが、その内容について伺います。

②新しい事業が始まりますが、市としての対応について伺います。

③旧制度を含め過去５年間の利用者数について伺います。

大きく２番目の項目としまして、市民所得の向上について質問いたします。

①2019年、令和元年の統計が発表されましたが、過去５年間の推移について伺います。

②市長就任後の企業誘致の実績と雇用者数について伺います。

最後に、3番目としまして、地域振興住宅について質問いたします。

①地域振興住宅の安全性について伺います。フェンス、植木等についてであります。

以上、3つの項目について市長に質問いたします。明確な答弁を求めます。

以上、壇上からの質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、今鶴議員の質問にお答えしたいと思います。

1、新規就農支援事業についての①国の支援事業のこれまでの制度と変わった内容についてお答えいたします。

新規就農者に対する国の支援事業につきましては、令和3年度は、次世代人材投資事業として、青年就農者に対して最高150万円を支給する制度が主でありました。令和4年度からは、経営開始への支援として、最高1,000万円を支援する制度になっております。

その内容としては、これまでの年間150万円を上限として3年間の定額支給と、経営発展事業として機械・施設・家畜等の導入に対して県の支援の2倍を国が支援する事業も創設されております。

1の②市としての対応についてお答えいたします。

市の対応としては、畑かんセンターとともに新規就農希望者に対して聞き取り調査をしながら、事業申請の相談に応じております。

1の③旧制度を含めた過去5年間の利用者数についてお答えいたします。

過去5年間の利用者数は4人で、採択年度別では、平成30年度が1人、令和2年度が1人、令和3年度が2人となっております。

2、市民所得の向上についての①過去5年間の推移についてお答えいたします。

県の統計協会が発表した1人当たりの所得は、平成27年度が214万7,000円、平成28年度が220万8,000円、平成29年度が237万2,000円、平成30年度が230万1,000円、令和元年度が232万4,000円となり、過去5年間を見ると緩やかな上昇傾向と言えます。

2の②市長就任後の企業誘致の実績と雇用者数についてお答えいたします。

企業との立地協定を14件締結し、雇用者数については156人となっております。

3、地域振興住宅についての①地域振興住宅の安全性についてお答えいたします。

フェンスについては、宅地とそれ以外の土地との高低差が原則1m程度以上あった場合、安全性を考慮してフェンスを設置しております。また、庭木については、大部分が目隠しのための植栽で、入居者より虫の発生や剪定ができないなどの理由

で必要でないとの意見も多々あるところです。

以上でございます。

○11番（今鶴治信議員）

ただいま市長より1回目の答弁を頂きました。順次、質問項目に従って2回目以降の質問をさせていただきたいと思います。

まず、新規就農支援事業につきましてでございますが、国のほうでもいろいろ変化があって、農業人材強化総合支援事業が2021年度、それをここ何年か行われてやっと定着するのかなと思ったら、今回、いい方向に拡大したのかと思いますが、2022年から新規就農者育成総合対策ということで、先ほど市長からも答弁がございましたが、これまで給付として150万円は変わらず、経営開始型で最高1,000万円の支援をする制度となっているということでございました。

その中で、市としての対応は、今後、畑かんセンターと共に新規就農者希望者について聞き取り、それぞれ事業目的が違うでしょうから、具体的に組み込んでいくということでございましたが、この中で特に私も新聞等で分かったことではございますが、先ほどの片田議員の質問の中にもございましたが、志布志市の場合は、以前から何度も質問しておりますが、農業公社等でピーマンの研修を受けて、それで栽培技術を取得してから独立するというところで、その間、市のほうがされるのか、国のを利用されるかだけど、生活費として助成をする。曾於市の場合は、今後、公社として取り組む予定があるという市長の以前の答弁はございましたが、その中で今度のどこが違うかなと思ったところで、新規としてサポート体制構築事業というのが新しくなったということで、これまでなかった事業でございます。

そこで、JA、市町村ということで、我が曾於市にも関係があるということでございますが、農業公社等の研修農場による機械、施設の導入、また就農相談や先輩農家による相談技術指導などの支援にも使われるということで、これが補助率、国が2分の1でございます。将来、これからのことだと思いますが、もし曾於市のほうで公社等でそういう就農支援をしたら、この事業が使えるんじゃないかと思いますが、市長としてこの事業に対してどういう見解をお持ちか伺います。

○市長（五位塚剛）

曾於市の農業公社も、志布志市みたいにハウスを含めた農業をするための育成事業を開始したいなと思っております。当然、国の制度がまた新しく変わりましたので、ハードルは高い部分はあるんですけど、そういう希望者が出てきたときは、農業公社で対応できるように今後詰めていきたいというふうに思います。

○11番（今鶴治信議員）

その中で、過去、旧制度を含めたということで、年々、今、市長から答弁がござ

いましたが、ハードルが高くなってきたのかな、いい事業であるんですが。先ほどの答弁で頂きました、平成30年が1人、令和2年度が1人、令和3年度が2人が対象であったということではありますが、それぞれの作物というか、事業内容が分かっていたら質問いたします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

平成30年度がお一人ですが、露地野菜の栽培でございます。それから、令和2年度の方も露地野菜でございます。それから、令和3年度がお二人いらっしゃいます。お一人は施設の花弁、花です。それから、もう1人が露地野菜という類型になっております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

やはり先ほど同僚の片田議員からもございましたけども、曾於市の場合は和牛生産が盛んであるということで、そちらのほうも、私も若干和牛のほうもやっているんですが、やはり機械、牛小屋、そういう点に対しても、もちろん牛もでございますが、相当設備投資が掛かるということで、やはり今回聞いた中で露地野菜、施設野菜が1件入っていましたが、そういう方が多いということで、露地野菜もいろいろ多品目されているのかもしれませんが、参考までにどういう野菜を作られているのか、また、販売先等は道の駅、公設市場等ございますが、どういうところに出されているか分かっていたらお伺いいたします。

○農林振興課長（竹田正博）

それではお答えいたします。

この方々につきましては、非常に多品目の方が多いようです。ショウガ、ニンジン、キャベツ、里芋、大根、それから、お一人は自然薯という方もいらっしゃいます。露地野菜については、それが中心ということになります。

それから、施設の花弁、花の方につきましては、大隅の方ですが、ソリダゴという花の品種を作られております。

出荷につきましては、それぞれ自然薯等は契約栽培というふうに聞いております。あと、それぞれJAさんを含めて野菜類は出荷をされているようでございますが、契約栽培の部分もあるようでございます。あと、ソリダゴ等は農協さんを通じて出されているというふうに聞いております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

今回の新しい制度で特に条件も厳しかったんですが、就農準備型資金として、こ

れまでもだったんですが、2年補助がある。今回、親元就農後も5年以内に独立、自営就農をするケースも対象になるということでございましたが、これまで親と違う、野菜だったら、それこそ和牛をするということで、完全に親と違う事業だった場合が対象であったということでありましたが、今回、これも認められるということで、大分可能性が多いんじゃないかと思いますが、この件について市長の見解を伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、制度についてでございます。

おっしゃるとおり、今までの資金につきましては、全く新たな品目でということになっておりました。今回、変更になった点は、その同じ経営でも対象にはなるんですけれども、それをさらに発展させていくという経営計画をつくらなければならないということになっております。したがって、将来的にその方がその経営を引き継ぎながら、より規模拡大、発展していくということが条件ということになっているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

今、特に新規で、もし市外、市内でもいいんですが、取り組まれる場合、第三者経営移譲も大分浸透しつつあるんじゃないかという、そういう点で対象者がいるかどうかは分かりませんが、和牛生産等で高齢で辞めていかれて、市のパドック事業等で建てられた牛舎等がもし空いていたり、そういう点でもし誰かが利用される可能性があるというのは、畜産課等で把握されていたら質問いたします。

○畜産課長（野村伸一）

それではお答えいたします。

肉用牛の高齢化に伴いまして、離農又は廃業というような農家につきましては、全て畜産課のほうで把握しておりまして、その中で最新のやはりパドック牛舎、こういう牛舎等を保有されているところ等であれば、今後の利用とかそういうものについて、農家さんのほうと協議をしているところでございます。

現在のところ、そのような大規模のところでの廃業につきましては、もう既に新たな縁故関係とかそういう方々に貸付けをすとか、そういうことでされているところが大部分でございまして、これからもそういうところがございましたら、新規就農者あるいは規模拡大者、そういうところにあっせんしようということで話は進めているところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

先ほど市長のほうから、施設野菜的なもので、公社等で今後取り組んでいけたら

という答弁がございましたが、具体的に、今そういう場合、実証圃としてそういうハウス施設を市が建設して、そこで研修を将来的でしょうけどされるのか、また、現在、実際やっつけらっしゃる農家のところでそういう実務体験とかをさせていく予定なのか、今後のことだとは思いますが、市長はどうお考えか伺います。

○市長（五位塚剛）

農業公社の在り方については、この間、協議会でも議論しているんですけど、農業公社の近くの土地をできたら購入したいということも考えております。また、園芸については、市内で専門的に成功している方がいらっしゃいますので、そこに農業公社から派遣して、そこで技術を覚えてもらって独立をするというのも、一番確実な方法だと思っております。

そういうことも含めて、いろんな角度から検討をしていきたいなというふうに思っています。

○11番（今鶴治信議員）

先ほどの片田議員の内容にもかぶりますが、ぜひ、やはり農業をやりたいという方は今後増えてくると思っております。その中で、何を作って、そしてまた家庭を持って生活していかななくてはいけない、農業は生業でありますので、子育てまでできるような、十分ある程度の所得を確保しなくちゃいけないということで、独り立ちするまでは、本当、技術的、いろんなバックアップ体制が必要だと思っております。

特にこの国のこういう事業を受けながら、生活費を確保して、また技術を勉強していくということで、ぜひこういうのも利用していただきたいと思っております。

私も志布志市松山町の方でございますが、畜産、和牛生産をされていまして、この前ちょっとお会いして、牛のほうはもう辞められたんですね、牛小屋が空だったもんですからと言ったら、詳しいことは聞けなかったんですが、研修に来られた方が牛から全部後を引き継いでいただいて、多分、牛舎は別なところだったんだと思うんですけど、後を任せて、ちょうど私も農業を辞められてよかったという話がございましたので、先ほど、畜産課長は、今、徳峰議員の質問にもございましたが、5月がかなり子牛の値段が下がったということでございましたが、これまで結構安定していましたので、子牛生産の意欲はまだ高いと思っております。そういう市長のほうのハウスで施設野菜、また、畜産のまちでございますので、牛のほうもそういうふうにして、空き牛舎等が、また機械等があれば、こういう最大1,000万円のものを使える場合だったら、そういうのを利用しながら少しでもそういう初期投資を減らしたらやってくるんじゃないかと思います。

そういうところで、いろいろ国の事業とかも畜産でもあると思うんですけど、和

牛生産でそういうふうなどこかで研修を受けて、新規で始めたいという場合に、モデル事業的な指標といたしますか、野菜もなんですけど、そういうのをぜひ、できているのか知らないですけど、畜産課のほうで和牛生産だったら何十頭ぐらいで今の、ちょっと今飼料が高いですけど、どのぐらいだったらやっていけるというそういう指標みたいなのはできているのか伺います。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

新規就農に限らず、畜産経営で生計を立てるといようなことでいきますと、子牛価格を我々が今のちょうど5月の子牛競り市、この価格が大体最低の価格であろうということで、大体農家の経営計画を作るときに、去勢70万円、雌60万円、平均の65万円という計画をつくるわけでございます。その中で、経営規模といたしましては、肉用牛生産の場合で50頭というようなものを計画を出しているところであるわけでございますが、それにつきましては、やはり新規でありますと、どうしても初期投資、こういうものが非常に大きくなる、特に土地、機械、また施設、牛舎です。そういうものへの初期投資が非常に大きいということで、新規で就農する場合の資金計画を作っていきますと、なかなかそれは厳しいといようなことがございますけれども、今、国の資金の中で新規就農に関わる制度資金がございます。これは認定就農者というものになりますと、国のほうで新規に始める場合に3,700万円を上限として無利子融資いたします。

我々が今提案しているものは、そういう新規で始められる方は、その限度額内であればできますので、そういう規模ですので、どうしても50頭規模というものにはなりませんけれども、当初は20頭規模とかそういうものから始められて規模拡大をしていただくというものを進めているところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

市のほうでも試算をされているということで、旧制度でございますが、私の知人の息子さんもこの準備型を含めうまく利用されまして、最高150万円の開始型で2年間研修に行かれて、そしてあと3年、牛を始められて、結局、新しい制度はどうか分かりませんが、旧制度では所得が上がるともうこの150万円が停止になるということで、お父さんの跡を継いで経営者になった方は、もう1年でもらえなくなった方もいらっしゃる。そういう中で、生活費の150万円を、それは私も相談を受けましたので、県の畑かんセンターの畜産、畜産ですので、よく相談してこの制度にのっとったように手続をしていったほうがいいんじゃないですかということで、うまく県の先生方がそういうふうに取り組んでいただいて、今は40頭規模にな

っています。

そういうふうにして、その150万円で生活をしながら、融資を受けたりして牛を増やして、その子牛が生まれましたので、またその牛を自家保有にできるということです。うまく市のほうとタイアップして、そういうふうに取り組んでいけば成功例もございます。

ただ、そこは実家が畜産をやってらしたので、経験が全然ゼロだったわけじゃないですけど、本人はほかの職種から牛を始められたので、十分に研修制度を先進地で受けられ、曾於市の牛の中で勉強をしながらこういうのをされたら取り組めると思います。

ただ、私も自分で少しやってみて思うのは、今は、建築資材も高くなっていますので、できれば最初のうちは10頭ぐらいしか養えない牛舎でもいいと思うんですけど、そういうところでも貸していただければ、力をつけてからまた増やしていけばと思うんですけど、大きいそういうパドックじゃなくても、辞めて統計的にも飼養農家が減っているという報告もございましたが、そういう牛小屋でも貸していただけるようなところは探していけばあると思うんですけど、大きなパドックじゃなくてもそういうところは把握されているのか、畜産課長に伺います。

○畜産課長（野村伸一）

畜産農家の特に肉用牛生産農家につきましては、先ほども申し上げましたとおり、高齢化等により廃業される方がいらっしゃいます。そういう農家につきましては、後の利用、また、現在の飼養体系、そういうものにつきましても全部調査をいたしまして、今後、借りるという方があったら貸していただけないでしょうかというようなそういうところまで調査をしております。

そういう中で、ほとんどの小規模農家につきましては、住宅と隣接したところに牛舎等がある、あるいはもう老朽化しているというようなことで、なかなかそういう貸し手のところはございません。ただ、今現在、飼育されている中で、もし辞める場合には、誰かいたらあっせんしていただきたいというようなことはあるところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

牛の場合は、本当に設備投資が掛かります。私の知人の方が、ちゃんと農業委員会の許可を頂いて土地を購入されて、牛舎を建てる段階で、やっぱり周囲の環境問題もございますので、すごく反対をされて、許可は頂いていたんですけど、諦められたという例もございます。

和牛の場合は、さほど臭いはしないんですけど、やはり住宅街とかがあった場合

は、そういうこともありますので、ぜひそういうことも調査されて、利用できるところは利用されて、新規就農に尽力いただきたいと思います。

また、市のほうもこれから新しい事業ということで、内部的にはこれから煮詰められていくと思うんですけど、この事業をよく利用していけば、本当、市長が目指される公社でのそういう研修制度にも生かしていけるんじゃないかという事業であると思いますので、もう一度市長のこの事業に対する取組について伺います。

○市長（五位塚剛）

いずれにしても、新規就農者を育てるのが非常に大事な我々行政の役目でもあります。まず農業をやりたいという声を聞いたら、すぐに農業委員会やら私たちの農林振興課、また畜産課に相談してもらえれば、場合によっては牛舎のあっせんとか、またハウスのあっせんとかいろんな形で支援をしたいと思います。

ついこの前ですけど、志布志の若い夫婦の方で奥さんがハウスをやりたいということで、使っていないハウスを安く探しているんだとういことで相談に来られました。そういう形で、やはり最初は大きく設備投資をしない形で、トラクターにしても中古品でもいいわけですから、まずあまり設備投資をしない形で、畜産に対しては先ほど出ました10頭ぐらいをめどに始めて、本当にある程度のノウハウができて、うまくいくなと思ったら少しずつ規模拡大をすることが大事だと思っています。

今後引き続き、農業公社とも連携して取り組んでまいりたいというふうに思います。

○11番（今鶴治信議員）

第1項目は今の市長の答弁でお終らせて、次の2番目の市民所得の向上について質問いたします。

先ほど、過去5年間ということで、この前新聞で報道されたのは、2019年、令和元年でございました。統計上時間がかかるのでこれが一番新しいデータでございしますので、これに基づいて質問いたします。

過去5年間ということで、昨年よりは今年は曾於市は1%伸びたということで、232万4,000円でございます。その中で、県平均が255万8,000円、これが数字上、市民一人一人の給与所得ということじゃなくて、計算式があって、市町村所得と市町村の総人口、それに雇用者報酬、企業所得及び財産所得と人口で割った分ということで、正式に曾於市1人の所得というわけじゃないですけど、客観的に数字でございしますので、この中で、平均を上回ったのは市町村で9市町村ということで、曾於市の場合は255万円、平均で232万円ということでまだ足りないところでございます。

その中で、旧曾於郡の志布志市と大崎町は平均を超えているということで、以前も同僚の徳峰議員が市長にされましたけど、農畜産による5つの指標で所得倍増を

目指したまちづくりをうたっていると思います。その中で1%は前年度より増えたんですけど、倍増には目標はですけどなかなかいかないということで、この辺の要因について、市長なりの見解があれば伺います。

○市長（五位塚剛）

この統計が正確な数字かというのは、なかなか立証が難しいというふうに思っております。現在の農業で見た場合に、やはり500万円以上稼がないと生活が私ではできないだろうと思っております。年金をもらって生活をされている方はそうでもないと思うんですけど、やはり若い夫婦で農業を中心としてするんですしたら、やはりもっと高い目標で頑張らなければならないと思っております。

私は一般的に、できれば公務員以上の所得が出るような農業をしてほしいということも常々言っておりますが、それは農業のやり方の経営の仕方もいろいろあると思います。そういう意味では、成功している人たちがいっぱいいらっしゃると思うので、そういう人たちのノウハウを生かして、また取り組んでもらえればそれなりの所得の向上ができるというふうに思っております。

○11番（今鶴治信議員）

統計でございますので客観的数字ということで、これを基に質問いたします。

市で言いますと、19市のうち大体過去3年間で私も自分で調べてみたんですけど、鹿児島市が市としてはトップで、曾於市は19市中13位でございます。ということで、なかなか1つ上のほうに行くのも、企業会計も入っていますので、そこが難しいのかなとも思うところでございます。

その中で、農畜産物に所得倍増でございますが、やはり市の誘致企業についても、今回、市長に就任されてから14件、令和3年も先ほど実績として報告がございました。雇用者数が非正規を含めてでしょうけど156人となっているということで、私の感じでは商工業みたいなのが多くて、そんなに雇用は増えていないのかなと思ったところでありますが、156人ということで働く場所ができたということで14件、主に製造業も今回3件ということでございましたが、どういう業種であるか伺います。

○企画課長（外山直英）

特に大きいのは製造業が多いんですけども、製造業の中でも漬物の製造販売ですとか、それから雇用者数が多いのは農産加工品の製造をやられている会社が多いようでございます。

○11番（今鶴治信議員）

これからのことだと思うんですけど、あと2社交渉中ということでございましたが、ここで報告できる範囲でいいんですけど、どういう職種であるぐらいがもし分かっていたら質問いたします。

○市長（五位塚剛）

1 社につきましては、私たちの曾於市にウナギの養殖場を持っている会社でございます。その会社の方に、できたら曾於市内でウナギの加工場を造ってほしいということをお願いをいたしました。当初は鹿屋のほうで加工場を造る計画でしたが、本社まで行って哀願いたしまして、曾於市でウナギ加工場を造っていただけるということで、ほぼ決定になったところでございます。

もう一つは、都城、鹿屋、霧島地域におけるいろんな食料品の販売する大手の会社でありまして、曾於市にちょうど物流の中心的地方であるからということで、今、最後の詰めに入っているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

ウナギの養殖場は私も存じていますが、そこが加工会社を建てていただけるということが実現すれば、非常にすばらしいことだと思います。前回私も質問しましたふるさと納税のこともございますが、やはり生きたウナギは送れませんので、こういうふうに加工作ると非常に曾於市のふるさと納税、またPRにも効果があると思っていますので、ぜひ詰めで大変でしょうが、頑張ってくださいと思います。

先ほどの片田議員とここがちょっとかぶってしまったんですけど、今後、この2つで工業団地が完売するんじゃないかということでございましたが、今、都城志布志道路もほとんど開通間近になりまして、この前の開通式のときも私も議長代理で市長と一緒に参りましたが、挨拶の中で工業団地も最初のところは完売、第2工業団地ももう予約で完売、第3工業団地も造成しなくちゃいけないかという都城の勢いのある挨拶でございました。

また、新聞等で志布志は特に港湾がございますので、曾於市とは違うんですが、港湾を整備した後、大手企業が立地の報告があったということで、ウナギの加工場は本当いいニュースでございますが、それにも将来を見据えて、曾於市もぜひ次の、すぐにはできないと思いますので、大隅町、末吉町、財部町にこだわらず、ぜひ新たな工業団地を造成していただきたいと思います。

先ほどの答弁では胡摩地区のほうも利用できる場所は利用したいという説明でございましたが、あそこもちろん利用すべきところだと思いますが、本格的な場所をすぐには決まらないと思いますので、何社も来れるような立地条件のいいところをぜひ早めに検討していただきたいと思いますが、先ほどと少しかぶるところでございますが、市長の見解を求めます。

○市長（五位塚剛）

企業誘致をするためには、交通網がいいということと、企業の工場が建ったときに排水の条件が整備ができること、それと、いろんな周辺の住宅街との関係で間

題のないところ、いろいろありますので、大隅町のほうにアヤベの跡の建物もありますので、ここは広大な面積ですので、次の企業誘致としてできないかということを含めて、今、検討をしております。

あと、そうなったときには、当然ながら議会のほうにもお願いして取得しなければなりません。全国の中でも曾於市にまた来たいという声も一部ありますので、そういう人のためにもやはり手立てが必要だと思っております。

ウナギ加工場については、近い将来にもう建設が始まるかもしれませんが、問題は労働者の従業員の確保ができるかというのを非常に心配されておりますので、私たちもそういう雇用の場を広く求めながら、今後も推進していきたいというふうに思います。

○ 1 1 番（今鶴治信議員）

農業所得の向上ももちろんでございますが、やはり企業誘致等による、市長の危惧される、若い人が減ってきていますので、せっかく企業を誘致しても地元の人が働いてもらわなくては、なかなか安定した雇用に結びつかないと思っております。

この前頂いた資料の中でちょっとデータが古いのですが、第1次産業が、これが平成27年の国勢調査による分だと思います。27年の分であります。第1次産業が曾於市で3,696人、第2次産業は3,825人、第3次産業は9,643人ということで、やはりもう農業の所得が少々増えただけではなかなか市平均の所得は向上しないということで、やっぱり第3次産業は非常に増えているということでございます。今後、頂いた資料の中でも生産年齢人口が令和2年度で1万5,842人、65歳以上も1万814人ということで、それにゼロ歳から14歳は3,650人ということで、本当に企業誘致を含め、何らかの先ほどの移住定住の質問もございましたが、総合的にどうにかして人口減に歯止めをかけなくちゃいけないと思っております。

その中で企業誘致、やっぱり働く場所がないと若者が定住しませんので、ぜひアヤベの跡を含め、工業団地を増設して新しい企業を呼んでいただきたいと思います。

第2項目につきましては、以上で終わります。

最後に地域振興住宅について伺います。

私の地元の見帰地区も昨年度、2棟、振興住宅が完成しました。あと1棟残っているところでございますが、その中で、1つのところが県道に面して交差点の近くでございまして、非常に立地としてはいいんですけど、安全上、子供がまだ小さいから飛び出したときは危ないのでフェンスとかは設置できないかという相談がございました。

その中で、市に伺った際に、先ほど市長答弁でございましたが、造成した後の畑の段差があるということかそういう条件があるということで、それはちょっと難しい

たいですよという報告はしたんですけど、クヌギなどがこれまでは植えてあったので、クヌギじゃなかったらほかの木なんかはどうでしょうかねと言ったら、そういうことでもいいということでございしましたが、今回、今年からというか5棟建ったんですが、ほかの大隅町までは行けなかったんですけど、ほかの深川のところも見に行ったら、何も隣の境界の所に樹木も植えていないということで、ここに理由が書いてありますけど、具体的理由について伺います。

○市長（五位塚剛）

憶の方からも直接相談がありました。基本的には今の状況では問題はないんですけど、子供さんが歩き出して1人で外に出たときに危ないということを言われました。それはもうどこの振興住宅も一緒でございます。子供が勝手に外に出歩く、そのことについては、親の責任でちゃんと見てくださいというお願いをいたしました。

フェンスはどこもまだ振興住宅はしておりませんが、自らがフェンスを全部立てたいというのであれば、申請すればちゃんと許可をいたしますよという話もいたしました。

また、植木については、今、ヒトツバを中心として境界の関係で今まで植栽しておりましたが、ヒトツバは虫が発生して、消毒ができない方については大変な心配をされているようでありまして、植木についてはもう要りませんという方もいらっしやいましたので、そういうところについては植栽はしておりません。

市といたしましても、なるべく経費をかけない形でしておりますけど、今後の一つの対策は何か考えなくてはいけないのかなというふうに思っております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

私も建設課に話を聞きに行ったとき、ある程度の話は聞きました。その中で、好意で市が境界に植えたのは手入れをされなかったりして、昨年は特にヒトツバ関係は害虫が異常発生したということで、市の市営住宅、振興住宅だけではなく、いろんなところでもう立派な木も枯れております。

その中で、しかしながら、2棟建っているうち、もう1棟のところも意見を聞きに行ったんですが、あいにく留守でした。しかし、もうそこは境界があるということで、畑と1mぐらいの段差があるからフェンスがあって、ヒトツバももう植えてあって、昨年中にもう2棟、区画のうちの1画があったら植えてあったという話を聞きました。

その中で、人それぞれでしょうけど、子供のことを心配されて、それはもうリスクは親の責任だと市長がおっしゃるのはごもっともだと思いますが、しかし、曾於市に縁があって、曾於市に住んで子供を育てたいという気持ちで来られて、やは

り市のほうでそういう答えだったから私に相談があったと思うんですが、ちょうど総会の時期にそういうことがあって相談がございました。また、地域の方からもございました。多分挨拶に行ったときそういう話をされた。そういうときにもう1棟隣が残っているわけですが、市のほうで飛び出し注意の看板は立ててあって、本人がネットみたいなのを張ってありますけど、風が吹いたら倒れそうなやつでした。

その中で、市に振興住宅を安価で立派なのを造っていただいてよかったなと市外から来て、子供が心配でそういうのはないんですかと言われて、フェンスは分かります。費用も掛かるし、どこも全部つけてあるわけではございませんので、段差のある所ということで。しかしながら、これまで建っているところにはちょっとそういう植木が植えてあって壁がしっかりできている。それで住んでいる住民もいろいろですので、それに対して苦情を言われる方もいらっしゃるということで、私も自己責任で手入れぐらいはされないかなということで憤りを感じたところでございますが。しかしながら、隣接する隣のところにも何もございません。まだ小さいからいいんですけど、そういうことで近所付き合いとかそういうのでトラブルになりそうなこともあるんですけど、本人が自己管理をしなくちゃいけないと思いますよと言ったら、そういうことはするということでございましたが、予算とかは掛かるんでしょうけど、去年は去年、そういうことに対して自己責任でちゃんと管理するから植木を植えていただけませんかというのはぜひ対応すべきじゃないかと。今年は5棟のうち1棟申込みがあったけど、空き家のほうに行ったから結果的にゼロという報告でございました。

やはり今後、振興住宅事業を続けていって、これからもそういう人に来ていただきたいという気持ちから、誠心誠意市ができることは、植木ぐらいは本人が管理をするという条件があったら植えるべきじゃないかと思うんですけど、それとまた、ヒトツバに虫が湧くんだったら、管理が簡単だというほかの木でもいいと思うんですけど、その辺の対応を考えずに、もう100かゼロかという感じでもうやめたというのは、あまりにも暴力的な判断じゃないかと思いますが、この件に関して市長はどうお考えか伺います。

○市長（五位塚剛）

植木については、本人さんの希望で植栽してほしくないと言われたからしているのであって、基本はちゃんと、今までもずっと隣地の境界ということで植樹をしておりますので、本人が希望されればちゃんといたします。もう市が全部やめたというわけではありません。

○11番（今鶴治信議員）

建設課長に伺います。私はこのことについて以前相談に行って、6月で補正をお願いしたいと思いますという答弁でございましたが、結果的に何で補正を組まない。本人は自己管理でやるから植えてほしいという私は意思を通じましたけど、どうしてそういう結果になったのか伺います。

○建設課長（園田浩美）

それについてお答えしたいと思います。

まず、うちの係のほうでそれについてのお願いがあったときに、どのようにしたいですかとお答えいたしました。そして、本人はそれについても、また市長のほうに相談をしたいということがありましたので、その結果を待とうかということでした。その結果、本人が簡易でもいいですから、個人のほうでつけるという答えが出ましたので、そしたらそれを待とうかという形になったところでございます。

以上でございます。

○11番（今鶴治信議員）

私はこの質問をするに当たって、本人にちゃんと意思確認をしてやっておりますので、先ほど市長が希望があるんだったら植えてもいいという話でございました。本人は自己管理でちゃんとするというのは約束しましたので、それは市がちゃんと確約書か何かを取ればいいんじゃないですか。これまでずっと立てておられて、今まで住んでおられたところの人が苦情を言ってきたということと、今回新しく住まわれる方が何も知らずにあそこはヒトツバが植えてあるのに、うちは植えていただけませんかと言っているのに、今年からやめましたとあって、本人が納得していないから私に相談があったとこでございまして。ぜひそこを勘違いしないようにして、もう一回市長に伺います。

5棟あるうち、見帰の団地は1棟はもう植えてありますので、もし自己管理等に責任を持つと言ったら、希望があったら先ほどの答弁では植えてもいいということでもございましたが、それは可能であるのか伺います。

○市長（五位塚剛）

先ほども言いましたように、本人の了解が取られてヒトツバの植栽でいいというのであれば、今からでも多分できると思います。それで、あとの自己責任の問題ですが、当然、どこの振興住宅も出入り口はほとんどどこのところもみんな閉鎖してありません。車が出入りするところですから、やっぱり子供たちが出てもけがないように、そこは親の方が注意深く育ててもらわないと、そこまで全て市の責任だというふうになると、非常にこれはまた市の負担も非常に大きくなりますので、そこは理解していただきたいと思います。あとのことについては、ちゃんと地権者のために、市としてやるべきことはちゃんとやりたいと思います。

○11番（今鶴治信議員）

分かりました。明確な答弁を頂きましたので。私も壁までせえということじゃありません。県道沿いに沿ったところにこれまでヒトツバが植えてあったから、それは課で聞きましたが、虫が来たりいろいろ苦情があって、今年からはもうそういうことはやめましたと、善意でしていたのをこれまでの居住者にそういうふうにならわれたら気持ちは分かります。ただ、本人がちゃんとそういうのをしなくちゃ駄目だそうですねということで、ヒトツバ以外で虫が出てくるんだったらどうかということとはヒトツバでもいいと思いますので、自己管理が当たり前のことで、車の出入り口のところはもう空いていますので、隣の敷地もまだありますので、ぜひ私の相談内容のところだけじゃなくて、希望があった場合は何らかの措置をしていただく、そしてまた課のほうもせっかくされて苦情を言われたら大変ですので、そこはちょうど今回希望があり、そういうことはしないということでございましたので、そういう確約を取ってちゃんと自己管理をするというのがあって、もし植えていただけるようなら植えていただきたいと思いますので、ぜひ本人にそのように伝えますので、今後とも新しい振興住宅等の安全性については、ぜひ配慮を願って、私の一般質問をこれで終了いたします。

○議長（久長登良男）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日15日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時29分

令和4年第2回曾於市議會定例会

令和4年6月15日

(第4日目)

令和4年第2回曾於市議会定例会会議録（第4号）

令和4年6月15日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 一般質問

通告第9 山中 雅人 議員

通告第10 岩水 豊 議員

通告第11 瀬戸口恵理 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 山中 雅人	2番 出水 優 樹	3番 瀬戸口 恵 理
4番 矢 上 弘 幸	5番 片 田 洋 志	6番 重 久 昌 樹
7番 鈴 木 栄 一	8番 上 村 龍 生	9番 岩 水 豊
10番 渕 合 昌 昭	11番 今 鶴 治 信	12番 九 日 克 典
13番 土 屋 健 一	14番 原 田 賢一郎	15番 山 田 義 盛
16番 大川内 富 男	17番 渡 辺 利 治	18番 迫 杉 雄
19番 徳 峰 一 成	20番 久 長 登良男	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 梅 木 康
主 任 富 永 大 介

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	鶴 田 洋 一
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	平 千 力
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	安 藤 誠	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一

財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸 一 郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	園 田 浩 美
市 民 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	新 澤 津 友 子
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	森 岡 雄 三
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	笠 野 満	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一
財 部 支 所 産 業 振 興 課 長	池 上 武 志		

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（久長登良男）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第9、山中雅人議員の発言を許可いたします。

○1番（山中雅人議員）

1番、れいわ会所属、山中雅人。大項目4点について質問いたします。

1点目、公の施設の指定管理者制度について。

①指定管理者の選定において、情報公開、選定委員の人選等の現状の運用体制について伺います。

2、重要実績評価指標について伺います。

①まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPIにおいて、48項目の中で高が9、低が34、中止が5となっている。新型コロナ感染症の影響も考えられるが、全体として目標達成が低調である原因について伺います。

3、小学校の児童数の見通しについて。

①本市の令和3年度の出生者数が126人と、前年度の172人と比較してマイナス26.7%と非常に少なくなっている。その原因と今後の対応策について伺います。

②本市には現在19の小学校があるが、令和3年度の出生者数が今後も続く場合、学校の存続に多大な影響があることが予想されます。大隅南小学校の閉校などもありましたが、今後の初等教育における施設維持の方針について伺います。

4、本市の動物愛護政策について伺います。

①近年、本市では飼い主の死亡などによって野良猫が近隣トラブルを起こすケースが増えています。市では、今年から兵庫県の公益財団法人と協力して地域猫などの飼い主のいない猫の去勢・避妊を進めているが、現状の進捗や課題について伺います。

以上、4点でございます。

○市長（五位塚剛）

山中議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1と2と4については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の3については、教育長に後から答弁させます。

1、指定管理者制度についての①選定における情報公開、選定委員の人選等の現状の運用体制についてお答えいたします。

指定管理者の選定については、曾於市公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱に基づいて選定をしているところです。

情報公開につきましては、要綱第6条において、選定委員会における審査結果は、市民等に公表するものとなっております。今後、公開の方法を検討して実施していきたいと考えております。

また、選定委員の人選につきましては、要綱第3条において両副市長、教育長、総務課長、両支所長とその他の委員長が特に必要と認めた者をもって組織するとなっており、現在、委員会開催時の指定管理施設担当課長と財政課長が入っております。

2、重要実績評価指標についての①目標達成の低調な原因についてお答えいたします。

様々な要因が考えられますが、まず令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間の2年目の結果であること、次に、コロナ感染症の影響がある事業があることです。特に、対面で実施する事業に影響があったことです。

さらに、曾於市の検証方法は、高・低の2種類であるため、評価結果が偏るものと考えております。

4、本市の動物愛護政策についての①公益財団法人と協力して、地域猫などの飼い主のいない猫の去勢・避妊を進めているが、現状の進捗や課題についてお答えいたします。

猫によるトラブルをなくす試みとして、公益財団法人どうぶつ基金に令和4年4月に登録し、無料不妊手術事業を5月末に試験的に行ったところです。現状の課題としては、若い世代のボランティアの方が少ないことが挙げられます。

この事業につきましては、今後、課題の整理と検証を繰り返しながら進めてまいりたいと思います。

後は教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、3、小学校の児童数の見通しについての①本市の令和3年度の出生数が少なくなっている原因と今後の対応策についてお答えいたします。

近年の出生数の急激な減少については、一般的に新型コロナウイルス感染症の流

行により、婚姻数の減少並びに出産への不安等があるのではないかと考えられます。

今後、児童数の減少が継続した場合、小規模校の維持が厳しくなることが見込まれます。対応策としては、学校からの要望があれば、現在5校を指定している特認校制度の拡充を図りながら、学校規模の維持に努めてまいります。

3の②今後の初等教育の施設維持に関する方針についてお答えいたします。

今後も出生数の減少が続いた場合、小規模校では児童数、学級数が減り、学校運営が厳しくなるものと予想されます。

教育委員会としては、学校規模にかかわらず、教育の機会均等の立場から、一人でも児童が在籍していれば、学校での教育活動が充実できるよう、施設の維持管理に努めてまいります。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

それでは、1点目、公の施設の指定管理者制度についてから質問いたします。

答弁の中で、今後の方法を検討して実施していきたいといったことなので、恐らく実施されるものであると認識しております。

ただ、その公開の方法を検討するということは、言い換えれば現在検討されている幾つか公開の手段があって、その中で最良のものと思われるものを採用するといったことだと理解しておりますが、現在検討されている公開の手段について、どのようなパターンがあるのか、財政課長にお伺いいたします。

○財政課長（上鶴明人）

今議員からあった質問でございます。公開の方法については、いろいろあるということで、現在近隣の市町を確認したところでございますが、まず今の曽於市では、指定管理選定委員会が終了した後、12月の定例議会に議案を提案して、議決を頂いた後、告示のみの周知となっております。

ただ、近隣の市町を見ますと、ホームページでも周知を行っているところでございますので、本市も参考にして、ホームページを活用して周知したいと考えているところでございます。

○1番（山中雅人議員）

ホームページを利用した告知ということでございますが、そのホームページを利用した告知というのは、あくまでその最低手段であって、重要なのはそのホームページにどのような形で載せるかといったことであると考えます。

私は、やはりその公の施設、税金を使った施設ですので、配点結果や何対何でそれが採用されたのか、そういった点についても最低限ホームページなどに載せる必要があると思うのですが、その点についての見解を財政課長にお伺いいたします。

○財政課長（上鶴明人）

それではお答えいたします。

先ほど申しましたとおり、これまでは告示での指定管理業者とその指定管理の期間のみの周知でございました。近隣の市町を確認したところ、5団体を確認したところでございますが、選定業者のみの公表をしている団体が2団体、それから、選定業者と審査点を公表しているのが2団体、それから、審査内容まで細かく公表しているのが1団体でありました。

市としましては、市民への公表は大変大事なことでございまして、12月の定例会でもございました。そういったものを加味しまして、今確認している団体でも様々でございますので、もう少し他団体の状況を確認させていただきながら、詳細は決定していきたいと考えているところでございます。

○1番（山中雅人議員）

他団体の情報公開の在り方も様々であるので、どれが最良なのか今検討している段階であるといった理解だと認識しております。

それも大変結構なことではございますが、現在6月でありまして、その大体いつ頃までに検討結果が出て、そういったホームページに載せる在り方を決定するのか、そういった目安として大体何月頃を検討されているのか、財政課長にお伺いいたします。

○財政課長（上鶴明人）

指定管理につきましては、来年の4月1日から始まるものでございます。今現在、来年の新しい指定管理を行う施設、これにつきましては、8月の初旬に施設管理課長のほうに翌年度の指定管理となる施設を公募するのか、非公募にするのかといった依頼をしたいと考えております。

その後、非公募につきましては、指定管理申請書の受付を行いながら市長の決裁を受けますが、また公募の場合は、施設管理課からホームページ等を利用して指定管理を希望する業者の公募をいたすところでございます。

その結果、その申請が上がってくるのがおおむね9月となっております。ですから、その前には必ずこの中身をしっかりと定めたいと思っているところでございます。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

9月に決定されるということなので、それをめどに考えるものであるもので、この点については了解いたしました。

それで、現在の選定委員の人選を見ますと、両副市長を含めて全員が課長や市の

職員であると。この全員が職員であるということは、やはりその職員内での序列や、そういったことが市の組織理念としてありますので、こういった形でその市の職員だけで議論すれば、それが偏らないように、一言で言ってしまえば、上司の意向が一方的に反映されないように、中立的な審査をしているのか、その点についてその中立性を担保している現状の運営の方法ですね、その点について財政課長にお伺いいたします。

○財政課長（上鶴明人）

今議員からありました今回の選定委員でございますが、決まっている選定委員が6名いらっしゃいます。そのほかに、その施設の管理課長、そして私も入るような形になっておりますが、あくまでも選定委員は独自の採点の基準表に基づいて、それに評価をしていくものでございます。

そこで、先ほどありましたそのいろいろな上下関係、そういった形が働くものではないと感じております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

その点については、おっしゃるとおりではあるんですが、やはり市というものは、職制上、この上下が必ずあると、上下がなければならないと。

指揮、命令、監督に従わなければならないといった形の組織でありますので、仮に副市長なり、そういった上位者に意向がなかったとしても、それこそ上司が何を考えているか、どういった方針でこの指定管理をしようとしているのかについて、勝手に考えてしまうといったことも考えられますが、そういった中で、「いや、独自の理念で審査するんだ」と言われても、本当にそうなのか、これは分からないところでありますので、組織のメンバーについて、1人は外部有識者を入れるなど、そういった取組などをするのはどうかと思うのですが、その点について財政課長若しくは市長にお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

公共施設の指定管理につきましては、以前は市の直営的な方法でやっておりましたが、国の方針の中で民間の方々に指定管理をしてもいいですよという制度が始まりました。

当然、行政のほうは、公の施設の管理について最も詳しい人たちでありますので、この会議については、副市長からの一定の圧力があるということはありません。一人一人が自分の採点方法、基準がありますので、その点数によって合計で決めていますので、それは問題ないと思っております。

今後の課題として、場合によっては、普通の一般の市民の方を入れてもいいよというのであれば、考えられるのは各地区の公民館長を代表として入れるのが、施設の公の場でありますので、一つの参考としてはできるのかなというふうには思っております。

○1番（山中雅人議員）

市長答弁の中で、その公民館長などがあり得るといった答弁でございますが、私は公民館長というのは、あくまで地元の代表者であって、そういった財政的な知識を必ずしも持っているようには思えませんので、例えば公認会計士や行政書士、その他の有識者などを入れたほうがいいと思うのですが、公民館長ということ为例示として上げられた根拠はどういうものなのか、市長にお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

例えば財部の大川原峡のキャンプ場を指定管理する場合には、一番、地元の公民館長というのが、地域的にはやっぱりいろいろ詳しいわけであります。

そういう意味で、公認会計士を入れたからといって、公認会計士がその運営のことについて詳しく知るわけでありませんので、場合によっては、公民館長というのは、この末吉なら末吉全体の公民館長、大隅は大隅全体の公民館長の代表者として、その考えを持っているところでございます。

○1番（山中雅人議員）

そう公民館長が地域の代表者で、地元根付いているからそれとして妥当であるといった回答だと思うのですが、確かに公民館長は地元根付いておりますが、地元根付いているという話と、その審査結果を公平中立に、財政的にも厳しく見て、福祉施設であれば事故や犯罪や、待遇が悪化しないような形でやるというのが、公民館長の職責とはやや離れたものであると考えます。

確かに、公認会計士を入れたからといって、地元根付いているわけではありませんが、少なくとも収支報告やその他の施設の財政状況等については、その人のほうがプロフェッショナルなわけありますので、選定委員が少ないのであれば問題だと思うんですけれども、9名、11名いらっしゃいますので、その中に特に指定管理で問題となるのは、お金の使い道であるので、そこにフォーカスした人選をするほうが妥当だと思うのですが、この点について市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

公の施設を指定管理する基準というのは、全て指定管理をしなきゃならないということではありません。指定管理をすることによって、施設の運営が財政的なものと、また市民にとってそのほうがいいだろうという判断の下、指定管理をする施設が出てくるわけでございます。

財政的なことばかり言うと、指定管理を受けたところなるべく利益を追求するために、雇用される人たちのいろんな人件費やら福祉的なそういうものを削ってきて、支障が出ることがあります。今までもそういうことがありました。

ですから、財政的だけじゃなくて、やっぱり公の施設が住民にとってどの方々がうまく管理してもらったほうがいいのかという立場で、今検討しております。

今言われたことについても、一つの考え方だと思いますので、参考にさせていただきたいというふうに思います。

○1 番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

財政だけを見ては、施設の管理を削るばかりで良くはならないといった趣旨の答弁だと思いますが、そうであるならば、そもそも審査基準の評価項目で財政的な部分をやや効率性だけを見てはならないとか、そういった形で点数表をいじるとか、また配点を別な効率性だけではなく、公平性や住民の幸福度というか、そういったものに傾斜するようにすればいいだけの話であって、その審査結果の妥当性を審査員の選定によって担保するというのは、やや疑問が残ると思うのですが、その点について財政課長はどのようにお考えになるのか伺います。

○財政課長（上鶴明人）

審査につきましては、その都度評価表に基づいて行っているところでございます。その評価表の基となります基準につきましては、施設によって変わったりもする場合もございます。先ほどありました財政的な面、それからその施設の特徴、そういったものを生かした面、そういったものも出てまいります。

ですから、都度変更もありますので、その辺を一概にまとめてそういう形には言えませんが、あくまでもその施設に沿った基準で評価をしているというところでございます。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

財政課長の答弁の中では、施設によって評価軸は違うといったような答弁がありました。しかしながら、過去の選定基準、評価項目のこの書類を見ますと、指定管理者としての適正、管理運営計画の的確性、そして収支計画の妥当性、管理運営体制、安全対策及び危機管理体制の5項目の中で、同じものを使い回しているようなお話も一部伺ったのですが、そういったこれまでの評価表はどのようなものを使っていて、今後どうするおつもりなのか、この点について財政課長に伺います。

○財政課長（上鶴明人）

今言われました指定管理者としての適正から安全対策及び危機管理体制については、基本的なことでございますので、これについては、やはり今後も使っていきたいと思っております。

ただ、先般いろいろなところでも出ました、ほかの地域性、そういったものを考慮してはどうかという意見もあったところではございます。

そういったものも含めて、今後はやはり指定管理選定委員会の中で話をしながら、その基準表といったものも見直しをしていくべきだと考えております。

○1 番（山中雅人議員）

それでは、2 点目の質問に移ります。

重要実績評価指標ですね、このまち・ひと・しごと創生総合戦略の K P I の中で、なかなか低が多い理由として、コロナ感染症の影響もあったというふうに書いておりますが、その中身を見ますと、それだけではないというのがあります。

また、今後コロナウイルスの影響でできませんでした。結果、基本目標を達成できませんでしたということでは意味がありませんので、今後どのような、そういった意味で対応を考えているのか、その点について企画課長にお伺いいたします。

○企画課長（外山直英）

議員御指摘のこの創生総合戦略につきましては、5 年間の計画を作って、5 年後の目標に向かって検証を行っているところでございます。

今公表しておりますのが、令和 2 年度分の結果を公表しておりまして、令和 2 年度 1 年間の中で結果が出たものが高い、「高」という結果になっております。

ただ、今回答弁書の中でも例示しておりますが、曾於市は高いか低いかというこの 2 種類で評価を行っておりますので、達成しないものは全て低いという結果になってしまいます。そういったところも少し要因があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

その K P I というのがちょっと横文字でございますので、改めて説明しますと、この Key Performance Indicator の略で、事業成功の端的に言えば数値目標であるといったことであります。

しかしながら、この K P I というのは、あくまでその結果の査定ではなく、中間的なプロセスの評価軸ですので、この高と低だけの評価は、あまり私も不適切なものであると思います。

企画課長の答弁の中で、高か低の 2 パターンだけでは良くないといった趣旨の答弁だとも捉えられますので、今後どのような評価軸が妥当なのか、その点について

企画課長にお伺いいたします。

○企画課長（外山直英）

議員も御存じだと思うんですけども、この地方版総合戦略の策定、効果検証のための手引というのが内閣府から示されております。

この中で、効果検証の重要性という欄に、K P I の進捗状況において順調に推移していると自己評価した割合が高いという指摘がございまして、これをもって曾於市では高いか低いかという、少し極端な評価軸を作ったところとありますが、県内の状況を見ますと、43市町村のうち公表しているのが16市町村で、この曾於市のように高いか低いかというような二者択一のような評価をしているのは、1つの町があるのみで、ほかの市はほとんど3段階から5段階というような評価を実施しているようでございます。

今後、評価軸の設定を3段階、あるいは5段階程度に変更すると、若干中間目標のような検証ができるのかなというふうに考えておりますので、検証項目も少し勉強させていただきたいというふうに思っております。

○1番（山中雅人議員）

県全体を見れば、高か低の2段階のところは少ないので、5段階評価も含めて今後検討したいといった答弁でございました。

私も、本当にそのとおりだと思います。こういった政策の評価というのは、丁寧な評価が求められますので、高か低か、右か左かのような簡単な評価では、その実態が見えませんので、ぜひ、より丁寧な評価軸に変えるように希望したいと思います。

その上でですが、K P I というようなものは、国から示されたものであります。そして、国から示されたものであって、自治体によっては、あまりこれを作らないところもあります。明確な目標を立ててしまえば、担当課とちょっといざこざもあったりとか、評価されることによって、その説明責任が生じてしまったりなど、これは当然のことではあるのですが、できる限りなানাあというか、具体的な目標を立てないようにして、これが骨抜きになっているような自治体もございます。

そういったことを防ぐために、企画課ではこういったK P I やK G I ですね、その先の目標などをどのように設定しているのか、その点について説明を伺います。

○企画課長（外山直英）

今回のこのまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、2つの検証委員会、あるいは検討委員会、有識者会議を持っております。1つは、外部委員を含めました有識者会議、そしてもう一つが、内部での組織で構成しております人口減少対策検討委員会という2つの組織を持っております、この2つをもって検討、それか

ら検証、それから推進を行っていく状態でございます。

この中で、具体的な目標設定をするために、第三者から見て明確な目標数値があったほうがいいだろうということで、数字を列記しているところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

こういった目標については、外部委員込みの議論と、そして人口減少対策委員会など含めた内部の二本立てであるといった答弁でございました。

その中で、第三者の指摘など取り入れて目標などを作っているといった答弁であったのですが、具体的にその第三者というのは、こういった方を呼んできたのか、その点について企画課長にお伺いいたします。

○企画課長（外山直英）

設置要項の第3条の中に、「有識者会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。」ということでございまして、産業、行政、教育、金融、労働、メディアなどの専門家の方を委嘱しております。人数が13名となっております。現在の会長さんが農業委員会の会長、それから副会長さんが財部地区公民館の環境産業部長という方に会長、副会長をお願いしているところでございます。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

そのトップが外部有識者のほうで農業委員会のメンバー、そして副がその公民館のメンバーといったことで、その農業委員会にしても公民館にしても、ほぼ半官半民のような組織でありまして、これを外部有識者と言い切っていいものかは、やや疑問が残るのですが、これは本当の農業だけのことでなく曾於市全体の数値目標でございしますので、できれば第三者と言っているのも、本当に第三者、市の行政と一定の距離を保つような方に委託したほうがいいのですが、その点について企画課長にお伺いいたします。

○企画課長（外山直英）

先ほど申し上げました会長、副会長、代表者だけでしたが、外部委員ということで大学から鹿屋体育大学の講師、曾於市に支店を有する金融機関の支店長が3名、弁護士の代表で法律事務所から弁護士が1名、民間の企業から代表取締役の方も含めて13名という構成になっているところでございます。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

その体育大学の講師や弁護士や金融の方を交えて設定しているといった答弁であ

りました。

であるならば、せっかくそういった弁護士の方にも来ていただくのであれば、そういう方を委員長に据えたほうが、より実態的な目標が立てられると思うのですが、現状、農業委員会と公民館長のほうに取りまとめをお願いしている理由はどういったところにあるのか、その点について企画課長にお伺いいたします。

○企画課長（外山直英）

これは、先ほど説明しました要項の第4条に出てくるんですけれども、「委員の互選により定める。」ということになっております。これは、事務局のほうで誘導したわけではございませんで、委員の互選で決まったものでございます。

○1番（山中雅人議員）

委員の互選ということなので、内部でどういった議論があったかは、ちょっと定かではないんですけども、その要綱次第ではあるのですが、やはりせっかく外部有識者を連れてくるので、何かある種もったいないというふうにも思います。

せっかく金融からの方や法律の専門家に任せるのであれば、できればそっちのほうに任命したほうが、計画としてより良いものができると思うのですが、その点について企画課長にお伺いいたします。

○企画課長（外山直英）

今後参考にさせていただきたいと思います。

○1番（山中雅人議員）

「今後参考にさせていただきたい」といった答弁でございましたので、政策評価については、より実態的なものをしていただきたいというふうに思います。

その点、また関連質問なんですけれども、これ私の理解の話なんですけれども、K P I というものは、これからK G I といったゴールがあるというふうに認識しております。この計画全体におけるK G I というものが、基本目標の例えば1番であれば、地方における安定した雇用を創出するといった理解でよろしいのか、その点について企画課長にお伺いいたします。

○企画課長（外山直英）

議員の今申された同様の感想を持っております。

○1番（山中雅人議員）

それでは、関連して質問させていただきます。

この政策評価、K P I が低が多いといった中で、よりその達成すべき目標は、このK G I の地方における安定した雇用を創出するといった部分であると。これを見ますと、1番目に数値目標として、平成28年度の1万2,203人に対し、令和6年度に1万2,500人にするといった目標があります。これは2点目の地方への新しい人

の流れをつくるで、数値目標が年間937人、平成27年度から平成30年度までの平均から令和5年度から令和6年度にかけて年間平均1,000人を目指すといったところで、この目標が立てられております。

この具体的な施策に関しての政策評価はあるんですけども、この基本目標へのこの達成度というものが、いまいちここに載っておりませんので、そのK G Iのほうの達成状況はどういったものになるのか、その点について企画課長にお伺いいたします。

○企画課長（外山直英）

その点につきましては、議員御指摘のとおり、個別政策に細かなK P Iの設定をしておりますけれども、我々の考えでは、この細かな目標設定がトータルでこの大枠の基本目標を達成するというふうな認識を持っておりまして、具体的な政策がないのではないかと御指摘は、そういうこともあるんですけども、具体的な施策がなければ、この大きな基本目標は達成しないという前提に立っている設定ということになっております。

○1番（山中雅人議員）

私も、今回これを質問するに当たって、K G IやK P Iについてちょっと勉強したんですけども、むしろK P Iのほうが過程であって、必ずしもその数値目標だけを行わなくてもよいと、取組によって実際職員がどれだけ取り組んでいるとか、そういった資源投入の度合いだけでもよかったりはします。

しかしながら、このK G Iのほうでは、これは明確な数値目標が必要らしいです。最終目標のほうには数値を入れて、過程については必ずしも数値を入れないということで、施策目標を柔軟に対応できるようにしているといったお話も見ました。

それを見ますと、今の曾於市の政策評価を見ますと、過程については工程評価で厳しく評価するが、結果については評価しないといったふうになっておりまして、ややいびつなようにも思います。

そういった意味で、この基本目標についての政策評価のあり方をどうしていくべきだと考えるのか、その点について企画課長にお伺いいたします。

○企画課長（外山直英）

議員が今申されたように、「基本目標については検証の仕方が曖昧ではないか。あるいは、細かなところは厳しく評価しているけども」という御指摘なんですけれども、我々としてはそういうふう考えておりませんで、細かなこの目標設定を達成することが、いずれこの大きな目標を達成するというふうな考え方でおります。

ただ、今申されるように、大前提の目標を達成することが最終目標であるので、そこに細かな評価、あるいは方策を打つことも少し勉強させていただきたいという

ふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

まず、答弁をまとめますと、やはり細かな目標を立てて、それでその大目標を達成していくといった答弁でありました。

その点なんですけれども、細かな目標、これは50種類以上ありまして、幾つもあると。

例えば、市内高校生の市内就職率を26%から30%に上げるなど、いろいろあるのでもまだちょっと一々申し上げませんが、この目標は企画課のほうで決定しているのか、それともその担当部局のほうで下から上がってくるのか、こういった形でこの目標を立てているのか、そのプロセスについて企画課長にお伺いいたします。

○企画課長（外山直英）

イメージのような答弁で申し訳ないんですけれども、まず目標を達成するための必要となる手法を計画を事務局のほうでさせていただきます。この計画に沿ってどのような政策があるかということ、担当課あるいは担当者に投げまして、その結果、確認された結果、改善策あるいは方針を頂いた上で、目標を設定するという流れになっております。

○1番（山中雅人議員）

私もこのまち・ひと・しごと創生総合戦略のK P Iなどを見ておりますと、やはりその中身が薄いと言ったら何ですが、その高・低の評価だけ書いてあると。振り返りにについても、例えば新商品開発の例でいくと、今後の課題、取組等は今後も推進に取り組んでいくといった形で、その原因分析の分析がやや表面上のものでまわっておりまして、これが果たして来年以降の議論が、目標の立て方が適切なものになるかという、これはちょっと足りないようにも思います。

よりそのK P Iの検証を進めていくためにも、この振り返りやK P Iと比較など、もう少し充実させていく必要もあると思うのですが、その点について企画課長にお話を伺います。

○企画課長（外山直英）

ごもっともな御意見だというふうに認識しております。

今回の振り返り、あるいは今後の方策につきましては、外部委員を書類等を送らせていただいて、書面による決議ということになりましたけれども、確認を取っております。

その中でも細かな意見を頂いておりますので、今後に生かしていきたいというふうに考えております。

○1番（山中雅人議員）

こういった政策評価というのは、私ども議員の中でも重要だというふうに言われておりまして、実際私も事務局のほうからEBPM（Evidence Based Policy Making）についての研修を受けさせられたところでございます。

これは、恐らく意図としては、市議会議員もしっかりとその政策評価、データに基づいて物事を評価しなさいということを頭にたたき込んで、その上で市政をより良くしていくようにしなさいといった趣旨であると思っております。

しかしながら、それを踏まえた上でもKPIの振り返りの部分で、しっかりとした中身がなければ、なかなかそのやり取りの中で適切な議論ができないようにも思います。そうであるので、この振り返りについては、企画課にしっかりと中身のあるものを作っていただくよう要請いたします。

それでは、3点目の質問に移ります。

小学校の児童数の見通しについてお伺いいたします。

今後、現在5校指定している特認校制度の拡充を図りながら、学校規模について維持に努めていきたいといった答弁でございました。

これは、先日同僚の渡辺議員の質問とかぶりますので、一部割愛したいとは思いますが、この基本的な見通しですね、その出生者数の推移を見ますと、平成27年度に227人、平成28年度に212人、平成29年度に228人、平成30年度に208人、ここまでは非常にいいんです——いいというか、横ばいのように思われるのですが、令和2年度から172人、令和3年度に126人と急速過ぎるような減少がございます。

これは、コロナであると言っただけでは、やや説明がつかないようにも思います。半減に近い状況ですので、その原因と今後それも続くのか、その点について見通しを市長若しくは教育長にお伺いいたします。

○教育長（中村涼一）

お答えします。

令和2年度から急速に出生数が落ちているということで、私もこれがコロナの影響なのか、それともまたほかの要因があるのかということで、ほかの鹿児島県内の市町にもいろいろ確認しました。

そしたら、やっぱり本市と同じような傾向があると。隣の志布志市も大幅に出生数が落ちているということで、これは曾於市だけの要因ではなくて、この間も新聞のほうに全国の出生者数が81万人ということで、政府の予測よりも五、六年早く少子化が進んでいるということもありましたので、今回のこの大幅な減少はコロナの影響、婚姻数が減っているということと、出産を非常に不安視していらっしゃる方

が多いというのを感じました。

ただ、実は令和4年度4月、5月の出生数を見ていると、やはり同じような傾向が続いているということで、ちょっと回復できるのかという、非常にそういう心配もしておるところです。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問をさせていただきます。

現状、あまり回復傾向とは見られないといったことなので、これは非常に厳しく見なければならないと思います。先日の渡辺議員の質問の中で、小学校の統廃合については、地域の意向を第一に考えるといった趣旨の答弁がございました。これはもちろんそのとおりでありまして、市が一方的に統廃合を押しつけるようなことはあってはならない、これは言うまでもありません。

しかしながら、保護者というものは6年間しかいないわけです。しかしながら、小学校のインフラ、施設の維持、教員住宅の整備、その他もろもろを含めまして、耐震工事などもありますが、やはりこれは10年、20年使うことを前提とした政策になります。

私も文教厚生委員会に所属しておりまして、そういった教員住宅の整備の話も来るんですけども、本当にその小学校が今後も維持されるのか、されないのか、10年、20年使うのか、使わないのか、直近では給食センターの整備などもございますが、そういった話で施設を維持する、しないが分からないとはっきり言って議論できないんです。なので、その点についてどのように思われるのか、市長にお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

日本の人口が本当に極端に減ってきております。これは、私たち曾於市だけの問題じゃなく、もう日本全国の問題でありまして、国もこの対策に本格的に乗り出して来るだろうというふうに思っております。

やはり、今の若い人たちの実態は、非正規の労働者が増えまして、安定した収入がないがために、結婚をすることさえも非常にためらっていらっしゃる。また、同時に子供を1人でも2人でも産み育てていくという環境が出来上がっていないというのが裏にあるのではないかというふうに思っております。

ですから、やっぱり国の施策と一緒に市独自の施策を明確にして、どうしたら住みやすいまちづくりができるかという基本的な観点を持って実践的にやっていくことが、将来的に人口を少しでも増やすことになるだろうというふうに思っております。

○1 番（山中雅人議員）

国も対応するだろうといった趣旨の答弁でございましたが、私の質問は、よりミクロなところでございまして、施設の維持というものはちゃんと継続されることが前提のものでございますので、地域頼みでは保護者というのは6年で変わってしまいますので、本当にその施設を維持するのかわからないのか、もう少し市のほうで決定していただきたいといった趣旨の質問でございます。その点について、改めて市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市の小学校を含めた施設を維持管理していくというのは行政、教育委員会を含めて当然の責務であります。今の段階でも、この人数が続いたときにどうなっていくかというのはちゃんとつかんでおります。

ただ、そのつかんでいる状況の中で、やはり地域と一体となって生徒数を増やす施策もいろいろと取り組んでおりますけど、これは本当にどこの自治体も同じ悩みを抱えているところでありますので、解決策が特効薬というのはなかなか難しいというふうに思っておりますけれど、施設を維持していくという意味での責任は感じております。

○1 番（山中雅人議員）

その施設維持について特効薬はなく、その責任を感じているといった趣旨の答弁ではございますが、これは実際、私もこの仕事上の執務の問題でございまして、出された議案という中身が本当に今後も維持されるのか。

具体的には、大隅南の閉校も決まりましたけども、あそこも最近、閉校前にグラウンド整備などしたりして、やっぱり閉校前だけでも施設の維持や管理でお金を使ったりもいたします。岩川小学校はその典型であります。非常に学校施設というのはお金の動く額も大きいので、やはりそこについてはケース・バイ・ケースで考えるような答弁ではなく、維持するなら維持する、維持しないなら維持しないと言っていたかかないと、私ども文教厚生委員会のメンバーも議論できませんので、その点についてもっとはっきりとした結論を出すべきだと思いますが、その点について市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

山中議員みたいに、物事をはっきり白黒をつけられれば非常に市長としても教育長としても苦勞はしないところでございます。

全ての小学校も体育館を含めて、きれいに塗装を含めて落下防止もいたしました。その後に、大隅南小学校はどうしても岩川小学校に統合して一緒に学びたいという要望が出ました。先にそのことが早く分かっていたら、そこにお金を投資はしない

わけですけど、それはやっぱりあの段階ではそうせざるを得なかったわけですね。そういうことも実際あります。

だけど、今後、具体的に末吉の高岡小学校やら財部北小学校もそういう形になっていきましたけど、これはもうやむを得ない問題であるのかなというふうに思っております。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

私も白黒をつけるという性格ではございません。これはやっぱり市民の税金の使い道の話ですので、難しいけど先延ばしにしていよいよねといった話ではないと考えております。

やはりその施設維持、私はどんどん統合しろと言っているのではありません。統合するかしないか、はっきり結論をつけるべきだと言っております。例えば2年前に統合に関してはそのまま維持すると、そしてそこにインフラ整備をして10億円、20億円お金を掛けて、そこでまた2年後にはまた統合しますといったことでは、何か市民への説明もつきませんので、その点について、やはり執行部のほうで難しいことは私も重々承知しておりますし、市が先導した統廃合計画によって市民が、ほかの自治体の例ではありますが、反発して計画が頓挫したような例も耳にしております。

しかしながら、難しいから、難しいわねといったことで終わらせてはいけない問題ではございますので、その点についてどのように考えるか、教育長に伺います。

○教育長（中村涼一）

お答えします。

統合の問題については、これまで何回も申し上げましたように地域住民のコンセンサス（合意）をもって進めていくということで、ただ、地域にそのまま教育委員会は丸投げしていいのかという問題になると、これは無責任ですので、将来像をきちっと示していく。それから小規模のメリット・デメリット、そういう教育的な観点からもきちっと示していくということで、今年度から「小学校のあり方検討会」ということで教育委員会でもそれぞれの地域に示していきたいと思っております。

先ほどちょっと申し上げたんですが、実は、今後児童数が減っていく中で、非常に学校維持が難しくなっていくのは児童数ではなくて、実は、簡単に言うと学級数なんです。例えば、今、岩南小学校は2学級です。だけど児童数は16名。一方、光神小学校は新学級がありますが、11名で3学級、児童数の少ないほうが学級数が多いという、これは実は学級編成の国の法律で、入学がない学年、いわゆる在籍がない学年があると、結局複式の3学級が維持できないということになります。そうす

ると、例えば毎年1人ずつ入学して児童数6人でも、その場合は3学級、教職員が7名配置されます。

ところが、これが例えば1年生が2人、3年生が2人、5年生が2人、計6人であっても、児童数は前の先ほど申し上げた学校と同じでも、この場合は変則複式という形になって2学級になります。そうすると教職員は校長、教頭、担任、3人だけになるということで、学級数が1つ減ると教職員が最大4人減ることになります。

我々教育委員会として一番危惧しているのは、養護教諭がいなくなる。そういうところで言うと非常に学校運営上厳しいと。そういうところも今後、児童数が減って学級減になっていく学校に対しては、地域、保護者にそういう数字をきちっと示していきたいと思っております。そういうところも含めて、我々教育委員会としては、地域と一緒に今後の学校の在り方について考えていきたいと思っております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

それでは関連して質問させていただきます。

養護教諭など含めてなかなか担任、教師の側の供給体制も難しいと、困難があるといった趣旨の答弁でございました。

この点について関連質問なのですが、現在、文科省で小学校のブラック化が進んでいるといったたぐいのことを議論されており、小学校もより専門的な教育をするために、今までは担任が国語や算数も教えていたけども、中学校や高校のように、国語は国語、算数は算数のように専門的な教員を作るべきだといった答申がございます。これは現状でも人手不足でかつかつなのに、より人手不足を招きそうなこともあると思います。

そういった文科省の方針などが実際、曾於市の小学校の在り方などにどのような影響を与えているのか、その点について教育長に具体的なお話を伺います。

○教育長（中村涼一）

小学校は、今まで教科担任制ではなくて学級担任制だったんですが、文科省も最近の施策の中で高学年から教科担任制をということで、曾於市でも今、財部小のほうでモデル校ということで導入をしております。

ただ、これはやっぱりある程度学級規模がないと、なかなか厳しいというか、むしろ教職員にとっては負担もございまして、また教科担任制ということで、子供との従来の関わりも少なくなるという弊害もございまして。一長一短、専門的なところで言えばより深く学べるが、担任と子供たちの関係が希薄化する。そういうふうな心配もございまして。

ただ、曾於市としてこれを全ての学校に導入できるかっていうと、これはなかなか厳しいと申し上げる。ある一定の学校規模がないとなかなかできない制度ではないかなと思っております。むしろ本当に教職員の負担のほうが増してしまう可能性がございます。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

教科担任制の影響が非常に大きそうだなということは理解いたしました。

その上で、今現在、小学校のあり方検討委員会といったお話が出ましたが、仮にこれは学校を維持するという決定がなされましたといった場合に、このあり方検討委員会の決定の時効というか、何年有効なのか、そういった議論はなされているのでしょうか。

というのは、PTAなどは6年で変わりますし、公民館長も入れ替わるということで、その小学校のあり方検討委員会の決定が、じゃあこの6年、保護者がいなくなった後も拘束するのかといったところでは議論の余地があると思いますが、この決定の有効期間というか、その点について検討されているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

これから会議を開いていくわけですが、どれだけの有効期間があるのかということについては、ちょっとそこまでは検討しておりません。それらも含めて今どういうことをきちっと地域と話し合うべきか、また、保護者ときちっと議論をしていくべきかということは今、検討しているところでございます。ただ、有効期間というのは、我々としてもその視点はなかったところです。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

なかなか有効期間というのはあまりない発想であるとは思っていたので、その点についてはよいのですが。具体的に言ってしまえば、現在急速に児童数が減っているという子供たちが、実際に入学するのは6年後なわけですね。6年後というのは、つまり今、小学校のあり方検討委員会の決定をした人たちがいなくなってから、本格的に児童数が減った子供たちが入学して、問題がより顕在化し始めるといったところで、ある意味これはタイムラグがあるように思います。

そういった観点もありますので、今回、私も質問したのですが、これは市長にお

伺いたいのですが、それを含めまして、この小学校のあり方検討委員会の決定の有効度というか、それは具体的にどの程度のものがあるのか、市長にお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

先ほどから話を聞いていますが、6年後、6年後という話をされますけれど、学校運営というのは6年単位で進んでいるわけではありません。1年単位で児童数は変わってくるわけですから、当然、上級生の子供がまた下級生として出てくるのは、もう十分あり得るわけですから、流れとしては6年間単位で見るとものじゃないというふうに思っております。

それと、小学校のあり方検討委員会というのは、当然、期限はないというふうに思います。そのとき、そのときにそのPTAを含めて関係する人たちが話し合いをしていくわけですから、その何年間で有効とか、それはないというふうに思っております。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

もちろん例え話なので6年というものは、目安として言っただけなので、別に6年にしなさいというわけではございません。しかしながら、私が言いたいのは、保護者の意向というものは、常に変わり得るものであるということだと思います。

インフラなど含めまして、本当にその代の子供たちの保護者の決定が、どの程度拘束するのか。仮に6年後127名が上に上がって非常に児童数が少なくなりましたというときに、じゃ、また小学校のあり方検討委員会を開いて、これも私地元でお話し聞いたりするんですけども、非常に喧々諤々、大変な議論になるというふうに認識しております。

閉校統合推進派の人は、何で地元を守らないんだと、なぜお前らは歴史ある学校を潰そうとするのかということで、非常に嫌われ役になったりもするといったことも、お話も分かっております。

これを保護者の意見に任せると1年、1年で変わるということは言い換えれば3年後、4年後また小学校のあり方検討委員会を開くと。本当にそれを開き続けるようなことも想定されますので、それはかわいそうであるというふうに認識しております。

これもあり方検討委員会はもう作るとやると決めたら、一定期間はやるべきでありますし、変わりやすいというか、そういう地元の意向に投げるといえるのはいささかちょっと本当にかわいそうな発想だと思います。その点について、市長はどのような認識を持っていられるのかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

小学校の存続については、もう一貫して私たち行政部局から、また教育委員会からどこどこでも統合しなさいということはありませんということを明言しております。

しかし、そのような中で、この間3つの小学校区が地域の方々と親の方々がよく話し合いをされた結果、もうこれ以上人数が少なくなると、子供のいろんな教育に対して弊害が出てくるということをよく検討された結果、どこかと一緒に学んだほうがいいという、その代わりに交通の面について行政としても、しっかりと支援をしてほしいという要望がありましたので、そのような方法をしているわけです。だから基本的には考え方は変わっておりません。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問をさせていただきます。

私も現在のあり方検討委員会の議論などを見ますと、やはり市があくまで市民の皆さんで決めてくださいといった姿勢を示していることも事実として承知しております。

しかしながら、結果として本来ボランティアであるあり方検討委員会のメンバーで、いざこざが発生したりだとか遺恨が発生したりする例もございます。それはもう人によって地域のお祭りの会場としての場所を思っていたりもする。ある場所では、保護者としてちゃんと部活をさせてあげたいといったことで、ある程度人数が欲しいとする。あるいは単純に大規模小学校の近くに住みたいからといった意見もあるといったことで、非常に紛糾しやすいんですね、これは。

それで、市民が地域で決めることだからと言って、ある程度距離を取るといったのは、やはり無責任な姿勢ではないかと思います。やはり執行部というものは、私も教育委員会も含めて、ある種お金をもらって税金の使い道を決定する立場でございますので、ボランティアの人たちにインフラの維持や在り方というのを一元的に投げるとするのは、ちょっと酷な発想ではないかなと思います。その点について、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

小学校のあり方検討委員会がボランティアでされているという認識であるようでございますが、私自身はそうに思っていなかったんですけど、それについては私たち行政のほうは基本的にはタッチしておりませんので、教育委員会のほうの考え方であるだろうと思います。できたら教育長のほうから、その内容も含めてちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○教育長（中村涼一）

あり方検討委員会の人選については、一応、学識経験者も踏まえて地域、それから学校、いろんな各種団体の方を選任して委員会を構成したいと思っております。ある面では中立なところから、それから教育的な見知、また地域の願いとか思いとか、学校は地域コミュニティの核になる場所ですので、その存続を簡単に決められるものではないということで、外部の方も入れながら客観的にどういった方向で進めていくのか、また将来の曾於市の学校の在り方を含めて、そういうところを明確化していきたいなと思っております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

私もこの件については強く関心を持っておりまして、なぜかと言いますと、今まで小学校が閉校される、閉じるということは本当に市民の方からすれば発想の外にあった事件であります。

しかしながら、大隅南小学校を閉校したことによって、大隅南が閉校するのであれば、じゃ、うちの地区の小学校はどうなんだといったことで、非常に地域に動揺が走っているということが言えると思います。ですので、ある種の説明責任といえますか、市としてはこの人口減少の推移をどのように捉えていて、そして施設維持、どのような方針で臨みたいと思っているのか、そういったことを言明するというのは、インフラを含めて施設維持に責任を持つ市の責任だと思いますので、そこについてはしっかりと説明をしていっていただきたいと思います。

○議長（久長登良男）

ここで山中議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時22分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、山中議員の一般質問を続行いたします。

○1番（山中雅人議員）

それでは4点目、本市の動物愛護政策について質問いたします。

重久議員の質問でもございましたが、かぶっている点については、一部割愛しながら質問したいと思います。

今年度から公益財団法人と協力して、無料の不妊手術を続けているところでございます。私どもも地元の獣医師さんにもお話を伺いまして、こういった政策がある

んですよということを聞いたところ、あまり知らなかったとか、分からないという答えが多く返ってきました。やはり始まったばかりですので、市民の周知、団体の周知というものがあまりよくないのはいしょうがないと思うのですが、その点で、できれば曾於市の野良猫を見た人が、そうだ、あの財団と協力しているから無料で不妊治療をしてもらおうといった形で、ぱっと思いつくように、市民にこういった制度の周知がどうすれば進むのか、その点について市民課長にお伺いいたします。

○市民課長（上村 亮）

それではお答えいたします。

まだ市民の方々に周知がされていないということでございますが、5月の終わりに、この事業を取り組んだところでございまして、まだ課題やら検証は今からというところでございますが、ある程度、7月、8月ぐらいまで、これを繰り返していきながら、組織の体制も整えていった段階で、今後、様々な方法で市民の皆様のほうには周知をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

私どもも猫に関する陳情は結構入っておりまして、現状、高齢化もあって、独り暮らしのおじいちゃんやおばあちゃんなどが、寂しさを埋めるために猫を5頭、10頭、多頭飼いする。そして、体調が悪くなって老人ホームに入居して、それが完全に野良化して、地域を汚すということでトラブルになったりとか、若しくは餌をやること自体が、もう街を汚しているということで、自治会長さんと衝突して、何とかしてくれといったような陳情が増えてきております。そういった意味で、こういった野良猫対策というのは、高齢化が進んでいくにつれて課題となってくるように思いますが、現状の猫の被害について、市民課のほうでどのように把握して、その改善のためにこういった取組が考えられるのか。市民課長にお伺いいたします。

○市民課長（上村 亮）

お答えいたします。

今、現状として、こちらのほうに苦情、相談等が来ておりますのが、令和3年度につきましては20件あったところでございます。

内容につきましては、飼い主のいない猫が繁殖いたしまして、その近隣住民の敷地内に入って、ふんや尿をするということで苦情が来ているところでございます。こちらにつきましては、市といたしましても、餌をやっている方、そういう方がいらっしゃる場合には、注意をさせていただきまして、とにかく餌をやるということが繁殖を増やすことでございますので、そういうところにつきまして指導をさせていただいているところでございます。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

餌をやるのは、基本的に猫を飼う上でNGであるということは、これは共通の理解として正しいと思います。しかしながら、自治体によっては、隣の都城市や伊佐市の例では、地域猫といって、飼い主はいないのだけれども、自治会長さんや市のほうから了解をもらって、合法的に餌やりをする。その代わりに、先ほどの公益財団法人と協力して、避妊や去勢をして、それ以上増えないようにするといった形で、合法的な餌やり活動などを行っているところもございます。

曾於市において、地域猫活動というのはどういった取扱いになるのか。その点について、市民課長にお伺いいたします。

○市民課長（上村 亮）

それではお答えいたします。

今、議員からありましたように、動物基金の事業を都城市もやっておられるということでございます。市といたしましても、今、そちらの話を聞きながら、実際にやっているところでございまして、その地域猫でございすけれども、すぐいなくなるということではございませんので、都城市のように、とにかく避妊手術、去勢手術をさせていただいて、これ以上、不幸な猫が増えないように、そのような形で進めさせていただきたいと思っているところでございます。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

市民課のほうでは、不幸な猫が増えないような取組が必要だといった趣旨の答弁であると理解いたしました。私も、まさにそのとおりだと思っております、私どもの街、曾於市というのは畜産の街でございますが、現在、南九州畜産獣医学拠点の中ではアニマルウェルフェアといって、ただの家畜だから雑に扱っていいや、大量生産・大量消費をしていいやといったものではなく、ちゃんと動物の福祉という観点からも、人間らしいというと語弊があるのですが、幸福を感じられるような飼育をしていくといった取組を、実際、九州で初めて、全国で初めて取り組んでいくといったことで、このアニマルウェルフェアの観点で曾於市を売り込んでいくということは、非常に有益なことであると認識しております。

畜産の街であるというだけでは、畜産で稼いでいる、畜産で働いている方が多いというただの事実でありますので、一步踏み超えて、命に優しい街とか、アニマルウェルフェアの街とか、そういった形で、より上の次元というか、そういった取組

にして、不幸な野良猫や野良犬などを増やさない。また、アニマルウェルフェアで家畜なども取り組んでいくといった形で、曾於市としても、そういった方向性に、より舵を切るのも大変有益だと思うのですが、その点について市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

猫の話から、財部の拠点事業まで広がりましたので、どういうふうにお答えしていいのかわかりませんが、猫の問題については、重久議員にも、また、今、市民課長が詳しく答弁しましたので、今後、いろんな形で、避妊手術を含めて、野良猫が地域に迷惑を掛けないような対策を、市民にPRを含めてしていきたいというふうに思います。

財部高校跡地の問題につきましては、馬の事業も展開していきますので、馬を導入することによって、人間と触れ合って、いろんな意味での動物に対する気持ちを優しくするといいますか、そういう触れ合いができる場にしたいというふうに思っておりますので、特に大きくするということは今は考えておりませんが、基本的な考え方でございます。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

私は動物というものは、ある種、一つにくくれると思っております、牛や馬、豚や鶏、犬や猫なども含めて、法律上は家畜であるということが言えます。しかしながら、そういった消費する対象としての家畜扱いというものは、これはまたよくないだろうと。動物愛護というものは、動物の幸福なども含めて考えていこうといったことで、鹿児島市や伊佐市などでは、そういった管理について、できる限り増えないようにすると。そして、増えないだけでなく、ちゃんと幸せになれるような活動をしていこうといった取組が増えております。

そういった意味で、地域猫などに関しては、曾於市も取り組んでも、正直、お金が掛かる問題ではないので、伊佐市の例でいえば、行政がチケットなどを配付して、地域猫を飼っていいですよといった形で合法的な餌やりをすとか、その代わりに汚くしないようにしてねとか、避妊や去勢に関しては義務化するといった形で、民間に丸投げのような形ではなく、市民と自治会の間に立つような取組なども行っております。そういった取組など非常に有益だと思うのですが、市民課長はどのようにお考えなのか伺います。

○市民課長（上村 亮）

それではお答えいたします。

私もまだ勉強不足で申し訳ございません。ただいまお話があった、そういう先進

地のところを今後勉強させていただきながら、協議を進めていきたいというふうに考えております。

○1 番（山中雅人議員）

そういった先進地については勉強していきたいという答弁でございました。これはNPO法人の方にも聞いたのですが、都城文化圏の人というのは、犬、猫に対して扱いがひどいらしいです。伝統的な畜産の街というのも背景にあるのではないかとおっしゃっていたのですが、子供が生まれたら殺せばいいんだとか、橋の上から投げるとか、そういったこともあって、非常に動物への扱いが悪いといった御指摘がありました。

私ども、動物、牛や豚の命をいただいて暮らしている人間でございますので、いただいたお金を一部、動物愛護などに回すといった姿勢は、本当に恩返しといえますか、非常に有益なものだと思いますので、今後も先進地の勉強をしていっていただきたいと思う次第であります。

以上、4点から質問いたしました。この4点の中で、最大の課題は、やはり3点目の出生者数の問題であったと思います。政治というものは常に理念や政策、意見などに相違はございますが、街の子供たちを増やして、街のバトンを次世代につなぐということは、立場を超えた共通の役割であると認識しております。このままのペースでいっては、やはり次世代の子供たちにたすきをつなぐということがなかなかできなくなりますので、より一層、当事者意識と熱意を持って、この問題に取り組んでいただけたらいいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第10、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○9 番（岩水 豊議員）

新生会の岩水豊です。議長の許可を頂きましたので、質問いたします。

最初に、小学校の統合について伺います。

今年3月大隅南小学校が岩川小学校と統合、来年3月には財部北小学校と財部小

学校が統合、令和6年3月には、高岡小学校が末吉小学校と統合することになりました。今後、このような小学校の廃校に伴う統合が増えてくるのではないかと思います。次第であります。

そこで、①小規模校の今後の児童数の推移について伺います。

②統廃合に対する市長の見解を伺います。

③行政主導の統廃合は考えていないか伺います。

④小規模校のメリット、デメリットについて伺います。

次に、南九州畜産獣医学拠点事業について伺います。

今、造成工事などが発注されているようですが、令和3年度の繰越事業でありますので、問題なく令和4年度に完了しなければなりません。工事の進捗状況について、まず伺います。

最後に、開校に向けてのスケジュールについて伺います。

以上、壇上からの質問とします。誠意ある答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、岩水議員の御質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1の②、③と2については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の1の①と④については、教育長に後から答弁させます。

1、小学校の統合についての②統廃合に対する市長の所見についてお答えいたします。

統廃合につきましては、これまでに3小学校区から要望書を提出いただきました。地域からの要望に応える形で統合もやむを得ないと判断いたしました。

1の③行政主導の統廃合は考えていないかについてお答えいたします。

学校の統廃合については、地域の合意形成が重要だと考えておりますので、行政主導による統廃合は考えておりません。

2、南九州畜産獣医学拠点事業についての①工事の進捗状況についてお答えいたします。

測量設計業務委託が5件あり、全て発注済みで、3件が完了、2件が継続中です。

地質調査などの調査委託が5件で、4件が発注済みで、2件が完了、2件が継続、1件が発注予定となっております。

工事請負が15件ありますが、発注済みが4件、残りの11件は今後、発注予定となっております。

2の②スケジュールについてお答えいたします。

令和4年度は解体工事、改修工事を完了予定ですが、財団設立についても年度内に設立予定となっております。

令和５年度は、馬事業の関連施設の建設と管理運営に係る事業者の公募を行い、令和６年４月の開校を目指すところであります。

あとは教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、１の①小規模校の今後の児童数の推移についてお答えいたします。

令和４年度から令和１０年度までをお答えいたします。

末吉地区からお答えします。

まず、檉小学校です。令和４年度４２人、５年度３７人、６年度３８人、７年度３６人、８年度２９人、９年度２６人、１０年度２５人となっております。

次に、高岡小学校です。令和４年度６人、５年度５人となっております。６年度以降は統合される末吉小学校にて推計しております。

次に、岩北小学校です。令和４年度９人、５年度８人、６年度１１人、７年度１３人、８年度１５人、９年度１４人、１０年度１２人となっております。

次に、岩南小学校です。令和４年度１６人、５年度１１人、６年度１１人、７年度６人、８年度７人、９年度８人、１０年度８人となっております。

次に、諏訪小学校です。令和４年度７６人、５年度７１人、６年度５８人、７年度５１人、８年度４６人、９年度４３人、１０年度４０人となっております。

次に、光神小です。令和４年度１２人、５年度１０人、６年度１２人、７年度１１人、８年度１０人、９年度７人、１０年度８人となっております。

次に、深川小学校です。令和４年度２８人、５年度３２人、６年度３６人、７年度３８人、８年度３３人、９年度３３人、１０年度３３人となっております。

次に、柳迫小学校です。令和４年度７７人、５年度６９人、６年度６６人、７年度６６人、８年度５９人、９年度５２人、１０年度４５人となっております。

次に、大隅地区の小学校についてお答えします。

菅牟田小学校です。令和４年度１４人、５年度１２人、６年度１３人、７年度１１人、８年度１１人、９年度１１人、１０年度８人となっております。

次に、笠木小学校です。令和４年度３７人、５年度３３人、６年度３３人、７年度２９人、８年度２４人、９年度２３人、１０年度１８人となっております。

次に、大隅北小学校です。令和４年度３０人、５年度２６人、６年度２８人、７年度２９人、８年度２６人、９年度２２人、１０年度２２人となっております。

次に、恒吉小学校です。令和４年度１５人、５年度１４人、６年度１３人、７年度１３人、８年度１６人、９年度１３人、１０年度９人となっております。

次に、月野小学校です。令和４年度５５人、５年度４９人、６年度４６人、７年度４４人、８年度４８人、９年度４９人、１０年度４５人となっております。

最後に財部地区の小学校についてお答えします。

財部北小学校が、令和4年度9人、5年度4人、6年度6人、7年度4人、8年度5人、9年度5人、10年度5人となっております。

次に、財部南小学校です。令和4年度18人、5年度15人、6年度15人、7年度19人、8年度19人、9年度11人、10年度9人となっております。

次に、中谷小学校です。令和4年度17人、5年度16人、6年度15人、7年度16人、8年度12人、9年度11人、10年度9人となっております。

次に、1の④小規模校のメリット、デメリットについてお答えいたします。

メリットについては、小規模校では一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細やかな指導がしやすいことが挙げられます。

また、デメリットについては、学習指導要領で示されている主体的、対話的で深い学びの機会が制限され、表現力やコミュニケーション能力の育成に課題があると思われる。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

小学校の統合については、先ほどの山中議員をはじめ、多くの議員の皆さん方が質問されてきておりますので、私も質問しようと思った内容が出ておりますので、簡潔に、また違った視点から取り上げていきたいと思っております。

まず、小学校の統合の②に関してですが、統廃合に対する市長の見解、所見を伺ったところでありますが、地域の要望に応える形で統合もやむを得ないと判断しましたとあります。

答弁いただきましたが、地元の要望があった場合、今教育長のほうから改めて小規模校と思われる学校について、大隅の岩川小学校、末吉の末吉小学校、財部の財部小学校を除いたほかの学校を報告していただいたわけなんです、どこまでの希望を、学校の統合を希望した場合、市としての統合をやむなしと判断する指針、基準というのを設けているかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今のところ、指針というのは設けておりませんが、仮に、あり得ない話ですけど、小学校を末吉小学校に全部統合したいという話が出た場合は、当然、教室の関係とかいろいろありますので、非常に無理な話も出てくるだろうと思います。そういうことはないと思いますが、ただ、今の状況では岩南、将来的には光神小も末吉地区では非常に少なくなっていくしますので、そういう統廃合の話が来る可能性もありますけど、それはもうそのときに、地域の要望を十分検討しながら対応するしか

いと思います。それはもう財部も大隅も一緒でございます。

○9番（岩水 豊議員）

具体的な学校を挙げるのは非常に挙げづらいことであるとは思いますが、ここでひとつ視点を変えて考えていただきたいのが、今回、高岡小学校が末吉小学校と統廃合するということになっております。よく考えてみたら、高岡小学校の子供たちが末吉小学校に来る間に、櫛小が途中にあると思うんですね。今までは小学校に通う場合、学区があって、そして学区ごとの特別な事情、特認校を除いて、特別な事情がない限り、その学内の学校に通っていたと思うんですが、その辺の観点の、今回、統合に至ることでやむを得ないと判断したときに、途中にある櫛小学校を飛び越えて通学するということになると思うんですけど、それについての協議はどのようにされたかをお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

高岡小学校の親の方々、公民館の方々も、十分、議論されたみたいですよ。高岡小学校と櫛小学校と合併をしたほうがいいのかという議論もあったようでございます。しかし、いずれにしても、櫛小学校のほうも、近い将来、生徒数が減少などなったときには、また改めて一緒になって末吉小のほうに統合しなきゃならないという先を見た上で、また、どうせ小学校が終わった後には中学校ではみんな一緒であるということで、そういうような判断があったようでございます。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、その地元の方々のそういう判断に委ねたということでよろしいわけですね。ということは、学区を飛び越えた形といいますか、地域を飛び越えた形での統合はやむなしという判断で、市は動いているという認識でよろしいんでしょうか。確認させてください。

○市長（五位塚剛）

飛び越えたというより、地元の人たちが先のことを考えて、高岡の場合は、末吉小学校のほうに統合、編入させていただきたいというのがありましたので、それを尊重したということでございます。

○9番（岩水 豊議員）

尊重したということは、それはやむなしと認めたと、そういう形がこれから末吉にしても、大隅にしても、財部にしても、財部もありましたね、そういうところが。そういうことが地元の要望であれば、そういう形は取るという判断でよろしいわけですか。その判断基準をはっきり、明確にさせていただきたいと思います。

○教育長（中村涼一）

今回、高岡小が櫛小でなくて末吉小を選んだということで、教育委員会としては、

まず櫛小との統合ということが、本来、あるべき形ではないかなと思っておりまして。

ただ、先ほど市長が申し上げたように、地元からの強い要望。その中に一つ、もともと高岡小は末吉小の分校として誕生したという、そういう話もあるということで、将来的に櫛小としても、またいずれ末吉小のほうに少子化で進んでいくんではないかと、そういう理由もありましたので、原則としては、近隣の学校との統合というのが通常の考え方ではありますが、今回はそういう要望がありましたので、基本的にはそちらを優先するという形で教育委員会のほうでも決定いたしました。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

先ほど山中議員の質問とも一緒であります。地域に委ねる形での判断を優先して、そうやって、それを尊重して、それにのっとってやるというだけが本当に行政のやり方でいいのか。行政としてはそれなりの指針を持っていて、統廃合は、今後も、先ほど市長も言われたとおり、統廃合もまだまだあるという予測は出ているわけがあります。しているわけありますので、何らかのやはり基準を設けるということが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（中村涼一）

岩水議員が言われるように、確かに、そういう基準をきちっと持っておくべきだというのは私も思っております。

ただ、今回の場合は、地元の要望がそういう形であったということ。また今、今年度から実施するあり方検討委員会の中でそういう指針なり、方針が、ある程度、立てられたらなと思っております。

ただ、これまでいろんなところで保護者とか地域の方とお話した中で、ほかの自治体と違うのは、曾於市の場合は、やはり小規模校同士の統合をあまり地域が望んでいないと。むしろ、岩川、末吉、財部のこの3校のほうに行きたいというような希望がございます。そういうことも踏まえながら、確かに、今のこの少子化の急激な進行状況を見ていると、どちらにしても、統合のために近隣の小規模校を統合してもあまり教育的な効果は高まらないのかなという、そういう気がします。幾つかシミュレーションを考えましたが、やはり複式は複式という形になってしまったので、教育委員会としては、子供たちの教育的効果が上がらない統合は、本来、あまり望ましくないだろうという判断をしております。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

私、高岡小学校が末吉小学校と統合したということについて、異議を申し上げて

いるわけではなく、やはり行政、教育委員会側が、地元は無責任に投げ掛けて、地元の判断に委ねるという形での統廃合ではなく、今教育長が言われたとおり、義務教育としての機会均等や教育水準の維持、向上の観点を継続的に進めていくために、学校規模の適正化ということを考えるべきだと思います。ですから、それなりの市としての基本的な考えが必要ではないかと思います。

要は、以前、大隅中、末吉中、財部中と3町に1校ずつの中学校になったときには、これは行政主導でやったと思いますね。そのときに私、子供が小学校にいて、安全な通学路の確保ということで、安全な通学路が確保されればやむなしという判断をしました。すぐ統合に向かいました。しかし、通学路については、月野から岩川に向かう国道269号線の歩道整備をするということを優先してという話で行きましたが、それについては後回しといいますか、遅れまして、通学路がちょっとへんぴなところを通る形というのもありました。ですから、中学校のときはそうやって行政主導でしたわけですので、小学校についても教育的観点から、しっかりと行政側もここは勇断を持って示すべきではないかと思いますが、市長、教育長の意見を、再度伺います。

○市長（五位塚剛）

この間、何度も答弁をいたしておりますように、私たち行政のほうから、仮にですよ、末吉だったら、光神小学校と諏訪と一緒にまとめなさいということ、なかなかそんなことを言えるわけではありません。ですから、その地域その地域は思いを持ってしていращやいますので、どの小学校区もやはり小学校を維持したいという思いが強いので、それは尊重したいと思います。相談があったときはどういう対応がいいかというのは、十分、検討はしたいと思います。基本的に、あとは教育長から答弁させます。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

我々教育委員会としては、岩水議員が言われるように、教育的なところで今後どうあるべきか、小規模校の在り方については今後検討していきたいと思っておりますが、いわゆる中学校は行政主導であったので、なぜ小学校はということも、要は、確かにそういうこともあります。小学校というのはどこも、基本的に地域の、ある面では、防災とか、住民の交流の場であったりとか、非常に、また中学校とは違った役割があると思います。そういうところを統合していくという上で、やはり、先ほど市長も申し上げましたけど、地域住民の意向、合意をきちっと取ってから進めていきたいと思いますが、いわゆる通常の統廃合でよくあるような、財政的な面から統合するということは、曾於市は全く考えておりません。むしろ、やはり教育

的な、今、学校にいる子供たち、それから、これから入学していく子供たちにとって、どんな教育の場が一番いいのかという観点で、我々教育委員会としては、地域と一緒に統合について考えていきたいと。統合をするかしないか、それについて、議論を巻き起こしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで昼食のため、岩水議員の一般質問を一時中止して、休憩いたします。おおむね午後 1 時 10 分から再開します。

休憩 午後 零時 03 分

再開 午後 1 時 09 分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、岩水議員の一般質問を続行いたします。

○9 番（岩水 豊議員）

統廃合について、もう少し質問させていただきます。

今まで市長、教育長より意見を、考えをお伺いいたしましたが、地域任せで統廃合を議論していただくということであれば、地域若しくは、今、学校の P T A 含めた皆さん方が統合について検討したり、そして、小規模校を維持していくという観点から、両方の考えからしたときに、最低でも児童数の推移については、今年出生された方は、6 年先には小学校に入るわけですので、6 年前からの現状というので、今年生まれた方までを踏まえた推移というのが出るわけでありますので、基本的なものとして、そういうところをやはり提供すべきではないかと。各地域の公民館、コミュニティ等にもですね。そして、どのようにしていくということを考える機会を、考える材料を、やはり我々行政としても市民に示すべきではないかと思えます。別に隠すような内容ではないと思いますが、そのような手立てというのは今後対応できないか伺います。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

個別の学校についての推計、今後こういうふう to 児童数になりますよというのは、今のところきちっと学校ごとへお示しはしていませんが、先月、地区公民館の研修会に私が呼ばれてまして、そのときに、曾於市全体としてこういうふう to 児童数が減っていきますと、特にこの令和 2 年、令和 3 年で急激に落ちていると、当然この子供たちが入学する 5 年後、6 年後には曾於市の、特に小規模校の児童数が大幅に減る

ということで、そういうお話をさせていただきました。教育委員会としても、この児童数の減少が、今後の学校維持を考えた場合、大きな問題となってくるということで、今、教育委員会としても一番大きな問題として捉えているということ、公民館長さんたちにお話しする機会をいただきました。反応はあまりなかったんですが。あと、どういう形になるか分かりませんが、そういう数字はPTA会長、また地区の公民館長それぞれ各地区ごとにお示ししたり、場合によっては、広報誌に児童数の推移ということで、曾於市全体を含めてお示しすることも必要なのかなと思っております。どちらにしても、こういう数字を基に、今後のそれぞれの学校のありべき状況と、特にこの2年間のコロナ禍による急激な児童数の推移というのが、今後どういうふうに曾於市の学校教育にどういう影響を与えていくのか、そういうところも含めて議論をしていただけたらなと思っております。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

統合ありきという形でのことにとらわれないような配慮を含めて、そういう数字を、具体的な数字というものを示されれば、地域としても、いかに学校存続に向けて地域としてどう取り組むかということも、議題になって考えてくれると思います。ですから、情報を、正確な情報を大変必要なことだと思っておりますので、それについては十分配慮し、早急の対応をしていただきたいと思います。

次に、ちょっと観点を変えまして、小規模校に対して複式解消のために、国としても各地域ごとに独自の加算配置というんですかね、教員の。加算配置を行うところもあるというふうに国の指針の中にも出ていたと思いますが、小学校を残したいという考えと、統合して義務教育の機会均等、教育水準向上の観点から統合したほうがいいという考えと、両方あると思います。ですから、まずは、要は、子供のことが一番なんだと思うんですね。子供のこと、そして、地域のことを考えて、学校を残すか残さないかということになってくると思います。まずは、子供の教育環境というのが一番に来ると思います。そのために残すのであれば、地域にそこを選択させるのであれば、現状の維持ということを考えれば、ハード面の施設管理をするというのは、これはもう当然のことです。ソフト面でそういう先生の配備とかいうことを、市町村によっては、それを独自にやってる地域もあるということで、国のほうもそれを示しております。それについては賛否分かれるところではありますが、地域によっていろいろな対応を取ってるわけです。こういう対応について、財政的な観点からいって、市長、どのようにお考えかお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市は、学校教育の面では、県下でもかなり支援をしているというふ

うに思っております。また、いろんな形での努力をしているというふうに思っております。

○9番（岩水 豊議員）

その中で、今、私が言います独自の加算配置ですね、複式解消のための。これについてどのように考えておられるか、こういうのが検討の材料になるのかどうか、そういうところをお聞かせください。

○教育長（中村涼一）

岩水議員の言われる加算配置というか、基本的には、教職員の定数については、義務教育法である程度決まっているんですが、その弾力化ということで、各自治体で教員を採用して、いわゆる担任として配置できるということが、できるというのは私も知っておりますし、実際、養護教諭が配置されていない学校が何校かあります。養護教諭を配置できないかということで、いろいろ曾於市で採用をして、各学校に配置したりとか、場合によっては担任もということだったんですが、まず一つ大きな現在の課題が、やっぱり人がいないと。今でも教職員が県内でも五十何名未配置の状況がございます。だから、まず予算の前に、そういう人の確保というところで厳しい状況があるということと、それから、県費とほぼ、いわゆる県の期限付教諭、いわゆる臨時職員と同じ待遇でないといけないとなると、やはり相当な予算を組まないといけないということで、そういうところが一番大きな課題ということで、正直申し上げまして、人の配置というところでは、残念ながら今のところ進めていないというところがございます。でも、予算があれば、ぜひやりたいという気持ちはございます。特に養護教諭については、ぜひやりたいと、そういうふうに考えております。

○9番（岩水 豊議員）

教育長の熱い思いをお聞かせいただきました。同感であります。どうか市長、その辺の配慮について、財政的なのも含めて、それと、子供たちの教育の機会均等を考えて、手立てというところを今後考える余地があるかどうかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

曾於市の未来の子供たちを育てる環境作りについては、この間も努力をしておりますが、複式学級の解消とか、またいろんな支援は、引き続き教育委員会と協力しながらやっていきたいと思っております。

○9番（岩水 豊議員）

心強い意見を聞かしていただきまして、地域に帰っても伝えられることがありましたので、ありがたくお受けいたします。

今度、統合に向けて、統合した学校の例でお伺いしたいのがありますが、今回、

4月に統合した大隅南小学校のスクールバスの運行についてお伺いしたいんですが、自宅までスクールバスが最寄りのバス停というか、大通りまで迎えに行くのか、それとも、どこかある程度のところに集まって子供たちを迎えに行くのか、その辺の現状というのは分からないでしょうか。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

大隅南小学校につきましては、スクールバスが岩川小学校まで運行しております。バス停につきましては、中学校のバス停が今までありましたので、中学校のバス停を基本にそこに集まっていただいて、集団でバスに乗っていただいて、岩川小学校までバス通学をしております。

以上でございます。

○9番（岩水 豊議員）

ということは、途中までは皆さん自宅から徒歩で歩いてきて、それで、それから学校に行くということですね。いろいろ私も調べたところ、スクールバスのいい面と悪い面というので、歩くということでの体力作りとかを含めて、全く自宅の近辺まで迎えに行つてということであれば、やはり教育上も好ましくないというのが国の指針で出ておりましたので、それはすばらしい対応だと思います。ある程度は歩いて学校に行くということが大事だと。そして、逆に言えば、長時間スクールバスに乗って学校に行った場合は、すぐ授業とか、すぐ学校始まりますよという対応も好ましくないというふうに出ておりましたので、今後、高岡小が末吉小に統合するに当たっては、十分なその辺の配慮というのも希望したいと思っておりますので、そこについて、ある程度のスクールバスの運行、バスに乗っている時間、そして、乗っている時の対応、そして、乗る前の対応、これについての配慮を十分希望したいと思っております。お伺いいたします。

○教育長（中村涼一）

子供たちの体力作り、そういうことも含めて、自宅から学校の校門までというのは、やはりよろしくないのかなと。実際いろんな自治体の中では、やはりわざわざ学校から離れたところにバス停を持ってきて、やっぱり最低でも500mぐらいは歩かせるとか、そういう取組をしているところがございます。曾於市の場合はそこまではやってはおりませんが、岩水議員が言われるように、子供たちの体力作りという観点から、バスの時間を含めて、どういう形にしていくか、これはまたいろいろ検討をして、今やっている方法がベストであれば、これを続けていきたいと思っております。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

これについては、今回統合が3校、今年の4月から再来年に向けて毎年1校ずつとなっておりませんが、今後もこういうことが出るということでもあります。また、今後も逆に小規模校が続くということもありますので、これについては、小規模校の現状を踏まえた対応というのは、常時考えて、常時検討を加え、改善していくということが非常に重要だと言われておりますので、今後とも子供たちの教育環境の機会均等を考え、そして、将来を担う子供たち、少子化になれば、なおさら子供たちの背負う将来の責務は大きくなるわけでありますので、これは行政、教育委員会両方合わせて、しっかりと行政側としての指針、方針、そういうのを示す必要があると思います。これは地域任せにするということだけではなく、我々はそれが責任だと思っておりますので、一緒になってそれについては議論して、今後とも対応をしていただくよう希望して、次の質問に入ります。

それでは、南九州拠点事業について、一つずつ伺っていきたいと思います。

今回4件発注済みで、2件が完了、2件が継続、1件が発注予定となっております。ちょうど市のホームページ等を見ましたら、今度1件、牛舎、鶏舎、そして堆肥小屋等を含めた計画が発注予定と出ておりますが、これについて、いつ頃発注で、そして、これは議会の議決が必要な案件だろうと思いますが、その辺の日程等について企画課の状況をお示してください。

○財政課長（上鶴明人）

今言われましたのが、6月13日に告示を行った分だと思います。南九州畜産獣医学拠点事業の牛舎等新築工事でございますが、これにつきましては、開札日時を7月12日という形で予定しているところでございます。

以上でございます。

○9番（岩水 豊議員）

入札、開札を経て、議会の議決を経て、最終契約というのはいつ頃の予定ですか。

○財政課長（上鶴明人）

今後、仮契約を締結しまして、議会等へのお願いをしてから、日程等ははっきりするものと思っております。

○9番（岩水 豊議員）

私は、入札の公告が出て、こうして進めるのであれば、受注する側としてもしっかりと多くの鉄骨とか資材等が必要になるわけですので、できるだけ早くしてほしいというのが、3月までに工事を完了するためには、今まだほかの校舎の改修工事とかを含めて発注しなければならないから、金額というのは膨大なものになると思います。ですから、できるだけ、例えば、造成が進むまで待っとくとか、解体が進むまで待っとくとかいうんじゃないくて、解体を発注したら、もうその造成も発注し

たり、建築に当たっても、建物改修に当たっても、もう早く発注すると。どうせ工事に入札された、落札された業者というのは、取った明くる日から現場には入れないわけですので、準備期間というのが少なくともすぐ1か月、2か月ぐらいは掛かります。ですから、その期間というのは、工事が重複しても何ら支障ないわけですので、いかに早く発注するということが、やっぱり完成に必要だと思うんですよ。もうちょっとその辺詰めた、どうせ7月12日ですか、とすれば、臨時議会等も開かなければならないという日程も出てくるわけです。ですから、その辺の日程を検討してるのか、してないのか。もう入札するということであれば、入札するという計画が決まれば、業者が入札をしたら、仮契約があつて、議会議決して、工事着工をするということが念頭にあるわけですね。その先いつからなんだよというのは、やはり質疑というか、議論点としてもすぐ出てくると思うんですね。特に今の社会情勢の中で、資材等の高騰を踏まえて、早くそういう手立てをしたいと思うんですよ。ですから、そのためにもしっかりその辺の日程を決めてほしいと思います。いかがですか。

○財政課長（上鶴明人）

今ありました臨時議会等につきましては、これからお願いをしていくところでございます。予定としましては、まだはっきりとした日程ではない、決めてないところでございます。

それと、先ほどありました工事の関係でございます。そのほかの工事、いろいろまた出てまいります。それにつきましては、一応今回6月20日に一応公告予定で、今、考えているところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

そのほかの工事というのも、やはり議会の議決が必要になる案件が出てくるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○財政課長（上鶴明人）

中にはそういう案件もあるようでございます。

○9番（岩水 豊議員）

令和3年度の繰越しの予算ですね。ですから、私らが言うのは、ただ計画どおりに執行してまいりますというようなことでは、年度末になって支障が出てくると。ですから、いかに早くしなさい、早く出して、早くして、議会も本当は審査をしっかりしたいわけです。ですから、臨時議会で即決という方法しか取れないんです。前も企画課長にも申し上げたとは思いますが、議会側も大きな予算になり、今後の運営についても疑問点もいっぱいあつたりしますので、そのためにもじっくり審査できる体制、極端に言えば、今6月議会中に入札も行え、そして、6月議会中に

その辺の審査も議会でもできる日程とかいうことも必要だったと思います。しかし、今になって上がってこないのですので、追加議案の案件もないということでしたので、少し疑問に思ってることでしたので、この辺の対応というのを今後しっかりやってほしいと思うんですが、その6月20日告示する、公告を出す分についても、やはり議会の議決が必要であるということになってくれば、また臨時議会を開かなければならない。そして、議会側もしっかり審査する日時・時間的配慮がされないままでの審査になってくるということ、これは、やはり議会側としてはちょっと問題を感じます。ですから、小出しにしてそうやるんじゃなくて、早くいかに発注して、早く対応ができるようにするというのが大事じゃないかと思います。その辺のスケジュールについて、もう一回答弁を求めます。

○財政課長（上鶴明人）

今回、工事の入札の関係が遅れたのは、設計の関係で遅れがあったために、今回出せなかったところでございます。今言われました工事案件、議決案件がございしますので、これにつきましては、7月中にお願いしたいと考えているところではございます。

○9番（岩水 豊議員）

私も建設関係に携わった経験がありますので、参考になるかどうか分かりませんが、今、東九州道の工事などについても、概算設計で入札するんですね。概算設計で。出来上がりで精算するいうのもあるんですよ。ですから、発注の方法というのは、いろんな上部機関等に相談して、いかに工事の基本的なものというのはできてるわけですから、積算に時間が要す場合でも、方法というのは何でも取れるんですね。あるんです。いろんな方法がある。そしてまた、今のこの情勢の中では、鋼材等についても、資材が、入札をしてから工事に入り、資材を納入する間に高騰するということは、もう見えてるんですね。その辺の対応についても、物価スライド式とかあります。そういうところも検討されて、今回発注に至ったところなんでしょう。伺います。

○建設課長（園田浩美）

それでは、物価スライド情報についてのお話だと思います。それにつきましては、入札後にその落札業者のほうで、それに対して申入れをするという形になっております。その申入れに対して、こちらのほうが回答というか、それに対して同意するかということになっておりますので、それは入札後という話になっております。

以上でございます。

○9番（岩水 豊議員）

いや、それは入札後じゃないですよ。入札の条件にそれをうたわないといけない

んじゃないですか、物価スライド式は。違いますか。

○建設課長（園田浩美）

それは契約書の中でうたっていますので、そういう意味で対応しております。
以上です。

○9番（岩水 豊議員）

いかに早く発注して、いかにスムーズに工事ができるようにしていくと。もう、今度7月中に契約したいと思ったら、もう残り半年足らずになってきます。その間に予算執行を、全部国の創生資金を活用しきらないといかんと、完成しきらないといけないということになります。それを考えると、非常に厳しいスケジュールだというふうに思います。これが令和4年度予算だったらそういうことないんですけど、ですから、本当にその辺の発注等についてお伺いすれば、6月20日に告示して入札を行う分で、ほとんどの分は発注は終わるのか、8割程度の、8割、9割の発注は終わるのかをお伺いします。

○財政課長（上鶴明人）

それでほとんど終わる予定でございます。

○9番（岩水 豊議員）

分かりました。早めの発注で、早めの施工ができるような体制を取っていただきたいと思います。

このちょっと、この事業についての、南九州畜産獣医学拠点事業についての今後の運営等についてお伺いしたいところですが、5つのエリアに分けて考えてあると思います。管理団体として一般財団法人が1つ、そして、教育研究棟は事業者として鹿大、鳥エリアとか牛エリア、鳥エリアについては鹿児島大学が事業者として、牛エリアについては民間事業者、そして、馬エリアについては民間事業者というふうに計画となっておりますが、それぞれの収支について、この前の徳峰議員でしたか、質問に対して参考資料として出されて、議会に示されておりますが、管理団体の収入2,336万9,000円ですかね、令和6年度。この収入はどういうお金になるのか。例えば、市の一般財源から全額出すのか、何らかのところから収入が入ってくるのか。そして、鹿大の研究棟等、その民間エリアが、民間事業者がやる牛エリアについては、令和6年度収入はゼロだけど、支出については2,690万円以上あると。その場合の資金手立てというのはどこがどう対応をするのか。馬エリアについても2,100万円からの収入を見込んであります。支出は、それを超える、1,000万円以上を超える見込みになっております。それで、マイナスの約1,000万円近い金額が試算されておりますが、まず、それぞれがどこからその収入が入ってくるのか。そして、その財源に対して、支出はどういう形でされて、その赤字の部分の補填につい

てはどのような対応をされるのかをお伺いしたいんですが。

○企画課長（外山直英）

では、先日、各種運営団体収支計画というものをお示したところでございますが、この財団の収支につきまして、まず収入では、今回まだ6月議会には提案しておりませんでした。今、企業版のふるさと納税という形で、本社が市外にある企業からのふるさと納税の寄附を頂いておりますが、これを財源とする基金条例等を検討しております。この基金の中から一部この財団のほうに繰入れできるような仕組みを、今後、議会にも提案をさせていただきたいというのが第一点でございます。

それから、鳥事業などを含みます鹿児島大学からの収入を見込んでおりますが、これは施設の利用料ということで、面積案分等の計算をしながら収入を見込んでいくところでございます。

それから、校舎を改修した後に、企業へ貸出しをするレンタルオフィス、あるいは、飲食室等の事業者などからの賃料といいますか、施設使用料、それから、馬エリアにつきましても、こちらも施設の使用料を基本としながら、採算ベースに乗れるようなシミュレーションをした後の収入を見込んでいくところでございます。

また、馬事業につきましては、今後、中央競馬会等との交渉もございまして、まだ明確なところでは押さえておりませんが、今後、事業者等の公募もありますので、そこら辺も含めてお示しできればというふうに思っております。

○9番（岩水 豊議員）

立派な施設を造ることには本当に異論はありませんが、今後、毎年の運営に当たって、ふるさと納税の企業版を充てるということであれば、基本これは寄附頼みでいくのか。寄附が思うように集まらない場合には、一般財源から繰り入れるということになるということでしょうか。

○企画課長（外山直英）

企業版ふるさと納税の寄附金を財源とする基金を設立したいというふうに構想を持っております。今現在、令和3年度、4年度合わせまして6,050万円の寄附を頂いておりますので、こういったところの財源を一つとしまして、規模としては2億円程度の基金を設立したいというふうに考えております。

○9番（岩水 豊議員）

ということは、この施設は独立採算ではないという考えでよろしいんですね。

○企画課長（外山直英）

類似団体といたしまして、S O O G o o d F M、まちづくり曾於ですけれども、こちらや農業公社等もございまして、一部市からの負担金等も繰入れをしておりますので、独立採算という、言えるのかどうかちょっと疑問ですけれども、基金等か

らの繰入れも想定しているところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、ふるさと寄附金の企業版の基金からの繰入れをしていくということになった場合、それが集まらない場合には、一般財源からも補填していかなければならないという考え。もしこれが、今ずっと費用負担が出ております。例えば、管理団体、一般財団法人については、ふるさと寄附金の企業版からの寄附を頂いたお金を回すと。教育棟については、レンタルオフィス等そういうのを回すという考えと、鹿大が教育機関の一環としてここに財源をつぎ込むという考えでよろしいんですか。

○企画課長（外山直英）

大学のほうが事業者になります教育研究棟と鳥エリアにつきましては、ここで収支が完結するというふうなシミュレーションでございまして、投入するということであれば投入かもしれませんが、鳥などの収入、あるいは、施設に来る研修生などの負担金を財源としているようでございます。

○9番（岩水 豊議員）

では、教育研究棟と鳥エリアについての運営は、鹿児島大学が責任持って運営していくという考えでよろしいわけですね。分かりました。

では、牛エリアについて、初年度、2年度、3年度と収支が赤字になる形で、約3年間で1億円ほどの赤字を見込んでおりますが、1億円を超えますね、牛エリアについて。これについては、民間事業者に委託して、委託になるのか、施設貸出しになるのか、ちょっと事業がちょっと読めないところですが、これについては、民間事業者が責任持って、赤字の部分が出て、将来的な利益につながるということをやっていくという考えでよろしいんでしょうか。

○企画課長（外山直英）

牛エリアにつきまして、今、シミュレーションでお示ししておりますのは、一貫飼育を行うエリアでございまして、全て導入する牛を購入した場合の支出が出てまいりますので、赤字のシミュレーションになっております。今、公募しておりますけれども、公募する段階で、畜産業者のほうが牛をそのまま自社農場から持ってくる場合には、この赤字ということではなくて、すぐ出荷できればプラスになるというふうに考えております。

○9番（岩水 豊議員）

ということは、もう民間事業者が責任を持って牛をそこで肥育していくという考えでよろしいですか。

○企画課長（外山直英）

そのとおりでございます。

○9番（岩水 豊議員）

くどいようですが、次に、馬エリアです。馬エリアの収入はどういうのを見込んでいるのか、お示してください。

○企画課長（外山直英）

馬エリアにつきましては、まだ少し流動的な部分があるんですけども、今、想定しておりますのは、中央競馬会で使用されたサラブレッドの引退した馬をそのまま引き受けるということを想定しておりまして、こちらが預託金といいますか、預託料を財源としているものでございます。

○9番（岩水 豊議員）

JRAが預託料かな、委託料かな、まあ預託ですかね、という形で費用については負担するということを前提として計画していると。市からの馬エリアの運営に関しては、予算を繰り入れるということはないということによろしいでしょうか。

○企画課長（外山直英）

まだこのシミュレーションにつきましては、全てをこの預託料だけであるというふうに決めてはおりませんで、少し観光的な、乗馬などのような事業も展開したほうがいいのではないかという検討レベルでございまして、まだ明確にお答えができないところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

二十数億円のお金を投資してやっていくわけです。私たちとしては、将来にわたる負担が、いかにないかと、いかになるかということが、非常にこれだけの施設を造れば危惧するわけですね。ですから、いや、まだ分からないんですよ、いや、ふるさと納税の企業版なんていう財源は、確固たる、毎年確実に入ると予想できる金ではないと思うんですね。そういうあやふやな財源を当てにして運営していくということは、それは綱渡りどころか、もう大変な運営になると思うんですね。市長、この辺の運営について、確固たる自信があって、こうやって施設建設になったわけであります。世界的にもすばらしい、全国でもすばらしい施設であるということは再三市長も申されておりますので、我々も理解しているつもりであります。しかし、我が3万足らずの曾於市が、将来この運営に大きな負担があってはならないんですよ。そこについて、責任と責務と考え、どのような判断を持っている、そして、どのような信念の下でこうやって進めているか、その辺の財源の問題についての考え等をお示してください。

○市長（五位塚剛）

今後の運営については、たたき台としてお示しをいたしました。牛の部分については、建物は市のほうで整備をしますけど、あとの維持費については、当然そこで

生産、肥育される畜産の業者から一定の収入を得て、また支出もしてもらうという考えでございます。鳥の部分については、もうお話しましたように、鹿児島大学が責任持ってやるという計画でありますので、そのようにしたいというふうに思います。馬の部分については、今、ＪＲＡと詰めの段階に入っております。基本的には、前向きに市の負担が本当に少なくなるように、森山先生の力もお借りしながら交渉を進めているところでございます。そして、将来的には、全体の運営費が一般財源を基本的にはあまり使わないように、ふるさと納税の企業版という制度を認めていただきましたので、約２億円の基金が積めるように最大限の努力をしながら、そして、運営費に充てたり、またいろんな収入の在り方、検討を今しておりますので、少しでも収入を増やしながら、経営を抑えるという運営自体を十分検討していきたいというふうに思っております。

○９番（岩水 豊議員）

私たちは、この施設を造ることには賛同をいたしました。これは、基本にあるのが、市に負担を、財政的な負担を掛けないというのが、私は基本にありました。今まで話を聞いていて、出されるいろいろな収支計画、その前出された収支計画等を、跡地検討委員会に出された収支計画と、今回６月時点で作った収支計画は全然違います。しかし、こういうふうに変わっていったるんですよという話も全然ないまま、財源等についての詳しい説明等も我々が求めないといけない。そして、これが将来的な負担になるということを考えると、問題になってくるんですよ。だから、以前、市長も、あなた自身も市長選に出たときに、胡摩地区のフラワーパークが、将来運営費としての市の負担、市の持ち出しということを反対されて市長になられたわけですよ。その考えからいけば、ある意味同じようなことの可能性もあるんですよ。同じようにいい施設であると、それぞれ造る方は思ってたんですよ。だから、我々もそれについては、いい施設だということでは認めます。しかし、それが市の財源に負担を掛けるということになると、これは別問題になってくるんですよ。ここはしっかりした、開設までには出して、示して、運営がうまくいかないときには、市の財源の持ち出しが出てくるようになった場合には、何らかの責任を取るというぐらいの覚悟を持ってやっていただきたいと思うんですよ。私たちが一番心配するのは、まずは、工事に当たって、発注が私としては遅れてると思うんですよ。去年の１２月に、国の地方創生の資金をもらうために、特殊な形ですが、議会側も認めて、全体の設計に、概算設計に至るときを議会も承認しましたというのが、こういう遅れをつくらない、そして、令和３年度の繰越予算ですので、令和４年度中にその予算については完了しなければならないという基本があるから、我々もそれについては致し方ないところだろうということで、異例中の異例で認めたと思うんですよ。

私はそのつもりでおります。ですから、そうした場合に、まず、今年度、令和3年度の予算の執行が完全に完了し、工事も完了するというのが第1点。そして、今度は令和5年度に馬エリアを含めた全体が完了して、令和6年度のスタート時にしっかりと将来の収支計画が示される。そして、責任を持った形で、市民にそこを訴えられる。いいのができる、いいのができるだけを訴えるんじゃないくて、市の負担としても少ない、その代わり経済効果としてこれだけのメリットがあるということもしっかり示さないといけないんです。本当は計画段階でそこまで示してこそ本当だと思うんです。だから、胡摩のフラワーパークを造るときには、市長はそれで反対されたわけじゃないですか。それで市長になられたわけです。同じような過ちにならないように、ここを我々が言うところであります。今後の、それを含めたスケジュールとして、私は今回質問したところなんです。お答えください。

○市長（五位塚剛）

前市長が出された胡摩のフラワーパークの事業でありましたが、あれはしなくてよかったなというふうに、私自身も思うし、市民も思っていらっしゃると思います。それは市民の皆さんが、あの事業は本当に曾於市にはふさわしくないという判断をされました。

私は、この事業については、曾於市を発展させる本当にすばらしい事業になるだろうというふうに確信を持っております。そういう意味では、私たちの鹿児島県出身の国会議員の先生たちやら、また国自体が、この事業の大事さを認めていただいて、地方創生事業を認めていただきました。ただ、その認定が3月の最終補正であったために、令和4年度に繰越しをして、なるべく早く具体的な設計に入り、予算化を提案したいという思いで、今、やってきております。

7月の臨時会で工事の請負議案をお願いしたいと思いますが、それによって完成を目指し、同時に運営の在り方についても、十分審議していきたいと思います。基本的には、一般的な市の財政を圧迫しないような方法で努力はしたいというふうに思います。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

今後の運営についての発言が、もう少し私としては欲しいところであります。ここが開設して始まるときに、そこまでをしっかりと示して、そして、やはり立派な施設ですとか、市に多大な効果を与えますとかいう抽象的な発言ではなく、できるだけ具体的に示されるようにしていただきたい。私は抽象的な発言ばかりで市民に訴えるのは特に一番嫌いです。はっきりした明確な根拠を示す、それが大事だと思うんです。

ですから、今後、これについては運営に当たるところについて、我々は非常に危惧しておりますので、執行部としては、しっかりとそれについて検討していただきたいと思います。もうちょっと突っ込んだ形で回答がいただければと思っておりますが、今後、この件については、また質問させていただきたいと思っております。

また、発注等についても、財政課長に一つだけ聞き漏れがありましたのでお伺いしたいのですが、前回、岩川小学校の発注に当たって、曾於市、志布志市、大崎町、2市1町に本社本店を有する企業を企業体の主体として発注するということで、10グループ程度の入札参加者を希望していたけれども、結果的には2社か3社、そのような形での入札というのは、私は好ましくないと思うのです。できましたら、大隅地域振興局管内とか、鹿児島県内とか市内等、これだけの大きな事業を狭いエリア内で仕事をしなければならない工事が、また何箇所も出てきます。そうしたら非常に大変だと思うのです。だから、入札においても、公正に行われることと、そして工事が順調に推移することを考え、これは一つの意見として申し述べておきますので、今後、その辺についても、また検証していきたいと思います。これで終わります。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時11分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第11、瀬戸口恵理議員の発言を許可いたします。

○3番（瀬戸口恵理議員）

3番、れいわ会、瀬戸口恵理です。

それでは始めます。

今回、大きく4項目について質問させていただきます。

1、子どもの事故予防について。

子供は大人に比べて体格が小さく、経験も浅く、思いもよらぬ事故に遭ってしまう場合がございます。少子化が進む中、移住促進や出生率の向上、子育て支援も大切ですが、最も大切な子供の命を守り育むために、市の考えをお伺いします。

①子供に起こる事故予防について、本市が取り組んでいる安全対策と連携体制についてお伺いいたします。

②子供の事故が未遂も含めて過去にどれくらいあったか。また、それについてどのように対応したかについてお伺いいたします。

③これからの時期は、暑さによる事故、水辺の事故、用水路の水かさが増すことによる事故などが増加することが危惧されます。夏場の安全対策について、どの部署がどのように取り組んでいるかについて、お伺いいたします。

④通学路の安全管理について、本市の対策をお伺いします。

⑤本市は海に面してはいませんが、公園の水遊び場や河川などへ涼を求めて市内外から訪れる子供連れも多いため、子供の体験を制限することなく水辺の安全を守るに当たり、本市としてどのような対策が取られているかをお伺いいたします。

大項目 2、みどりの食料システム戦略について。

農林水産省が、持続可能な食料システムの構築に向けて策定した「みどりの食料システム戦略」では、2050年までに、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%100万haに拡大し、化学農薬の50%低減、化学肥料の30%低減を目指すとしています。

鹿児島県は有機農業の推進県であるとおっしゃる有識者もおられ、本市でも市長が昨年7月の市長選で、選挙公報において「有機農業のまち曾於市の発展」を掲げていらっしゃいます。

その中で、お伺いいたします。

①農林水産省は、2025年までにモデル自治体100市町村、2030年までに全国の1割以上の市町村、約200ものオーガニックビレッジの創出を目標としております。

本市もできるだけ早くオーガニックビレッジ宣言をするべきだと考えますが、その予定についてお伺いいたします。

②学校給食での有機農産物の利用促進を念頭に、教育との連携が求められておりますが、本市でのオーガニック給食の予定についてお伺いいたします。

大項目 3、部活動の地域移行について。

スポーツ庁の有識者会議で、休日の指導を地域や民間団体に委ねる地域移行を2025年度末を目標に実現すべきとの提言をまとめ、今後、自治体は具体策やスケジュールを定めた計画策定を求められ、2023年度から段階的に行われることとなります。

①本市の進捗状況と今後の予定についてお伺いいたします。

②現在、国からの予算は明示されておらず、自治体任せになる懸念がありますが、地域移行に要する予算額と財源の見込みをお伺いいたします。

③保護者の時間的かつ経済的な負担が増加しないように、どのような方針をおつとりか、お伺いいたします。

④本市において、今ある部活動はどのようなものがあり、それぞれの存続は今後可能かどうかについてお伺いいたします。

⑤地域間格差が起こらないように、どのような取組を行うかについてお伺いいたします。

⑥部活動に参加したい子供に対し、これまでどおり続けられる権利をどのように守り、環境整備を行う予定なのかについてお伺いいたします。

大項目 4、手話言語条例について。

手話言語条例を鹿児島県で初めて制定した本市は、令和 2 年 4 月 1 日に施行してから 2 年経過しました。現在の進捗についてお伺いいたします。

①施行後、どのような取組を行ってきたかについてお伺いいたします。

②本庁再編において、集約した窓口対応を行う予定になっておりますが、手話対応ができる職員がどれくらい確保できる見込みなのか、お伺いいたします。

③手話を使用しやすい環境の構築のために、学校での手話学習は大変重要であると考えておりますが、本市の現在の取組と今後の方針についてお伺いいたします。

④条例にあるように、手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築する。そのために、市内外への周知は重要だと考えますが、どのような広報を行っているかについてお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、瀬戸口議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の 1 の③と 2 の②と、3 と 4 の③以外は私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の 1 の③と、2 の②と、3 と 4 の③については、教育長に後から答弁をさせます。

1、子どもの事故予防についての①本市が取り組んでいる安全対策と連携体制についてお答えいたします。

子供のみに対する安全対策については、幼児を対象とした交通安全教室の実施や小学 1 年生への黄色い帽子的配布及び補助団体である市安全安心協会が実施する小学 1 年生への防犯グッズの配布、小学校を対象とした不審者対応訓練があります。

そのほか、全世代を対象とした安全対策としては、市民曾於ぐるみ交通安全運動や各種団体などによる立哨活動などの交通安全運動があります。

また、市内 9 か所に設置した街頭防犯カメラやドラブレコーダーの設置補助、各自治会への防犯灯設置補助などが、犯罪抑止になっていると考えております。

連携先としては、曾於警察署や市安全安心協会などが挙げられます。

②子供の事故件数と対応についてお答えいたします。

交通事故については、令和2年16件、令和3年10件であり、学校内の事故については、令和3年度2件であります。

対応については、小中学生の交通事故、校内での事故に関しては、それぞれ学校により対応しております。

1の④通学路の安全管理について、本市の対策について、お答えいたします。

本市においては、子供の移動経路、通学路等交通安全プログラムを策定し、市内の小中学校及び未就学児童の移動経路について、関係機関と連携し安全の向上を図っております。

昨年度は、各学校や未就学児童施設より30か所の危険箇所が報告されました。学校や警察、道路管理者などで合同点検を行い、3年度内に20か所は対策を講じたところです。

また、継続的に子供の移動経路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所については、ハード対策だけではなく、ソフト対策として交通安全教育を行っていきます。

1の⑤公園の水遊び場や河川の安全対策についてお答えいたします。

曾於市において水辺で遊ぶ施設は、大川原峡キャンプ場、財部親水公園、花房峡憩いの森キャンプ場の3か所があります。子供たちの安全について、大川原峡キャンプ場では、河川入口に注意喚起の看板を立てており、指定管理者においても定期的な目視確認をしております。花房峡憩いの森キャンプ場では、管理室から確認できないため、保護者等へ注意喚起しております。財部親水公園では、公園内の敷地及び施設の清掃管理や機械器具の保守点検を行っております。大勢の子供たちが利用するじゃぶじゃぶ池については、利用期間中は池の周りに利用に関する注意喚起の看板を設置しております。

また、曾於市の管理する河川は63河川あり、キャンプ場以外は、子供たちが水遊びなどできる施設はありません。水辺の事故に対して、危険な河川に近づかない、入らないを家庭や学校で指導していただいております。今後も事故をなくすため、啓発に努めてまいります。

2、みどりの食料システム戦略についての①本市でもできるだけ早くオーガニックビレッジ宣言をするべきだと考えるが、その予定についてお答えいたします。

オーガニックビレッジの取組は、農業者だけではなく加工、流通、消費と一体となった体制づくりが必要であると考えます。

そのためには、行政と生産者団体、流通・加工業者、試験機関、地域住民、学校、消費者等の理解の下で計画を立て、体制の構築を図る必要があることから、現時点

において曾於市で早急に取り組めることではないと考えます。また、現時点での予定はないところです。

4、手話言語条例についての①施行後、どのような取組を行ってきたかについてお答えいたします。

令和2年度におきましては、手話奉仕員養成講習会を社会福祉協議会に委託して実施しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため6回しか実施できず、令和2年12月2日の講習会を最後に休講しております。

令和3年度は、講習会を11月10日から再開し、計8回実施いたしましたが、コロナ禍の影響により令和4年1月12日を最後に休講しております。

本年度は、市内での新型コロナウイルス感染者数の状況を見ながら、関係者と協議して再開の時期を検討したいと思います。

4の②集約した窓口で手話対応可能な職員をどれぐらい確保できる見込みかについてお答えいたします。

1階の執務室全体で、会計年度任用職員を含め2人程度は配置したいと考えております。

4、手話言語条例についての④市内外の周知は重要だと考えるが、どのような広報を行っているかについてお答えいたします。

現在のところ市内外への周知は特に行っておりませんが、手話に関する理解と普及を図るための施策として、市のホームページや市報への掲載、市役所の窓口職員を対象に、手話に触れる機会を提供していきたいというふうに思います。

あとは、教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、まず1の③夏場の安全対策についてお答えいたします。

夏場の安全対策については、教育委員会、建設課、耕地課等がそれぞれの立場で取り組んでおります。

特に教育委員会では、学校へ熱中症防止対策として、水分補給を適宜行うように指導しています。

マスク着用についても、登下校中や運動時等にはマスクを外してよいということを指導しているところでございます。

水難事故等の防止策では、学校での安全指導のほか、生徒指導主任研修会や校外生活指導連絡会で、水難事故や交通事故に対して共通理解を図り、PTAと連携しながら児童生徒へ指導を行っているところです。

用水路等の農業施設においては、管理する土地改良区や水利組合等で用水路等の点検を行っております。

また、通学路の危険箇所の把握と対応等も建設課や福祉事務所、警察、国道事務所、県地域振興局等と合同で、子供の移動経路通学路等安全推進会議にて実施しているところです。

2の②本市でのオーガニック給食の予定についてお答えいたします。

市内での有機農産物が学校給食用として安定的かつ安価で供給できる体制が整えば、オーガニック給食の導入に取り組んでいきたいと考えているところです。

3、部活動の地域移行についての①本市の進捗状況と今後の予定についてお答えいたします。

本市の部活動は、基本的には部活動顧問及び外部指導者等が指導している状況であり、部活動の地域移行については、これから研究、実践していくところでございます。

生徒が将来にわたり、スポーツに継続して親しむことができる機会の確保に向けて、研究していきたいと考えております。

3の②地域移行に要する予算額と財源の見込みについてお答えいたします。

現在、国におきましてもスポーツ庁内で有識者による運動部活動の地域移行に関する検討会議が開催され、ようやく部活動の地域移行が動き出した段階でございます。

財源につきましても、現在議論がなされている段階ですので、本市としては、国や県の財政措置の状況を見極めながら計画していきたいと考えております。

3の③保護者の時間的かつ経済的な負担が増加しないように、どのような方針を取るつもりかについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり部活動の地域移行が進んでいけば、現在よりも保護者の負担がかかってしまう可能性があります。例えば、活動日や活動時間、活動場所への移動手段、会費や保険の在り方等、様々な課題が考えられます。

今後、国の方針等が明確になった場合、先行地域の取組等も参考にしながら、本市の方針を検討していきたいと考えております。

3の④本市の部活動の状況と存続の可能性についてお答えいたします。

現在、末吉中に14、大隅中に9つ、財部中に8つの部活動がございます。3校に共通する部活動は、野球、バレーボール、バスケットボール、卓球、テニス、剣道、吹奏楽部です。そのほか、学校によっては、サッカー、柔道、弓道、陸上、美術部等もございます。

部活動の存続についてですが、全体的に生徒数が減少傾向にあることや、時代の流れによる人気等により、部員の人数にも差があります。

また、クラブチームに在籍する生徒や部活動に入部していない生徒も多数おり、

年々部活動離れも起きている状況もあります。

各学校では、部活動の存続や在り方についても検討しながら、地域移行の準備を進める必要があると考えております。

3の⑤地域格差が起こらないように、どのような取組を行うかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、指導者の質や量の確保、スポーツ団体の整備や外部委託先、施設の確保、会費や保険の在り方など、様々な面で地域格差が起こらないようにすることが重要だと考えております。

また、今後、学習指導要領や国や県の関連の諸制度等も抜本的な見直しを検討していくことになっていくことが予想されます。

本市としましては、段階的な地域移行に備えて、教職員の指導者と協力しながら、まずは外部指導者の確保のために、教育委員会、民間スポーツ団体、学校関係者等による協議会を設置して、具体的な検討をしていきたいと考えております。

3の⑥部活動に参加したい子供に対し、これまでどおり続けられる権利をどのように守り、環境整備を行う予定なのかについてお答えします。

部活動は、体力の向上や、全ての生徒に運動に親しむ機会の確保、生徒の自主性・主体性を育み、達成感や責任感、連帯感を培うことに寄与しています。部活動が地域移行することにより、部活動をしたいた子供が続けることができないという事態が発生しないように、本市で予想される課題を洗い出し、課題解決に向けて研究していきたいと考えております。

4の③学校における手話学習の取組と今後の方針についてお答えいたします。

学校教育において手話活動は、福祉教育の一環として、総合的な学習や国語の学習で取り扱われています。現在、学校はコロナ禍により、外部講師を招聘した手話体験を控えている状況が続いていますが、令和3年度に3校が福祉教育を主題とした総合的な学習において、手話体験学習を行っています。

教育委員会においては、手話学習を含めた福祉教育の充実は大変重要だと考えておりますので、コロナ感染症の状況を鑑みながら、講師派遣を希望する学校に対して積極的に講師紹介を行ったり、手話に慣れ親しむ教育環境作りを進めてまいります。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ただいまたくさんのお答えをいただきまして、ありがとうございます。

子供の事故予防について、まずは質問させていただきます。

市としても大変たくさんの方策をいただいているところなんですけれども、

先日も保護者に対する安心メールのほうで、登下校時若しくは外でのマスク着用はしなくてもいいということでした。で、そのメールが来た後、注意深く子供たちの登下校の様子を観察していたんですけれども、なかなか外し切らない子供が多いように見受けられます。

まずは、2年間にわたるこのコロナ禍の中、マスクをすることが当たり前になってしまって、もう外すことに違和感があるという子供もいらっしゃるということで、あと、大人たちが着けているから僕たちだけ外すのは心苦しいというか、なかなかできないという子供もいらっしゃいます。

若しくは、今まで口うるさく、外していたら怒られていたからこそ、もうそれが習慣づいてしまって、いきなり外せと言ってもどうしていいか分からないという子供もいらっしゃるとかして、割合的に見ていると、中学生は、やはり自分で判断できるということで、外して来られる子供が多いように見受けられますが、特に低学年になりますと、なかなか自分の判断で外せない。それで、親が朝、外して行ってねと声を掛けても、いや、着けて行かないとちょっとということで、着けたまままた登下校している子供がいるというふうに見受けられます。

どうして、子供のマスクに関して、登下校時や外での活動の際に着けると大人よりも影響があるかというところなんですけれども、子供は総体的に背が低いので、下からの反射熱を受ける可能性が大人よりも大きいということで、やはり熱がこもりやすい。そして、体に入っている水分が大人よりも少ないわけですので、脱水の症状も出やすいということになります。

ですので、保護者としてもメールはもらいました。学校でもプリントなどで外すように指導していますということだったんですが、なかなか外すに至る経緯が難しい、移行が難しいということでもありますので、きちんとコロナの対策を打ちながら、外せる場面では外せるように、市としても指導していただきたいと思うんですけれども、大阪府だったと思うんですが、教育委員会が通知を出しております。こちらには、先生もマスクを外してくださいということになっております。なぜかという、子供だけ外してと言うと、なかなか外し切らないので、先生も外しているんだったら自分も外そうというふうに思えるということで、そういう通知もありますので、この大阪市の教育委員会の方法をそのまま真似してくださいというわけではありませんが、何らかの形で子供が安全を確保できるように対応していただきたいと思うんですけれども、そちらについてお考えをお伺いいたします。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、大阪での通知は私も拝見いたしましたが、本市におき

ましても、既に各学校には、今、議員が指摘していただきました通知を発出しているところでございます。それで、各学校におきましても、先生方それから子供たちに、体育の時間、登下校あるいは外での遊びのとき、ある程度間隔を取れて換気がいいときにはマスクを外してくださいという指導を随時しているところでございます。

また、管理職研修会におきましても、保健の先生方の養護教諭研修会におきましても、同様な共通理解を図っているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

まだ市のほうでも、そうやって発信をし始めたばかりだと思いますので、今後、注意深く観察をしていただきながら対応を深めていただきたいと思います。

続けて、水辺の事故若しくは用水路の事故なんですけども、こちら、御答弁の中で大川原峡のキャンプ場であるとか、花房峡とか親水公園ですね。注意喚起の看板を立てていますと御答弁いただきましたが、最近こちらの場所を確認されたことがあるかについてお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

私も5月の連休にいろいろ回ってきました。子供たちがたくさん遊びに来ておりました。特に親水公園は、都城の保育園の方々がバスでたくさん来ておりました。いろんな形で曾於市の施設にいろんな方々がたくさん来ているのは確認しております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今回、私がこの質問をするに当たって、普段から子供たちと公園には行くんですけども、改めて確認をしてまいりました。

大川原峡キャンプ場なんですけど、看板が2つ立っております。小さい、大きさいったらB4ぐらいになるかと思うんですけども、2つ書いてあります。1つは、御注意、子供さんから目を離さないでください（管理人）、もう一つが、遊泳注意、保護者の責任において遊泳させてください（管理人）というふうにあります。

それから、親水公園は、看板のほうにまとめて書いてありますが、利用者の不注意等により生じた事故については、賠償の責任を負うことはできませんので、注意して御利用ください。

あと、じゃぶじゃぶ池に関しては、今現在は消毒されていない雨水ですので入らないでくださいという注意喚起はありました。

それで、これを見る限り、なかなか注意を喚起しているにはちょっと不十分のように思われます。子供は、なかなか文字が読めない子もいますので、基本的には親が連れていくと思うんですけど、子供が見ても分かるように注意喚起をしていただ

きたいと思うんですが、その点、いかがお考えかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

基本は、子供を連れて行く親の責務だというふうに思います。子供が見て分かるような看板というのも大事だというふうに思いますが、今後、それを設置したほうがいいのかどうかということを含めて、検討はさせていただきたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

続けて、桐原の滝公園というのが大川原峡キャンプ場の奥にあります。こちら、都城市からも学童の子供たちが先生の引率の下で来ることが多いそうです。それで、普通、親子で行く場合は、子供何人かに対して親が1人、2人連れて行くことになると思うんですが、学童の引率などの場合は、どうしても大人の数が子供に対して少ない状況にあると思います。

それで、私が見る限り、その桐原の滝の、大川原キャンプ場の遊泳場所がすごく人気で混むということで、そこを避けて利用される学童が多いというふうに伺っているのですが、こちらのほうには、今現在、私が確認したところ、看板等がないように思われるんですが、その点について教えていただけないでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

ちょうど桐原の滝の下の方に行きますと、対岸側から入りますと、ずっと通路が造ってあると思います。そちらのほうに大隅地域振興局のほうで、川で安全に遊ぶためにという看板は設置してございます。ただ、その遊泳に関して注意喚起という部分ではなくて、安全に遊ぶためにここに注意してくださいという形での喚起はしてあるところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

子供が危険に巻き込まれないために、視覚的に注意喚起をしていくということが大事になっていくと思います。

ちょっと話を変えますが、用水路の水かさの件なんですけれども、危険な箇所がないように対策をしていただいているというふうにおっしゃっていただいているんですが、見る限り、ああ、ここ危険だなと思う場所がずっと改善されずに残っている部分がどうしてもあると思うんです。で、蓋ができない理由としては、農業をするに当たって不都合なので蓋をしてないところもあったりとかすると思います。

そこで、蓋をするには難しい場所において、それこそ注意喚起、近づかないようにとか、危険というマークをつけるとか、そういう対応はできないかお伺いいたします。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

お答えいたします。

今言われました用水路等というのは、基本的には法定外公共物ということで、慣行的に、今、市のほうで国から管理を移譲されているところではありますけれども、もともと農業を営まれたりする方たちが管理されているということになります。

その中で、その数量というのは相当なものになりまして、全てについてそのような対策を取るというのは、なかなか難しいというのが現状であります。

危険な箇所につきましては、こちらのほうからも、県のほうから夏場に向けてそのような箇所の点検をしてくださいということで、土地改良区等への案内はしているところでもあります。

○3番（瀬戸口恵理議員）

なかなか新たに看板を設置するであるとか、そういうことは難しいと思いますので、例えば、その危険な箇所に立ち入らないように、目に付くように色を塗っていただくとか、何かお金が掛からず対策が取れるようであれば、ぜひ検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

全体的なこの水辺の事故なんですけれども、やはり大人でも水難事故に遭うことがあるので、子供は踏ん張る力が余計に必要であるとか、狭いところでも入って行ってしまうので、水辺の事故に遭いやすいということがあります。

特に、子供が水難事故に遭ってしまう要因に、例えばサンダルであるとか、水辺で遊んでいたときのおもちゃが流されてしまったときに、それを追いかけるために深いところまで入って行ってしまったということがあります。

例えば、用水路であると、庭や道路でボール遊びをして、ボールが要するに落ちてしまった。それを取ろうとして足を滑らせて入ってしまう。川であればサンダルなどを履いたまま、砂利があると足が痛いのでサンダルを履いたまま水遊びをしてしまって、そのサンダルやおもちゃが流されてしまったときに、それを追いかけてそのまま流されてしまうということが考えられます。

その中で、1つ御提案をさせていただきたいと思うんですが、アクアキッズセーフティープロジェクトというのがありまして、今、ハッシュタグでSNSでも話題になっていると思うんですけども、「#サンダルバイバイ」というのがあります。御存じの方もいらっしゃると思うんですが、「サンダルバイバイおやこ条約書」というのがありまして、サンダルが流されても、命よりもサンダルのほうが大事ということはないから、命のほうが大事だから、そのサンダルはもう捨てていいよというわけじゃないですけど、もう流されていいよと。命を守りなさい。そして、お母さんもお父さんも、サンダルが流されても、おもちゃが流されても、決してそのことに対して怒りませんよという条約を親子で交わすというものなんですけれども、

こちら、NPO法人の先ほど申し上げたアクアキッズセーフティープロジェクトが今、このことを広げようと活動をされています。

聞いた話によると、志布志のほうでは結構これが広がっているようで、やっぱり海に面しているということで、水難事故の意識が高いのかなというふうに思っています。

こちらが紙芝居で、「バイバイサンダルくん」という紙芝居があったり、ユーチューブでも見られるんですけども、「サンダルバイバイのうた」というのがあります。こちら手話付きの歌とかもあります。こういうのを活用しながら市民の方にも周知していただきたいと思うんですけども、こちらポスターもありますので、水難事故を予防する上で視覚的には効果的なんじゃないかなと思うんですけども、そういった取組が今後できるかどうか、検討していただけるかどうかについて伺います。

○市長（五位塚剛）

子供たちの通学路に面している用水路とか、そういう川の問題については、行政のほうもやっぱり点検をしなければなりませんので、危ない箇所については、それなりの対応はしております。

今言われる、子供がサンダルを用水路に落としたら、それをもう取りに行かないということは、そういう教育をまず家庭でしてもらおうということと、できたら学校のほうでも、幼稚園等でもぜひ一つの命を守る大事な考え方でありますので、これは徹底したいと思っております。

ついこの前、大人でも、うちの副市長が用水路で転んで頭を打ったということで、大人でも危ないですので、子供は特にそういう危険性がいっぱいありますので、引き続き学校教育、家庭教育をできるように、教育委員会と一緒に取り組んでいきたいと思えます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

もうこれだけ子供の数が少なくなってしまった本市ですので、今いる子供たちをとにかく大切に育みながら育てていただきたいと思えますので、ぜひ今後ともよろしく願いしたいと思えます。

それでは、大項目2に移らせていただきます。みどりの食料システム戦略についてです。

先日、私はNPO法人の鹿児島県有機農業協会のほうで有機農業フォーラムがありまして、出席をしてまいりました。

その中で伺ったところなんですけれども、今、鹿児島県では南さつま市、南種子町、湧水町のほうでオーガニックビレッジの取組をしているということです。

それで、今まで、このみどりの食料システム戦略については、周知がなかなかされてなくて、まだ知らない方も多い状況にあるかと思いますが、今までこの有機農業フォーラムというのは、本当に会員だけが集まるフォーラムだったそうです。

しかし、今回、農水省が指針を出したことによりまして、県のほうからも農水省のほうからも、例えば総括農政推進官の方でありますとか、鹿児島県の農水部の課長の方が来られて、今後どういうふうに鹿児島県が有機農業にシフトしていくのか、ちょっと見識を伺いたいということで来られておりました。ですので、鹿児島県としてもすごく注目している取組になるかと思っています。

その中で、本市ではそのオーガニックビレッジ宣言が難しいという御答弁だったのですが、現時点では難しいということですが、今後、取り組む予定はないかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今、カンショの基腐病が非常に増えているわけですけど、これの大きな要因は、土の中にある良い菌まで、テロンとかピクリンで良い菌まで死滅させているという、要するにそこから基腐病が増えているのではないかということは、よく言われております。

やはり立派な農作物を作るためには、土壌を立派にする。有機農業が私も大事だというふうに思っております。

私も有機農業を推進したいというふうに思っております。市長選挙の公約の中にも、有機農業宣言のまちを目指したいという思いで書きましたけど、曾於市内では、この有機農業でちゃんと生活ができていの方が何人もいらっしゃいます。その人たちの作物を見ますと、非常に立派な商品ができておりますので、何らかの形でこの問題については、前向きに進めていきたいなというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

オーガニック戦略において、よくモデルとして上がるのが千葉県のいすみ市なんですけれども、こちら最初も取組がなかなか難しく、そんなに普及しなかったということなんですけど、こちらの人口が3万7,000人くらいなんです。本市よりも5,000人多いくらいだと思うんですが、こちらは今、移住が人気で、その地域だと移住人気1番のまちとして地域おこしをされていらっしゃるそうです。

こちらは2014年に0.2haだったのを3年間で14haに、3年間で約70倍に有機農業の耕地面積を拡大したということで、ここのポイントとしては、有機米を学校給食に活用することだったそうです。

先ほど、教育長の御答弁の中でも、今後、本市でもオーガニック給食化を推進していこうというお考えはあるということでしたが、ポイントとしては、その米である

とか、保存が長くできるタマネギであるとか、ジャガイモから取り組むのがいいということですが、そういうことから取り組むことはできるかどうかについて、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市の小学校というのは、末吉の街、財部、大隅を除いたら、ほとんどが農村部になりまして、ほとんどが近くに水田もあります。昔は、ほとんどの学校で近くの田んぼを借りて、みんなで米を作った時代が長いことありました。今は、これは本当に限られた地域になっておりますけど、やはり自分たちの地域で米を子供たちが作るというのは非常に大事なことだと思います。

今後、教育委員会のほうでも取り組んでいただきたいと思います。まず、小学校の親の方々の協力がないとできませんので、十分そういう話し合いをしてもらって、今言われるように有機米を、できたらおいしいものを子供たちに食べさせる、そういうのも取組が大事だと思いますので、教育委員会等を含めて、また前向きに検討したいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ポイントとしては、学校給食で取り入れることと、やっぱりこのオーガニックビレッジ宣言をすることだと思うんですが、どうして今回私がこの提案を一般質問で取り上げようと思ったかという、先ほど申し上げましたとおり、モデル自治体を今、国が募っている状況です。今であると補助も出るということで国のほうが動いていますので、ぜひ前向きに検討していただいて、ほかの自治体が先にやってしまって、曾於市が後から続くのではなく、曾於市が積極的に取り組んでいただけるように尽力していただきたいと思います。

新しいところでは、湧水町なども今後取り組むということなのですが、湧水町自体も、まだ具体的に取組がなかなか難しいということですので、体制が整ってから動き出すのではなく、まず宣言してしまってから、後から体制を整えるということも可能かと思いますので、ぜひ検討していただきたいのですが、そちらに関してお考えを伺います。

○教育長（中村涼一）

お答えします。

給食は、とにかく安全・安心なものを子供たちに届けたいという思いがございします。その中で、この有機農業で作られた作物等をできるだけ給食に食材として扱っていききたいと、我々も非常に推進したいと思っておりますが、議員のお話を聞きながら、まずできることは何かと、今、思っております。給食ですので、今も地産地消ということで、地場産の農作物をたくさん使っているわけですが、その中で、

有機農家で、そういうのを扱っているところがあれば、今後、取り扱ってみようかと思っております。一つ問題なのは、有機農産物、まだ非常に値段が高い部分もございますので、国のほうでそういう補助事業があるということであれば、もう少し研究させていただいて、いずれは曾於市で作られた有機農産物を学校給食に取り入れていきたいと思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今後、検討していただけるということで、とてもありがたいお言葉をいただきました。

1つ紹介させていただきたいと思うのですが、6月14日火曜日の新聞に、オーガニック給食参考映画の上映会が薩摩川内市で開催されたとありました。こちらは薩摩川内市のオーガニック給食推進グループが主催したもので、薩摩川内市をはじめ、いちき串木野市や霧島市などからも市議会議員や市職員に参加があったというふうに書いてありましたので、ぜひ曾於市の職員の方も、こういった勉強会にも積極的に参加していただいて、今後、見識を深めていただけたらと思います。

それでは次に移ります。部活動の地域移行に関して、大項目3番目について移らせていただきたいと思います。私が心配するところで、部活動が地域移行となった場合に、人口規模が少ないところは、部活動がなくなってしまうんじゃないかという懸念もあって、保護者の中には、部活動自体が廃止になるのではないかとおっしゃっている方もおられます。外部指導の方を頼むにしても、なかなかすぐには見つからない、頼んだ後も軌道に乗るには、ある程度の時間が掛かると思うので、本市として具体的にどのように取り組んでいくか、再度、御答弁をお願いいたします。

○教育長（中村涼一）

お答えします。

今回、スポーツ庁の有識者会議のほうで提言がなされたわけでございます。具体的なものは、これから国の文科省のほうで検討していくと思います。ただ、まず全体の流れとしては、今後、中学校の部活動は、今回は期限を切って、3年間のうちに休日の部活動を地域へ移行しなさいと。これは最終的には平日の、通常の今やっている部活動も地域移行するというのが一つの前提になっております。

そうすることによって、学校の、特に中学校の教職員が抱えている負担を軽減するということになっておりますが、私も提言を読みながら感じることは、なかなかこういう地方では厳しいと。1つは、まず総合的な地域スポーツクラブが、まだきちんと曾於市内には確立していない。それから、外部指導員になるような人材がなかなか確保できる状況ではない。このままいくと、どういう形になるかという、当面は学校の教職員を部活動の外部指導員という形であってもらう方法しかない。

ただ、教職員については、例えば、その専門の先生がいれば、お願いできるわけですが、やっただけの先生にお願いするということは、なかなか厳しい。部活動だったら、ある程度ボランティアという形でお願いできたわけですが、休日も出てきて、もちろんそれに見合った労働対価として賃金等も払われますけれども、最終的にはなかなか厳しいのではないかなと思っています。

ただ、部活動の意義というのは、もう皆さん御存じのとおり、大変大きいものがございます。教育的には、部活動を通して子供たちは成長していく部分もございますので、教育委員会としては、何とかして部活動を存続させたい。ただ、地域移行、これに伴うところにどういう課題があるのかというのは、今から我々も勉強していかないといけない、考えていかないといけない部分がたくさんございます。一応、現時点ではそういう状況でございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今、習い事もたくさんありまして、例えば都城市まで習い事をするために行っていて、部活動には入れない、例えばスイミングスクールをそのまま継続して習い事として続ける方もいらっしゃるでしょうし、さっきおっしゃったように、クラブチームに在籍する子供たちも多数いるかと思いますが、今、現時点で、大体の数字で構いませんが、曾於市の生徒数の割合に対して部活動に入部をしている生徒の割合はどれくらいでしょうか。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

現在の部活動の加入状況ですが、末吉中学校が257人、60.9%、それから大隅中学校が138人、67.6%、財部中学校が94人、53.1%、全市では60.8%の生徒が部活動に入っている。それ以外の生徒におきましては、クラブチームであったり、部活動に加入していないという状況でございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

国の指針は、まだはっきりと決まっていない状況ではあるのですが、今後、検討委員会などを立ち上げられて検討していくことになると思いますが、改めて一般質問などで取り上げていこうと思うのですが、子供たちが意欲的に活動する場所を守っていくためにも、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

また、部活動をするに当たって、例えば、外部指導者が担うようになっていけば、学校外の公共施設なども利用していくことになると思うのですが、外部指導者をお願いするとなると、外部指導者を雇うために新しくお金が発生するので、保護者負担が増えるというふうになっていくと予想できるのですが、その場合、公共施設の優遇などに関してのお考えがあるかどうか、お伺いいたします。

○社会教育課長（竹下伸一）

それではお答えしたいと思います。

各体育施設等につきましては、現在、部活動につきましては免除という形で使用しているところでございますが、今、議員が言われる、移行した場合にお金が掛かるんじゃないかということでございますが、先ほど教育長が申したように、現在はまだ有識者会議でのスポーツ庁への提案というような形になっております。今後、全国で様々な課題とか、そういうものが出てくるんじゃないかと思います。そういう中で、また施設等の利用の仕方というものも出てくるかと思いますので、今後、またそれぞれ研究をしていきたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

全国的に、例えば3月議会であるとか、6月議会などでも一般質問されている議員がたくさんいらっしゃいましたが、やはり執行部からの答弁は、なかなか国の指針が定まらず難しいという御答弁で終わっているところが多かったように見受けられます。港区だけが、もう先に外部委託というか、スポーツ施設のほうに、ある程度、委託をしているところがあるというふうには伺っていますが、私が思っていたよりも曾於市の中学生、60.8%の子供たちが部活動をしているということなので、今、60.8%ですけれども、これが今後増えるように、部活動が盛んになるように、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、大項目4番目の手話言語条例について、質問を続けさせていただきます。本市が手話言語条例を策定してから約2年が経過しているのですが、公共施設であるとか、市役所の中に入ったときとか、手話に関するポスターであるとか掲示物であるとか、市内外に周知するに当たって、そういったものを目にする機会がなかなかないのですけれども、手話言語条例に関して、職員の方はどのように考えていらっしゃるかを知りたいのです。例えば、手話奉仕員養成講座のほうに参加していらっしゃる方も、市の職員の方でも多くいらっしゃいますけれども、それ以外の方でも、例えば簡単な名前は手話でできるとか、挨拶ぐらいは手話でできるとか、そういった取組はされていらっしゃいますでしょうか。

○福祉事務所長兼福祉課長（笠野 満）

お答えいたします。

手話の広報につきましては、福祉課の前にリーフレット等を配置しております。また、職員の手話奉仕員講習会につきましては、どれだけ参加しているかは把握しておりません。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

鹿児島県でも先駆けて条例を制定した曽於市ですので、基本的にそういうのに関心がある方からしてみれば、曽於市は具体的にどういった取組をしているか注目するところだと思います。先ほど御答弁がありましたように、窓口で手話対応可能な職員はどれくらいいるかということで、2人程度は配置したいということでしたが、財部支所、大隅支所ではどれくらい配置できる見込みか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今度、本所が10月から新しいスタートをしますので、特に本所に来る方々が多いだろうと思って、本所のほうにはそのような形を考えておりますが、今後は財部、大隅のほうにも、せめて1人ぐらいは手話ができる職員を配置も含めて養成を考えていきたいと思っています。

○3番（瀬戸口恵理議員）

手話に親しむという意味で、条例にもちゃんと明記してあるんです。手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するために努力をするというふうに実際に書かれています。今、現状を見る限りでは、どうしても努力をしているようには見受けられないと、私自身は思っております。例えば、どこか目の付くところに、せめて指文字表があるとか、簡単な挨拶があるとか、そういった普段生活する中で、目に付くところに手話が身近にあるという環境の構築をできればお願いしたいところなのですけれども、それについて御見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

手話のポスターをいただきましたので、一応、目に届くところには貼り出しをしたのですけれども、たった1枚しかもらわなかった関係がありますので、もうちょっとたくさんもらって、多くの市民が目に触れるように努力をしたいと思っています。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ポスターもインターネットなどで無料でもダウンロードできるものがあったりしますので、そちらもぜひ活用していただきながら、私は各トイレに1枚ずつ貼ってもいいかなと思うぐらいなのですけれども、ぜひ手話言語条例を制定している市として、アピールのほうをお願いしたいところなのですが、手話に対する理解と普及を図るための施策として、御答弁の中で「市のホームページや市報への掲載、市役所の窓口職員を対象に手話に触れる機会を提供していきたいと考えております」というふうにいただきましたが、手話奉仕員養成講座に出席していない、出られない方に対して、市の職員が手話ができるようになる対策というか、そういうものは考えていらっしゃるのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今、言われることは非常に大事なことですけれども、手話研究会に参加して

いない職員が手話を学ぶかというのは、非常に難しい部分がありますけれども、今、インターネットの時代でありますので、ほとんどそれから学ぶこともできます。そういういろんな知恵を出しながら、福祉事務所を中心として頑張りたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

まずは職員の方から、せめて名前だけでも、御挨拶だけでも手話でできるようになっていただきたと思うところなのですが、それとは別に、市民の方であるとか、市外の方に対してアピールというのが大事になってくると思います。ですので、さっきおっしゃっていただいたように、ホームページや市報への掲載をお願いしたいところなのですが、市報へ手話のコーナーとして毎月掲載することができるかどうか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市報の掲載については、企画課のほうで担当者を中心として、いろいろと工夫をしながら、見やすい市報作りに努めております。今は非常に見やすい市報になってきておりますので、手話の関係をそこに入れることができないか、企画課長が多分頑張ってくれるんじゃないかなと思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ありがとうございます。市報は市民の方からの関心も高く、全戸配布されますので、隅から隅まで見られる方がいらっしゃるかと思いますので、ぜひ市報への連載を希望します。ぜひよろしく願いいたします。企画課長にも御答弁いただきたいと思います。

○企画課長（外山直英）

そのように参考にさせていただきたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

広報の面からも福祉の面からも普及を図っていただけるということで、特に福祉事務所に関しては、手話を特に推進していただきたところなのですが、そちらのほうにも幾つかポスター掲示などもしていただきたと思うのですが、それはいかがでしょうか。

○福祉事務所長兼福祉課長（笠野 満）

そのように対応させていただきます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ありがとうございます。これは私の夢なのですがけれども、議会で皆さんが御自分の自己紹介をされるときに手話ができるようになったら、何とうれしいことだろうと思っておりますので、ぜひこちらにいらっしゃる議員の方々も執行部の方々も手

話ができるように、今、ユーチューブでもすごく分かりやすいのがありますので、ぜひ手話の普及に一役買っていたきたいなと思うところであります。

以上で質問を終わります。

○議長（久長登良男）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月24日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時16分

令和4年第2回曾於市議會定例会

令和4年6月24日

(第5日目)

令和4年第2回曾於市議会定例会会議録（第5号）

令和4年6月24日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

（以下2件一括議題）

第1 議案第43号 曾於市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について

第2 議案第44号 曾於市税条例等の一部改正について

（総務常任委員長報告）

（以下4件一括議題）

第3 議案第45号 曾於市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について

第4 議案第46号 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について

第5 議案第47号 曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

第6 議案第48号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について

（文教厚生常任委員長報告）

第7 議案第51号 曾於市道路線の認定について

（建設経済常任委員長報告）

第8 議案第52号 令和4年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について

（総務常任委員長、文教厚生常任委員長、建設経済常任委員長報告）

第9 議案第55号 令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

（文教厚生常任委員長報告）

（以下5件一括議題）

第10 議案第53号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

第11 議案第54号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

第12 議案第56号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について

第13 議案第57号 令和4年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について

第14 議案第58号 令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

第15 発議第6号 曾於市議会委員会条例の一部改正について

第16 閉会中の継続審査申出について

第17 閉会中の継続調査申出について

第18 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	8番	上村龍生	9番	岩水豊
10番	渕合昌昭	11番	今鶴治信	12番	九日克典
13番	土屋健一	14番	原田賢一郎	15番	山田義盛
16番	大川内富男	17番	渡辺利治	18番	迫杉雄
19番	徳峰一成	20番	久長登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 吉田竜大 総務係長 梅木康
主任 富永大介

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市	長	五位塚剛	教	育	長	中村涼一
副	市	長	八木達範	教育委員会総務課長	鶴田洋一	
副	市	長	大休寺拓夫	学校教育課長	平千力	
総	務	課	長	今村浩次	社会教育課長	竹下伸一
大隅支所長兼地域振興課長	安藤誠	農林振興課長	竹田正博			
財部支所長兼地域振興課長	荒武圭一	商工観光課長	佐澤英明			
企画課長	外山直英	畜産課長	野村伸一			
財政課長	上鶴明人	耕地課長	朝倉幸一郎			
税務課長	山中竜也	建設課長	園田浩美			
市民課長	上村亮	水道課長	吉元健治			

保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	新 澤 津 友 子
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	森 岡 雄 三
福祉事務所長兼福祉課長	笠 野 満	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第43号 曾於市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について

日程第2 議案第44号 曾於市税条例等の一部改正について

○議長（久長登良男）

日程第1、議案第43号、曾於市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について及び議案第44号、曾於市税条例等の一部改正についてを一括議題といたします。

議案2件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案4件を、6月16日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、議案3件について結論を得ましたので報告します。

1、議案第43号、曾於市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について。

本案は、企業等が特別償却設備を新設又は増設した場合の固定資産税の課税免除及び不均一課税の期間を2年から3年に改めるものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第44号、曾於市税条例等の一部改正について。

本案の主な改正点は、不動産登記法の改正により、DV被害者等の住所に代わる事項を記載できるようにするものと、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期間を4年間延長するものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

1点だけ、議案第43号並びに議案第44号について質問をいたします。

ただいまの委員長報告にありましたけども、いずれも固定資産税に関わる法の改正によりましての適用期間の延長を、本年度を含めて行う提案であります。質問であります。このことで議案第43号並びに議案第44号の本年度、令和4年度における影響額について、さらに、当然のことながら100%交付税措置が、これはされていると思うんですが、その確認がもしされていたら報告をお願いいたします。

○総務常任委員長（岩水 豊）

固定資産税の課税免除、不均一課税については、基本の法律が変わったもので変更するだけのことであり、現在、曾於市内において、この条例改正により影響を受ける企業はないということでありました。並びに議案第44号については、そのようなことについての質疑はありませんでした。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案2件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第43号及び議案第44号を一括して採決いたします。

お諮りします。議案2件に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第43号及び議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

—————・—————・—————

日程第 3 議案第45号 曾於市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について

日程第 4 議案第46号 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について

日程第 5 議案第47号 曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 6 議案第48号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第 3、議案第45号、曾於市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正についてから、日程第 6、議案第48号、曾於市教職員住宅条例の一部改正についてまでの以上 4 件を一括議題といたします。

議案 4 件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生委員会に付託された議案 6 件を、6 月16日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結果を得ましたので報告します。

議案第45号、曾於市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について。

本案は、予防接種により健康被害が出た方から申請があった際に開催する健康被害調査委員会を、書面による開催ができるように条例の一部を改正するものです。

委員会開催の詳細についての質疑に対し、委員会の設置は、予防接種により健康被害の申請があった際に設置している。委員は、県と地区の医師から選任されるが、選定に 1 か月程度掛かり、日程調整を含めると委員会を開催するまでに 2 か月程度期間が必要であった。今回の改正で、コロナ禍により、書面でも開催ができるようになり、大幅に期間を短縮できる。また、委員は10人以内をもって組織するとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第46号、曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について。

議案第47号、曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第48号、曾於市教職員住宅条例の一部改正について。

以上、3 議案について、審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告します。

本案は、令和5年4月1日より、財部北小学校が財部小学校へ統合されることに伴い、関連する3つの条例の一部を改正するものです。

統合について、以前から議論があったのかとの質疑に対し、令和3年11月から議論が始まったとの答弁がありました。また、市内における児童数の推移を見ると、他の校区からも統合という意見が出てくるのではないかと、統合は行政主導で検討してはどうかとの質疑に対し、他の自治体では、行政主導で進めても、地域での合意形成が得られずに白紙になったケースがある。これまでどおり地域主導で合意形成が図られれば、統合に向けて事務手続を進めたいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、議案第46号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第48号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案4件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第45号から議案第48号までの以上4件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案4件に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第45号から議案第48号までの以上4件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第51号 曾於市道路線の認定について

○議長（久長登良男）

次に、日程第7、議案第51号、曾於市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（九日克典）

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案2件を、6月16日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第51号、曾於市道路線の認定について。

本案は、財部町南俣の南九州畜産獣医学拠点事業の整備計画地と市道阿邪里線とを結ぶ道路であり、産業の開発及び文化交流に供するという認定の要件及び幅員等の認定基準を満たしているため、市道阿邪里2号線として認定するものであります。

なお、本案については、現地調査も実施しました。

委員より、路線の現況について、今後、当拠点が開設されると、大小動物の搬入・搬出が想定されるが、現況では狭過ぎるのではないかと。また、県道との連結も不十分であると思われ、市道の拡幅が急がれるのではないかと意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

私も現地は何回も通るついで見ているんですけども、ただいまの委員長報告にもありましたし、この前の総括質疑でも答弁がありましたけども、幅員も一律でないわけでありまして、一般道から見て、やっぱりこうした大事な市の施設が広大な面積である場合の入り口は、やっぱり市道として対応したほうが、もろもろの客観的要件から見ていいのかどうか、全く予備知識がないものですから、そうした点での今回の市道の提案がよりベターであるのか、財政面を含めて、今後の運営を含めて、その点の議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。1点だけです。

○建設経済常任委員長（九日克典）

今の、現状の道路についての精査であり、現地調査をしたわけでありまして、本市の市道認定基準に関する規程に一致しているということで認定したと、審査され

たところであります。それ以上のところは審査されておられません。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第51号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

—————・—————

日程第8 議案第52号 令和4年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第8、議案第52号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

議案第52号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

財政課関係では、歳入の地方創生臨時交付金及び財政調整基金繰入金、歳出の道路交通法の改正により、公用車運転前にアルコール検知器での検査が必須となることによるアルコールチェッカー購入費等が主なものであります。

総務課関係では、自治会統合補助金の増額及び自主防災組織備蓄施設設置補助金が主なものであります。自治会統合についての質疑に対し、財部の2地域では、元市役所職員の献身的な活動により、およそ2年間に及ぶ協議を重ね統合に至ったとの答弁がありました。

企画課関係では、経済対策配布型商品券事業（第4弾）の内容についての質疑に対し、使用期間は令和4年9月13日から12月31日まで、使用可能額は一人当たり1万円、配布期間は9月13日から12月28日、交換場所は市役所本支所を基本とし、一部の地域では移動式での交換も予定しているとの答弁がありました。

税務課及び会計課関係では、職員の産休・育休による事務補助員報酬等の増額であるとの説明がありました。

市民課関係では、人事異動等による生活排水処理事業特別会計への人件費分の繰出金の減額が主なものであるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第52号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉事務所関係では、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業について、生活困窮世帯の定義と支援内容についての質疑に対し、生活困窮世帯とは、生活保護に至る手前の段階の世帯で、これまで6月末までの支援であったが、2か月間延長し、8月末までとするための補正であるとの答弁がありました。

障害福祉事務費の介護福祉課職員代替についての質疑に対し、8月から職員が産休・育休に入ることから、その後の会計年度任用職員の代替分の増額補正であるとの答弁がありました。

保健課関係では、新型コロナウイルス感染症対策事業として、ワクチン接種予約受付コールセンターの会計年度任用職員の通勤手当を増額補正するとの説明がありました。

介護福祉課関係では、人事異動による人件費の増額補正であるとの説明がありました。

教育委員会総務課関係では、小学校管理費の空調設備増設工事についての質疑に対し、末吉小学校は病弱学級が1クラス増、檜小学校は3・4年生が複式学級であ

ったが、4年生が転入により1名増となり、複式学級が解消され、普通学級が1クラス増になったとの答弁がありました。

社会教育課関係では、大隅総合運動公園体育館や曾於市民プールの修繕料の増額補正等であるとの説明がありました。

委員より、所管施設数が多く、全体的に老朽化している。早めに全体計画を作成して、補修等に対応してほしいとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（九日克典）

議案第52号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について（所管分）。
本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

農林振興課関係では、有害鳥獣等駆除被害防止事業について、箱わなの仕様変更の経緯についての質疑に対し、片開きより両開きのほうが単価的には高くなるが、捕獲の効率がよい。購入基数は、当初の22基で変わらないが、単価の増額による補正であり、県補助金も変更申請が可能であるとの答弁がありました。

農業総務事務費について、曾於消防署による立入検査が、旧たばこ乾燥場南之郷倉庫及び深川倉庫で行われ、南之郷倉庫は、火災報知設備の修繕及び消火器の交換、旧たばこ乾燥場深川倉庫は、屋根の一部撤去及び消火器の交換を行うよう3月22日付けで改善結果通知があり、その対応として修繕等を行うとの説明がありました。

耕地課関係では、農業・農村活性化推進施設等整備事業について、財部町荷込地区の橋梁架け替え工事を行うとのことで、現地調査もしました。平成28年に地元から市へ架け替えの申請があり、県へ要望していたものが、本年度採択されたとの説明がありました。橋の建築年や現況についての質疑に対し、橋は老朽化しており、地元管理であるが、何年頃完成したのか地元住民も詳細に把握されていないとの答弁がありました。また、地元負担はあるのかとの質疑に対し、用水など受益者が特定されるものについてはお願いしているが、受益者が特定されないものは地元負担は求めないとの答弁がありました。

委員より、大型農耕車や人の通行等の際に危険を伴うため、早急な架け替えが必要との意見がありました。

現年発生農地・農業用施設災害復旧費における被災状況についての質疑に対し、4月26日から27日にかけての大雨で、水路14件、道路9件、頭首工1件が被災したとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、総務常任委員長に1点質問いたします。

今回の補正の中で、金額的に一番大きいのが、委員長報告にありましたけども、いわゆる商品券事業の3億8,591万3,000円であります。これは、ここにありますように、今回が4回目でございます。第4弾という説明であります。過去3回は、この前の総括質疑でも、約4億5,000万円近い大きな予算を投じての事業が行われており、また、検証も行われたという先日の総括質疑の御答弁でありました。

委員長にお聞きしたいのは、今回は特に、4回目が3億円を超える大きな事業でありますけども、過去3回の検証を踏まえて当然行っている提案だと言えますけども、委員会審議の中で、過去3回における検証の新しい角度からの、例えば商品券発行によって市民へどのような具体的な効果があったか、これが一番の、第一義的な目的であろうかと思しますので、市民への効果について、新しい市当局の観点・視点からの具体的な検証がもし行われていたら、また、幾つか質問があったら御報告をお願いいたします。1点だけであります。市民への具体的な効果の中身の独自の観点からの市の分析・検証であります。

次に、建設経済常任委員長に2点質問をいたします。

1つはイノシシ対策であります。これまでも多くの同僚議員が一般質問を含めて質問されておられ、そして、今回の当初に加えて補正でも、今回、また今年度の当初も昨年に比べて大きな金額の予算増額がされております。これ、大事なことであります。

しかし、今でも、委員長も御承知のように、例えば深川周辺でも、昨年、今年と被害が広がっております。四、五日前も、高之峯の下の地区の方から私に電話がありました。イノシシが出て困っていると。国道10号線を隔てた徳留まではまだ影響がないようですが、鶴木、新原、堂園周辺が被害を受けているということです。

ですから、わなを含めていちごっこになっておりますけども、新たな、これはこれで大事なんですが、やはり観点からの取組が、全国の事例を研究しながら、全国的には行われているようであります。例えば島根県なんかがそうでありますけども、そうしたことを含めて、もし委員会審議で深められていたら報告をお願いしたいと思っております。

2点目は、財部の橋の架け替えについてでございます。この前の総括質疑でも質問いたしましたし、委員会でも現地を見て御苦労されたということではありますが、総括質疑でも質問いたしましたけども、現地調査を含めて、委員長をはじめとした委員の皆さんが、目視というか、見た目を見て、やはり市内にはほかにも架け替えが必要な、あるいは必要とすべきような、おそれのある橋があるのではないかとという点も感じられるんですが、その点もし議論がされていたら報告をお願いしたいと思っております。

なぜかといいますと、橋が非常に多いんですけども、一旦架け替えるのに非常に大きな財源が掛かりますので、その辺りでの質問であります。もし委員会審議で出されていたら報告してください。

以上、2点です。

○総務常任委員長（岩水 豊）

経済対策配布型商品券事業第4弾についてであります。検証の結果といいますか、今回の配布内容については、半分は市内全域で使えるが、半分は地元商店に限るところが特徴的に整理されているという説明でありました。

以上です。

○建設経済常任委員長（九日克典）

イノシシ対策ですが、箱わなでの捕獲が何頭かというのは確認されていないという説明もありました。箱わなのほうが、ジビエ料理にする場合には新鮮度があって、箱わなで捕獲したイノシシのほうが有効性があるということの説明がありました。

ほかに、長崎県では年間1万頭の捕獲があるということで説明がありました。

イノシシ対策は、それ以上の審議はありませんでした。

あと、財部の橋ですが、見た目が15センチから20センチぐらいのH鋼が4本縦に入って、誰が造ったのかということも分かっていないし、ただ、橋りょう用の柵もなくて非常に危険であるということと、ほかにも危険な地域はありますけれども、平成28年に申請して今やっと県のほうの認可が出たということでもあります。

それと、曾於市の産業振興事業補助金交付規則によって、補助残の全額を補助するというので、この橋についての協議は済んでおります。

ほかの橋の協議については出ておりませんでした。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第52号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

—————・—————

日程第9 議案第55号 令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第9、議案第55号、令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第55号、令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

介護予防把握事業から地域支援事業費への組替えについての質疑に対し、これまで医療法人参篤会に委託していた介護予防把握事業の委託業務が終了することから、地域包括支援センターへ委託することとなり、介護予防把握事業の末吉分を組替えを行ったとの答弁がありました。

委員より、介護保険事業は、繰越金を含め財政的に余裕が出てきているので、新たな財政計画を作成するようとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案第55号の令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算には、賛成の立場で意見を添えて討論に参加いたします。

介護保険法は、現在、昨年3月議会において引上げが行われていましたが、第8期の介護保険事業計画に基づいての引上げでありました。結果として、現在、補正段階で1億数千万円以上の剰余金が生じております。

昨年3月、市は介護保険料を15%引き上げましたが、その理由は、給付費の伸びで財源が足りないということでありました。ところが、令和3年度は、給付費の伸びの予測、市当局の3.19%に対して、伸びはマイナスの0.6%でありました。このことだけで、市の説明では、約1億2,000万円の剰余金が生じております。

加えて、15%引上げの結果、昨年1年間だけで新たに一億数千万円の収入の増が見られます。市の説明では、国の交付金も4,000万円だったのですか、新たな収入増が見られます。

今回の補正第1号では、このために令和4年度の繰越金が1億4,344万円増えておりますが、市の説明では最終的には、繰越金といいますか、私の言葉では剰余金であります。市の説明でも2億8,637万円になるとの説明であります。ですから、少なくとも昨年の財政計画にありました市の予測よりも一億数千万円以上、控えめに見て、2億円の剰余金が生じております。今後、この剰余金の基金への積立てだけでなく、介護保険料の引下げを含めて、当初の見誤った資金計画の見直しをすべきだと申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第55号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第53号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第11 議案第54号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第12 議案第56号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第57号 令和4年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第14 議案第58号 令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第10、議案第53号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第14、議案第58号、令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの以上5件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第10、議案第53号から、日程第14、議案第58号まで一括して説明いたします。

日程第10、議案第53号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

まず、特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から420万9,000円を減額し、総額を56億1,701万円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、5ページをお開きください。

今回の補正は人事異動等によるもので、歳入については、一般会計繰入金を420万9,000円減額し、歳出については、国民健康保険総務職員給を420万9,000円減額しております。

次に、日程第11、議案第54号、令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から516万1,000円を減額し、総額を6億4,579万8,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、6ページをお開きください。

今回の補正は人事異動等によるもので、歳入については、一般会計繰入金を516万1,000円減額し、歳出については、後期高齢者医療総務職員給を516万1,000円減額しております。

次に、日程第12、議案第56号、令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から22万9,000円を減額し、総額を6,814万5,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、9ページをお開きください。

今回の補正は人事異動等によるもので、歳入については、一般会計繰入金を22万9,000円減額し、歳出については、生活排水処理職員給を22万9,000円減額しております。

次に、日程第13、議案第57号、令和4年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の19ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額に29万9,000円を追加し、予定額を5億6,548万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、10ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、人事異動等による職員給与費等の増減により29万9,000円追加しております。

次に、日程第14、議案第58号、令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の21ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、下水道事業費用既決予定額に8万円を追加し、予定額を1億9,859万6,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、11ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、人事異動等による職員給与費を8万円追加しております。

以上で、日程第10、議案第53号から、日程第14、議案第58号まで一括して説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

一、二点質問いたします。

ただいま、市長の説明にもありましたように、国保と後期高齢は400万円あるいは500万円の人事に伴う減等、金額は少ないんですが、水道と公共下水道は22万円あるいは公共下水道が8万円の追加ということで、質問の第1点は、職員自体は、全体の数は変わっていないと思うんですが、その全体の数の確認であります。何名体制で、6月の補正段階で正規職員がどうあるのかです。

それと、職員の人事異動に対する、例えば国保あるいは後期高齢が数百万円の減であります、これは育児休暇等が理由であるというふうに解釈、理解していいのかどうかを含めて、水道事業、公共下水道についても総体的な説明を、どなたかまとめて説明してください。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えいたしたいと思います。

まず、職員の全体の数でございますが、現在、職員につきましては、356名でございます。

特別会計ごとに金額が、増減があるという理由でございますが、全体的に申し上げますと、当初予算を組む場合には、1月の中旬から末にかけて取りまとめまして、議会に提案させていただきます。その時点では、4月1日の人事異動については、全くまだ分からないところでありますので、その時点で計算するのは――退職者は分かっております。新規採用職員も、ある程度何人採用する等は分かっております。そこら辺りをおおよその数字で、それぞれの一般会計の、一般会計もいろんな事業費がございます。農業費、総務費、それを当てはめて計算いたします。ただし、4月1日時点の人事異動で、それが全く変わってくる可能性もあります。

特に特別会計につきましては、その対象等の職員が少ないですので、例えば50代のベテラン職員が新規採用職員に替わりますと、そこで数百万円の差が1人だけで

も出てくるということもありますので、その調整を毎年6月議会でさせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

(何ごとか言う者あり)

○総務課長（今村浩次）

はい、そのとおりでございます。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案5件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案5件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第53号、議案第54号及び議案第56号から議案第58号までの以上5件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案5件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第53号、議案第54号及び議案第56号から議案第58号までの以上5件は、原案のとおり可決されました。

—————・—————・—————

日程第15 発議第6号 曾於市議会委員会条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第15、発議第6号、曾於市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○9番（岩水 豊議員）

発議第6号、曾於市議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。令和4年6月24日、曾於市議会議長、久長登良男殿。

提出者、曾於市議会議員、岩水豊。

賛成者、同上、原田賢一郎、賛成者、同上、片田洋志、賛成者、同上、鈴木栄一、賛成者、同上、上村龍生、賛成者、同上、今鶴治信、賛成者、同上、九日克典。

提案理由、曾於市行政組織条例の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

提案内容については、別紙の案を御確認ください。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、発議第6号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論を行います。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、発議第6号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第16 閉会中の継続審査申出について

○議長（久長登良男）

次に、日程第16、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

総務常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

_____・_____・_____

日程第17 閉会中の継続調査申出について

○議長（久長登良男）

次に、日程第17、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決しました。

_____・_____・_____

日程第18 議員派遣の件

○議長（久長登良男）

次に、日程第18、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については、会議規則第167条の規定により、次期定例会まで、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において決定することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において措置することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は、継続中の継続審査とし議決されたものを除き、全て議了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

今回の6月議会におきましては、ハラスメント防止条例を除き、予算と議案を承認していただきました。承認していただいた予算については、特に新型コロナウイルス関係の第4弾の予算を出しております。市民の手元に一日も早く商品券として届くように進めてまいりたいと思います。引き続き、御支援のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上をもちまして、令和4年第2回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時57分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議会議長

曾於市議会議員

曾於市議会議員

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 4 3 号	曾於市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 4 号	曾於市税条例等の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 2 号	令和 4 年度曾於市一般会計補正予算（第 3 号）について	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 4 5 号	曾於市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 6 号	曾於市小学校及び中学校設置並びに管理に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 7 号	曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 8 号	曾於市教職員住宅条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 2 号	令和 4 年度曾於市一般会計補正予算（第 3 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 5 号	令和 4 年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	全会一致 原案可決

建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 5 1 号	曾於市道路線の認定について	全会一致 可 決
議 案 第 5 2 号	令和 4 年度曾於市一般会計補正予算（第 3 号）につ いて	全会一致 原案可決